厚生労働省　平成２５年度セーフティネット支援対策等事業（社会福祉推進事業）

障がい者をはじめとする就職困難者のはたらく場を確保できる入札制度の調査・研究報告書

大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合
（愛称：エル・チャレンジ）

平成２６年（２０１４年）３月

目　次

Ⅰ　調査の概要 1
Ⅱ　調査結果の概要 3
Ⅲ－ⅰ　アンケート調査結果の概要 18
Ⅲ－ⅱ　アンケート調査結果 36
1．公共調達の規模及び契約状況の現状について 36
2．公共調達における「随意契約」について 44
3．障がい者の工賃向上を促進する取り組みについて 76
4．「障害者優先調達推進法」について 87
5．「総合評価入札方式」について 97
6．「公契約条例」について 110
7．障がい者や就職困難者の優先発注に関しての留意点等について 116
Ⅳ－ⅰ　ヒアリング調査結果の概要 121
1．障がい者や就職困難者における公共調達の「随意契約」の活用について 122
2．工賃向上計画や障害者優先調達推進法等について 124
3．総合評価入札方式について 128
4．「公契約条例」について 131
Ⅳ－ⅱ　ヒアリング調査結果（個票） 137
1．横浜市 137
2．相模原市 139
3．静岡県 144
4．京都市 147
5．岐阜県 150
6．山形県 152
7．箕面市 156
8．鹿児島県 160
9．札幌市 165
10．北海道 170
［参考資料］ 174
1．アンケート調査票（都道府県及び人口５万人以上の市町、特別区） 174
2．アンケート調査票（国各省庁及び独立行政法人） 190

Ⅰ　調査の概要

１．目的

本調査は、厚生労働省社会福祉推進事業の補助金を受け実施したもので、全国における公共調達等の実施状況を把握することによって、障がい者や就職困難者の就労機会の拡大につなげる可能性や、そのために必要な制度、施策等を検討することを目的とする。

２．調査方法

①アンケート調査

〇調査対象

国各省庁及び独立行政法人、都道府県及び人口 5 万人以上の市町、特別区
障がい者施策担当、契約担当

〇調査対象数

７３９件

②ヒアリング調査

〇調査対象

アンケート結果から抽出等

〇調査対象数　10 件

横浜市、相模原市、岐阜県、京都市、静岡県、鹿児島県、山形県
札幌市、北海道、箕面市の 10 件

３．調査期間

2013 年 12 月 15 日～2014 年 3 月末日

４．調査方法

①アンケート調査

アンケート調査票の郵送配布・郵送回収

②ヒアリング調査

聞き取り

５．調査実施状況

①アンケート調査

	郵送件数	回収件数	回収率（%）
国	39	5	12.8
独立行政法人	104	28	26.9
都道府県	46	16	34.8
市町村	550	169	30.7
不明	－	2	－
合計	739	220	29.8

②ヒアリング調査

都道府県：５件　　政令指定都市：４件　　一般市：１件

６．留意事項

○アンケート回収率は全体で29.8%とやや低く、これをもって全体の傾向とすることは困難と思われる。

○また、契約締結件数や総契約金額については、回答に空欄や異常値が含まれていることに留意する必要がある。

○今回の調査を通じて、多くの行政機関において、公共調達の正確な状況把握が困難な状況にあることが推測される。

Ⅱ　調査結果の概要

１．はじめに

本調査の問題意識は、総額 70 兆円といわれる公共調達を障がい者をはじめ母子家庭の母及び寡婦、高齢者など就職困難者の雇用や就労の支援に結び付けることはできないか、というものである。その問題意識の発端は、平成 12 年に大阪府において始まった「行政の福祉化」である。これは、財政難の中、新たな福祉施策を実施するのではなく、既存の公共資源を福祉活用することによって障がい者や就職困難者の雇用や就労を支援しようという試みである。

とくに就職が難しい知的障がい者については、公共施設の清掃業務の一部を大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合(愛称:エル・チャレンジ)に政策的随意契約で発注することによって、障がい者の清掃訓練の場を提供し、平成 11 年の設立以来、約 500 人の就職を実現するという画期的な成果を生み出した。これは、近年注目されている「中間的就労」の先駆として位置付けられる取り組みである。大阪府では、こうした取り組みを踏まえ、当該公共施設での障がい者雇用数等を評価する総合評価入札制度を導入し、とりわけビルメンテナンス業界において法定雇用率をはるかに上回る雇用率を達成する企業を輩出する効果も生み出している。

私たちは、この大阪府の「行政の福祉化」の理念を全国の公的機関で展開できないかと提案している。同時に、平成 25 年 4 月に障害者優先調達推進法が施行される背景のもとで、国及び全国の自治体において公共調達を障がい者や就職困難者の雇用・就労支援に結び付ける取り組みの実情を情報収集し、そのアイデアや先進的取り組みに学びたいと考えている。今回の調査は、そのような意図のもとに実施したものである。

人口減少過程(労働力の減少過程)に入ったわが国においても、EU 同様、雇用就労政策の基本が「完全雇用」から「フル就業」、すなわち、高齢者、障がい者、女性の社会参加を促すものに転換されることが大いに予想される。その意味でも、この調査結果を基礎資料として公共調達の政策的活用の議論が活発化することを期待したい。

本調査では、まず、公共調達における契約方法について、一般競争入札、指名競争入札、随意契約それぞれの契約件数、契約額の割合を見る。その後、障がい者、高齢者、母子家庭の母及び寡婦の支援について、①随意契約(1 号、2 号、3 号随契)、②障がい者「工賃倍増 5 か年計画」「工賃向上計画」、③障害者優先調達推進法、④総合評価入札制度、の活用実態を明らかにし、さらに、最近検討が始まった公契約条例についての考え方と進捗状況を見ることとする。

２．平成 24 年度の公共調達の契約状況

物品の契約状況を団体全体で見ると、件数は随意契約が 94.1%と圧倒的に多く契約額では一般競争入札 45.3%、随意契約 40.9%となる。随意契約を多く採用しているのは都道府県以

下の自治体であるが、障がい者や就職困難者の支援に活用しているケースは件数で 0.2%、契約額で 0.3%と極めて少ない。

役務の場合、随意契約が件数の 78.5%、契約額の 64.4%を占めて最も多い。随意契約を障がい者や就職困難者の支援に活用しているケースは、件数で 11.0%(シルバー人材センター 8.9%、障がい者福祉事業所 2.1%)、契約額で 3.2%(同 2.8%、0.4%)であり、物品に比べると多い。

３．随意契約の障がい者や就職困難者支援への活用状況

随意契約を障がい者や就職困難者の支援に活用している団体は、220 団体中 185 団体、84.1%にのぼる。1 号随契を活用している団体は 49.5%、2 号随契は 28.2%、3 号随契は 78.6%で 3 号随契が最も多い。国や独立行政法人ではほとんど活用されておらず、都道府県以下の自治体で多く活用される傾向がある。

・1 号随契活用の対象別では、シルバー人材センター40.5%、母子家庭の母及び寡婦の支援団体 16.4%、障がい者福祉事業所 39.5%である。

・2 号随契活用の対象別では、シルバー人材センター17.7%、母子家庭の母及び寡婦の支援団体 10.9%、障がい者福祉事業所 21.8%である。

・3 号随契活用の対象別では、シルバー人材センター68.2%、母子家庭の母及び寡婦の支援団体 24.1%、障がい者福祉事業所 63.2%である。

3 号随契の具体的内容を物品・役務に分けて見ると、物品について、シルバー人材センター、母子家庭の母及び寡婦の支援団体への発注品目はほとんど記載がなかった。障がい者福祉事業所については、「小物雑貨」、「食料品・飲料」、「事務用品・書籍」等が発注され、1 自治体当たり平成 24 年度契約額の中央値は 83 万円である。役務の内容は、「清掃・施設管理」が圧倒的に多いが、障がい者福祉事業所では「印刷」も多く発注されている。また、1 自治体当たり平成 24 年度契約額の中央値は、シルバー人材センターが 7,099 万円、母子家庭の母及び寡婦の支援団体が 679 万円、障がい者福祉事業所が 388 万円で、シルバー人材センターに重点的に発注されている傾向が見える。

随意契約の契約期間は、「単年度」が圧倒的多数を占めている。また、平成 20 年度と平成 24 年度の契約件数を比較すると、物品では、シルバー人材センター、母子家庭の母及び寡婦の支援団体が「横ばい」が多いのに対して、障がい者福祉事業所では「増加した」が多い。しかし、役務では、シルバー人材センター、母子家庭の母及び寡婦の支援団体が「増加した」と「減少した」が拮抗し、障がい者福祉事業所についても、「増加した」がやや多い傾向があるが、大きく発注構造が変わったとはいえない状況にある。

⇒地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 3 号についての改正点と経緯

・地方自治法 234 条 1 項は、競争によらない方法として随意契約を定め、同条 2 項で、政令に定める要件に該当するときに限り、随意契約ができるとしている。随意契約ができる条件は、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項各号で示されているが、このうち 3 号は 2004 年の地方自治法施行令改正により付加されたものである。

・3号は、障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者）に対する職業訓練や授産を行う施設において製作された物品を自治体の規則で定める手順により買い入れる場合や、高年齢者又は母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体から自治体の規則で定める手続きにより役務の提供を受ける場合に、随意契約を締結できるとしている。
・さらに2008年には地方自治法施行令167条の2第1項3号に規定する対象が拡大され、物品買い入れ契約に限定されていたものを、役務の提供の契約も随意契約とすることができることとなった。

- 公共調達の随意契約の動向は 1 号随契と 3 号随契の活用が多い。なかでも 3 号随契は平成 20 年の地方自治法施行令の一部改正により、障がい者福祉事業所等において「役務」の提供の契約も対象とされ、活用は増加傾向を表している。3 号随契は工賃倍増 5 か年計画、それに続く工賃向上計画、さらに障害者優先調達推進法（以下調達推進法と称する）の施行と国の「福祉から雇用」への施策推進を反映し、積極的な活用がみられる。なかでも、共同受注窓口が 3 号随契で規定する「これらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者」の認定を受けると、障害者就労施設等からの直接調達に加えて共同受注窓口を通した発注も増加し、「障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図る」（調達推進法第 1 条目的）ことができることから、その活用はますます増加傾向を示すであろう。
- 他方 2 号随契は最も少ない活用状況にあるが、2 号随契の「その他の契約でその性質又は目的が競争入札になじまないもの」を適用し「政策的随契」として活用する事例もある。その先駆はエル・チャレンジ（大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合）である。「働く意欲は、働くことから」を提唱し、大阪府が地方自治法及び施行令（2 号随契）を活用した「政策的随意契約」で「就労の場」を、ビルメンテナンス協会が清掃技術のノウハウを提供することで画期的な「中間労働市場」を創出している。大阪府箕面市でも 2 号随契を政策的随意契約として位置づけ、都市公園花壇管理事業を障がい者等就職困難者の働く場として活用している。そこには「価格のみでなく障がい者等の就労支援という社会的価値の実現」（契約課）と、公共調達を政策目的の実現と捉えている。
- 3 号随契では「物品」で障がい者等就職困難者は契約件数が多いものの、契約金額は総じて少額であるのに対し、「役務」でシルバー人材センターが契約件数及び契約金額とも圧倒的に高く、障がい者等就職困難者の就労を促進する上において、「調達する側としては、難しい状況」になっている。シルバー人材センターは就労を通じての高齢者の生きがいづくりが中心であるが、実体的には、臨時的、短期的な就労の範囲をこえるような就労や、雇用の形態になりつつあるといった状況にあり、それが公共調達市場に反映している。こうしたなかで、静岡県では障がい者等就職困難者の就労の場づくりや創出に取り組んでいるものの、公共調達

市場でシルバー人材センターや中小企業等との競合が背景にあることから、「障がい者への就労を確保するため、建物維持管理の発注にあたり、業務を受託した場合、一部業務を障がい者福祉事業所等に再委託することを仕様書、契約書に明記している」。いわば障がい者等就職困難者とシルバー人材センターとの業務の棲み分けによる“競合から共存”に取り組んでいる。こうした競合と共存とともに障がい者等就職困難者の就労への緊急性、社会性を踏まえると、民間からの受注も多いシルバー人材センターよりも障がい者等就職困難者の働く場づくりや創出を優先して活用していくべきであるともいえる。

４.「工賃倍増計画」「工賃向上計画」の取り組み

国が「成長力底上げ戦略」の一環として打ち出した障がい福祉事業所で働く障がい者の工賃向上を目的とする「工賃倍増計画」(平成 19～23 年度)、「工賃向上計画」(平成 24～26 年度)を機会に各自治体がどのように取り組んだかを見る。

民間企業から障がい者福祉事業所への発注を促す取り組みを行っているのは自治体全体の 32.8%。都道府県が最も熱心に動いており 93.8%にのぼる。

官公需の障がい者福祉事業所への発注を行っているのは自治体全体の 51.6%。都道府県では 100%、政令指定都市・特別区では約 60%、中核市と一般市町では約 40%である。

公益性の高い団体等から障がい者福祉事業所への発注を促す取り組みを行っているのは自治体全体の 14.0%。都道府県が 37.5%と最も進んでいるが、この分野での取り組みはまだあまり進んでいない。

ヒアリング調査でみる主な活動、そして活動からみられる課題は次の通りである。

＜活　動＞

- 山形県では事業所に専門家（アドバイザー）の派遣や、インターネット(楽天)を活用した複数事業所の製品販売などにより、障がい者福祉事業所の製品の販路拡大を支援している。アドバイザー派遣は平成 24 年度 2 件だったが、平成 26 年度には 3 倍の 6 件となり、それにともないアレルギー除去商品としての菓子の商品開発や平成 25 年度事業では商品の販売へと至っている障がい者福祉事業所も出てきている。
- 札幌市では受注調整等を行うセンター機能を有する「元気ジョブアウトソーシングセンター」(以下元気ジョブと称する)が、障がい者就労施設等が提供可能な印刷物の製造請負、清掃等の役務提供サービスについて、企業や官公庁へ営業し、障がい者の工賃向上を図っている。元気ジョブは印刷・封入・清掃など様々な作業や業務を行っている施設を代表して、民間企業や官公庁への営業や、発注された作業・業務の施設への振り分けとともに、質的レベルの向上などセンター機能の役割も果たしている。また、市では障がい者就労事業所等で製作した製品を常設

で販売する「元気ショップ」や「元気ショップいこ～る」の運営に対し「障がい者協働事業」として運営経費の補助を行っており、「福祉的就労から一般就労、いずれは特例子会社へと発展」の構図を描いている。

- 静岡県では授産品を繰り返し購入するなど、障がいのある人が、「働く」ことをボランティアで応援する『しずおか授産品応援サポーター』を創設、県全体で障がい者の「働く」を支援する環境づくりを行っている。応援サポーターは目標 7,000 人で、現在 3,400 人余りがサポーターとして登録している。登録すると「工事」の総合評価入札法式での評価項目、公共評価で、サポーター登録が評価点の加算点として評価されるなど入札契約制度とリンクさせている。

こうした活動に対して、次にような課題が上がっている。

＜課　題＞

- ✔ 販路は拡大しつつあるが、ノウハウの有する人材を雇用することが困難なため、民間企業との連携や売れる商品づくりが難しい。
- ✔ 優先調達推進法の施行により、公共調達への障がい者福祉事業所の期待度が高まったものの、「やってくれる」といった行政依存意識があり、また、受注者側のニーズに対応した商品提供や納期などに対する不安がある。
- ✔ 発注者の自治体等において、どのような製品サービスを提供できるかが分からない、また、障がい者福祉事業所などがどのような需要があるのかわからないといった、双方の情報不足がみられる。
- ✔ 共同受注窓口は量や質の担保のみならず、成功事例の共有など各障がい者福祉事業所の質の向上にも貢献するなど支援効果が高いとしているが、対費用効果等を考えると必ずしも有効な支援策とはいえないこともある。
- ✔ 工賃向上の今後の取り組みについては、国の工賃向上計画の補助金額が縮小傾向にあるなかで、財政は事業展開の必要性は認めているものの、県単費では展開できないことから、事業の継続性が担保できない可能性もあり、取り組みの根本的な見直しを検討せざるを得ない状況にある。

５．障害者優先調達法

平成 25 年 4 月に施行された障害者優先調達法に基づいて、調達方針を定めている団体は全体の 60.0%。国、都道府県、政令指定都市の動きが先行している。

そのうち、目標額の設定方法について、「前年度を上回る額」が 60.5%を占め、「とくに目標値を定めない」という回答も多い。

公契約の参加資格について、「定めている」は 28.2%で、具体的には、国の全省庁統一資格とそれに準じるケースが多い。都道府県以下では、障害者雇用率を参加資格または加点対象とするケースがある。

調達推進のための体制について、庁内の連絡・調整の場をつくっているのは 21.0%。体制整備が進んでいるのは、国、都道府県、政令指定都市である。

ヒアリング調査では、3 号随契など入札契約制度の適用などを、主な対応策としている。その一方では、中小企業振興と高齢者の雇用促進などとの施策の競合化といったことが課題として残されている。

＜主な対応策＞

- 共同受注窓口を 3 号随契の対象として認定で対応

  障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、調達方針で共同受注窓口を 3 号随契の対象として認定し、福祉施設からの直接調達に加えて共同受注窓口を通した発注も増加するように取り組みを進めている。

- 既存制度の改正と新たな制度の創設で対応

  優先調達推進法施行によって、物品調達優遇制度の対象に「役務」を新たに加えるとともに、少額随契については、制度の登録を行っていない障害者就労施設等が供給できる物品、印刷、役務の選定についても配慮するようにした。また、山形県障がい者雇用優良事業主認定事業(平成 25 年 11 月に新設)で、優良事業主に認定された障がい者雇用推進事業主は、県が随意契約により物品を調達する場合、物品等の選定に配慮するなど、新たな制度を創設して対応している。

- 調達する仕組みを簡素化と契約検査課と障害福祉課との協力体制の確立

  障がい者就労事業所等から物品等の調達を促進するために、①契約（発注）手続きに優先調達の手順を組みこむ、②随意契約できる金額の範囲内は、障がい者就労事業所 1 者から見積徴取で契約できるようにする、といったことにより、障がい者就労事業所等から優先的・積極的に購入している。またこの方針に基づく庁内周知の担当課は契約検査課、障害者事業所等との調整の担当課は障害福祉課と契約担当と障害関係担当との協力体制で実施している。

６．総合評価入札方式

総合評価入札方式を導入している団体は都道府県、政令指定都市、特別区、中核市を中心に 72.7%である。「工事」で活用している団体が 145 団体 65.9%で最も多く、「役務」が 44 団体 20.0%、「物品」が 20 団体 9.1%となっている。

契約件数と契約額について、「物品」で回答があったのは大半が独立行政法人で、契約件数の中央値は 1 件、契約額の中央値は 2,730 万円である。「役務」で回答があったのは独立行政法人と大阪府内自治体が大半で、契約件数の中央値は 4 件、契約額の中央値は 11,025 万円である。

障がい者及び就職困難者に係る評価項目を設定しているのは、「物品」においては、一般市の 1 件のみ。「役務」においては 9 団体が設定している。「工事」においては、「障がい者」について 43 団体が設定している。政令市、中核市、一般市でその傾向が強い。

総合評価入札方式を活用している 160 団体が重視する項目について、技術的評価では、「業務実績」が最も多く、次いで「業務体制」、「品質保証」となっている。公共評価では、「福祉的配慮」、「災害時の業務体制や貢献実績」が最も多く、次いで「地域事業者の優先」、「ボランティア等地域貢献実績」、「環境への配慮」と多岐にわたっている。「福祉的配慮」の具体的内容を見ると、「障がい者雇用率」が圧倒的に多く、次いで「就職困難者の新規雇用者数」、「障がい者雇用を実現するための支援体制」となっている。また、総合評価入札の労務単価の積算に障がい者や就職困難者の支援コストを含んでいる団体は、実質的に大阪府のみと推察される。

総合評価方式は、価格と価格以外のその他の条件から総合的に判断して落札者を決定することから、価格と価格以外のその他の条件のどちらを重視するか、また価格以外のその他の条件について、どのような評価項目とするかが重要となっている。

障がい者等就職困難者の就労の場づくりや創出のために総合評価入札方式を導入している地方公共団体は、「工事」と「役務」のと 2 つに分類できる。前者「工事」の導入例は鹿児島県、山形県で、障がい者等就職困難者のなかで保護観察対象者等を雇用する企業に対し評価点の加算点としている。後者「役務」での導入例は箕面市、北海道で、障がい者等就職困難者の就労の場づくり・創出を目的とする政策を実現するため総合評価入札方式を導入している。

鹿児島県では「工事」(1 億円以上 3 億円未満の一般土木工事)での総合評価入札方式において、『障がい者等就職困難者の雇用』を評価項目とし、加算点で評価している。ここでいう障がい者等就職困難者は、障がい者をはじめ保護観察対象や若年の就職困難者であり、対象は鹿児島県協力雇用主会または、ＮＰＯ法人鹿児島県就労支援事業者機構への登録を対象としている。建設工事入札の参加資格そして技術資料提出の段階において障がい者等就職困難者の雇用を加算点として評価しているこのえある。また、「山形県」においても本県と同様に、「保護観察または更生緊急保護の対象者の雇用」については、地域における社会貢献活動として、『協力雇用主として保護観察所に登録し、直前 2 年間に事業所見学会の受け入れ、職場体験講習の受け入れ、「保護観察」又は「更生緊急保護」の対象者の雇用（トライアル雇用を含む）いずれかを行った場合』に 2 点を加点している。ただ、こうした障がい者等就職困難者の就労の場づくり・創出は「刑務所等・保護観察所と公共職業安定所との連携不足」を総務省が勧告するなど、一歩を踏み出したに過ぎないといえる。

「役務」での総合評価方式を障がい者等就職困難者の就労の場づくり・創出とコスト削減で導入しているのが大阪府箕面市である。総合評価入札方式の評価項目には、企業

の経営状況や実績、能力とともに、地域に関する項目、雇用に関する項目が設定されており、全体的に地域性を強調されたものになっている。「雇用に関する事項」のうち「障がい者雇用率」とともに「就職困難者の雇用」を評価項目とし、いずれも最高で評価点として5点を加算点としている。就職困難者は「ひとり親の親、60歳以上の高齢者、箕面市地域就労支援センター等からの紹介、箕面市に避難している東日本大震災の被災者など」となっている。

総合評価方式の特徴的なことは、「障がい者等就職困難者の雇用」を評価項目に加えたこととともに、「各公共施設の委託業務の一括化したコストダウンを図る」政策目的を実現するために『希望業務選択方式』による総合評価入札を導入したことにある。

同じ「役務」での導入例である北海道は「委託業務」で、『企業の障がい者就労支援認定』の取得促進と総合評価入札方式をリンクさせて障がい者等就職困難者の就労の場づくり・創出を図っている。『北海道障がい者条例』に基づく「障がい者就労支援企業認証」の取得を促進するための優遇措置として、委託業務等（庁舎清掃、警備、ボイラー運転等）の入札において、価格要素だけでなく、企業認証に係る障がい者就労支援の貢献度（認証ポイント）等を加え総合的に評価し、落札者を決定する総合評価方式を試行的に導入している。「障がい者就労支援企業認証制度」は、北海道障がい者条例に基づき制度化されたものであり、授産製品の優先調達や障がい者の多数雇用など、障がいのある人の就労支援に積極的に取り組む企業等を、一定の基準によりポイント評価(認証ポイント)し、「障がい者就労支援企業」として認証する制度である。

評価項目は『1.就労貢献要素』と『2.技術的要素』に分かれ、「就労貢献要素」(13点)は障がい者雇用率2.0%以上を必須条件とし、その上で①障害者雇用率、②授産製品等の販路拡大、③授産事業所への優先発注、④障がい者の職場実習、⑤障がい者の職場定着（平均雇用継続期間）などで、障がい者等就職困難者に特化した項目が際立っている。「技術的要素」は企業の履行実績、自主検査体制の整備状況などに加えて、権利擁護の姿勢（相談体制、労働者の賃金の水準)」を評価項目として設けられており、「労働者の賃金の水準は、現に発効中の北海道最低賃金を超える額を支払うことを誓約している」とと、労働報酬の下限を設定している。

７.「公契約条例」について

公契約条例の制定状況を見ると、「既に制定している」は5自治体2.7%にとどまっているが、「案は策定したが議会で未承認」0.5%、「現在検討している」7.5%で、さらに、他自治体の動向を注視しながら研究しているという回答が多くみられ、公契約条例に対する検討が浸透し始めている様子がうかがえる。

公契約条例の制定に取り組んでいる 20 自治体について、その特性を聞くと、「公共政策（品質の確保等）の実現」が 40%を占め、次いで「労働条件の確保、公共政策の両方」、「労働条件の改善」となっている。

公契約条例と障がい者や就職困難者の雇用促進との関係については、「公契約条例で制度化した方が行いやすい」との回答は一般市の 10 自治体 5.4%にとどまり、「既存施策で十分」、「総合評価で十分」とする回答が多くを占めているが、「その他」「無回答」が多く、公契約条例に対する評価が定まっていないことを示している。

千葉県野田市の「野田市公契約条例」の制定以来、自治体における公契約条例の制定や検討が続いている。その背景には「入札契約による競争性・公正性等の確保」「過度な企業間競争による品質低下等の防止」「談合等の排除」「地域経済の活性化」「地元企業の育成」「労働環境の改善」など、様々な状況がある。

条例のスタイルは、大きく「労働条件の改善を主眼とするタイプ」と「広く公共政策の実現を目指すタイプ」に分けることができる。前者は、公契約に係る業務に従事する労働者に対し、報酬下限額を義務付けることにより、官製ワーキングプアの防止や労働条件の改善等を目指すものであり、野田市や川崎市、相模原市などがこのタイプである。（ただし、野田市と川崎市の大きな違いは、野田市が「市長が別に定める賃金の最低額以上の賃金を払わなければならない」（野田市公契約条例第6条）と定めていることに対して、川崎市は「作業報酬下限額」のみを定め、支払義務は契約書の契約条項の中で定めている）。後者は公共調達やそれに係る入札契約制度に関して、基本的な理念や考え方、発注者・受注者の責務を明確にし、公共調達によって、履行品質の確保、地域経済の発展、優良企業の育成、環境保全などの様々な公共政策の実現を目指すものであり、山形県や高知市などである。「広く公共政策の実現を目指すタイプ」としての山形県、「労働条件の改善を主眼とするタイプ」として、相模原市、札幌市そして料タイプを踏まえ、公契約条例を検討している。

（1）山形県･･･労働環境について規定した全国初の「山形県公共調達基本条例」

- 条例制定の意義

  本条例は賃金に関する規定はない。また建設工事に限定したものであるが、公共調達や入札契約制度に関しての基本理念、落札基準の考え方などを明確に提示している。総合評価入札の導入にあたっては、その手続きを行政内部で策定される要綱や規則で定めているが、「山形県公共調達基本条例」は条例という法形式で議会の議決で制定していることにある。

- 条例の特徴

  特徴の第 1 は、第 1 条（目的）で、公共調達の品質、価格の適正を確保することが入札契約制度の本来の目的であると、入札契約制度の目的を明確にしている。第 2 は基本理念のなかで、「入札契約制度は建設業者等の技術のほか、その法令の

遵守状況、環境保全に関する対策、建設工事等に従事する者の安全衛生及び福利厚生に対する取組並びに地域における社会貢献活動についても、適切に評価し、当該評価を入札及び契約の過程において適切に反映するように配慮したものでなければならない」（第 3 条 5 項）と建設工事に限定されているが落札基準の考え方を示していることにある。

(2) 相模原市･･･労働報酬下限額を決めた「相模原市公契約条例」

- 条例は「川崎市契約条例」を参考に制定されており、その特徴は労働報酬下限額の設定にある。

・H24 年度労働報酬下限額（1 時間当たりの労働報酬の下限の額）
　工事請負契約：公共工事設計労務単価の 90%
　業務委託契約：885 円（生活保護規準を参考）
・対象契約の範囲
　工事請負契約：予定価格 3 億円以上
　業務委託契約：予定価格 1000 万円以上
　（対象業種　：庁舎等の警備業務、清掃業務、設備運転監視業務、案内業務）
・対象労働者の範囲
　工事請負契約：公共工事設計労務単価に掲げる職種に係る作業に従事するものとして、当該契約に係る作業に従事する者　※一人親方も含む
　業務委託契約：当該契約に係る作業に従事する者

労働働報酬下限額にあたっては、「最低賃金法との整合性」、「予定価格の適正な積算基準の確定」、「条例適用の契約の従事者とそれ以外の労働者との賃金格差」「同一労働同一賃金の原則との整合性」などが議論され、決定されたものである。

条例施行後の業界の対応は、「現状では公共工事設計労務単価の 90%は厳しい、業務委託の 885 円は高い」といった半面、「労働報酬下限額に対しては、業務委託契約では予定価格 1,000 万円以上のラインを取って欲しいという業界の声がある。なぜなら､同じ市の中で 1000 万円以上と以下といった条例の対象になるかならないかで、同じ業務でありながら賃金格差が生まれるから」といった意見がある。

(3) 京都市･･･「公契約基本条例」の制定を目標にして調査研究

- 条例検討の背景

　平成 24 年３月に策定した「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画において、市内中小企業の受注機会の拡大や適正な労働条件の確保などを総合的にめざす「公契約基本条例」の制定を明記したことにある。

- 条例検討の項目

　実施計画策定時に想定した公契約基本条例は、大きくは『市内中小企業の受注機会の拡大＝地元雇用の創出』と『契約を通じた多様な社会的価値の実現』にある。基本条例の目標は公共工事・サービスでの市内中小企業の受注機会の拡大、適正な労働条件の確保、地元雇用の創出、本市との契約を通じた「環境にやさしい都市づくり」や「真のワーク・ライフ・バランス」等の社会的価値の実現などを総合的にめざすことである。

- 条例制定に向けての検討事項

  条例制定にあたって、「市内中小企業の受注機会の拡大」「適正な労働条件の確保」「契約を通じた多様な社会的価値の実現」「公契約基本条例と並行して行うダンピング対策」の４つの検討事項を提示している。なかでも「適正な労働条件の確保」での検討事項は、「野田市」「川崎市」そして相模原市で議論されてきた事項を網羅している。

  「適正な労働条件の確保」についての主な検討事項

  - 最低賃金法との整合性や最低賃金法を上回る条例規定の必要性
  - 条例適用の本市工事や業務は、市内全体に占める割合がわずかであるため、民間を含めた市内の工事や業務の労働者の賃金引上げへの効果
  - 労働者の賃金が上昇することにより、経営が圧迫され、雇用削減などにつながる危険性
  - 経営圧迫しないような賃金の最低額の設定方法その前提として、予定価格の適正な積算基準の確定
  - 条例適用の契約の従事者とそれ以外の労働者との賃金格差による労働者選別の危険性や、同一労働同一賃金の原則との整合性
  - 賃金等に係る台帳の整備等による受注者の事務の増加。事務経費のための契約金額の増額
  - 賃金の最低額決定に係る詳細な調査・手続きや賃金等に係る台帳の確認等による本市コストの増加。

(4) 札幌市･･･議会で否決になった「公契約条例案」

- 条例案は相模原市をモデルに構成されており、その概要（条例の主な構成）は次のようになる。

  ・条例の目的と公契約

  目　的･･･公契約に係る基本的な事項を定めることにより、従事する労働者の適正な労働環境の確保を図り、それを通じて事業の品質を確保する。

  公契約･･･工事に係る請負契約その他の請負契約と清掃、警備等に係る委託契約

  ・市及び公契約の相手方となる者等の責務

  ・一定の範囲の公契約に係る事業に従事する労働者に対して、一定金額以上の作業報酬が支払われなければならないこと。

  工事請負契約は予定価格5億円以上（プラント工事については2億円以上）の契約、業務委託契約は予定価格1,000 万円以上で、一定の業務（施設清掃、施設警備、設備運転監視）を対象とする。

  ・その対象となる契約及び労働者の範囲

  労働基準法第９条に規定する労働者、「一人親方」

  ・作業報酬を設定する際に考慮する基準

- こうした公契約条例案に対して業界等からは、「公契約条例制定よりも低入札対策や入札契約制度の改善を優先すべき」、「賃上げによる経営への圧迫」「同一内容の業務を行う、条例対象外の労働者との賃金格差」「事業者の事務負担の増加」「下請や孫請けを含めた条例の実効性の確保に疑問」などの反対意見が出された。その結果、市議会で否決された。

８．障がい者や就職困難者の優先発注に関しての留意点等

公共調達の賃金の下限設定については「最低賃金法に準ずる」が 28.6%と最も多く、「その他」「無回答」が圧倒的に多い。

また、障がい者や就職困難者の雇用や働く場をつくるために、当事者団体との「意見交換や連携を行っている」のは 27.3%。「意見交換や連携を行っていない」の 45.5%を大きく下回っている。

９．まとめ

一般に、公正な競争と安価な調達を担保するとの観点から、公共調達において低価格自動落札型一般競争入札を優先する志向が強い。しかしながら、この方式は過当な低価格競争につながり、当該現場で働く人々の労務単価を不当に切り下げ、品質の低下を招く事態を生み出した。そのため、国をはじめ多くの行政機関において、品質の担保や労働条件の確保を目的として、最低価格の設定や総合評価一般競争入札を導入する等、公共調達のあり方や公共サービスの民営化のあり方をめぐる議論が活発になっている。

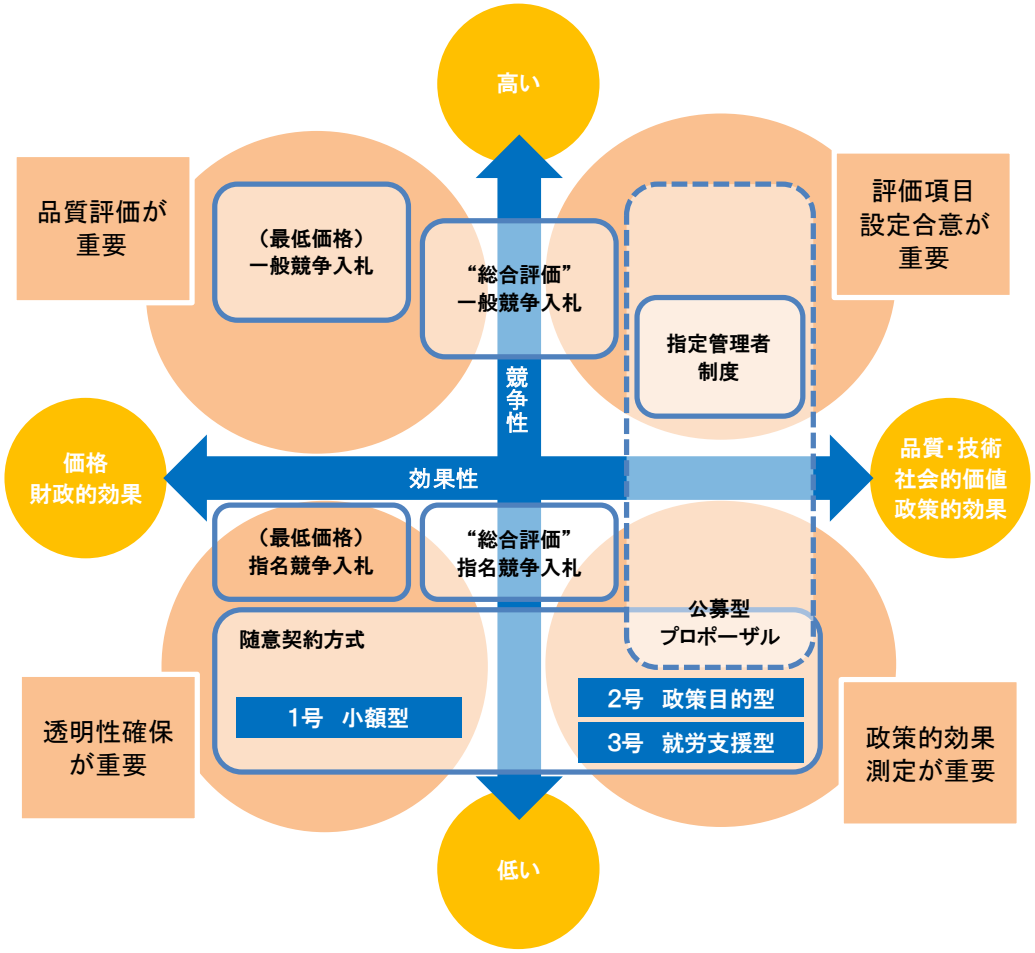

一方、そうした議論の過程で、公共調達を通じて障がい者や就職困難者の雇用・就労の機会を創出する試みも進んできた。私たちはこの取り組みをさらに推し進め、公共調達において、わが国の大きな課題である障がい者や就職困難者の雇用・就労の確保・創出への取り組みを優先事項の一つに採用すべきであると考える。

その意味で、まず随意契約(1号・少額随契、2号・政策目的随契、3号・就労支援目的随契)の活用実態が注目される。今回の調査では、1号随契を障がい者や就職困難者の就労に活用している団体は47.3%、2号随契は25.5%、3号随契は74.5%であるが、契約額全体で見ると、物品の契約額で0.3%、役務の契約額で3.2%と、まだまだ障がい者や就労困難者への発注のウェイトが低いことが明らかになった。

1号随契は、少額案件を対象としているが、障がい者や就職困難者の就労に活用できる仕組みを考える必要がある。

2号随契は、大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業組合(愛称:エル・チャレンジ)の実例があるように、共同受注窓口という受け皿をつくり、公共調達の受注を通じて、大きな規模で障がい者や就職困難者の雇用・就労機会(「中間的就労」)を創出する可能性をもっており、もっと活用が検討されるべきである。

3号随契は、シルバー人材センター、母子家庭及び寡婦の支援団体、障がい者福祉事業所への発注を目的としている。最近5年間を見ると、シルバー人材センターと母子家庭の母及び寡婦の支援団体への発注が「横ばい」であるのに対し、障がい者自立支援法施行の影響もあって障がい者への発注に取り組む自治体が若干増えている。しかし、その契約額ではシルバー人材センターが未だ圧倒的に多い。就労支援の緊急性を考えれば、公共調達は、民間からの受注も多い高齢者の生きがいづくりよりも障がい者や就職困難者の雇用・就労の機会づくりを優先して活用すべきであると考える。

また、平成19年度から始まった「工賃倍増5か年計画」や「工賃向上計画」を通じて、都道府県を中心に、障がい者福祉事業所の経営ノウハウ支援や販路開拓支援が展開され、官公需、民間企業、公益団体の順で、啓発や発注促進の活動が展開されていることが明らかになった。さらに、平成25年度に施行された障害者優先調達推進法によって、すでに60%以上の自治体が取り組みを開始しており、この傾向が促進されることが推測される。

総合評価入札方式を採用する行政機関は70%を超えている。その中で、工事、役務を中心に、障がい者や就職困難者に係る評価項目(障害者雇用率)を導入している団体も一定数見られる。今後、大阪府内自治体が採用している障がい者や就職困難者を支援するコストを労務単価の積算基準に反映する等の取り組みが広がることを期待したい。

公契約条例については、先行する自治体が出始めているが、その主眼は、賃金の下限を定めるところに置かれており、大半の自治体では未検討で、議論の端緒の段階にあるといえる。今後、議論が広がり、公共調達が公共政策実現の一環として、障がい者や就職困難者の雇用・就労の機会として生かされることを願うものである。

【厚生労働省社会福祉推進費補助金事業委員会の意見要旨】

平成 26 年 3 月 28 日

○公共調達を就労支援の面から考えると、歴史的な背景を時系列に考える必要がある。随意契約において、かつては高齢者の生きがいづくりがテーマであった。その次に障害者自立支援法ができ、障がい者福祉事業所の支援が必要になり、3 号随意契約ができた。しかし、調査で明らかなように、現在シルバー人材センターへの発注が圧倒的に多い。この現状を変えないと、障がい者福祉事業所への発注は増えない。

○シルバー人材センターは就労弱者ではない。民間で仕事を確保しているケースもある。公共調達を使って支援をする必要があるのか。発注を減らすか、シルバー人材センターと障がい者福祉事業所が共同で受注するか、あるいは高齢者が障がい者と一緒に働く方向性を追求し、シルバー人材センターで障がい者を雇用する等、時代に合った工夫が求められる。

○今回の調査では、障がい者や就職困難者の雇用や働く場をつくるために当事者団体との「意見交換や連携を行っている」という回答は 27.3%にすぎない。そもそも 3 号随契の効果測定がなされていないのではないか。審議会方式でチェック体制を作る必要がある。評価・検証システムのない随意契約は意味がない。

○1 号随契の活用も有効だ。大きなものを追わず少額随契を重ねるアウトソーシングセンターのような受け皿を作る発想も必要だと思う。障がい者福祉事業所へは納期などを考慮するとともに、どのような業務があるのかを洗い出す必要がある。

○3 号随契に偏りすぎている。2 号随契をもっと活用できないか。2 号随契の要件を知り、目的が競争がふさわしくないということをどう説明するかが課題。2 号随契マニュアルを作り、担当官が説明できるようにすることが必要だ。

○安ければ安いほどよいといった時代は終わった。平成 17 年に公共工事品質確保法ができた。価格中心ではいけない、ということに建設が気付いた。最低価格自動落札一般競争入札から総合評価一般競争入札方式を進めないといけない。

○大阪の総合評価入札は障がい者の就労支援が切り拓いた。そこに地域就労支援事業が絡んで就職困難者にも広がり、ホームレスも評価項目に入った。労働条件や 3 年契約等、どんどん評価項目をチェックして変えてきた。

○次は、社会福祉法人等の公益法人の調達施策をチェックする必要がある。

参考―障がい者等就職困難者に係る就労雇用施策等

年代	就労雇用施策
1980年代	地方自治法改正 令167条の2の1項1号で随意契約によることができる場合の額の改定
1986年	高齢者等の雇用の安定などに関する法律
1999年2月	地方自治法施行令の一部改正(167条の10の2を新設) 総合評価入札方式導入
2000年11月	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 （入札契約適正法）
2002年	自治法施行令の改正（令167条の10、10の2） 低入札価格調査と最低制限価格制度の対象に「製造その他についての」を追加
2003年	地方自治法改正　指定管理者制度
2004年11月	地方自治法施行令改正 長期継続契約に関する令167条の17を新設 令167条の2第1項3号 障がい者（物品）シルバー（役務）、母子（役務）
2005年3月	公共工事の品質確保に関する法律 （公共工事品質確保法）
2006年4月	障害者自立支援法
2008年3月	地方自治法施行令167条の21項3号の改正 地方団体の随意契約について、その対象となる契約として障害者施設等から物品を買い入れる契約のほかに新たに役務提供を受ける契約を加えることとする
2009年7月	公共サービス基本法施行
2011年8月	障害者基本法の一部改正
2013年4月	障害者優先調達推進法 障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進する

Ⅲ－ｉ　アンケート調査結果の概要

１．調査概要

(1)回収状況

調査対象及び回収状況は下記のようになっている。

	郵送件数	回収件数	回収率（%）
国	39	5	12.8
独立行政法人	104	28	26.9
都道府県	46	16	34.8
市町村	550	169	30.7
不明	－	2	－
合計	739	220	29.8

(2)調査結果の留意点

⇒回収状況から、多くの行政機関において、公共調達の正確な把握が困難な状況にあることが推測される。

- 公共調達の規模及び契約状況の現状について」での契約締結件数や総契約金額について、①行政機関の回答の空欄が目立つ、②数字が官庁全体のものと福祉部門単独のものが混在しているなどが、顕著にみられることから、公共調達の市場の全体像を把握することはかなり困難が伴うことが明らかになった。このことは、公共調達の規模を把握するうえで、行政機関に統一した基準がないこと、また行政機関内においても、全体として公共調達規模を把握していないことが推測される。

２．調査結果

１．公共調達の規模及び契約状況の現状

貴団体の公共調達（物品・役務）の現在の契約状況についてお聞きします。平成 24 年度の会計年度の公共調達の「物品」「役務」における、「一般競争入札」「指名競争入札」「随意契約」それぞれの総契約締結件数及び総契約金額をご記入ください。また随意契約については、そのうち「シルバー人材センター」、「障がい者福祉事業所」の総契約締結件数、総契約金額をご記入ください。

(1)物品

○団体全体で採用状況を見ると、一般競争入札 46.6%、指名競争入札 71.7%、随意契約 86.4%を採用している。件数は随意契約が 94.1%と圧倒的に多く、契約額は一般競争入札 45.3%、指名競争入札 13.8%、随意契約 40.9%である。これは契約案件あたりの単価が影響しているものと考えられる。

○随意契約を多く活用しているのは、都道府県、特別区、中核市、一般市であり、国、独立行政法人、政令市ではやや少ない傾向にある。

○随意契約について障がい者や就職困難者の働く場との契約状況を見ると、件数で0.2%(シルバー人材センター0.1%未満、障がい者福祉事業所0.2%)。契約額で0.3%(それぞれ0.1%、0.2%)で全体として、随意契約を通じて障がい者や就職困難者の働く場を確保する現状にはないといわざるを得ない。

○団体別にみると、国ではシルバー人材センターや障がい者福祉事業所との契約は見られない。都道府県以下の自治体では、少ないながらも、シルバー人材センターや障がい者福祉事業所を随意契約の対象とするケースがある。

団体における入札方法の内訳

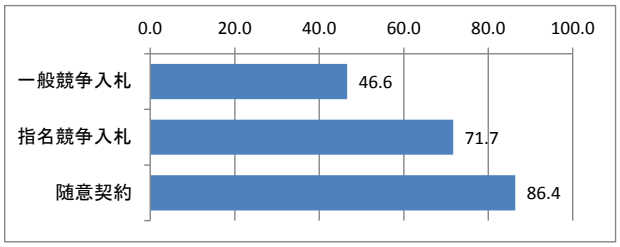

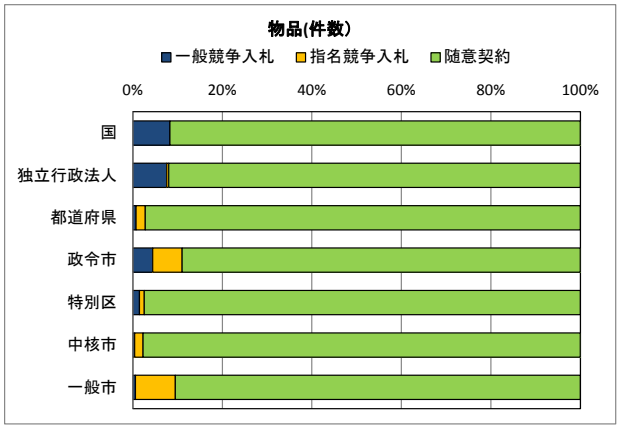

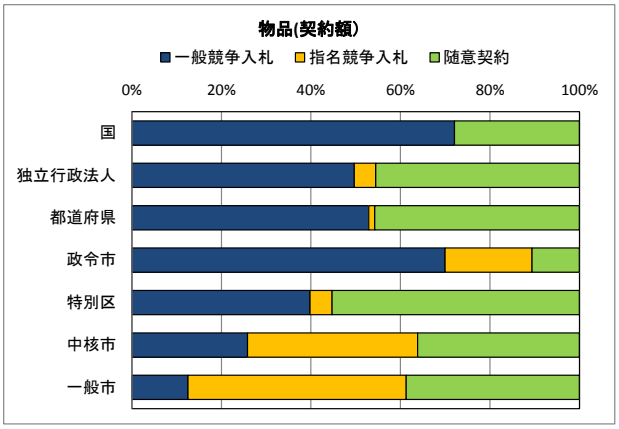

(2) 役務

○団体全体で採用状況を見ると、一般競争入札 42.7%、指名競争入札 60.0%、随意契約93.5%となっている。件数は随意契約が78.5%を占め、契約額は一般競争入札16.1%、指名競争入札19.6%、随意契約64.4%となっている。

○傾向を見ると、国と独立行政法人で一般競争入札を採用する割合が高く、都道府県、政令市、特別区で随意契約を採用する割合が高い。中核市、一般市では指名競争入札の採用が目立つ。

○随意契約について、障がい者をはじめとする就職困難者の働く場づくりの状況を見ると、件数で 11.0%(シルバー人材センター8.9%、障がい者福祉事業所 2.1%)、契約額で3.2%(同じく 2.8%、0.4%)となっており、物品に比べてやや多い傾向にある。

○団体別にみると、件数では政令市と一般市でシルバー人材センター、障がい者福祉事業所との契約が 2 割前後あり、就職困難者の働く場づくりに積極的な様子がうかがえるが、契約額では1割未満となっている。

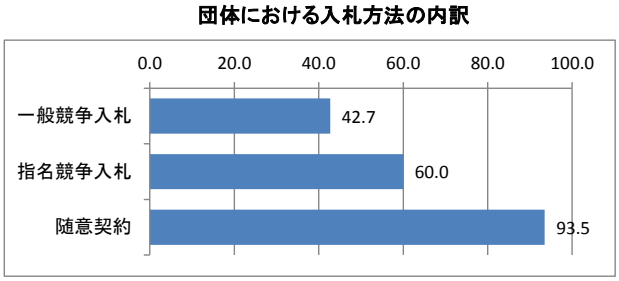

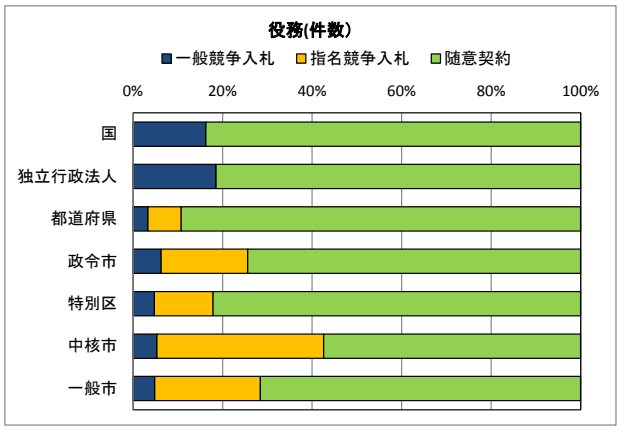

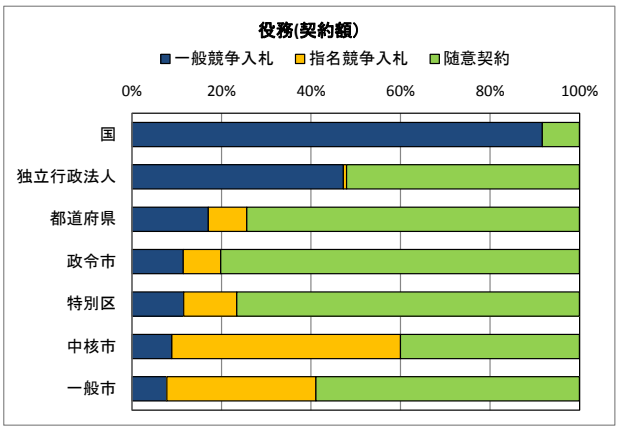

２．公共調達における「随意契約」について

（１）地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 1 号（以下 1 号随契と称します）を活用していますか。

○全体で見ると、1 号随契を就職困難者の就労支援のために活用している団体は 47.7%、活用を検討している団体は 1.8%である。

○対象別に見ると、シルバー人材センター 40.5%、母子家庭の母及び寡婦の支援団体は 16.4%、障がい者福祉事業所 39.5%となっている。

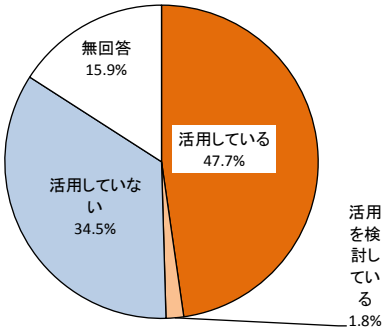

○シルバー人材センターを対象にしているのは都道府県、中核市、一般市町が多い。母子家庭の母及び寡婦は都道府県、一般市町、障がい者福祉事業所は都道府県、中核市、一般市町に多い

（２）地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号（以下 2 号随契と称します）を活用していますか。

○全体で見ると、2 号随契を就職困難者の就労支援のために活用している団体は 25.9%、活用を検討しているのは 2.3%で、1 号随契より少ない。

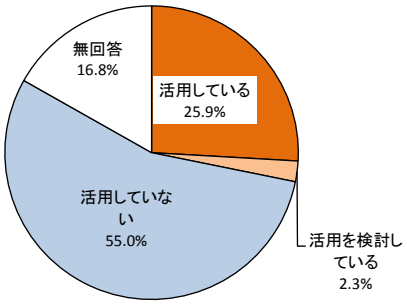

○対象別に見ると、シルバー人材センター17.7%、障がい者福祉事業所 21.8%、母子家庭の母及び寡婦は 10.9%である。

○シルバー人材センターの場合には中核市、一般市町で多く、母子家庭の母及び寡婦は都道府県、障がい者福祉事業所は都道府県、中核市で活用が多い。

（３）地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項３号（以下３号随契と称します）を活用していますか。

○全体で見ると、3 号随契を就職困難者の就労支援に活用しているのは 74.5%、活用を検討しているのが 4.1%である。

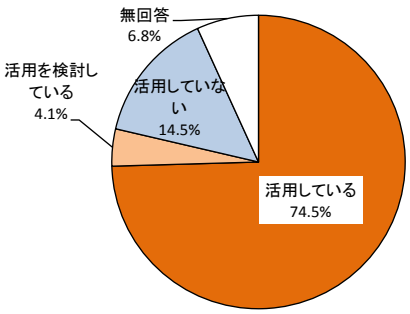

○対象別で見ると、シルバー人材センターが 68.2%、母子家庭の母が 24.1%、障がい者福祉事業所が 63.2%である。

○シルバー人材センターは都道府県以下すべての自治体で多く活用され、母子家庭の母は政令市が多く、障がい者福祉事業所は都道府県以下の自治体で広く活用されている。

（４）３号随契について「１．活用している」と答えた方の「物品」「役務」それぞれの優先的発注の内容について、総契約締結件数と総契約金額を具体的にご記入ください。

①物品

○シルバー人材センター、母子家庭の母及び寡婦については、回答がほとんど空欄もしくは不明となっている。障がい者福祉事業所については、「小物雑貨」が最も多く、以下、「その他」、「食料品・飲料」、「事務用品・書籍」となっている。

発注品目

	回答団体数	事務用品・書籍	食料品・飲料	小物雑貨	その他
シルバー人材センター	6			2	4
母子家庭の母の就業支援団体等	1		1	1	
障がい者福祉事業所	61	19	24	33	32

契約件数

	回答団体数	総契約件数	最大値	最小値	中央値	平均
シルバー人材センター	5	6	2	1	1	1
母子家庭の母の就業支援団体等	1	21	－	－	－	－
障がい者福祉事業所	60	1,148	187	1	4	19

契約金額

	回答団体数	総契約金額	最大値	最小値	中央値	平均
シルバー人材センター	4	198	179	2	9	50
母子家庭の母の就業支援団体等	1	144	－	－	－	－
障がい者福祉事業所	63	18,406	9,017	1	83	292

②役務

○シルバー人材センターに対する発注は、「清掃・施設管理」が圧倒的に多く、障がい者福祉事業所に対する発注は「清掃・施設管理」、「印刷」が多い。母子家庭の母を対象とする発注は少ない。

発注品目

	回答団体数	印刷	クリーニング	清掃・施設管理	情報処理テープ起し	飲食店等の運営	その他
シルバー人材センター	122	7	3	118	3		65
母子家庭の母の就業支援団体等	13	1		7	2	3	6
障がい者福祉事業所	92	29	11	67	8		45

契約件数

	回答団体数	総契約件数	最大値	最小値	中央値	平均
シルバー人材センター	124	7821	836	1	31	66
母子家庭の母の就業支援団体等	16	920	831	1	2	71
障がい者福祉事業所	99	1744	399	1	5	18

契約金額

	回答団体数	総契約金額	最大値	最小値	中央値	平均
シルバー人材センター	121	1,300,728	62,923	126	7,099	11,511
母子家庭の母の就業支援団体等	16	21,890	9,157	24	679	1,684
障がい者福祉事業所	100	400,720	205,430	1	388	4,131

（５）「物品」「役務」の契約期間についてお聞きします。

①物品

○全体として「無回答」が多いが、いずれも「単年度」の契約期間が大半を占めている。

＜物品＞シルバー人材センター

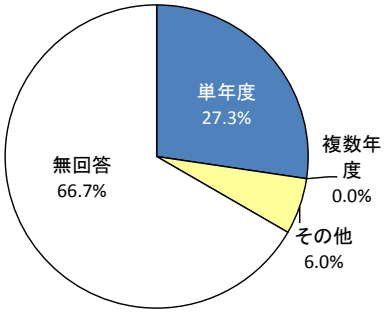

＜物品＞母子家庭の母等の就業支援団体

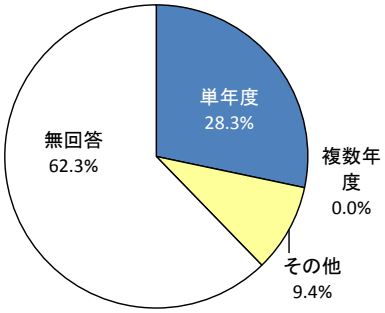

＜物品＞障がい者福祉事業所

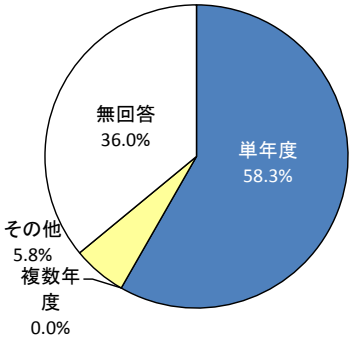

②役務

○物品同様に「無回答」が目立ち、いずれも単年度契約が圧倒的に多く、ごく稀に「複数年度契約」が見られる。

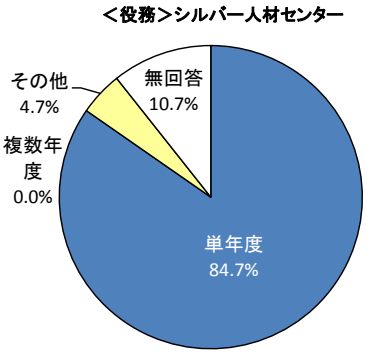

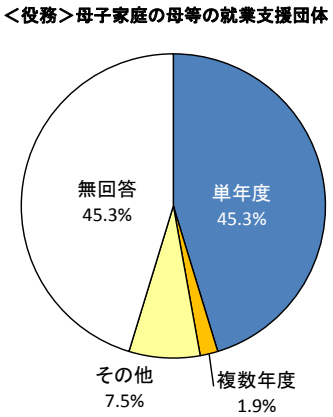

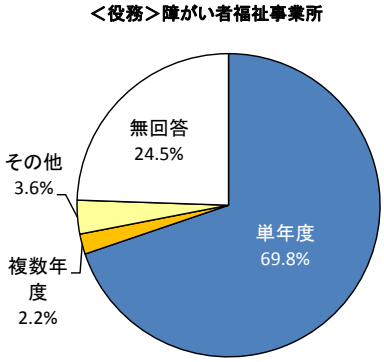

（６）2008 年度と 2012 年度の契約を比較し、この５年間で契約件数はどの程度増加しましたか。

①物品

○2008 年度と 2012 年度の契約件数を比較した。「無回答」が多いが、シルバー人材センターと母子家庭の母及び寡婦の場合、「横ばい」が多く、障がい者福祉事業所では「増加した」が最も多い。障がい者福祉事業所への発注は増加する傾向が伺える。

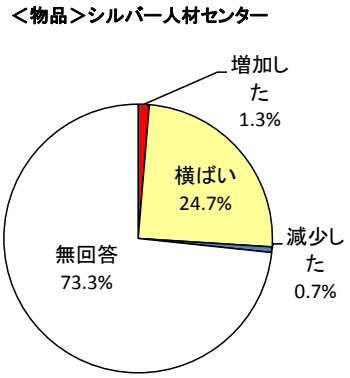

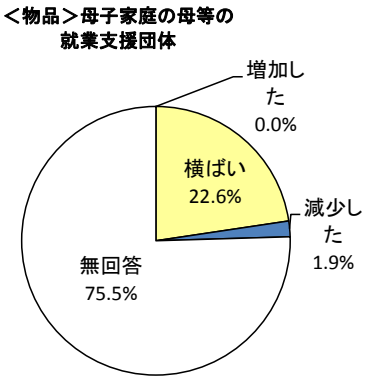

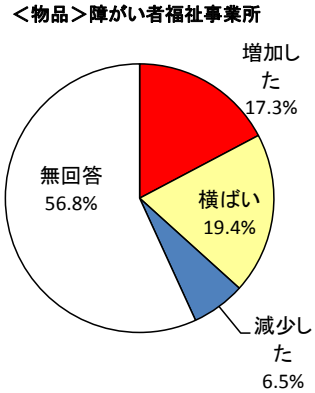

②役務

○役務の発注についても「無回答」が多いが、シルバー人材センター、母子家庭の母及び寡婦の場合、「横ばい」を中心に「増加した」、「減少した」が拮抗しており、とくに「増加した」の回答の中には極端に増えているケースも見受けられる。障がい者福祉事業所の場合には、「増加した」が「減少した」を上回っており、各団体においてやや増える傾向がみられる。

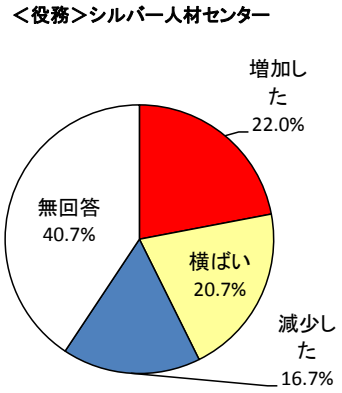

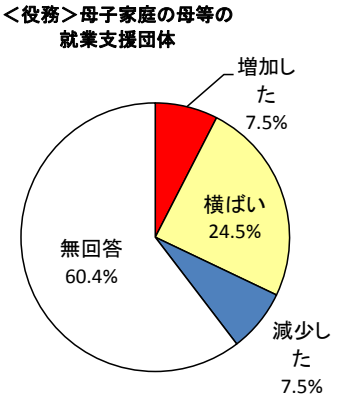

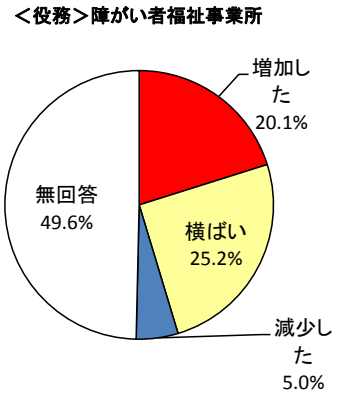

3．障がい者の工賃向上を促進する取り組みについて

（１）民間からの福祉施設等への受発注を増やすため、取り組みを行っていますか。

○民間企業から福祉事業所への発注促進に取り組んでいるのは、自治体全体の 32.8%である。都道府県が最も積極的に動いており、取り組みは 93.8%にのぼる。国の工賃向上計画を活用し、企業訪問等による販路開拓を行うと共に、福祉事業所に対して経営コンサルタントの派遣や共同受注窓口の設置等を促進している。一般市町等では、企業等に対してホームページやカタログによる福祉事業所の製品・作業の紹介や福祉事業所のネットワーク化に取り組んでいる。

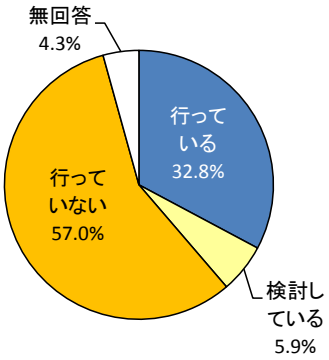

	実数					%				
	合計	取り組みを行っている	取り組みを検討している	取り組みは行っていない	無回答	合計	取り組みを行っている	取り組みを検討している	取り組みは行っていない	無回答
合計	186	61	11	106	8	100.0	32.8	5.9	57.0	4.3
都道府県	16	15		1		100.0	93.8	0.0	6.3	0.0
政令指定都市	12	6		5	1	100.0	50.0	0.0	41.7	8.3
特別区	9	5	1	3		100.0	55.6	11.1	33.3	0.0
中核市	18	4		14		100.0	22.2	0.0	77.8	0.0
一般市町	130	30	10	83	7	100.0	23.1	7.7	63.8	5.4
不明	1	1				100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

（２）官公需からの福祉施設等への受発注を増やすため、取り組みを行っていますか。

○官公需の福祉事業所への発注促進を行っているのは自治体全体の 51.6%である。都道府県では 100%、政令指定都市・特別区では 60%強、中核市・一般市町では約 4 割にとどまっている。

○福祉事業所が受注できる製品やサービスの情報をホームページや庁内 LAN、カタログ等を通じて発信すると共に、自治体独自で福祉事業所に対する優先発注の基本方針を定め、推進体制を構築する例や、1 号、3 号随契の促進、発注案件のリストアップ・分割発注、庁舎を活用した販売会・イベントに取り組む例が見られる。

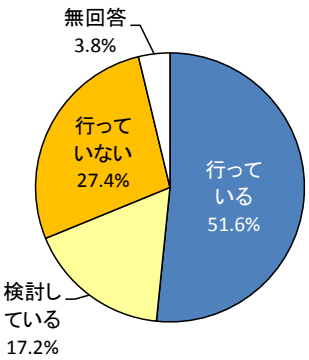

	実数					%				
	合計	取り組みを行っている	取り組みを検討している	取り組みは行っていない	無回答	合計	取り組みを行っている	取り組みを検討している	取り組みは行っていない	無回答
合計	186	96	32	51	7	100.0	51.6	17.2	27.4	3.8
都道府県	16	16				100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
政令指定都市	12	8	1	2	1	100.0	66.7	8.3	16.7	8.3
特別区	9	6	2	1		100.0	66.7	22.2	11.1	0.0
中核市	18	8	4	6		100.0	44.4	22.2	33.3	0.0
一般市町	130	57	25	42	6	100.0	43.8	19.2	32.3	4.6
不明	1	1				100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

（３）公益性の高い団体等からの福祉施設等への受発注を増やすため、取り組みを行っていますか。

○外郭団体や社会福祉法人など公益性の高い団体から福祉事業所への発注の促進を実施しているのは自治体全体の 14.0%。最も割合が高いのは都道府県の 37.5%で、この分野の取り組みはまだあまり進んでいない。

○実施内容を見ると、社会福祉協議会、外郭団体、指定管理者などに福祉事業所の製品・サービスの情報提供や障害者優先調達推進法の周知に努める等の取り組みを実施または検討中という回答が多い。

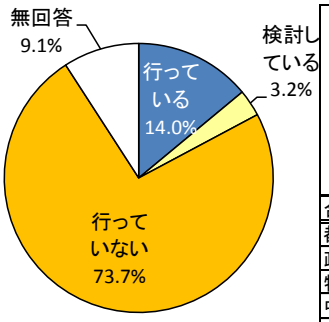

	実数					%				
	合計	取り組みを行っている	取り組みを検討している	取り組みは行っていない	無回答	合計	取り組みを行っている	取り組みを検討している	取り組みは行っていない	無回答
合計	186	26	6	137	17	100.0	14.0	3.2	73.7	9.1
都道府県	16	6		9	1	100.0	37.5	0.0	56.3	6.3
政令指定都市	12	2	2	6	2	100.0	16.7	16.7	50.0	16.7
特別区	9			8	1	100.0	0.0	0.0	88.9	11.1
中核市	18	3		13	2	100.0	16.7	0.0	72.2	11.1
一般市町	130	14	4	101	11	100.0	10.8	3.1	77.7	8.5
不明	1	1				100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

（４）「民間」「官公需」「公益性の高い団体等」以外での何らかの取り組みを行っていますか。

○都道府県 4 件、政令市 3 件、特別区 1 件、中核市 3 件、一般市 19 件の合計 30 件がそれ以外の取り組みを行っている。授産製品普及のための市民サポーター募集や共同のブランド開発を行う福祉事業所のネットワーク構築などである。

4．「障害者優先調達推進法」について

（１）優先発注の調達方針を決めていますか。

○2013 年 4 月に施行された障害者優先調達推進法に基づいて、調達方針を定めている団体の割合は全体で 60.0%である。国、都道府県、政令指定都市の動きが先行している。

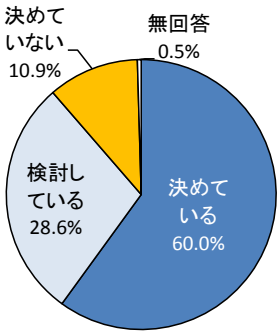

	実数					%				
	合計	決めている	検討している	決めていない	無回答	合計	決めている	検討している	決めていない	無回答
合計	220	132	63	24	1	100.0	60.0	28.6	10.9	0.5
国	5	4		1		100.0	80.0	0.0	20.0	0.0
独立行政法人	28	10	14	4		100.0	35.7	50.0	14.3	0.0
都道府県	16	14	2			100.0	87.5	12.5	0.0	0.0
政令指定都市	12	12				100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
特別区	9	5	4			100.0	55.6	44.4	0.0	0.0
中核市	18	13	5			100.0	72.2	27.8	0.0	0.0
一般市町	130	73	38	19		100.0	56.2	29.2	14.6	0.0
不明	2	1			1	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0

（２）優先発注の調達方針を「1. 決めている」「2. 検討している」と答えた方についてお聞きします。

①目標額の設定に関して、どのよう**設定方法**を考えておられますか。

○目標額の設定方法については、前年度を上回る額とする「対前年度型増加設定」が 60.5%を占め、過去の平均伸び率を勘案した目標額とする「対前年度推移型増加設定」は 5.1%にとどまる。

○団体別に見ると、国、独立行政法人、中核市、一般市では「対前年度型増加設定」が多く、都道府県、政令市、特別区では「その他」の割合が高い。とくに目標額を定めず福祉事業所からの調達に努めるという回答が多い。

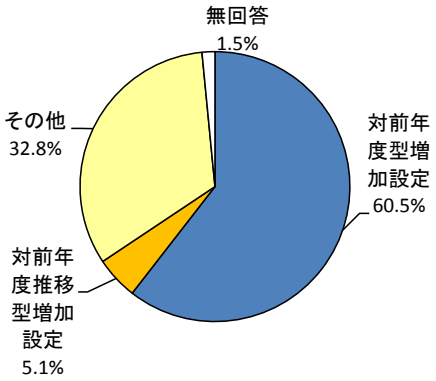

	実数					%				
	合計	対前年度型増加設定	対前年度推移型増加設定	その他	無回答	合計	対前年度型増加設定	対前年度推移型増加設定	その他	無回答
合計	195	118	10	64	3	100.0	60.5	5.1	32.8	1.5
国	4	3		1		100.0	75.0	0.0	25.0	0.0
独立行政法人	24	22		2		100.0	91.7	0.0	8.3	0.0
都道府県	16	4	4	7	1	100.0	25.0	25.0	43.8	6.3
政令指定都市	12	6		6		100.0	50.0	0.0	50.0	0.0
特別区	9	3		6		100.0	33.3	0.0	66.7	0.0
中核市	18	11	2	5		100.0	61.1	11.1	27.8	0.0
一般市町	111	68	4	37	2	100.0	61.3	3.6	33.3	1.8
不明	1	1				100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

（３）公契約の競争参加の資格について、お聞きします。

①参加資格の定め

○「参加資格を定めている」は 28.2%で、「参加資格を定めていない」が 56.9%と半数以上となった。

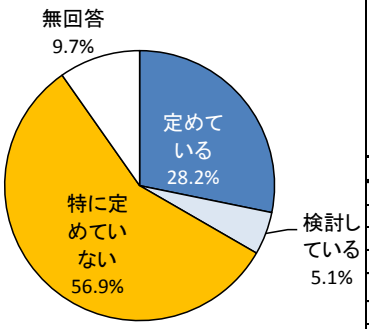

	実数					%				
	合計	参加資格を定めている	参加資格を検討している	特に定めていない	無回答	合計	参加資格を定めている	参加資格を検討している	特に定めていない	無回答
合計	195	55	10	111	19	100.0	28.2	5.1	56.9	9.7
国	4	2		2		100.0	50.0	0.0	50.0	0.0
独立行政法人	24	16	1	7		100.0	66.7	4.2	29.2	0.0
都道府県	16	4	2	9	1	100.0	25.0	12.5	56.3	6.3
政令指定都市	12	4		7	1	100.0	33.3	0.0	58.3	8.3
特別区	9	2		6	1	100.0	22.2	0.0	66.7	11.1
中核市	18	4		13	1	100.0	22.2	0.0	72.2	5.6
一般市町	111	22	7	67	15	100.0	19.8	6.3	60.4	13.5
不明	1	1				100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

②参加資格の具体的内容

○国の全省庁統一資格とそれに準ずるケースが多い。都道府県以下では、障害者法定雇用率を参加資格または加点対象とするケースも見受けられる。

（４）調達を推進するため、どのような体制が整備されていますか、また整備を検討されていますか。

○「庁内の各関係機関の連絡・調整できる場を創設し進めている」が 21.0%、「体制は整備していない」が 32.3%を占める。体制整備が進んでいるのは、国、都道府県、政令指定都市である。特別区、中核市、一般市では体制を整備していない割合が 3 割以上と高い。

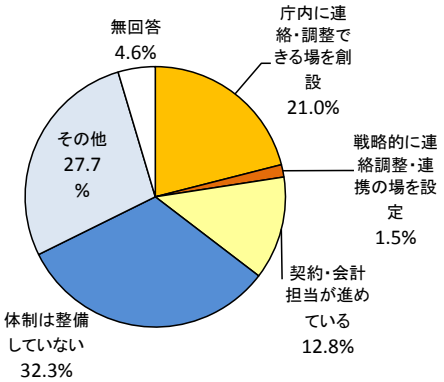

	実数							%						
	合計	庁内に連絡・調整できる場を創設	戦略的に連絡調整・連携の場を設定	契約・会計担当が進めている	体制は整備していない	その他	無回答	合計	庁内に連絡・調整できる場を創設	戦略的に連絡調整・連携の場を設定	契約・会計担当が進めている	体制は整備していない	その他	無回答
合計	195	41	3	25	63	54	9	100.0	21.0	1.5	12.8	32.3	27.7	4.6
国	4	2		2				100.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
独立行政法人	24	5		15	3		1	100.0	20.8	0.0	62.5	12.5	0.0	4.2
都道府県	16	11	1		1	3		100.0	68.8	6.3	0.0	6.3	18.8	0.0
政令指定都市	12	6		1	2	3		100.0	50.0	0.0	8.3	16.7	25.0	0.0
特別区	9	1			3	4	1	100.0	11.1	0.0	0.0	33.3	44.4	11.1
中核市	18	4			8	6		100.0	22.2	0.0	0.0	44.4	33.3	0.0
一般市町	111	12	2	7	46	38	6	100.0	10.8	1.8	6.3	41.4	34.2	5.4
不明	1						1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

５．「総合評価入札方式」について

（１）「物品」「役務」「工事」のなかで、総合評価入札方式を活用していますか。

○全ての団体において、「物品」「工事」「役務」いずれかに総合評価入札方式を活用しているのは 72.7%にのぼる。中でも「工事のみに活用」が最も多く 52.3%を占める。活用割合が高いのは、都道府県、政令指定都市、特別区、中核市である。

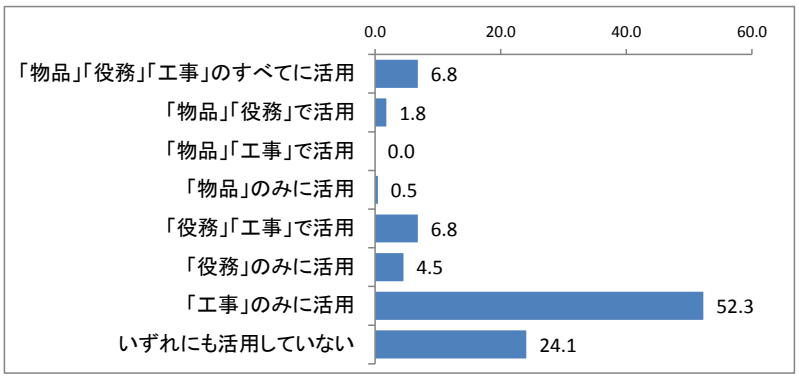

	実数										%									
	合計	すべてに活用	「物品」「役務」で活用	「物品」「工事」で活用	「物品」のみに活用	「役務」「工事」で活用	「役務」のみに活用	「工事」のみに活用	いずれにも活用していない	無回答	合計	すべてに活用	「物品」「役務」で活用	「物品」「工事」で活用	「物品」のみに活用	「役務」「工事」で活用	「役務」のみに活用	「工事」のみに活用	いずれにも活用していない	無回答
合計	220	15	4		1	15	10	115	53	7	100.0	6.8	1.8	0.0	0.5	6.8	4.5	52.3	24.1	3.2
国	5	2							2	1	100.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	20.0
独立行政法人	28	8	4		1	1	5		9		100.0	28.6	14.3	0.0	3.6	3.6	17.9	0.0	32.1	0.0
都道府県	16	1				4	1	8	2		100.0	6.3	0.0	0.0	0.0	25.0	6.3	50.0	12.5	0.0
政令指定都市	12	2				5		3	1	1	100.0	16.7	0.0	0.0	0.0	41.7	0.0	25.0	8.3	8.3
特別区	9							8	1		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	88.9	11.1	0.0
中核市	18					1		16	1		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	0.0	88.9	5.6	0.0
一般市町	130	2				4	4	80	37	3	100.0	1.5	0.0	0.0	0.0	3.1	3.1	61.5	28.5	2.3
不明	2									2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

（２）「物品」や「役務」で活用している場合の総契約締結件数、総契約金額及び雇用人数を、ご記入ください。

○物品調達において総合評価入札を活用しているのは 20 団体であるが、契約件数と契約額の回答があったのは、独立行政法人 5 団体と 1 政令市であった。

○役務調達において総合評価入札を活用しているのは 44 団体であるが、契約件数と契約額の回答があったのは 23 団体であった。ここでも独立行政法人が多数を占めている。

（３）「物品」「役務」「工事」で総合評価入札方式を活用している場合、「障がい者」「就職困難者」に係る評価項目を設定していますか。

○物品において総合評価入札方式を活用している 20 団体のうち、「障がい者」「就職困難者」に係る評価項目を設定しているのは、一般市町の 1 件のみで「設定していない」が 90.0%である。

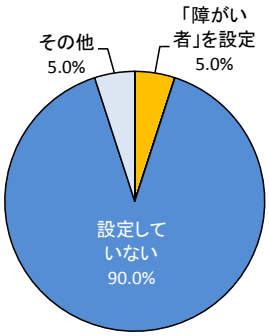

	実数							%						
	合計	「障がい者」について設定	「障がい者」「就職困難者」について設定	「就職困難者」については設定していない	設定していない	その他	無回答	合計	「障がい者」について設定	「障がい者」「就職困難者」について設定	「就職困難者」については設定していない	設定していない	その他	無回答
合計	20	1			18	1		100.0	5.0	0.0	0.0	90.0	5.0	0.0
国	2				1	1		100.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0
独立行政法人	13				13			100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
都道府県	1				1			100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
政令指定都市	2				2			100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
特別区														
中核市														
一般市町	2	1			1			100.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0
不明														

○役務において総合評価入札方式を活用している 44 団体について、評価項目に「障がい者」「就職困難者」両方を設定しているのは 9 団体 20.5%、「設定していない」は 61.4%である。団体別に見ると、一般市では「障がい者」「就職困難者」の両方を設定している。一方、国、独立行政法人では全団体が設定していない。

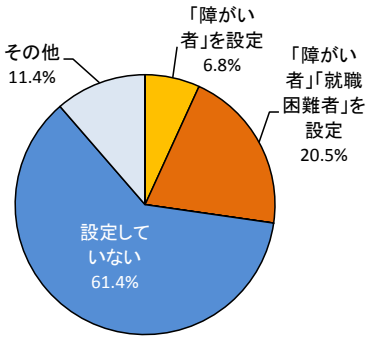

	実数							%						
	合計	「障がい者」について設定	「障がい者」「就職困難者」について設定	「就職困難者」については設定していない	設定していない	その他	無回答	合計	「障がい者」について設定	「障がい者」「就職困難者」について設定	「就職困難者」については設定していない	設定していない	その他	無回答
合計	44	3	9		27	5		100.0	6.8	20.5	0.0	61.4	11.4	0.0
国	2				2			100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
独立行政法人	18				18			100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
都道府県	6	2			2	2		100.0	33.3	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0
政令指定都市	7		2		3	2		100.0	0.0	28.6	0.0	42.9	28.6	0.0
特別区														
中核市	1					1		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
一般市町	10	1	7		2			100.0	10.0	70.0	0.0	20.0	0.0	0.0
不明														

○工事において総合評価入札方式を活用している 145 団体について、「障がい者」について設定している団体が 43 団体 29.7%で最も多い。「設定していない」は 87 団体 60.0%となっている。団体別に見ると、政令市、中核市、一般市では 3 割以上が「障がい者」について設定している。

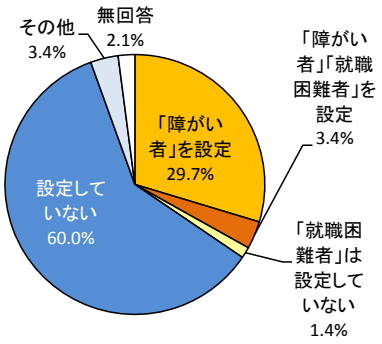

	実数							%						
	合計	「障がい者」について設定	「障がい者」「就職困難者」について設定	「就職困難者」については設定していない	設定していない	その他	無回答	合計	「障がい者」について設定	「障がい者」「就職困難者」について設定	「就職困難者」については設定していない	設定していない	その他	無回答
合計	145	43	5	2	87	5	3	100.0	29.7	3.4	1.4	60.0	3.4	2.1
国	2				1	1		100.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0
独立行政法人	9				9			100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
都道府県	13	3			9		1	100.0	23.1	0.0	0.0	69.2	0.0	7.7
政令指定都市	10	4			6			100.0	40.0	0.0	0.0	60.0	0.0	0.0
特別区	8	2			6			100.0	25.0	0.0	0.0	75.0	0.0	0.0
中核市	17	6	2		8		1	100.0	35.3	11.8	0.0	47.1	0.0	5.9
一般市町	86	28	3	2	48	4	1	100.0	32.6	3.5	2.3	55.8	4.7	1.2
不明														

（４）障がい者や就職困難者の雇用や働く場の確保に向けた調達を進めるための配慮事項として何を重視しましたか。

○技術的評価の場合、最も多いのが「業務実績」で 30.6%、次いで「業務体制」23.1%、「品質保証」の 21.9%となっている。

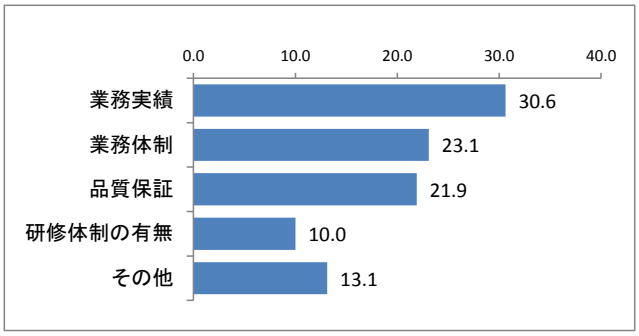

	実数						%					
	全体	業務実績	研修体制の有無	業務体制	品質保証	その他	全体	業務実績	研修体制の有無	業務体制	品質保証	その他
全体	160	49	16	37	35	21	100.0	30.6	10.0	23.1	21.9	13.1
国	2		0	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
独立行政法人	19	3	1	4	3	7	100.0	15.8	5.3	21.1	15.8	36.8
都道府県	14	3	3	4	3	1	100.0	21.4	21.4	28.6	21.4	7.1
政令指定都市	10	2	2	3	1	3	100.0	20.0	20.0	30.0	10.0	30.0
特別区	8	2	0	1	1	0	100.0	25.0	0.0	12.5	12.5	0.0
中核市	17	6	0	4	5	2	100.0	35.3	0.0	23.5	29.4	11.8
一般市町	90	33	10	21	22	8	100.0	36.7	11.1	23.3	24.4	8.9
不明												

○公共評価では、「福祉的配慮」「災害時の業務体制や貢献実績」25.2%と最も多く、「地域事業者の優先」19.5%、「ボランティア等地域貢献実績」18.9%、「環境への配慮」17.6%と、福祉、環境、地域貢献を重視する項目は多岐にわたっている。

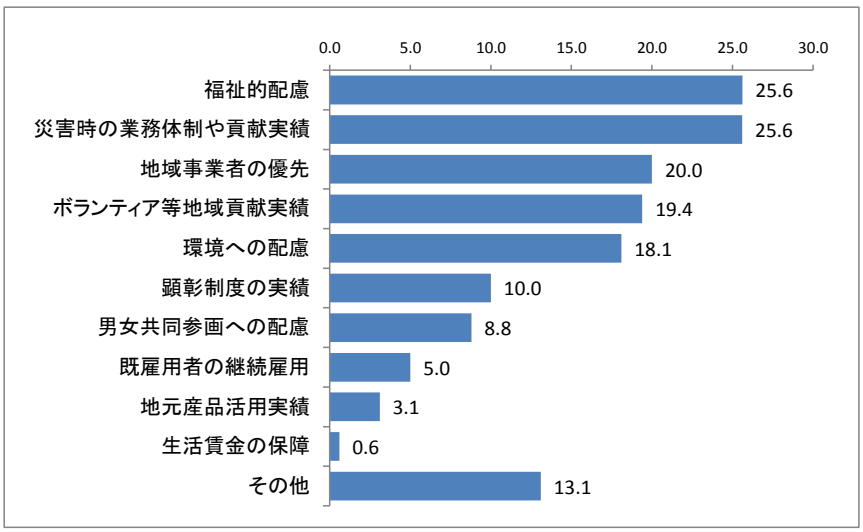

	%											
	全体	福祉的配慮	既雇用者の継続雇用	生活賃金の保障	男女共同参画への配慮	環境への配慮	災害時の業務体制や貢献実績	地域事業者の優先	顕彰制度の実績	ボランティア等地域貢献実績	地元産品活用実績	その他
合計	100.0	25.6	5.0	0.6	8.8	18.1	25.6	20.0	10.0	19.4	3.1	13.1
国	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
独立行政法人	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	36.8
都道府県	100.0	21.4	14.3	0.0	7.1	14.3	14.3	21.4	14.3	7.1	14.3	14.3
政令指定都市	100.0	50.0	10.0	10.0	20.0	50.0	20.0	30.0	0.0	0.0	0.0	10.0
特別区	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	12.5	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中核市	100.0	29.4	5.9	0.0	11.8	17.6	35.3	23.5	11.8	29.4	5.9	11.8
一般市町	100.0	28.9	4.4	0.0	10.0	18.9	32.2	22.2	13.3	27.8	2.2	10.0
不明												

○「福祉的配慮」を重視する 41 団体について、その具体的内容を見たところ、「障がい者雇用率」95.1%、次いで「就職困難者の新規雇用者数」19.5%、「障がい者雇用を実現するための支援体制」17.1%である。

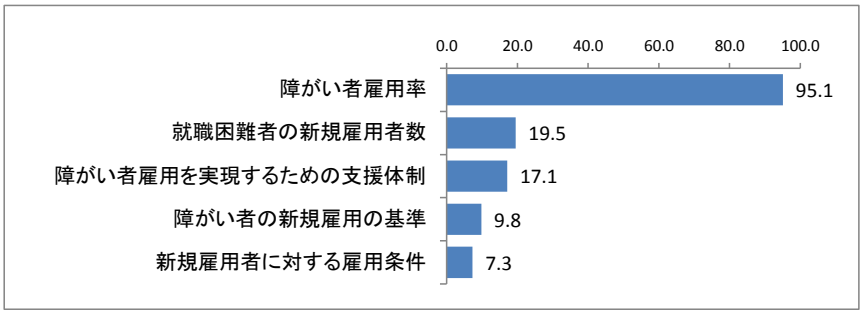

	実数						%					
	全体	障がい者の新規雇用の基準	障がい者雇用を実現するための支援体制	障がい者雇用率	就職困難者の新規雇用者数	新規雇用者に対する雇用条件	全体	障がい者の新規雇用の基準	障がい者雇用を実現するための支援体制	障がい者雇用率	就職困難者の新規雇用者数	新規雇用者に対する雇用条件
合計	41	4	7	39	8	3	100.0	9.8	17.1	95.1	19.5	7.3
国												
独立行政法人												
都道府県	3	1	1	3	1	1	100.0	33.3	33.3	100.0	33.3	33.3
政令指定都市	5	1	2	5	2	1	100.0	20.0	40.0	100.0	40.0	20.0
特別区	2		0	2	0	0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
中核市	5		0	5	0	0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
一般市町	26	2	4	24	5	1	100.0	7.7	15.4	92.3	19.2	3.8
不明												

（５）総合評価入札方式における評価値の算出方法についてお聞きします。どのような算出方法をされていますか。

○総合評価入札方式における評価値の算出方法については、各入札企業の実績等を踏まえた評価点と入札価格に基づく標準点を合算し、入札価格で除した「除算方式」が 43.1%、価格評価点に技術評価点を加え、その価格評価点は予定価格と入札価格の差額から算出する「加算方式」が 31.3%となっている。

○団体別に見ると、国、独立行政法人、特別区で加算方式、都道府県、政令指定都市、中核市、一般市町で除算方式が多い傾向がみられる。

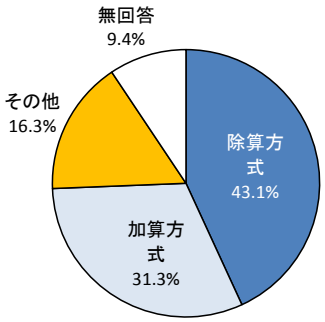

	実数					%				
	合計	除算方式	加算方式	その他	無回答	合計	除算方式	加算方式	その他	無回答
合計	160	69	50	26	15	100.0	43.1	31.3	16.3	9.4
国	2		1		1	100.0	0.0	50.0	0.0	50.0
独立行政法人	19	2	13	4		100.0	10.5	68.4	21.1	0.0
都道府県	14	6	1	4	3	100.0	42.9	7.1	28.6	21.4
政令指定都市	10	4	2	3	1	100.0	40.0	20.0	30.0	10.0
特別区	8		6	1	1	100.0	0.0	75.0	12.5	12.5
中核市	17	12		4	1	100.0	70.6	0.0	23.5	5.9
一般市町	90	45	27	10	8	100.0	50.0	30.0	11.1	8.9
不明										

（６）労務単価の積算基準において、障がい者や就職困難者の就業を支援する者のための費用が積算費用に含まれていますか。「1. 含まれている」と選択した方はその内容を具体的にご記入ください。

○総合評価入札の労務単価の積算に、障がい者や就職困難者の支援コストが含まれているか否かの問いに対して、「含まれている」と回答したのは 2 団体 1.3%にとどまった。その内容を見ると、実質的には大阪府 1 件のみと推察される(「詳細は非公表」)。

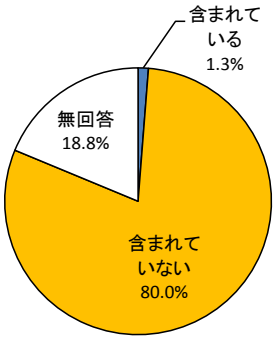

	実数				%			
	合計	含まれている	含まれていない	無回答	合計	含まれている	含まれていない	無回答
合計	160	2	128	30	100.0	1.3	80.0	18.8
国	2		2		100.0	0.0	100.0	0.0
独立行政法人	19		17	2	100.0	0.0	89.5	10.5
都道府県	14	1	10	3	100.0	7.1	71.4	21.4
政令指定都市	10		8	2	100.0	0.0	80.0	20.0
特別区	8		5	3	100.0	0.0	62.5	37.5
中核市	17		15	2	100.0	0.0	88.2	11.8
一般市町	90	1	71	18	100.0	1.1	78.9	20.0
不明								

6．「公契約条例」について

（１）公契約条例に対して、どのような取り組みを行っていますか。

○公契約条例の制定状況についてみると、「公契約条例についての取り組みは特に行っていない」が 64.0%を占め、「既に制定している」は 5 件 2.7%にとどまる。「案は策定したが議会で未承認」が 1 件 0.5%、「現在検討している」が 14 件 7.5%である。公契約条例の制定はまだ端緒についたばかりといえる。

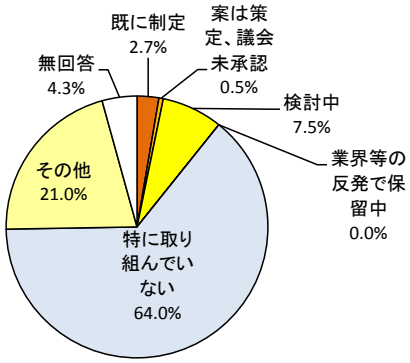

	実数								%							
	合計	既に制定している	案は策定したが、議会等の承認を得られていない	現在検討している	検討しているが業界や組合の反発で保留中	特に取り組んでいない	その他	無回答	合計	既に制定している	案は策定したが、議会等の承認を得られていない	現在検討している	検討しているが業界や組合の反発で保留中	特に取り組んでいない	その他	無回答
合計	186	5	1	14		119	39	8	100.0	2.7	0.5	7.5	0.0	64.0	21.0	4.3
都道府県	16					10	6		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	62.5	37.5	0.0
政令指定都市	12	2		1		4	4	1	100.0	16.7	0.0	8.3	0.0	33.3	33.3	8.3
特別区	9	2				4	3		100.0	22.2	0.0	0.0	0.0	44.4	33.3	0.0
中核市	18			1		8	9		100.0	0.0	0.0	5.6	0.0	44.4	50.0	0.0
一般市町	130	1	1	12		92	17	7	100.0	0.8	0.8	9.2	0.0	70.8	13.1	5.4
不明	1					1			100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0

（２）公契約条例の特性をどのようなところにおいていますか。

○公契約条例の制定に取り組んでいる 20 自治体について、内容の特性を聞いたところ、「履行品質の実現等公共政策の実現」が 8 件 40.0%、「労働条件の改善及び公共政策の実現」が 4 件 20.0%、「労働賃金の下限額を決めるなど労働条件の改善」が 3 件 15.0%となっている。

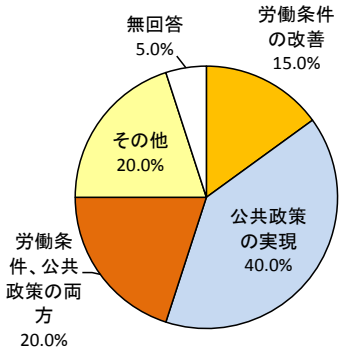

	実数						%					
	合計	労働賃金の下限額を定めるなど労働条件の改善	履行品質の確保等公共政策の実現	労働条件の改善及び公共政策の実現	その他	無回答	合計	労働賃金の下限額を定めるなど労働条件の改善	履行品質の確保等公共政策の実現	労働条件の改善及び公共政策の実現	その他	無回答
合計	20	3	8	4	4	1	100.0	15.0	40.0	20.0	20.0	5.0
都道府県												
政令指定都市	3			2	1		100.0	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0
特別区	2	1	1				100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
中核市	1				1		100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
一般市町	14	2	7	2	2	1	100.0	14.3	50.0	14.3	14.3	7.1
不明												

（３）公契約条例と障がい者や就職困難者の雇用との関係についてどのように考えておられますか。

○公契約条例と障がい者や就職困難者の雇用促進との関係については、「既存施策で十分」が 34 件 18.3%で最も多い。「公契約条例で制度化した方が行いやすい」としたのは一般市の 10 件 5.4%にとどまり、「総合評価入札で十分」14 件 7.5%、「公契約条例、総合評価入札方式に疑問が残る」7 件 3.8%の他、「その他」50 件(26.9%)、「無回答」71 件(38.2%)となっており、公契約条例に対する評価が定まっていないことがうかがえる。

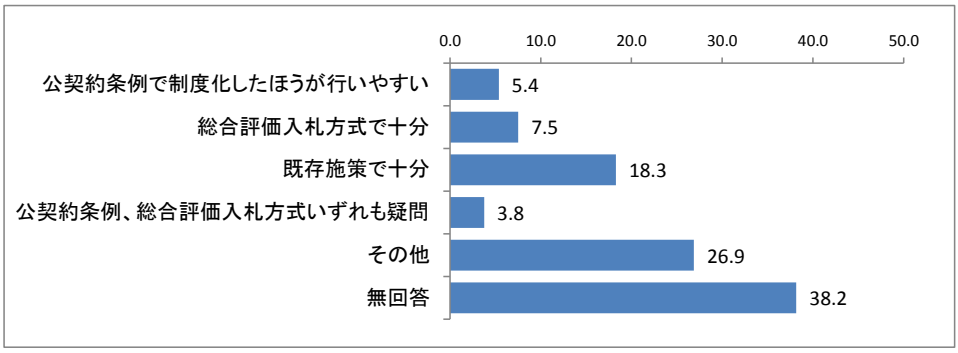

	実数							%						
	合計	公契約条例で制度化したほうが行いやすい	総合評価入札方式で十分	既存施策で十分	公契約条例、総合評価入札方式いずれも疑問が残る	その他	無回答	合計	公契約条例で制度化したほうが行いやすい	総合評価入札方式で十分	既存施策で十分	公契約条例、総合評価入札方式いずれも疑問が残る	その他	無回答
合計	186	10	14	34	7	50	71	100.0	5.4	7.5	18.3	3.8	26.9	38.2
都道府県	16		1	1		7	7	100.0	0.0	6.3	6.3	0.0	43.8	43.8
政令指定都市	12		2	1	1	6	2	100.0	0.0	16.7	8.3	8.3	50.0	16.7
特別区	9			4		2	3	100.0	0.0	0.0	44.4	0.0	22.2	33.3
中核市	18		1	2	1	8	6	100.0	0.0	5.6	11.1	5.6	44.4	33.3
一般市町	130	10	10	25	5	27	53	100.0	7.7	7.7	19.2	3.8	20.8	40.8
不明	1			1				100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

7．障がい者や就職困難者の優先発注に関しての留意点等について

（１）公共調達の賃金について、賃金の下限設定をどのように定めていますか。

○公共調達に関する賃金の下限の定め方について、「最低賃金法に準ずる」が 28.6%と最も多い。他は 1%前後と低い。その他では、とくに定めていないが多く、公共調達における賃金への問題意識が低いことが伺える。

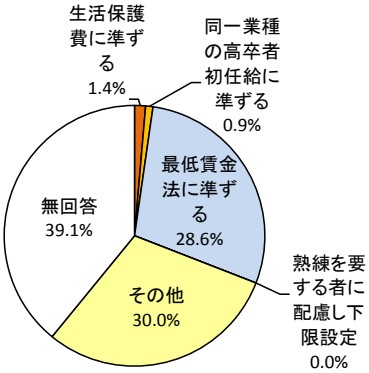

	実数							%						
	合計	生活保護費に準ずる	同一業種の高卒者初任給に準ずる	最低賃金法に準ずる	熟練を要する者に配慮して下限設定	その他	無回答	合計	生活保護費に準ずる	同一業種の高卒者初任給に準ずる	最低賃金法に準ずる	熟練を要する者に配慮して下限設定	その他	無回答
合計	220	3	2	63		66	86	100.0	1.4	0.9	28.6	0.0	30.0	39.1
国	5					1	4	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	80.0
独立行政法人	28			5		9	14	100.0	0.0	0.0	17.9	0.0	32.1	50.0
都道府県	16		1	4		5	6	100.0	0.0	6.3	25.0	0.0	31.3	37.5
政令指定都市	12	1		5		4	2	100.0	8.3	0.0	41.7	0.0	33.3	16.7
特別区	9			6		2	1	100.0	0.0	0.0	66.7	0.0	22.2	11.1
中核市	18			7		6	5	100.0	0.0	0.0	38.9	0.0	33.3	27.8
一般市町	130	2	1	36		39	52	100.0	1.5	0.8	27.7	0.0	30.0	40.0
不明	2						2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

（２）当事者団体との意見交換や連携について、どのようなことを行っていますか。

○障がい者や就職困難者の雇用や働く場をつくるために、当事者団体との「意見交換や連携を行っている」のは 27.3%で、「意見交換や連携を行っていない」の 45.5%を下回っている。

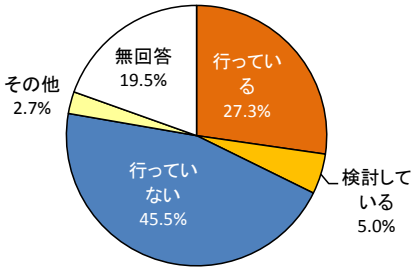

	実数						%					
	合計	意見交換や連携を行っている	意見交換や連携を検討している	意見交換や連携を行っていない	その他	無回答	合計	意見交換や連携を行っている	意見交換や連携を検討している	意見交換や連携を行っていない	その他	無回答
合計	220	60	11	100	6	43	100.0	27.3	5.0	45.5	2.7	19.5
国	5			1	1	3	100.0	0.0	0.0	20.0	20.0	60.0
独立行政法人	28	2		20	1	5	100.0	7.1	0.0	71.4	3.6	17.9
都道府県	16	8		3	2	3	100.0	50.0	0.0	18.8	12.5	18.8
政令指定都市	12	4	1	6		1	100.0	33.3	8.3	50.0	0.0	8.3
特別区	9	4		5			100.0	44.4	0.0	55.6	0.0	0.0
中核市	18	2	1	10		5	100.0	11.1	5.6	55.6	0.0	27.8
一般市町	130	39	9	55	2	25	100.0	30.0	6.9	42.3	1.5	19.2
不明	2	1				1	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0

（３）当事者団体と、どのような意見交換や連携を行っていますか。

○意見交換や連携を行っている団体の具体的方法については、「障がい者団体との意見交換の場を設けている」が最も多く 70.4%である。

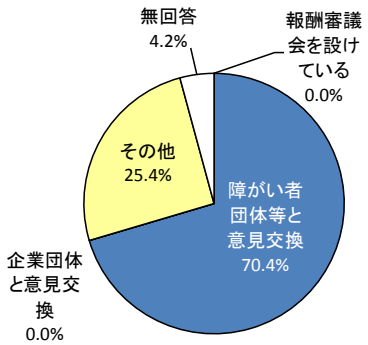

	実数						%					
	合計	報酬審議会	障がい者団体等と意見交換の場	企業団体と意見交換の場	その他	無回答	合計	報酬審議会	障がい者団体等と意見交換の場	企業団体と意見交換の場	その他	無回答
合計	71		50		18	3	100.0	0.0	70.4	0.0	25.4	4.2
国												
独立行政法人	2				2		100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
都道府県	8		6		2		100.0	0.0	75.0	0.0	25.0	0.0
政令指定都市	5		3		1	1	100.0	0.0	60.0	0.0	20.0	20.0
特別区	4		2		2		100.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0
中核市	3		2		1		100.0	0.0	66.7	0.0	33.3	0.0
一般市町	48		36		10	2	100.0	0.0	75.0	0.0	20.8	4.2
不明	1		1				100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

Ⅲ－ⅱ　アンケート調査結果

1．公共調達の規模及び契約状況の現状について

１－１．公共調達（物品・役務）の契約状況

平成 24 年度の会計年度の公共調達の「物品」「役務」における「一般競争入札」「指名競争入札」「随意契約」それぞれの契約締結状況についてみた。

（１）物品

①入札方法の導入状況

○「物品」における実績からみた入札導入状況については、回収した 220 団体中 191 団体から回答を得た。（ただし官庁全体での回答、福祉部門単独の回答の場合を含む）

○全体で見ると、物品の調達においては「随意契約」を導入している団体が 86.4%と最も多く、次いで「指名競争入札」71.7%、「一般競争入札」46.6%となっている。

○団体別に見ると、国、独立行政法人では「一般競争入札」「随意契約」をほぼ全団体が導入しており、「指名競争入札」はほとんど導入されていない。都道府県、特別区では「随意契約」はほとんどすべての団体で導入されている他、「一般競争入札」「指名競争入札」も半数以上が導入している。政令市の場合、ほとんどの団体でいずれの入札方法も導入されている。中核市では「随意契約」と「指名競争入札」の導入が進んでおり、「一般競争入札」の導入は半数程度となっている。一般市の場合は、他とは異なり、「指名競争入札」が最も多く、「随意契約」は 8 割程度、「一般競争入札」は 3 割と低い。

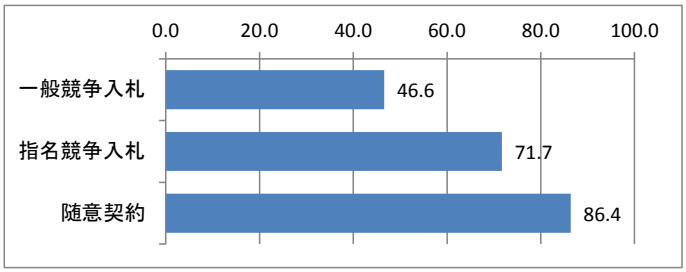

	団体数				%			
	回答団体総数	一般競争入札	指名競争入札	随意契約	全体	一般競争入札	指名競争入札	随意契約
全体	191	89	137	165	100.0	46.6	71.7	86.4
国	2	2		2	100.0	100.0	0.0	100.0
独立行政法人	26	24	2	26	100.0	92.3	7.7	100.0
都道府県	11	7	6	11	100.0	63.6	54.5	100.0
政令市	10	9	7	8	100.0	90.0	70.0	80.0
特別区	9	5	6	8	100.0	55.6	66.7	88.9
中核市	17	8	14	16	100.0	47.1	82.4	94.1
一般市	114	32	101	92	100.0	28.1	88.6	80.7
不明	2	2	1	2	100.0	100.0	50.0	100.0

②契約件数

○総契約件数 677,727 件中、「随意契約」は 94.1%を占め圧倒的に多く、「指名競争入札」は 4.4%、「一般競争入札」は 1.5%となっている。

○団体別に見ても、「随意契約」はいずれの団体でも総契約件数の 9 割を占めている。このほかでは、国、独立行政法人で「一般競争入札」、政令市、一般市では「指名競争入札」が 1 割弱見られた。

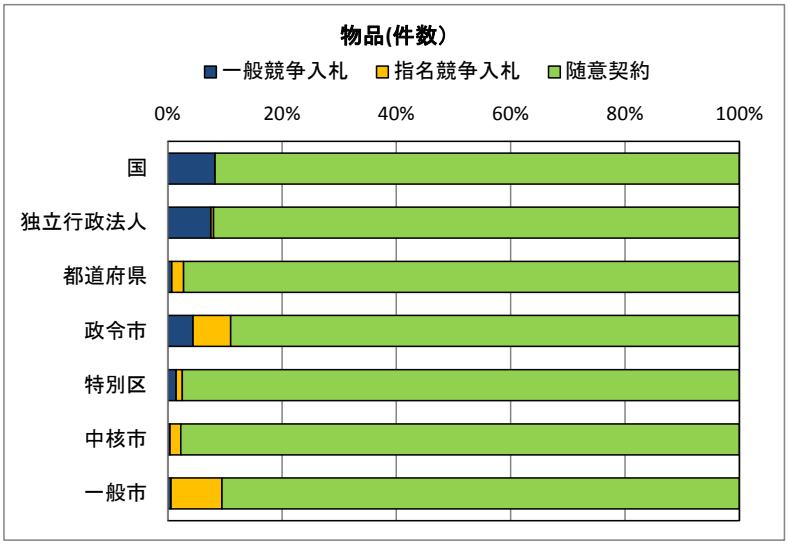

	一般競争入札		指名競争入札		随意契約		総合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
国	25	8.3	0	0.0	276	91.7	301	100.0
独立行政法人	4,710	7.6	287	0.5	57,292	92.0	62,289	100.0
都道府県	1,336	0.7	3,989	2.1	184,664	97.2	189,989	100.0
政令市	1,512	4.4	2,258	6.6	30,400	89.0	34,170	100.0
特別区	982	1.5	696	1.1	64,400	97.5	66,078	100.0
中核市	382	0.4	1,777	1.9	91,194	97.7	93,353	100.0
一般市	1,372	0.6	20,543	8.9	208,833	90.5	230,748	100.0
不明	57	7.1	29	3.6	713	89.2	799	100.0
総合計	10,376	1.5	29,579	4.4	637,772	94.1	677,727	100.0

③契約額

○契約総額 40,445,742 万円のうち、「一般競争入札」が 45.3%、「随意契約」が 40.9%を占め、「指名競争入札」は 13.8%となっている。

○１件当たりの契約額を見ると、「一般競争入札」1,764 万円、「指名競争入札」189 万円に対し、「随意契約」は 26 万円となっており、件数で 9 割を占めた「随意契約」が契約額では 4 割にとどまるのは契約案件当りの単価が低いことが影響している。

○団体別に見ると、国では「一般競争入札」が 7 割を占め、独立行政法人、都道府県では「一般競争入札」と「随意契約」がそれぞれ 4 割強を占める。政令市も「一般競争入札」が 7 割を占めるものの、「指名競争入札」が 2 割を占め、「随意契約」は 1 割と他団体に

比べ極端に低い。特別区は「随意契約」が半数以上を占め、「一般競争入札」が 4 割となっている。中核市、一般市では「指名競争入札」、「随意契約」が 4 割前後と高く、「一般競争入札」は一般市では 1 割と低い。

○１件当たりの契約額を団体別にみても、独立行政法人以外では「一般競争入札」が最も高く、「随意契約」が最も低い傾向は変わらない。特に都道府県、中核市、一般市では「随意契約」の１件当たりの契約額は 10 万円未満と低い。

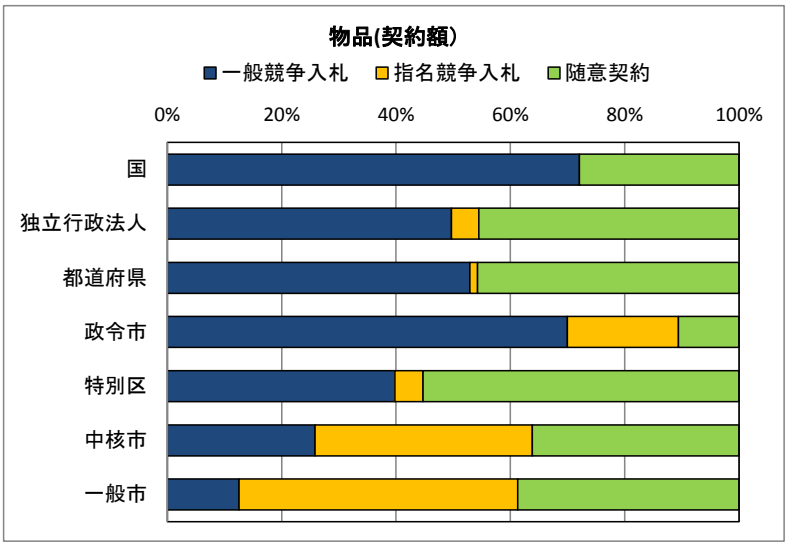

	一般競争入札		指名競争入札		随意契約		総合計	
	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%
国	11,460	72.1	0	0.0	4,437	27.9	15,897	100.0
独立行政法人	10,365,062	49.7	1,003,211	4.8	9,490,479	45.5	20,858,752	100.0
都道府県	1,734,086	52.9	44,239	1.4	1,497,392	45.7	3,275,717	100.0
政令市	3,341,787	70.0	927,585	19.4	504,995	10.6	4,774,367	100.0
特別区	1,603,331	39.8	198,569	4.9	2,226,081	55.3	4,027,981	100.0
中核市	471,405	25.8	694,245	38.0	660,035	36.2	1,825,685	100.0
一般市	697,241	12.5	2,711,092	48.8	2,150,648	38.7	5,558,981	100.0
不明	81,598	75.3	11,275	10.4	15,489	14.3	108,362	100.0
総合計	18,305,970	45.3	5,590,216	13.8	16,549,556	40.9	40,445,742	100.0

＜１件当たり契約額＞

	一般競争入札	指名競争入札	随意契約	総合計
	万円	万円	万円	万円
国	458	－	16	53
独立行政法人	2,201	3,496	166	335
都道府県	1,298	11	8	17
政令市	2,210	411	17	140
特別区	1,633	285	35	61
中核市	1,234	391	7	20
一般市	508	132	10	24
不明	1,432	389	22	136
総合計	1,764	189	26	60

④随意契約における就職困難者の働く場との契約状況

○随意契約について障がい者や高齢者等就職困難者の働く場との契約状況を見ると、件数で0.2%(シルバー人材センター0.1%未満、障がい者福祉事業所 0.2%)。契約額で 0.3%(それぞれ 0.1%、0.2%)で全体として、公共調達を通じて障がい者や高齢者の働く場を確保する現状にはないといわざるを得ない。

○団体別にみると、国ではシルバー人材センターや障がい者福祉事業所との契約は見られない。都道府県以下の自治体では、少ないながらも、シルバー人材センターや障がい者福祉事業所を随意契約の対象とするケースが増える。とくに、都道府県では障がい者福祉事業所、一般市では、シルバー人材センターを対象とするケースが多い。

＜契約件数＞

	シルバー人材センター		障がい者福祉事業所		その他		総合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
国	0	0.0	0	0.0	276	100.0	276	100.0
独立行政法人	0	0.0	8	0.0	57,284	100.0	57,292	100.0
都道府県	12	0.0	767	0.4	183,885	99.6	184,664	100.0
政令市	1	0.0	63	0.2	30,336	99.8	30,400	100.0
特別区	0	0.0	30	0.0	64,370	100.0	64,400	100.0
中核市	0	0.0	177	0.2	91,017	99.8	91,194	100.0
一般市	183	0.1	439	0.2	208,211	99.7	208,833	100.0
他	0	0.0	0	0.0	713	100.0	713	100.0
全体	196	0.0	1,484	0.2	636,092	99.7	637,772	100.0

＜契約額＞

	シルバー人材センター		障がい者福祉事業所		その他		総合計	
	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%
国	0	0.0	0	0.0	4,437	100.0	4,437	100.0
独立行政法人	0	0.0	45	0.0	9,490,434	100.0	9,490,479	100.0
都道府県	2,704	0.2	8,189	0.5	1,486,499	99.3	1,497,392	100.0
政令市	1	0.0	1,141	0.2	503,853	99.8	504,995	100.0
特別区	0	0.0	1,520	0.1	2,224,561	99.9	2,226,081	100.0
中核市	0	0.0	2,452	0.4	657,583	99.6	660,035	100.0
一般市	16,092	0.7	23,763	1.1	2,110,793	98.1	2,150,648	100.0
他	0	0.0	0	0.0	15,489	100.0	15,489	100.0
全体	18,797	0.1	37,111	0.2	16,493,649	99.7	16,549,556	100.0

＜１件当たり契約額＞

	シルバー	障がい者	その他	随意契約
	万円	万円	万円	万円
国	−	−	16	16
独立行政法人	−	6	166	166
都道府県	225	11	8	8
政令市	1	18	17	17
特別区	−	51	35	35
中核市	−	14	7	7
一般市	88	54	10	10
不明	−	−	22	22
総合計	96	25	26	26

（２）役務

①入札方法の導入状況

○「役務」における実績からみた入札導入状況については、回収した 220 団体中 185 団体から回答を得た。（ただし官庁全体での回答、福祉部門単独の回答の場合を含む）

○全体で見ると、物品と同様に「随意契約」を導入している団体が 93.5%と最も多く、次いで「指名競争入札」60.0%、「一般競争入札」42.7%となっている。

○団体別に見ると、ほとんどすべての団体が「随意契約」を導入している。また、国、独立行政法人では「一般競争入札」も多くが導入しているが、「指名競争入札」はほとんど導入されていない。都道府県では、「一般競争入札」「指名競争入札」ともに 3 割前後とやや低い。政令市、特別区、中核市では「一般競争入札」「指名競争入札」ともに 6 割以上で導入されている。一般市では「指名競争入札」は 7 割以上が導入しているが、「一般競争入札」を導入している団体は 3 割未満と低い。

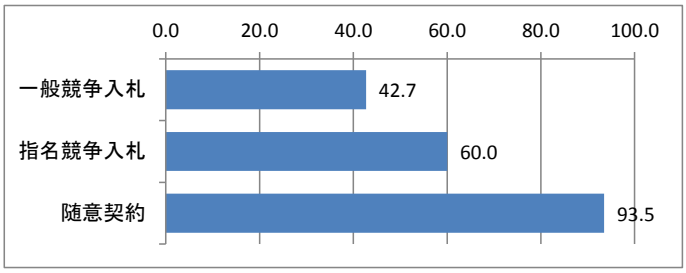

	団体数				%			
	回答団体総数	一般競争入札	指名競争入札	随意契約	全体	一般競争入札	指名競争入札	随意契約
全体	185	79	111	173	100.0	42.7	60.0	93.5
国	4	2		4	100.0	50.0	0.0	100.0
独立行政法人	25	22	1	25	100.0	88.0	4.0	100.0
都道府県	13	3	4	13	100.0	23.1	30.8	100.0
政令市	10	7	7	8	100.0	70.0	70.0	80.0
特別区	8	5	6	8	100.0	62.5	75.0	100.0
中核市	17	10	12	15	100.0	58.8	70.6	88.2
一般市	106	29	80	98	100.0	27.4	75.5	92.5
不明	2	1	1	2	100.0	50.0	50.0	100.0

②契約件数

○総契約件数 143,312 件中、「随意契約」は 78.5%を占め、「指名競争入札」は 14.8%、「一般競争入札」は 6.7%となっている。

○団体別に見ても、「随意契約」はいずれの団体でも最も多い。このほかでは、国、独立行政法人で「一般競争入札」が 2 割、中核市、一般市では「指名競争入札」が 2 割以上と他団体よりも高くなっている。

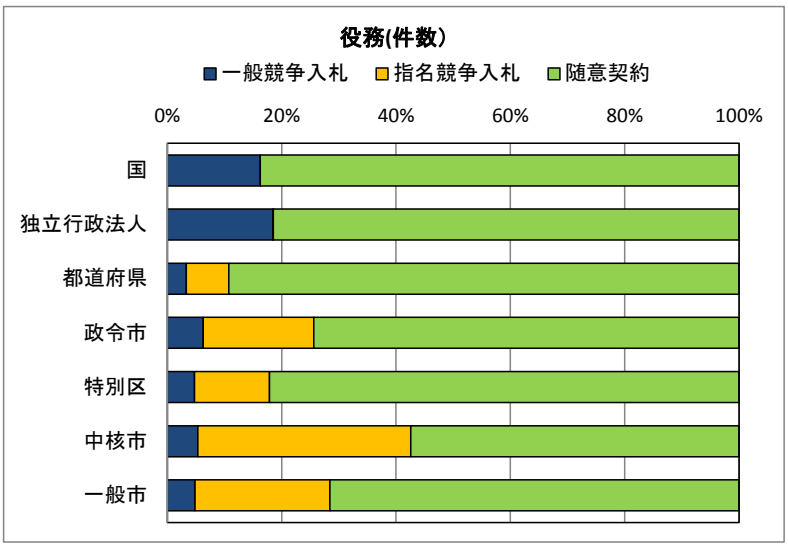

	一般競争入札		指名競争入札		随意契約		総合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
国	63	16.3	0	0.0	324	83.7	387	100.0
独立行政法人	4,005	18.5	14	0.1	17,676	81.5	21,695	100.0
都道府県	1,346	3.3	2,983	7.4	35,999	89.3	40,328	100.0
政令市	1,010	6.3	3,109	19.3	11,949	74.4	16,068	100.0
特別区	651	4.7	1,806	13.1	11,300	82.1	13,757	100.0
中核市	547	5.3	3,815	37.3	5,877	57.4	10,239	100.0
一般市	1,944	4.8	9,477	23.6	28,770	71.6	40,191	100.0
不明	31	4.8	71	11.0	545	84.2	647	100.0
総合計	9,597	6.7	21,275	14.8	112,440	78.5	143,312	100.0

③契約額

○契約総額 92,868,265 万円のうち、「随意契約」が 64.4%を占め、「指名競争入札」が 19.6%、「一般競争入札」は 16.1%となっている。

○団体別に見ると、国では「一般競争入札」が 9 割を占め、独立行政法人においても 5 割を占めている。都道府県、政令市、特別区では「随意契約」が 8 割前後と高く、「一般競争入札」「指名競争入札」がそれぞれ 1 割前後となっている。中核市では「指名競争入札」が 5 割、「随意契約」が 4 割を占める。一般市では、「随意契約」が 6 割、「指名競争入札」が 3 割となっている。

○１件当たりの契約額を見ると、「一般競争入札」1,554 万円、「指名競争入札」854 万円に対し、「随意契約」は 532 万円となっている。団体別にみても、独立行政法人以外では「一般競争入札」が最も高い傾向となっている。件数で 8 割近くを占めた「随意契約」は政令市では 1000 万円を超える単価となっているものの、他の団体では 1 件当たりの契約額は最も低い。

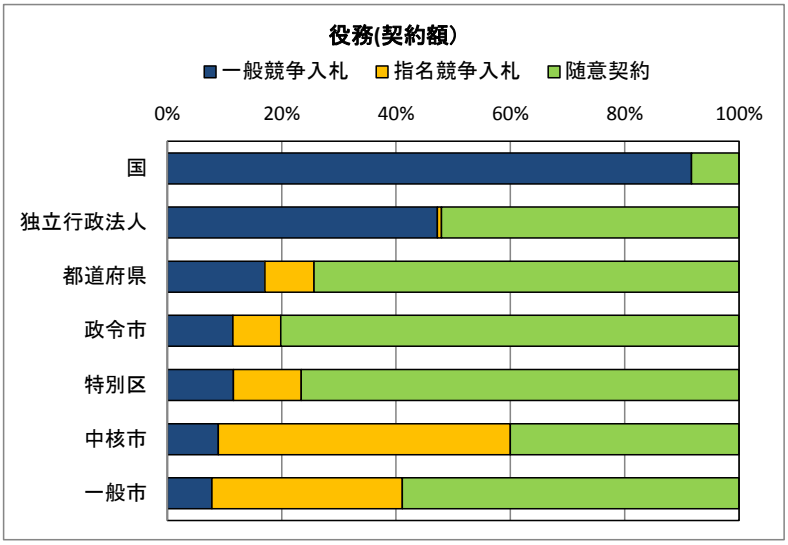

	一般競争入札		指名競争入札		随意契約		総合計	
	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%
国	174,954	91.7	0	0.0	15,836	8.3	190,790	100.0
独立行政法人	5,528,356	47.2	81,621	0.7	6,091,627	52.1	11,701,604	100.0
都道府県	3,023,231	17.1	1,527,251	8.6	13,176,434	74.3	17,726,916	100.0
政令市	2,513,557	11.5	1,826,199	8.3	17,552,126	80.2	21,891,882	100.0
特別区	801,892	11.6	821,429	11.9	5,300,925	76.6	6,924,246	100.0
中核市	1,202,421	8.9	6,885,363	51.1	5,387,683	40.0	13,475,467	100.0
一般市	1,617,294	7.8	6,907,215	33.3	12,203,964	58.9	20,728,473	100.0
不明	50,052	21.9	119,126	52.0	59,709	26.1	228,887	100.0
総合計	14,911,757	16.1	18,168,204	19.6	59,788,304	64.4	92,868,265	100.0

＜１件当たり契約額＞

	一般競争入札	指名競争入札	随意契約	総合計
	万円	万円	万円	万円
国	2,777	－	49	493
独立行政法人	1,380	5,830	345	539
都道府県	2,246	512	366	440
政令市	2,489	587	1,469	1,362
特別区	1,232	455	469	503
中核市	2,198	1,805	917	1,316
一般市	832	729	424	516
不明	1,615	1,678	110	354
総合計	1,554	854	532	648

④随意契約における就職困難者の働く場との契約状況

○随意契約について、障がい者をはじめとする就職困難者の働く場づくりの状況を見ると、件数で 11.0%(シルバー人材センター8.9%、障がい者福祉事業所 2.1%)、契約額で 3.2%(同じく 2.8%、0.4%)となっており、物品に比べてやや多い傾向にあるものの、依然として低い。

○団体別にみると、件数では政令市、一般市で、シルバー人材センターや障がい者福祉事業所との契約が 2 割前後と高く、就職困難者の働く場づくりに積極的な状況がうかがえる

ものの、契約額ではいずれも１割未満と低い。

○１件当たりの契約額は、シルバー人材センター169 万円、障がい者福祉事業所 90 万円とシルバー人材センターの契約額が上回っている。しかしながら、政令市と一般市では障がい者福祉事業所がシルバー人材センターを上回っている点が注目される。

＜契約件数＞

	シルバー人材センター		障がい者福祉事業所		その他		総合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
国	0	0.0	4	1.2	320	98.8	324	100.0
独立行政法人	85	0.5	0	0.0	17,591	99.5	17,676	100.0
都道府県	500	1.4	1,424	4.0	34,075	94.7	35,999	100.0
政令市	2,041	17.1	51	0.4	9,857	82.5	11,949	100.0
特別区	334	3.0	166	1.5	10,800	95.6	11,300	100.0
中核市	562	9.6	135	2.3	5,180	88.1	5,877	100.0
一般市	6,490	22.6	597	2.1	21,683	75.4	28,770	100.0
他	1	0.2	11	2.0	533	97.8	545	100.0
全体	10,013	8.9	2,388	2.1	100,039	89.0	112,440	100.0

＜契約額＞

	シルバー人材センター		障がい者福祉事業所		その他		随意契約	
	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%
国	0	0.0	517	3.3	15,319	96.7	15,836	100.0
独立行政法人	1,699	0.0	0	0.0	6,089,928	100.0	6,091,627	100.0
都道府県	55,765	0.4	14,247	0.1	13,106,422	99.5	13,176,434	100.0
政令市	152,156	0.9	9,922	0.1	17,390,048	99.1	17,552,126	100.0
特別区	751,038	14.2	37,505	0.7	4,512,382	85.1	5,300,925	100.0
中核市	92,831	1.7	15,815	0.3	5,279,037	98.0	5,387,683	100.0
一般市	636,843	5.2	126,648	1.0	11,440,473	93.7	12,203,964	100.0
他	285	0.5	10,943	18.3	48,481	81.2	59,709	100.0
全体	1,690,617	2.8	215,597	0.4	57,882,090	96.8	59,788,304	100.0

＜１件当たり契約額＞

	シルバー	障がい者	その他	随意契約
	万円	万円	万円	万円
国	－	129	48	49
独立行政法人	20	－	346	345
都道府県	112	10	385	366
政令市	75	195	1,764	1,469
特別区	2,249	226	418	469
中核市	165	117	1,019	917
一般市	98	212	528	424
不明	285	995	91	110
総合計	169	90	579	532

２．公共調達における「随意契約」について

２－１．　随意契約の活用状況

「随意契約」における１号随契、２号随契、３号随契、それぞれについて就職困難者の働く場づくりに活用している状況をみた。

（１）全般傾向

○随契を就職困難者の働く場づくりに活用している団体は、220 団体中 185 団体、全体の 84.1%を占める。

○１号随契を活用または活用を検討している団体は全体の 49.5%、２号随契は 28.2%、３号随契 78.6%となっており、３号随契が最も活用されている。

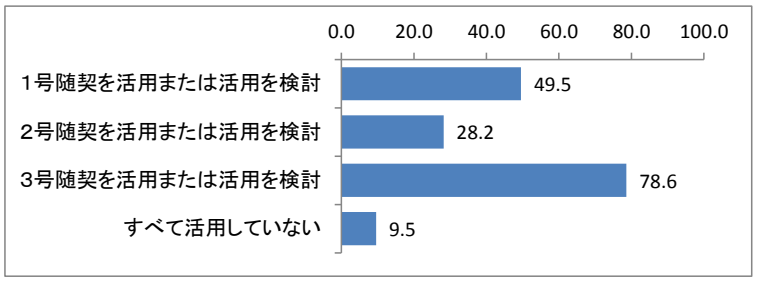

n=220	実数	%
1号随契を活用または活用を検討	109	49.5
2号随契を活用または活用を検討	62	28.2
3号随契を活用または活用を検討	173	78.6
すべて活用していない	21	9.5

○活用している組合せを見ると、「３号随契のみを活用」している団体が 31.8%と最も多く、次いで「１号随契、２号随契、３号随契のすべてを活用」「１号随契と３号随契を活用」がそれぞれ 22.3%となっている。

○団体別にみると、　国や独立行政法人では随契はほとんど活用されていない。他方、都道府県、中核市では４割弱がすべてを活用しており、都道府県や特別区、一般市では１号と３号随契の活用が進んでいる。また、政令市の６割、特別区の４割は３号のみを活用している。

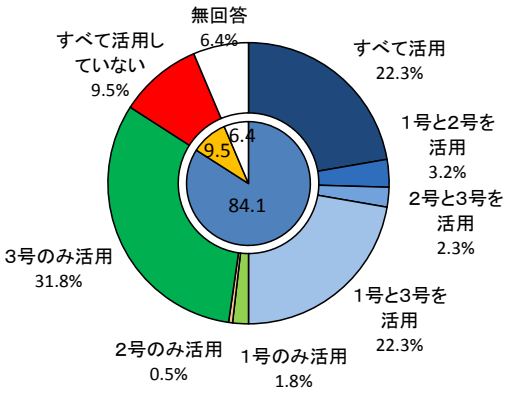

	実数	%
すべて活用または活用を検討	49	22.3
1号2号を活用または活用を検討	7	3.2
2号3号を活用または活用を検討	5	2.3
1号3号を活用または活用を検討	49	22.3
1号のみ活用または活用を検討	4	1.8
2号のみ活用または活用を検討	1	0.5
3号のみ活用または活用を検討	70	31.8
すべて活用していない	21	9.5
無回答	14	6.4
計	220	100.0

	計	実数								
		すべて活用または活用を検討	1号と2号	2号と3号	1号と3号	1号のみ	2号のみ	3号のみ	すべて活用していない	無回答
計	220	49	7	5	49	4	1	70	21	14
国	5								2	3
独立行政法人	28	3	1		2	4			14	4
都道府県	16	6	1	1	6			1		1
政令指定都市	12	2			1			7	1	1
特別区	9	1		1	3			4		
中核市	18	7			3			7		1
一般市町	130	28	5	3	34		1	51	4	4
不明	2	2			0			0		

	計	%								
		すべて活用または活用を検討	1号と2号	2号と3号	1号と3号	1号のみ	2号のみ	3号のみ	すべて活用していない	無回答
計	100.0	22.3	3.2	2.3	22.3	1.8	0.5	31.8	9.5	6.4
国	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	60.0
独立行政法人	100.0	10.7	3.6	0.0	7.1	14.3	0.0	0.0	50.0	14.3
都道府県	100.0	37.5	6.3	6.3	37.5	0.0	0.0	6.3	0.0	6.3
政令指定都市	100.0	16.7	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0	58.3	8.3	8.3
特別区	100.0	11.1	0.0	11.1	33.3	0.0	0.0	44.4	0.0	0.0
中核市	100.0	38.9	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	38.9	0.0	5.6
一般市町	100.0	21.5	3.8	2.3	26.2	0.0	0.8	39.2	3.1	3.1
不明	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

（２） １号随契の活用

○１号随契を就職困難者の就労支援のために活用している団体は全体の 47.7%、活用を検討している団体は 1.8%である。

○団体別にみると、都道府県では活用している団体が 8 割と多い。また中核市、一般市でも半数が活用している。逆に国では全く活用されておらず、独立行政法人や政令市でも活用が進んでいない。

○対象別に見ると、シルバー人材センター40.5%、母子家庭の母及び寡婦の支援団体は 16.4%、障がい者福祉事業所 39.5%となっている。

○団体別にみると、シルバー人材センターを対象にしているのは都道府県、中核市では 5 割、一般市町では 4 割と多い。母子家庭の母及び寡婦の就労支援を行う団体等については、都道府県の 3 割、一般市町の 2 割が活用している。また、障がい者福祉事業所では都道府県で活用している割合が 75.0%と高く、中核市 55.6%、一般市町 40.8%と高い傾向が見られる。

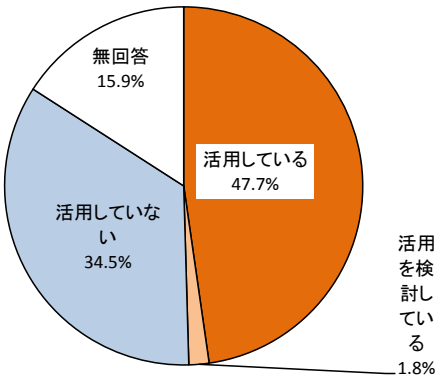

	実数	%
活用している	105	47.7
活用を検討している	4	1.8
活用していない	76	34.5
無回答	35	15.9
計	220	100.0

	実数					%				
	計	活用している	活用を検討している	活用していない	無回答	計	活用している	活用を検討している	活用していない	無回答
計	220	105	4	76	35	100.0	47.7	1.8	34.5	15.9
国	5			2	3	100.0	0.0	0.0	40.0	60.0
独立行政法人	28	9	1	14	4	100.0	32.1	3.6	50.0	14.3
都道府県	16	13		1	2	100.0	81.3	0.0	6.3	12.5
政令指定都市	12	3		4	5	100.0	25.0	0.0	33.3	41.7
特別区	9	4		3	2	100.0	44.4	0.0	33.3	22.2
中核市	18	10		6	2	100.0	55.6	0.0	33.3	11.1
一般市町	130	65	2	46	17	100.0	50.0	1.5	35.4	13.1
不明	2	1	1			100.0	50.0	50.0	0.0	0.0

＜シルバー人材センター＞

	実数					%				
	計	活用している	活用を検討している	活用していない	無回答	計	活用している	活用を検討している	活用していない	無回答
計	220	89	2	86	43	100.0	40.5	0.9	39.1	19.5
国	5			2	3	100.0	0.0	0.0	40.0	60.0
独立行政法人	28	7		17	4	100.0	25.0	0.0	60.7	14.3
都道府県	16	8		3	5	100.0	50.0	0.0	18.8	31.3
政令指定都市	12	3		4	5	100.0	25.0	0.0	33.3	41.7
特別区	9	3		3	3	100.0	33.3	0.0	33.3	33.3
中核市	18	9		6	3	100.0	50.0	0.0	33.3	16.7
一般市町	130	58	2	50	20	100.0	44.6	1.5	38.5	15.4
不明	2	1		1	0	100.0	50.0	0.0	50.0	0.0

＜母子家庭の母及び寡婦の就労支援を行う団体等＞

	実数					%				
	計	活用している	活用を検討している	活用していない	無回答	計	活用している	活用を検討している	活用していない	無回答
計	220	36	7	125	52	100.0	16.4	3.2	56.8	23.6
国	5			2	3	100.0	0.0	0.0	40.0	60.0
独立行政法人	28	2	4	18	4	100.0	7.1	14.3	64.3	14.3
都道府県	16	5		6	5	100.0	31.3	0.0	37.5	31.3
政令指定都市	12			7	5	100.0	0.0	0.0	58.3	41.7
特別区	9			5	4	100.0	0.0	0.0	55.6	44.4
中核市	18	2		13	3	100.0	11.1	0.0	72.2	16.7
一般市町	130	26	3	73	28	100.0	20.0	2.3	56.2	21.5
不明	2	1		1	0	100.0	50.0	0.0	50.0	0.0

＜障がい者福祉作業所＞

	実数					%				
	計	活用している	活用を検討している	活用していない	無回答	計	活用している	活用を検討している	活用していない	無回答
計	220	87	6	86	41	100.0	39.5	2.7	39.1	18.6
国	5			2	3	100.0	0.0	0.0	40.0	60.0
独立行政法人	28	5	2	17	4	100.0	17.9	7.1	60.7	14.3
都道府県	16	12		1	3	100.0	75.0	0.0	6.3	18.8
政令指定都市	12	3		4	5	100.0	25.0	0.0	33.3	41.7
特別区	9	3		3	3	100.0	33.3	0.0	33.3	33.3
中核市	18	10		6	2	100.0	55.6	0.0	33.3	11.1
一般市町	130	53	3	53	21	100.0	40.8	2.3	40.8	16.2
不明	2	1	1		0	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0

（３） ２号随契の活用

○２号随契を就職困難者の就労支援のために活用している団体は全体の 25.9%、活用を検討している団体は 2.3%と１号随契に比べ活用している団体は少ない

○団体別にみると、都道府県では活用している団体が５割と多く、中核市では 38.9%、一般市では 27.7%が活用している。逆に国では全く活用されておらず、独立行政法人や政令市でも活用が進んでいない。

○対象別に見ると、シルバー人材センター17.7%、母子家庭の母及び寡婦の支援団体は 10.9%、障がい者福祉事業所 21.8%となっている。

○団体別にみると、シルバー人材センターを対象にしているのは特別区、中核市、一般市で２割とやや多い。母子家庭の母及び寡婦の就労支援を行う団体等については、都道府県の 25.0%が活用している。また、障がい者福祉事業所では都道府県、中核市で活用している割合が４割弱と高い傾向が見られる。

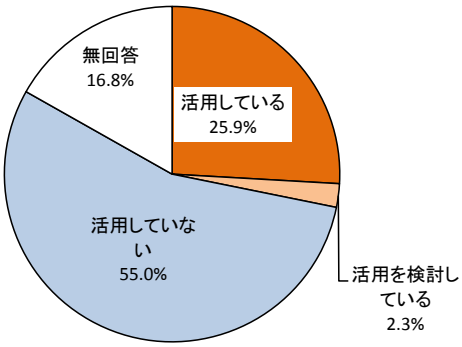

	実数	%
活用している	57	25.9
活用を検討している	5	2.3
活用していない	121	55.0
無回答	37	16.8
計	220	100.0

	実数					%				
	計	活用している	活用を検討している	活用していない	無回答	計	活用している	活用を検討している	活用していない	無回答
計	220	57	5	121	37	100.0	25.9	2.3	55.0	16.8
国	5			2	3	100.0	0.0	0.0	40.0	60.0
独立行政法人	28	2	2	20	4	100.0	7.1	7.1	71.4	14.3
都道府県	16	8		6	2	100.0	50.0	0.0	37.5	12.5
政令指定都市	12	1	1	6	4	100.0	8.3	8.3	50.0	33.3
特別区	9	2		6	1	100.0	22.2	0.0	66.7	11.1
中核市	18	7		9	2	100.0	38.9	0.0	50.0	11.1
一般市町	130	36	1	72	21	100.0	27.7	0.8	55.4	16.2
不明	2	1	1			100.0	50.0	50.0	0.0	0.0

＜シルバー人材センター＞

	実数					%				
	計	活用している	活用を検討している	活用していない	無回答	計	活用している	活用を検討している	活用していない	無回答
計	220	39	2	134	45	100.0	17.7	0.9	60.9	20.5
国	5			2	3	100.0	0.0	0.0	40.0	60.0
独立行政法人	28	2	1	21	4	100.0	7.1	3.6	75.0	14.3
都道府県	16	2		9	5	100.0	12.5	0.0	56.3	31.3
政令指定都市	12	1	1	6	4	100.0	8.3	8.3	50.0	33.3
特別区	9	2		5	2	100.0	22.2	0.0	55.6	22.2
中核市	18	4		12	2	100.0	22.2	0.0	66.7	11.1
一般市町	130	27		78	25	100.0	20.8	0.0	60.0	19.2
不明	2	1		1	0	100.0	50.0	0.0	50.0	0.0

＜母子家庭の母及び寡婦の就労支援を行う団体等＞

	実数					%				
	計	活用している	活用を検討している	活用していない	無回答	計	活用している	活用を検討している	活用していない	無回答
計	220	24	4	144	48	100.0	10.9	1.8	65.5	21.8
国	5			2	3	100.0	0.0	0.0	40.0	60.0
独立行政法人	28	2	1	21	4	100.0	7.1	3.6	75.0	14.3
都道府県	16	4		8	4	100.0	25.0	0.0	50.0	25.0
政令指定都市	12			8	4	100.0	0.0	0.0	66.7	33.3
特別区	9			5	4	100.0	0.0	0.0	55.6	44.4
中核市	18	1		15	2	100.0	5.6	0.0	83.3	11.1
一般市町	130	16	3	84	27	100.0	12.3	2.3	64.6	20.8
不明	2	1		1	0	100.0	50.0	0.0	50.0	0.0

＜障がい者福祉作業所＞

	実数					%				
	計	活用している	活用を検討している	活用していない	無回答	計	活用している	活用を検討している	活用していない	無回答
計	220	48	4	126	42	100.0	21.8	1.8	57.3	19.1
国	5			2	3	100.0	0.0	0.0	40.0	60.0
独立行政法人	28	2	2	20	4	100.0	7.1	7.1	71.4	14.3
都道府県	16	6		7	3	100.0	37.5	0.0	43.8	18.8
政令指定都市	12	1		7	4	100.0	8.3	0.0	58.3	33.3
特別区	9	1		6	2	100.0	11.1	0.0	66.7	22.2
中核市	18	7		9	2	100.0	38.9	0.0	50.0	11.1
一般市町	130	30	1	75	24	100.0	23.1	0.8	57.7	18.5
不明	2	1	1		0	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0

（４） ３号随契の活用

○３号随契を就職困難者の就労支援のために活用している団体は全体の 74.5%、活用を検討している団体は 4.1%である。

○団体別にみると、特別区、中核市ではほぼ全団体が活用しており、都道府県、政令市、一般市でも 8 割以上が活用している。逆に国では全く活用されておらず、独立行政法人でも 7 割近くが活用していない。

○対象別に見ると、シルバー人材センター68.2%、母子家庭の母及び寡婦の支援団体は 24.1%、障がい者福祉事業所 63.2%となっている。

○団体別にみると、シルバー人材センターを対象にしているのはすべての特別区のほか、政令市、中核市では 8 割と高くなっている。母子家庭の母及び寡婦の就労支援を行う団体等については、政令市で 58.3%と高い。障がい者福祉事業所では都道府県、政令市、特別区、中核市で 8 割前後、一般市でも 7 割弱と高く、すべての自治体で広く活用されている。

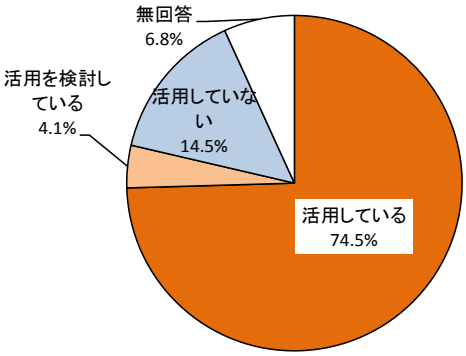

	実数	%
活用している	164	74.5
活用を検討している	9	4.1
活用していない	32	14.5
無回答	15	6.8
計	220	100.0

	実数					%				
	計	活用している	活用を検討している	活用していない	無回答	計	活用している	活用を検討している	活用していない	無回答
計	220	164	9	32	15	100.0	74.5	4.1	14.5	6.8
国	5			2	3	100.0	0.0	0.0	40.0	60.0
独立行政法人	28	3	2	19	4	100.0	10.7	7.1	67.9	14.3
都道府県	16	13	1	1	1	100.0	81.3	6.3	6.3	6.3
政令指定都市	12	10		1	1	100.0	83.3	0.0	8.3	8.3
特別区	9	9				100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
中核市	18	17			1	100.0	94.4	0.0	0.0	5.6
一般市町	130	111	5	9	5	100.0	85.4	3.8	6.9	3.8
不明	2	1	1			100.0	50.0	50.0	0.0	0.0

＜シルバー人材センター＞

	実数					%				
	計	活用している	活用を検討している	活用していない	無回答	計	活用している	活用を検討している	活用していない	無回答
計	220	150	4	40	25	100.0	68.2	1.8	18.2	11.4
国	5			2	3	100.0	0.0	0.0	40.0	60.0
独立行政法人	28	2	1	21	4	100.0	7.1	3.6	75.0	14.3
都道府県	16	8		3	5	100.0	50.0	0.0	18.8	31.3
政令指定都市	12	10		1	1	100.0	83.3	0.0	8.3	8.3
特別区	9	9				100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
中核市	18	16		1	1	100.0	88.9	0.0	5.6	5.6
一般市町	130	104	3	11	12	100.0	80.0	2.3	8.5	9.2
不明	2	1		1		100.0	50.0	0.0	50.0	0.0

＜母子家庭の母及び寡婦の就労支援を行う団体等＞

	実数					%				
	計	活用している	活用を検討している	活用していない	無回答	計	活用している	活用を検討している	活用していない	無回答
計	220	53	10	113	44	100.0	24.1	4.5	51.4	20.0
国	5			2	3	100.0	0.0	0.0	40.0	60.0
独立行政法人	28	1	3	20	4	100.0	3.6	10.7	71.4	14.3
都道府県	16	4		8	4	100.0	25.0	0.0	50.0	25.0
政令指定都市	12	7		3	2	100.0	58.3	0.0	25.0	16.7
特別区	9	2		4	3	100.0	22.2	0.0	44.4	33.3
中核市	18	6		10	2	100.0	33.3	0.0	55.6	11.1
一般市町	130	32	7	65	26	100.0	24.6	5.4	50.0	20.0
不明	2	1		1	0	100.0	50.0	0.0	50.0	0.0

＜障がい者福祉作業所＞

	実数					%				
	計	活用している	活用を検討している	活用していない	無回答	計	活用している	活用を検討している	活用していない	無回答
計	220	139	10	52	19	100.0	63.2	4.5	23.6	8.6
国	5			2	3	100.0	0.0	0.0	40.0	60.0
独立行政法人	28	2	2	20	4	100.0	7.1	7.1	71.4	14.3
都道府県	16	13	1	1	1	100.0	81.3	6.3	6.3	6.3
政令指定都市	12	9		1	2	100.0	75.0	0.0	8.3	16.7
特別区	9	8		1	0	100.0	88.9	0.0	11.1	0.0
中核市	18	16		1	1	100.0	88.9	0.0	5.6	5.6
一般市町	130	90	6	26	8	100.0	69.2	4.6	20.0	6.2
不明	2	1	1		0	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0

２－２．３号随契の具体的活用状況

（１）具体的発注内容について

①物品

３号随契を就職困難者の就労支援に活用している 164 団体の平成 24 年度の「物品」における、発注品目、契約件数、契約額を、発注先である「シルバー人材センター」、「母子家庭の母や寡婦の就業支援団体等」、「障がい者福祉事業所」別にみた。

ａ．発注品目

○シルバー人材センター、母子家庭の母及び寡婦の就業支援団体等については、回答がほとんどなかった。

○障がい者福祉事業所については、発注している 61 団体中、「小物雑貨」を発注している団体が 33 団体と最も多く、次いで「食料品・飲料」24 団体、「事務用品・書籍」19 団体と続く。

	回答団体数	事務用品・書籍	食料品・飲料	小物雑貨	その他
シルバー人材センター	6			2	4
母子家庭の母の就業支援団体等	1		1	1	
障がい者福祉事業所	61	19	24	33	32

ｂ．契約件数

	回答団体数	総契約件数	最大値	最小値	中央値	平均
シルバー人材センター	5	6	2	1	1	1
母子家庭の母の就業支援団体等	1	21	－	－	－	－
障がい者福祉事業所	60	1,148	187	1	4	19

＜シルバー人材センター、母子家庭の母及び寡婦の就業支援団体等＞

○シルバー人材センター、母子家庭の母及び寡婦の就業支援団体等については、回答がほとんどなかった。

＜障がい者福祉事業所＞

○障がい者福祉事業所の契約件数は 1 団体当り最大で 187 件、最小で 1 件とばらつきが見られ、中央値は 4 件となっている。総契約件数は 1,148 件。

○発注件数の分布をみると、3 件未満のグループと 10 件以上のグループにと大きく分かれている。発注件数の少ないグループには中核市や一般市など規模の小さい自治体が多く含まれ、多いグループには都道府県や政令市など規模の大きな自治体が含まれている。

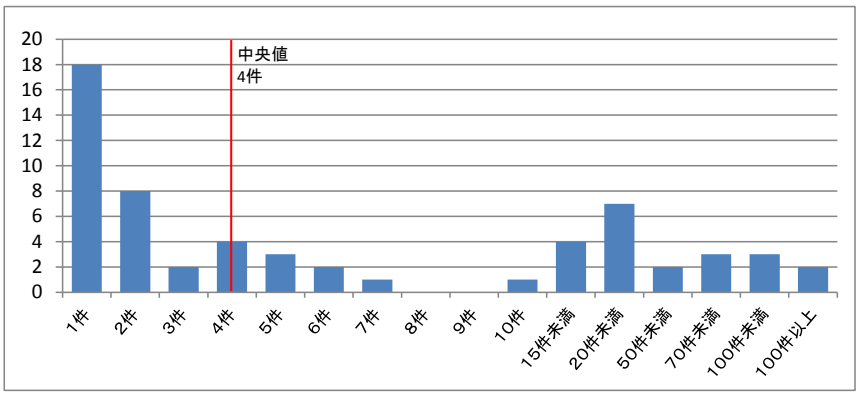

	回答団体数	総契約件数	最大値	最小値	中央値	平均
全体	60	1,148	187	1	4	19
国						
独立行政法人						
都道府県	7	607	187	1	93	87
政令指定都市	6	98	44	1	17	16
特別区	1	2	2	2	−	2
中核市	6	68	56	1	3	11
一般市町	39	361	76	1	4	9
不明	1	12	−	−	−	−

c．契約額

	回答団体数	総契約金額	最大値	最小値	中央値	平均
シルバー人材センター	4	198	179	2	9	50
母子家庭の母の就業支援団体等	1	144	−	−	−	−
障がい者福祉事業所	63	18,406	9,017	1	83	292

＜シルバー人材センター、母子家庭の母及び寡婦の就業支援団体等＞

○シルバー人材センター、母子家庭の母及び寡婦の就業支援団体等については、回答がほとんどなかった。

＜障がい者福祉事業所＞

○障がい者福祉事業所の契約額は、１団体当り最大で 9,017 万円、最小で 1 万円と幅が広く、中央値は 83 万円となっている。総契約額は 18,406 万円。

○契約額も契約件数同様に、大きくは 20 万円未満、40～50 万円、120～160 万円、190 万円以上の４グループに分かれており、最も少額のグループには一般市、最も高額のグループには都道府県が多く含まれている。

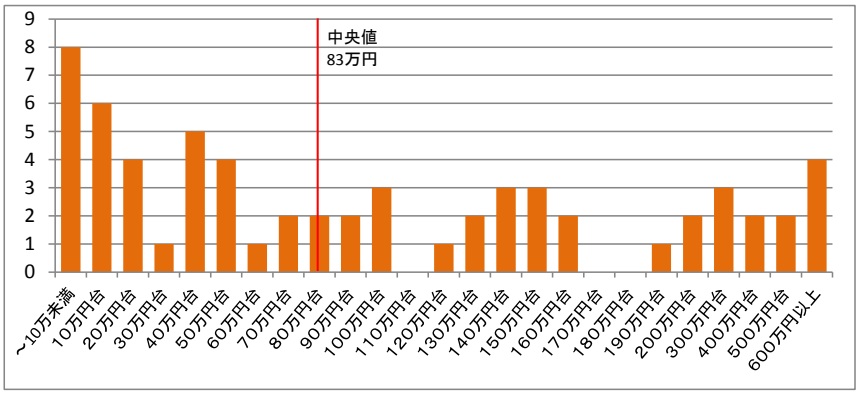

	回答団体数	総契約金額	最大値	最小値	中央値	平均
全体	63	18,406	9,017	1	83	292
国						
独立行政法人						
都道府県	7	3,559	1,151	49	409	508
政令指定都市	6	626	226	3	101	104
特別区	1	480	480	480	－	480
中核市	6	1,514	565	28	164	252
一般市町	42	12,126	9,017	1	52	289
不明	1	101	－	－	－	－

d．発注先別状況

○発注先別にみた発注内容の詳細は以下のとおりである。

＜シルバー人材センター＞

	実数					%				
	全体	事務用品・書籍	食料品・飲料	小物雑貨	その他	全体	事務用品・書籍	食料品・飲料	小物雑貨	その他
全体	150			2	4	100.0	0.0	0.0	1.3	2.7
国										
独立行政法人	2					100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
都道府県	8					100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
政令指定都市	10					100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
特別区	9					100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中核市	16					100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
一般市町	104			2	4	100.0	0.0	0.0	1.9	3.8
不明	1					100.0	0.0	0.0	0.0	0.0

団体		内容	契約件数	契約金額	1件平均金額
一般市	67	腐葉土	2	8	4
	134	畳表替	1	179	179
	155	小物雑貨	1		
	220	障子	1	9	
	31	小物雑貨			
	105		1	2	2
総計			6	198	33

＜母子家庭の母及び寡婦の就業支援団体等＞

	実数					%				
	全体	事務用品・書籍	食料品・飲料	小物雑貨	その他	全体	事務用品・書籍	食料品・飲料	小物雑貨	その他
全体	53		1	1		100.0	0.0	1.9	1.9	0.0
国										
独立行政法人	1					100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
都道府県	4		1	1		100.0	0.0	25.0	25.0	0.0
政令指定都市	7					100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
特別区	2					100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中核市	6					100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
一般市町	32					100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不明	1					100.0	0.0	0.0	0.0	0.0

団体名		内容					契約件数	契約金額	1件平均金額
都道府県	216	食料品・飲料	小物雑貨				21	144	7
総計							21	144	7

＜障がい者福祉事業所＞

	実数					%				
	全体	事務用品・書籍	食料品・飲料	小物雑貨	その他	全体	事務用品・書籍	食料品・飲料	小物雑貨	その他
全体	139	19	24	33	32	100.0	13.7	17.3	23.7	23.0
国										
独立行政法人	2					100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
都道府県	13	4	4	7	4	100.0	30.8	30.8	53.8	30.8
政令指定都市	9	1	1	3	3	100.0	11.1	11.1	33.3	33.3
特別区	8	1	0	0	1	100.0	12.5	0.0	0.0	12.5
中核市	16	2	4	3	5	100.0	12.5	25.0	18.8	31.3
一般市町	90	10	15	19	18	100.0	11.1	16.7	21.1	20.0
不明	1	1	0	1	1	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0

団体名		内容					契約件数	契約金額	1件平均金額
都道府県	89	事務用品・書籍	食料品・飲料	小物雑貨	花苗等、タオル、トイレットペーパー、賞状額等		187	650	3
	54	事務用品・書籍	食料品・飲料	小物雑貨	トイレットペーパー等		178	1,151	6
	82	事務用品・書籍	小物雑貨	印刷			93	771	8
	156	事務用品・書籍	食料品・飲料	小物雑貨			51	409	8
	11	小物雑貨	ふじっぴー（県キャラクター）関連商品				2	49	25
	46	小物雑貨					1	361	361
	216	食料品・飲料	小物雑貨				95	168	2
							607	3,559	6
政令市	163	事務用品・書籍	小物雑貨				44	226	5
	137	ごみ袋					19	156	8
	81	小物雑貨	看板				18	150	8
	166	小物雑貨					15	51	3
	151	非常用トイレ					1	40	40
	115	食料品・飲料					1	3	3
							98	626	6
特別区	113	事務用品・書籍	作業用保護具（手袋、ヘルメット）				2	480	240
							2	480	240

団体名		内容					契約件数	契約金額	1件平均金額
中核市	219	事務用品・書籍	小物雑貨				56	565	10
	121	食料品・飲料	小物雑貨	木工製品			4	128	32
	79	食料品・飲料	小物雑貨	布製カバン、缶入パン			3	503	168
	8	印刷物					2	90	45
	143	食料品・飲料	草花の購入				2	28	14
	97	ゴミ袋製造（在庫管理等を含む）					1	200	200
							68	1,514	22
一般市	167	食料品・飲料	小物雑貨				76	197	3
	2						56	33	1
	67	食料品・飲料	その他				44	86	2
	49	小物雑貨					18	141	8
	36	食料品・飲料	小物雑貨	その他			17	163	10
	131	小物雑貨					17	92	5
	108	食料品・飲料	苗、肥料				15	137	9
	220	事務用品・書籍	食料品・飲料	小物雑貨	市指定ゴミ袋		13	9,017	694
	104	食料品・飲料	花苗、プランター用土、ウエス				12	156	13
	212	事務用品・書籍	小物雑貨	ウェス（使い捨て雑巾）、はがき			12	76	6
	214	洗剤、観葉植物の賃貸借契約					10	59	6
	158	事務用品・書籍	小物雑貨				7	22	3
	103	事務用品・書籍	封筒				6	20	3
	56	食料品・飲料	小物雑貨				6	12	2
	173	その他					5	135	27
	95						5	41	8
	217	食料品・飲料	小物雑貨				5	15	3
	109	食料品・飲料	小物雑貨				4	72	18
	118	事務用品・書籍	小物雑貨				4	50	13
	9	事務用品・書籍	小物雑貨				4	19	5
	86	事務用品・書籍	新生児出生祝フォトスタンド				3	54	18
	134	EMボカシ、廃色油リサイクル、粉石けん					2	348	174
	45	小物雑貨					2	143	72
	93	小物雑貨					2	100	50
	61	食料品・飲料	資源回収袋				2	69	35
	71	食料品・飲料					1	357	357
	144	段ボールコンポスト基材					1	105	105
	160	花の苗					1	83	83
	102						1	44	44
	84	小物雑貨					1	20	20
	87	薪					1	17	17
	32	小物雑貨					1	16	16
	159						1	12	12
	139	食料品・飲料					1	3	3
	4	花苗					1	3	3
	110	小物雑貨					1	3	3
	149	横断幕					1	3	3
	17						1	2	2
	3	事務用品・書籍	食料品・飲料				1	1	1
	72	その他						149	
	18	事務用品・書籍	食料品・飲料					3	
	13	食料品・飲料						48	
							361	12,126	34
他	91	事務用品・書籍	小物雑貨	花苗等			12	101	8
総計							1,148	18,406	16

②役務

３号随契を就職困難者の就労支援に活用している 164 団体の平成 24 年度の「役務」における、発注内容、契約件数、契約額を、発注先である「シルバー人材センター」、「母子家庭の母や寡婦の就業支援団体等」、「障がい者福祉事業所」別にみた。

ａ．発注内容

○３号随契を活用してシルバー人材センターと契約している 150 団体のうち、「役務」を発注した団体は 122 団体となっている。その内の 118 団体は「清掃・施設管理」を発注している。

○母子家庭の母及び寡婦の就業支援団体等には 53 団体中 13 団体が「役務」を発注しており、その内の 7 団体の発注内容は「清掃・施設管理」となっている。

○障がい者福祉事業所には 139 団体中 92 団体が「役務」を発注しており、発注内容は「清掃・施設管理」67 団体、「印刷」29 団体となっている。

	回答団体数	印刷	クリーニング	清掃・施設管理	情報処理テープ起し	飲食店等の運営	その他
シルバー人材センター	122	7	3	118	3		65
母子家庭の母の就業支援団体等	13	1		7	2	3	6
障がい者福祉事業所	92	29	11	67	8		45

ｂ．契約件数

	回答団体数	総契約件数	最大値	最小値	中央値	平均
シルバー人材センター	124	7821	836	1	31	66
母子家庭の母の就業支援団体等	16	920	831	1	2	71
障がい者福祉事業所	99	1744	399	1	5	18

＜シルバー人材センター＞

○シルバー人材センターとの契約件数について回答があった団体は 124 団体となっており、契約件数は 1 団体当り最大で 836 件、最小で 1 件とばらつきが大きく、中央値は 31 件となっている。総契約件数は 7,821 件。

○発注件数の分布をみると、20～50 件未満を中心に 100 件以上など比較的多い方にシフトしている。団体別の中央値を見ても、いずれの団体も 30 件前後となっている。

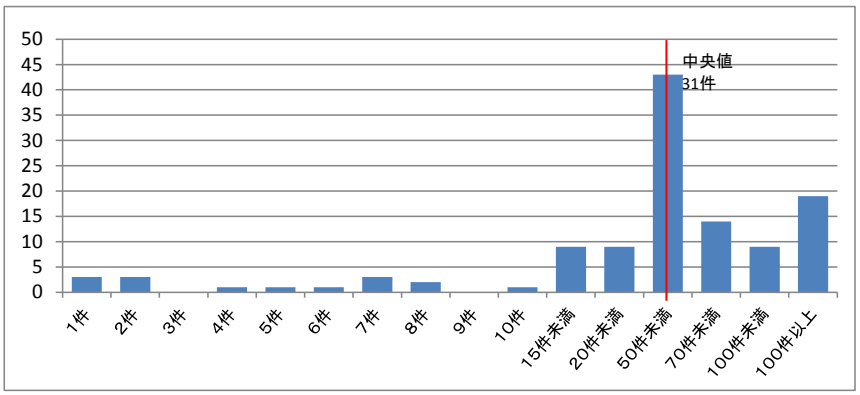

	回答団体数	総契約件数	最大値	最小値	中央値	平均
全体	124	7821	836	1	31	66
国						
独立行政法人						
都道府県	6	289	94	1	59	48
政令指定都市	8	716	266	17	30	102
特別区	7	291	70	22	38	42
中核市	15	599	132	1	20	40
一般市町	87	5925	836	1	30	72
不明	1	1				

＜母子家庭の母及び寡婦の就業支援団体等＞

○母子家庭の母及び寡婦の就業支援団体等との契約件数について回答があった団体は16団体となっており、契約件数は1団体当り最大で831件、最小で1件とばらつきが大きい。中央値は2件となっている。総契約件数は920件。

○団体別に見ると、都道府県での発注が大きく、他の団体では最大件数でも4～7件とひと桁となっている。

	回答団体数	総契約件数	最大値	最小値	中央値	平均
全体	16	920	831	1	2	71
国						
独立行政法人						
都道府県	3	893	831	1	31	298
政令指定都市	6	11	5	1	2	2
特別区						
中核市	4	6	4	1	1	2
一般市町	3	10	7	3	5	5

＜障がい者福祉事業所＞

○障がい者福祉事業所との契約件数について回答があった団体は99団体となっており、契約件数は1団体当り最大で399件、最小で1件とばらつきが大きく、中央値は5件となっている。総契約件数は1,744件。

○発注件数の分布をみると、3件未満のグループと10件以上のグループに分かれており、団体別の中央値から見ると、前者には中核市や一般市が多く含まれ、後者には都道府県、政令市、特別区が多く含まれている。

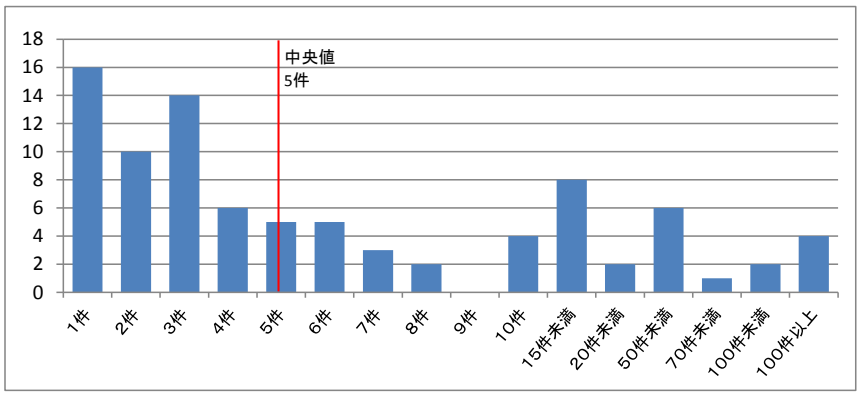

	回答団体数	総契約件数	最大値	最小値	中央値	平均
全体	99	1744	399	1	5	18
国						
独立行政法人						
都道府県	8	362	184	1	13	45
政令指定都市	7	455	399	3	8	76
特別区	7	111	36	2	12	16
中核市	12	81	30	2	4	7
一般市町	64	720	104	1	4	12
不明	1	15	15	15		15

c． 契約額

	回答団体数	総契約金額	最大値	最小値	中央値	平均
シルバー人材センター	121	1,300,728	62,923	126	7,099	11,511
母子家庭の母の就業支援団体等	16	21,890	9,157	24	679	1,684
障がい者福祉事業所	100	400,720	205,430	1	388	4,131

＜シルバー人材センター＞

○シルバー人材センターの契約額は、1 団体当り最大で 62,923 万円、最小で 126 万円と幅が広く、中央値は 7,099 万円となっている。総契約額は 1,300,728 万円。

○契約額の分布をみると、5000 万円以上が多くを占めており、都道府県以外のいずれの団体でも中央値は 5000 万円以上となっている。

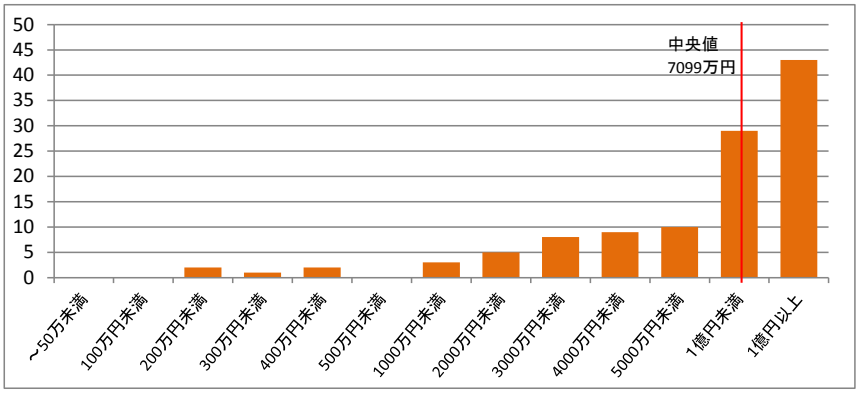

	回答団体数	総契約金額	最大値	最小値	中央値	平均
全体	121	1,300,728	62,923	126	7,099	11,511
国						
独立行政法人						
都道府県	7	29,485	12,698	126	2,385	4,212
政令指定都市	8	192,961	57,640	976	16,247	27,566
特別区	7	282,117	62,923	14,485	53,410	40,302
中核市	14	154,590	33,750	2,489	8,339	11,892
一般市町	84	641,290	38,390	154	5,929	8,222
不明	1	285	285	285		285

＜母子家庭の母及び寡婦の就業支援団体等＞

○母子家庭の母及び寡婦の就業支援団体等の契約額は、１団体当り最大で 9,157 万円、最小で 24 万円と幅が広く、中央値は 679 万円となっている。総契約額は 21,890 万円。

	回答団体数	総契約金額	最大値	最小値	中央値	平均
全体	16	21,890	9,157	24	679	1,684
国						
独立行政法人						
都道府県	3	3,484	2,772	33	356	1,161
政令指定都市	6	10,762	9,157	24	583	2,152
特別区						
中核市	4	3,269	2,384	198	687	1,090
一般市町	3	4,375	4,337	38	2,188	2,188

＜障がい者福祉事業所＞

○障がい者福祉事業所の契約額は、１団体当り最大で 205,430 万円、最小で 1 万円と幅が広く、中央値は 388 万円となっている。総契約額は 400,720 万円。

○契約額も契約件数同様に、大きくは 200 万円未満のグループと 1000 万円以上のグループに分かれる。団体別の中央値から見ると、少額のグループには都道府県、中核市、一般市が含まれており、高額のグループには政令市、特別区が多く含まれている。

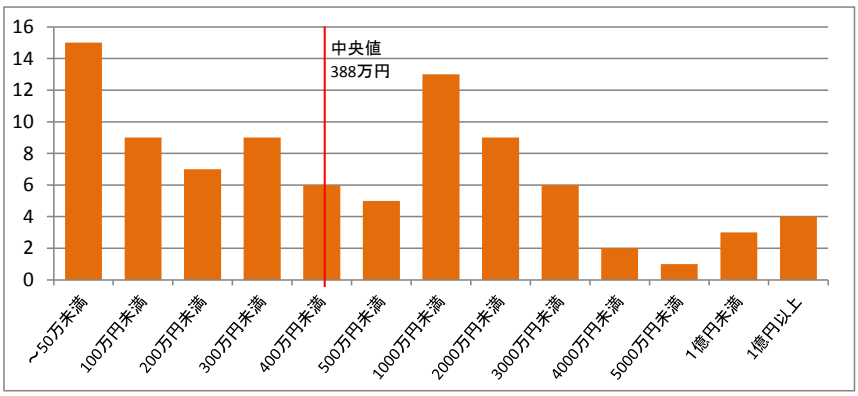

	回答団体数	総契約金額	最大値	最小値	中央値	平均
全体	100	400,720	205,430	1	388	4,131
国						
独立行政法人						
都道府県	8	4,203	1,745	1	346	525
政令指定都市	7	22,381	12,879	500	2,095	3,730
特別区	7	290,109	205,430	18	2,992	41,444
中核市	12	17,167	10,724	12	599	1,431
一般市町	65	64,708	9,833	6	284	1,027
不明	1	2,153	2,153	2,153		2,153

d．発注先別状況

○発注先別にみた発注内容の詳細は以下のとおりである。

＜シルバー人材センター＞

	実数							%						
	全体	印刷	クリーニング	清掃・施設管理	情報処理テープ起し	飲食店等の運営	その他	全体	印刷	クリーニング	清掃・施設管理	情報処理テープ起し	飲食店等の運営	その他
全体	150	7	3	118	3		65	100.0	4.7	2.0	78.7	2.0	0.0	43.3
国														
独立行政法人	2		0	0			0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
都道府県	8		1	6			3	100.0	0.0	12.5	75.0	0.0	0.0	37.5
政令指定都市	10		0	8	1		4	100.0	0.0	0.0	80.0	10.0	0.0	40.0
特別区	9	1	0	7	1		7	100.0	11.1	0.0	77.8	11.1	0.0	77.8
中核市	16		0	14			7	100.0	0.0	0.0	87.5	0.0	0.0	43.8
一般市町	104	6	2	82	1		44	100.0	5.8	1.9	78.8	1.0	0.0	42.3
不明	1		0	1			0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

団体		内容		契約件数	契約金額	1件平均金額
都道府県	178	清掃・施設管理	託児、アンケート調査など	94	2,385	25
	89	清掃・施設管理	筆耕、託児	71	2,882	41
	54	清掃・施設管理		62	9,404	152
	46	清掃・施設管理	クリーニング　配膳補助、学校受付業務	55	12,698	231
	162	清掃・施設管理		6	1,675	279
	175	清掃・施設管理		1	126	126
	168	樹木管理			315	
				289	29,485	102
政令市	21	清掃・施設管理	学校事務、選挙事務	266	55,069	207
	151	清掃・施設管理	封入作業、書類の点検等	241	36,230	150
	81	清掃・施設管理	通知封入封緘	112	16,247	145
	126	清掃・施設管理	情報処理・テープ起し	30	12,636	421
	166	清掃・施設管理		27	57,640	2,135
	137	清掃・施設管理	筆耕、封入	23	976	42
	115	清掃・施設管理		17	14,163	833
	92	清掃・施設管理				
				716	192,961	269
特別区	113	清掃・施設管理	広報等配布、毛筆筆耕、ガーデン管理	70	62,923	899
	122	清掃・施設管理	事業委託	53	21,357	403
	53	清掃・施設管理	筆耕、剪定、児童通学案内	43	17,239	401
	215	清掃・施設管理	警備、受付等	38	53,410	
	96	清掃・施設管理	情報処理・テー　広報紙等配布・毛筆筆耕	36	58,405	1,622
	30	清掃・施設管理	印刷　チラシ配布、剪定作業等	29	14,485	499
	64	清掃・施設管理	広報紙の配達	22	54,298	2,468
				291	282,117	969

団体名		内容		契約件数	契約金額	1件平均金額
中核市	8	清掃・施設管理	樹木伐採、障子張替等	132	8,339	63
	79	清掃・施設管理		108	14,548	135
	69	清掃・施設管理	シルバー人材センター等との特定随意契約に関する要領に定めた業務	59		
	65	清掃・施設管理		55	7,567	138
	143	清掃・施設管理		55	2,489	45
	114	清掃・施設管理		51	11,164	219
	142	清掃・施設管理、①都市公園の日常管理業務等②福祉バス運行、高齢者に対する軽度生活援助③「なは市議会だより」配布業務④該当広報宣伝⑤那覇市広報紙（広報はな・市民の友）配布業務委託		44	19,215	437
	85	清掃・施設管理	駅周辺の自転車等の放置防止と利用者への指導	20	33,750	1,688
	23	清掃・施設管理	配送業務、駐車場案内、筆耕業務	20	8,136	407
	97	清掃・施設管理		19	21,577	1,136
	176	清掃・施設管理		12	3,634	303
	121	清掃・施設管理	封筒宛名筆耕、花植え、畑おこし	11	7,897	718
	153	清掃・施設管理		10	3,870	387
	48	清掃・施設管理		2	12,404	6,202
	136	草刈、枝払		1		
				599	154,590	258
一般市	154	清掃・施設管理	別紙11	不明	不明	
	104	清掃・施設管理	車両運転、賞状筆耕など	836	16,597	20
	16	清掃・施設管理		580	7,099	12
	41	清掃・施設管理		499	5,622	11
	98			287	5,497	19
	167	清掃・施設管理	賞状書き、子育て支援（家事、一時預かり）	246	6,995	28
	20	清掃・施設管理	その他	211		
	80	清掃・施設管理、施設の受付、広報誌等仕分け作業、駐車場整理、水源地配水池の巡視点検、空缶ペットボトル等の収取運搬		172	14,625	85
	19			158	8,196	52
	22			150	6,387	43
	45	清掃・施設管理	その他	131	12,957	99
	74	清掃・施設管理	剪定、除草	125	12,591	101
	213	清掃・施設管理	賞状、筆耕料	122	5,982	49
	87	清掃・施設管理	運転、文書発送等	118	17,539	149
	110	清掃・施設管理	広報等配布、賞状書き	108	12,635	117
	84	清掃・施設管理	配送仕分け	95	10,973	116
	33	清掃・施設管理	印刷　クリーニング　廃油収集、病害虫駆除、樹木管理	88		
	67	清掃・施設管理		87	5,534	64
	217	清掃・施設管理		86	11,363	
	112	清掃・施設管理		78	12,955	166
	12	清掃・施設管理		78	4,907	63
	174	清掃・施設管理		68	5,876	86
	5	清掃・施設管理	印刷	65	5,662	87
	173	清掃・施設管理		58	9,871	170
	102	クリーニング	運転業務、発掘調査、プール組立点検解体	57	8,081	142
	93	清掃・施設管理		56	4,867	87
	105	清掃・施設管理	筆耕	54	7,983	148
	155	清掃・施設管理		50	29,770	595
	159	清掃・施設管理	休日診察所受付	49	27,799	567
	35	清掃・施設管理		48	800	17
	108	清掃・施設管理	広報紙配布、図書資料搬送	47	10,661	227
	47			47	5,699	121
	212	清掃・施設管理	表彰状の浄書、チラシ等の配布、会場の設営	44	22,943	521
	160	清掃・施設管理	スクールヘルパー派遣事業	43	4,884	114
	10	清掃・施設管理	筆耕業務	43	4,246	99
	31	清掃・施設管理	広報誌等配布	42	11,323	270
	42	清掃・施設管理		38	2,820	74
	220	清掃・施設管理	チラシ配布	37	12,075	326
	40	清掃・施設管理		34	6,315	186
	130	清掃・施設管理	選挙期日前投票	33	20,254	614
	124	清掃・施設管理	印刷物配布、掲示板作成	33	3,665	111

団体名		内容			契約件数	契約金額	1件平均金額
一般市	119	清掃・施設管理	印刷	広告紙発送、用務員	31	7,608	245
	123	清掃・施設管理			30	2,120	71
	171	清掃・施設管理	広報誌配布、文書仕分け、送迎・給食運搬		29	28,211	973
	60	清掃・施設管理	配布業務等		29	12,562	433
	125	清掃・施設管理			28	3,769	135
	150	清掃・施設管理	放置自転車整理		27	12,650	469
	109	清掃・施設管理	配達		27	7,522	279
	172	清掃・施設管理			27	6,664	247
	118	清掃・施設管理	印刷		27	4,062	150
	88	清掃・施設管理			25	12,865	515
	52	清掃・施設管理			24	12,896	537
	68	清掃・施設管理	宿日直業務		24	2,229	93
	17	清掃・施設管理			23	1,331	58
	129	清掃・施設管理			22	4,389	200
	144	清掃・施設管理	生ごみ堆肥化		22		
	73	清掃・施設管理	文書配送業務		21	3,310	158
	177	清掃・施設管理			20	6,772	339
	148	清掃・施設管理			20	5,517	276
	9	清掃・施設管理			20		
	149	清掃・施設管理			18	3,433	191
	169	清掃・施設管理			17	5,192	305
	86	清掃・施設管理			16	4,920	308
	127	清掃・施設管理	情報処理・テープ起し		16	38,390	2,399
	66	清掃・施設管理	情報処理・テープ起し		15	8,689	579
	157	清掃・施設管理	印刷	広報誌配布	15	3,736	249
	32	清掃・施設管理	通学誘導員		15	3,137	209
	120	清掃・施設管理	印刷	就労体験的ボランティア	14	4,289	306
	61	清掃・施設管理	その他		14	357	26
	28	清掃・施設管理			13	2,887	222
	94	清掃・施設管理	業務委託		11	14,271	1,297
	29	清掃・施設管理			11	6,003	546
	71	清掃・施設管理			11	4,049	368
	75	清掃・施設管理			11	3,761	342
	27	清掃・施設管理			8	2,211	276
	25	清掃・施設管理			8	1,915	239
	135	清掃・施設管理			7	7,797	1,114
	139	清掃・施設管理	公共施設の修繕、市ガスの運行事務、筆耕（賞状等）		7	604	86
	214	清掃・施設管理	浄書、郵便物集計、安全監視業務		7	1,444	206
	152	清掃・施設管理			5	284	57
	58	清掃・施設管理			4	1,205	301
	145	清掃・施設管理	調査、福祉サービス、児童安全対策業務		2	4,037	2,019
	103	清掃・施設管理			2	154	77
	164	清掃・施設管理	草刈、剪定等		1		
	170	清掃・施設管理	自動車運転他				
	78	清掃・施設管理	空缶等取扱保守、草刈				
	158	清掃・施設管理	自転車駐車場の整理などの軽作業				
	44	駐車場整理					
	170	清掃・施設管理					
					5,925	641,290	108
他	91	清掃・施設管理			1	285	285
総計					7,821	1,300,728	166

＜母子家庭の母及び寡婦の就業支援団体等＞

	実数							%						
	全体	印刷	クリーニング	清掃・施設管理	情報処理テープ起し	飲食店等の運営	その他	全体	印刷	クリーニング	清掃・施設管理	情報処理テープ起し	飲食店等の運営	その他
全体	53	1		7	2	3	6	100.0	1.9	0.0	13.2	3.8	5.7	11.3
国														
独立行政法人	1			0	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
都道府県	4	1		2	1	0	0	100.0	25.0	0.0	50.0	25.0	0.0	0.0
政令指定都市	7			2	0	1	3	100.0	0.0	0.0	28.6	0.0	14.3	42.9
特別区	2			0	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中核市	6			1	1	1	2	100.0	0.0	0.0	16.7	16.7	16.7	33.3
一般市町	32			2	0	1	1	100.0	0.0	0.0	6.3	0.0	3.1	3.1
不明	1			0	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

団体名		内容	契約件数	契約金額	1件平均金額
都道府県	216	清掃・施設管理　印刷　情報処理・テープ起し	831	2,772	3
	89	筆耕	61	33	1
	175	清掃・施設管理	1	679	679
			893	3,484	4
政令市	163	清掃・施設管理　飲食店等の運営	5	9,157	1,831
	166	清掃・施設管理	2	583	292
	81	母子家庭等日常生活支援、講習会実施	2	52	26
	151	ひとり親家庭の父母に対しての就職相談等	1	946	946
	126	母子家庭等就労支援、講演会事業の委託	1	24	24
			11	10,762	978
中核市	176	飲食店等の運営　就業・自立支援、日常生活、教育支援	4	2,384	596
	69	母子家庭の母及び寡婦への就業支援サービスの業務委託	1	687	687
	153	情報処理・テープ起し	1	198	198
			6	3,269	545
一般市	67	清掃・施設管理　介護支援事業委託	7	4,337	620
	12	清掃・施設管理、飲食店等の運営、契約ではなく、施設の優先的な使用を認める使用許可（自動販売機、売店の設置）	3	38	13
			10	4,375	438
総計			920	21,890	24

＜障がい者福祉事業所＞

	実数							%						
	全体	印刷	クリーニング	清掃・施設管理	情報処理テープ起し	飲食店等の運営	その他	全体	印刷	クリーニング	清掃・施設管理	情報処理テープ起し	飲食店等の運営	その他
全体	139	29	11	67	8		45	100.0	20.9	7.9	48.2	5.8	0.0	32.4
国														
独立行政法人	2		0	0	0		0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
都道府県	13	5	4	4	2		2	100.0	38.5	30.8	30.8	15.4	0.0	15.4
政令指定都市	9	3	2	5	1		5	100.0	33.3	22.2	55.6	11.1	0.0	55.6
特別区	8	2	1	6	0		5	100.0	25.0	12.5	75.0	0.0	0.0	62.5
中核市	16	4	1	7	0		6	100.0	25.0	6.3	43.8	0.0	0.0	37.5
一般市町	90	14	3	44	5		27	100.0	15.6	3.3	48.9	5.6	0.0	30.0
不明	1	1	0	1	0		0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

団体名		内容	契約件数	契約金額	1件平均金額
都道府県	54	印刷　クリーニング　清掃・施設管理　情報処理・テープ起し　封入作業等	184	1,118	6
	156	印刷　クリーニング	74	1,745	24
	216	印刷　クリーニング　清掃・施設管理　情報処理・テープ起し	71	130	2
	89	クリーニング	16	18	1
	175	印刷　ネットショップ運営等	10	236	24
	82	清掃・施設管理	3	455	152
	178	印刷	3	1	0
	162	清掃・施設管理	1	500	500
			362	4,203	12
政令市	163	印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理・テープ起し、チラシ等配布、封入、箱折等	399	12,879	32
	115	印刷、クリーニング、清掃・施設管理、水道メーター分解作業	33	1,785	54
	166	清掃・施設管理	8	2,405	301
	126	印刷、清掃・施設管理、資源選別	7	4,252	607
	151	障碍児への福祉サービス等	5	500	100
	137	清掃・施設管理　リサイクル自転車、再生品の展示販売	3	560	187
			455	22,381	49
特別区	122	清掃・施設管理　事業委託	36	13,696	380
	215	清掃・施設管理	24	205,430	8,560
	113	印刷　清掃・施設管理シール貼付、封入封減発送、公用リサイクル自転車整備	22	2,186	99
	64	クリーニング　清掃・施設管理封入封緘	12	2,992	249
	96	清掃・施設管理	10	65,489	6,549
	30	印刷　封入	5	18	4
	53	清掃・施設管理　植栽	2	298	149
			111	290,109	2,614
中核市	219	清掃・施設管理	30	747	25
	143	印刷　清掃・施設管理観葉植物リース	11	92	8
	97	清掃・施設管理	6	746	124
	121	印刷　資源ごみ分別、除雪	6	251	42
	69	郵便物の封入・封緘作業	6	37	6
	114	清掃・施設管理	4	10,724	2,681
	176	印刷　廃食用油の資源化、事業BDF製造回収	4	452	113
	142	①瓶の選別、不法投棄防止と花壇の除草及び潅水維持管理②障がい者パソコン教室	3	2,077	692
	85	清掃・施設管理　声の広報、展示広報	3	1,105	368
	153	清掃・施設管理	3	839	280
	23	印刷　クリーニング	3	12	4
	8	清掃・施設管理	2	85	43
			81	17,167	212
一般市	131	印刷　クリーニング　清掃・施設管理　情報処理・テープ起し	104	955	9
	95		103	1,382	13
	37		93	3,139	34
	170	クリーニング	68	149	2
	158	公園の維持管理や資源ゴミの分別などの軽作業	30	1,061	35
	108	印刷　清掃・施設管理	28	1,021	36
	213	清掃・施設管理　印刷	23	76	3
	19		20	558	28
	67	清掃・施設管理　タオルセット政策業務委託	18	3,356	186
	60	清掃・施設管理	14	9,833	702
	80	清掃・施設管理　資源ごみ分別収集	13	283	22
	12	清掃・施設管理　公用車洗車	12	578	48
	167	印刷　清掃・施設管理	12	452	38
	47	クリーニング　清掃・施設管理	11	553	50
	41	清掃・施設管理	11	221	20
	61	清掃・施設管理　高齢者世帯への軽度生活援助事業、資源物分別作業など	10	681	68
	36	印刷印刷　花壇整備	10	118	12
	73	清掃・施設管理　文書配送業務	8	1,760	220
	217	清掃・施設管理	8	284	36
	220	清掃・施設管理　花壇・緑化管理、資源ごみ選別、点訳委託	8	9,826	1,228
	88	清掃・施設管理	7	388	55
	56	印刷、清掃・施設管理　広報紙発送事務	7	183	26
	212	清掃・施設管理　印刷　情報処理・テープ起 通知の封入	7	440	63
	105	清掃・施設管理　封入、発送	6	556	93
	149	清掃・施設管理	6	228	38
	75	清掃・施設管理	5	364	73
	84	清掃・施設管理　封入等	5	315	63
	109	清掃・施設管理	5	312	62
	171	清掃・施設管理	4	267	67
	87	清掃・施設管理　古紙回収　情報処理・テープ起し	4	238	60
	68	清掃・施設管理	4	155	39
	103	配達業務	4	6	2
	104	清掃・施設管理　びん・缶・ペットボトルの分別作業	3	6,557	2,186
	93	印刷、清掃・施設管理、袋詰め	3	566	189
	86	清掃・施設管理	3	437	146

団体名		内容	契約件数	契約金額	1件平均金額
一般市	119	点字製作、発泡スチロール選別	3	192	64
	173	印刷　緑樹貸鉢	3	96	32
	3	印刷　清掃・施設管理	3	73	24
	98		3	15	5
	33	印刷　廃乾電池の分別	2		
	45	清掃・施設管理　情報処理・テープ起し	2	7,373	3,687
	102	清掃・施設管理　相談支援事業	2	2,854	1,427
	31	清掃・施設管理	2	1,268	634
	10	清掃・施設管理	2	444	222
	177	清掃・施設管理	2	357	179
	145	清掃・施設管理	2	76	38
	17		2	65	33
	27	清掃・施設管理	1	2,521	2,521
	129	清掃・施設管理	1	770	770
	124	清掃・施設管理	1	340	340
	110	清掃・施設管理	1	257	257
	164	情報処理・テープ起し	1	195	195
	130	草花植え付け	1	147	147
	16	広報梱包作業	1	76	76
	66	清掃・施設管理	1	60	60
	29	園芸	1	51	51
	160	牛乳パックの回収	1	44	44
	106	清掃・施設管理	1	30	30
	172	印刷	1	20	20
	139	草刈り	1	18	18
	118	印刷	1	16	16
	40	清掃・施設管理	1	10	10
	72	清掃・施設管理		21	
	13	清掃・施設管理　点字刻印	不明	21	
	147	印刷、清掃・施設管理、庁内軽作業（封入、仕分け、データ入力等）			
			720	64,708	90
他	91	印刷、清掃・施設管理	15	2,153	144
総計			1,744	400,720	230

（２）契約期間

①物品

＜シルバー人材センター＞

○単年度契約が 27.3%で最も多く、複数年度は見られなかった。

<物品>シルバー人材センター

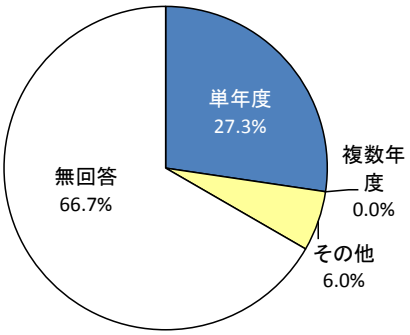

	実数	%
単年度	41	27.3
複数年度		0.0
その他	9	6.0
無回答	100	66.7
合計	150	100.0

	実数					%				
	合計	単年度	複数年度	その他	無回答	合計	単年度	複数年度	その他	無回答
全体	150	41		9	100	100.0	27.3	0.0	6.0	66.7
国										
独立行政法人	2				2	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
都道府県	8	2			6	100.0	25.0	0.0	0.0	75.0
政令指定都市	10	1			9	100.0	10.0	0.0	0.0	90.0
特別区	9	3			6	100.0	33.3	0.0	0.0	66.7
中核市	16	9			7	100.0	56.3	0.0	0.0	43.8
一般市町	104	25		9	70	100.0	24.0	0.0	8.7	67.3
不明	1	1				100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

＜母子家庭の母及び寡婦の就業支援団体等＞

○単年度契約が 28.3%と最も多く、複数年度は見られなかった。

<物品>母子家庭の母等の就業支援団体

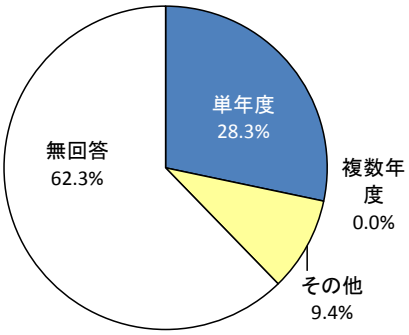

	実数	%
単年度	15	28.3
複数年度		0.0
その他	5	9.4
無回答	33	62.3
合計	53	100.0

	実数					%				
	合計	単年度	複数年度	その他	無回答	合計	単年度	複数年度	その他	無回答
全体	53	15		5	33	100.0	28.3	0.0	9.4	62.3
国										
独立行政法人	1				1	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
都道府県	4	3			1	100.0	75.0	0.0	0.0	25.0
政令指定都市	7				7	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
特別区	2	1			1	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0
中核市	6	4			2	100.0	66.7	0.0	0.0	33.3
一般市町	32	7		5	20	100.0	21.9	0.0	15.6	62.5
不明	1				1	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0

＜障がい者福祉事業所＞

○単年度契約が 58.3%と半数以上を占め、複数年度は見られなかった。

＜物品＞障がい者福祉事業所

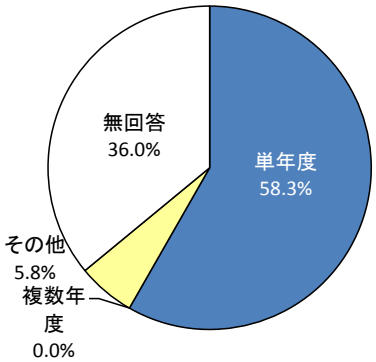

	実数	%
単年度	81	58.3
複数年度		0.0
その他	8	5.8
無回答	50	36.0
合計	139	100.0

	実数					%				
	合計	単年度	複数年度	その他	無回答	合計	単年度	複数年度	その他	無回答
全体	139	81		8	50	100.0	58.3	0.0	5.8	36.0
国										
独立行政法人	2				2	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
都道府県	13	10			3	100.0	76.9	0.0	0.0	23.1
政令指定都市	9	7			2	100.0	77.8	0.0	0.0	22.2
特別区	8	4			4	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0
中核市	16	14			2	100.0	87.5	0.0	0.0	12.5
一般市町	90	45		8	37	100.0	50.0	0.0	8.9	41.1
不明	1	1				100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

②役務

＜シルバー人材センター＞

○単年度契約が 84.7%とほとんどを占め、複数年度は見られなかった。

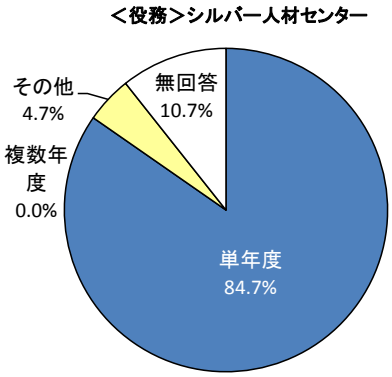

	実数	%
単年度	127	84.7
複数年度		0.0
その他	7	4.7
無回答	16	10.7
合計	150	100.0

	実数					%				
	合計	単年度	複数年度	その他	無回答	合計	単年度	複数年度	その他	無回答
全体	150	127		7	16	100.0	84.7	0.0	4.7	10.7
国										
独立行政法人	2				2	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
都道府県	8	6			2	100.0	75.0	0.0	0.0	25.0
政令指定都市	10	8			2	100.0	80.0	0.0	0.0	20.0
特別区	9	7			2	100.0	77.8	0.0	0.0	22.2
中核市	16	14		2		100.0	87.5	0.0	12.5	0.0
一般市町	104	91		5	8	100.0	87.5	0.0	4.8	7.7
不明	1	1				100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

＜母子家庭の母及び寡婦の就業支援団体等＞

○単年度契約が 45.3%と最も多い。複数年度の 1 件は都道府県の契約である。

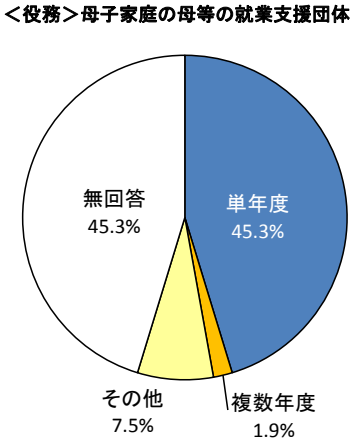

	実数	%
単年度	24	45.3
複数年度	1	1.9
その他	4	7.5
無回答	24	45.3
合計	53	100.0

	実数					%				
	合計	単年度	複数年度	その他	無回答	合計	単年度	複数年度	その他	無回答
全体	53	24	1	4	24	100.0	45.3	1.9	7.5	45.3
国										
独立行政法人	1				1	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
都道府県	4	2	1		1	100.0	50.0	25.0	0.0	25.0
政令指定都市	7	5			2	100.0	71.4	0.0	0.0	28.6
特別区	2	1			1	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0
中核市	6	5			1	100.0	83.3	0.0	0.0	16.7
一般市町	32	11		4	17	100.0	34.4	0.0	12.5	53.1
不明	1				1	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0

＜障がい者福祉事業所＞

○単年度契約が 69.8%と大半を占める。複数年度契約の 3 件は、政令市と一般市の契約である。

＜役務＞障がい者福祉事業所

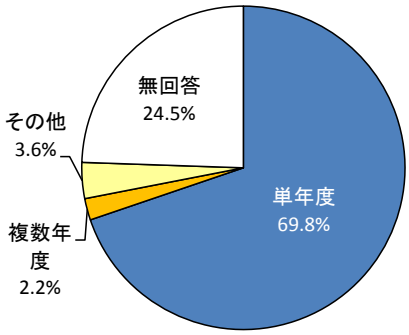

	実数	%
単年度	97	69.8
複数年度	3	2.2
その他	5	3.6
無回答	34	24.5
合計	139	100.0

	実数					%				
	合計	単年度	複数年度	その他	無回答	合計	単年度	複数年度	その他	無回答
全体	139	97	3	5	34	100.0	69.8	2.2	3.6	24.5
国										
独立行政法人	2				2	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
都道府県	13	10			3	100.0	76.9	0.0	0.0	23.1
政令指定都市	9	5	1		3	100.0	55.6	11.1	0.0	33.3
特別区	8	7			1	100.0	87.5	0.0	0.0	12.5
中核市	16	14		1	1	100.0	87.5	0.0	6.3	6.3
一般市町	90	60	2	4	24	100.0	66.7	2.2	4.4	26.7
不明	1	1				100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

（３）契約件数の増減

2008 年度と 2012 年度の契約を比較し、５年間の契約件数の増減を見た。

①物品

＜シルバー人材センター＞

○この 5 年間で契約件数が増加したと回答したのは 2 団体にとどまり、横ばいが 24.7%と最も多くなっている。なお、減少したのは 1 団体のみだった。

＜物品＞シルバー人材センター

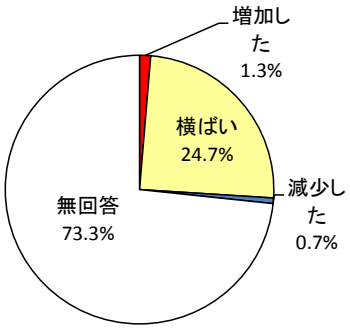

	実数	%
増加した	2	1.3
横ばい	37	24.7
減少した	1	0.7
無回答	110	73.3
合計	150	100.0

	実数					%				
	合計	増加した	横ばい	減少した	無回答	合計	増加した	横ばい	減少した	無回答
合計	150	2	37	1	110	100.0	1.3	24.7	0.7	73.3
国					0					
独立行政法人	2		1		1	100.0	0.0	50.0	0.0	50.0
都道府県	8		1		7	100.0	0.0	12.5	0.0	87.5
政令指定都市	10		4		6	100.0	0.0	40.0	0.0	60.0
特別区	9		1		8	100.0	0.0	11.1	0.0	88.9
中核市	16		5		11	100.0	0.0	31.3	0.0	68.8
一般市町	104	2	24	1	77	100.0	1.9	23.1	1.0	74.0
不明	1		1		0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0

＜増減率＞

	増減率	件数
増加した	100%	1
	0→2件	1

	増減率	件数
減少した	−27%	1

＜母子家庭の母及び寡婦の就業支援団体等＞

○この５年間で契約件数が増加した団体は見られず、横ばいが 22.6%で最も多くなっている。減少した団体は 1 都道府県となっている。

＜物品＞母子家庭の母等の就業支援団体

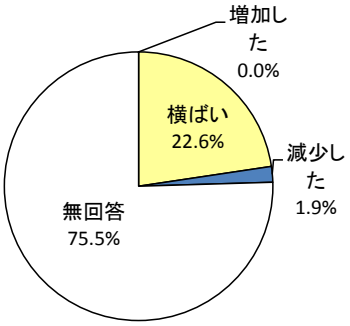

	実数	%
増加した		0.0
横ばい	12	22.6
減少した	1	1.9
無回答	40	75.5
合計	53	100.0

	実数					%				
	合計	増加した	横ばい	減少した	無回答	合計	増加した	横ばい	減少した	無回答
合計	53		12	1	40	100.0	0.0	22.6	1.9	75.5
国										
独立行政法人	1		1		0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
都道府県	4			1	3	100.0	0.0	0.0	25.0	75.0
政令指定都市	7		3		4	100.0	0.0	42.9	0.0	57.1
特別区	2		1		1	100.0	0.0	50.0	0.0	50.0
中核市	6		1		5	100.0	0.0	16.7	0.0	83.3
一般市町	32		5		27	100.0	0.0	15.6	0.0	84.4
不明	1		1		0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0

	増減率	件数
減少した	−20%	1

＜障がい者福祉事業所＞

○この５年間で契約件数が増加した団体は 17.3%、横ばいが 19.4%となっている。他の就職困難者支援団体に比べ、増加している割合が高い。特に都道府県や中核市では 4 割弱が増加したとしており、「物品」の発注において障がい者福祉事業所を重視する傾向が見られる。

＜物品＞障がい者福祉事業所

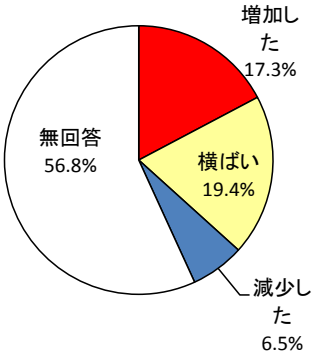

	実数	%
増加した	24	17.3
横ばい	27	19.4
減少した	9	6.5
無回答	79	56.8
合計	139	100.0

	実数					%				
	合計	増加した	横ばい	減少した	無回答	合計	増加した	横ばい	減少した	無回答
合計	139	24	27	9	79	100.0	17.3	19.4	6.5	56.8
国										
独立行政法人	2		1		1	100.0	0.0	50.0	0.0	50.0
都道府県	13	5		4	4	100.0	38.5	0.0	30.8	30.8
政令指定都市	9	2	2	1	4	100.0	22.2	22.2	11.1	44.4
特別区	8		1		7	100.0	0.0	12.5	0.0	87.5
中核市	16	6	2	2	6	100.0	37.5	12.5	12.5	37.5
一般市町	90	11	20	2	57	100.0	12.2	22.2	2.2	63.3
不明	1		1		0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0

＜増減率＞

	増減率	件数
増加した	8%	1
	76%	1
	80%	1
	100%	4
	200%	2
	273%	1
	350%	1
	435%	1
	700%	1
	9106%	1
	皆増	4

	増減率	件数
減少した	−100%	1
	−83%	1
	−44%	1
	−40%	1
	−29.9%	1
	−28%	1
	−20%	1
	−11.8%	1
	−7%	1

②役務

＜シルバー人材センター＞

○この５年間で契約件数が増加した団体は 22.0%と最も多いものの、減少した団体も16.7%見られた。横ばいは 20.7%となっている。

○特に一般市、政令市では増加した割合と減少した割合が拮抗している。

＜役務＞シルバー人材センター

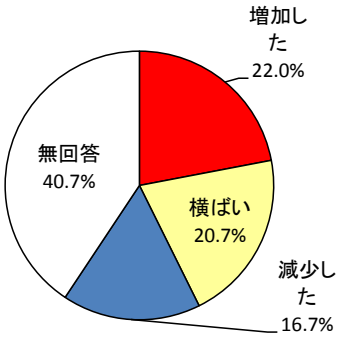

	実数	%
増加した	33	22.0
横ばい	31	20.7
減少した	25	16.7
無回答	61	40.7
合計	150	100.0

	実数					%				
	合計	増加した	横ばい	減少した	無回答	合計	増加した	横ばい	減少した	無回答
合計	150	33	31	25	61	100.0	22.0	20.7	16.7	40.7
国										
独立行政法人	2		1		1	100.0	0.0	50.0	0.0	50.0
都道府県	8	1	1	1	5	100.0	12.5	12.5	12.5	62.5
政令指定都市	10	4	1	3	2	100.0	40.0	10.0	30.0	20.0
特別区	9	4	1		4	100.0	44.4	11.1	0.0	44.4
中核市	16	5	3	2	6	100.0	31.3	18.8	12.5	37.5
一般市町	104	19	23	19	43	100.0	18.3	22.1	18.3	41.3
不明	1		1		0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0

＜増減率＞

	増減率	件数
増加した	1.5%	1
	3.0%	1
	4.0%	1
	8.0%	1
	13.0%	1
	16.0%	1
	20.0%	1
	22.0%	1
	28.0%	1
	28.6%	1
	30.8%	1
	33.0%	1
	37.0%	1
	40.0%	1
	80.0%	2
	100.0%	4
	108.0%	1
	122.0%	1
	126.0%	1
	158.0%	1
	272.0%	1
	400.0%	1
	700.0%	1
	2200.0%	1
	2400.0%	1
	皆増	2

	増減率	件数
減少した	−89.0%	1
	−53.0%	1
	−50.0%	1
	−43.0%	1
	−37.5%	1
	−30.0%	1
	−29.0%	1
	−23.0%	1
	−22.0%	1
	−22.2%	1
	−21.0%	1
	−20.0%	1
	−16.0%	1
	−15.0%	1
	−13.3%	1
	−13.0%	1
	−12.8%	1
	−12.0%	1
	−10.0%	1
	−9.0%	1
	−8.0%	1
	−3.3%	1
	−3.0%	1

＜母子家庭の母及び寡婦の就業支援団体等＞

○この５年間で契約件数が増加した団体は 7.5%にとどまり、横ばいが 24.5%と最も多くなっている。減少した団体は 7.5%で増加と同率となっている。

＜役務＞母子家庭の母等の就業支援団体

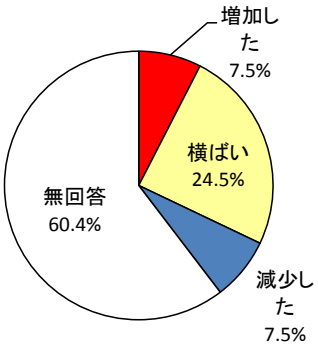

	実数	%
増加した	4	7.5
横ばい	13	24.5
減少した	4	7.5
無回答	32	60.4
合計	53	100.0

	実数					%				
	合計	増加した	横ばい	減少した	無回答	合計	増加した	横ばい	減少した	無回答
合計	53	4	13	4	32	100.0	7.5	24.5	7.5	60.4
国										
独立行政法人	1		1		0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
都道府県	4	1	1	1	1	100.0	25.0	25.0	25.0	25.0
政令指定都市	7	2	3	1	1	100.0	28.6	42.9	14.3	14.3
特別区	2		1		1	100.0	0.0	50.0	0.0	50.0
中核市	6	1	1	1	3	100.0	16.7	16.7	16.7	50.0
一般市町	32		5	1	26	100.0	0.0	15.6	3.1	81.3
不明	1		1		0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0

＜増減率＞

	増減率	件数
増加した	100%	1
	400%	1
	663%	1
	9783%	1

	増減率	件数
減少した	−50%	2
	−35%	1
	−22%	1

＜障がい者福祉事業所＞

○この５年間で契約件数が増加した団体は 20.1%を占め、横ばいが最も多く 25.2%となっている。減少した割合は 5.0%と低い。

○特に、都道府県、特別区、中核市では３割以上が増加したとしており、「役務」の発注において障がい者福祉事業所を重視する傾向が見られる。

＜役務＞障がい者福祉事業所

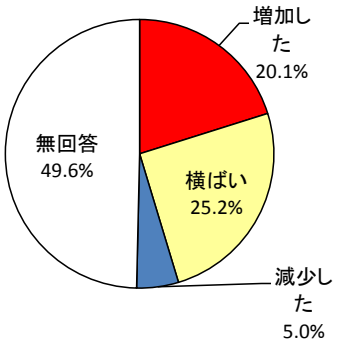

	実数	%
増加した	28	20.1
横ばい	35	25.2
減少した	7	5.0
無回答	69	49.6
合計	139	100.0

	実数					%				
	合計	増加した	横ばい	減少した	無回答	合計	増加した	横ばい	減少した	無回答
合計	139	28	35	7	69	100.0	20.1	25.2	5.0	49.6
国										
独立行政法人	2		1		1	100.0	0.0	50.0	0.0	50.0
都道府県	13	4	1	2	6	100.0	30.8	7.7	15.4	46.2
政令指定都市	9		4		5	100.0	0.0	44.4	0.0	55.6
特別区	8	3	2		3	100.0	37.5	25.0	0.0	37.5
中核市	16	7	1	2	6	100.0	43.8	6.3	12.5	37.5
一般市町	90	14	25	3	48	100.0	15.6	27.8	3.3	53.3
不明	1		1		0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0

＜増減率＞

	増減率	件数
増加した	10.1%	1
	14%	1
	20%	1
	24%	1
	25%	1
	33.3%	1
	71%	1
	87%	1
	100%	4
	107%	1
	144%	1
	200%	3
	250%	1
	300%	1
	400%	1
	548%	1
	666%	1
	868.4%	1
	皆増	3

	増減率	件数
減少した	−93.5%	1
	−75.0%	1
	−59.0%	1
	−52.0%	1
	−35.0%	1
	−17.0%	1
	−14.0%	1
	−0.8%	1

３．障がい者の工賃向上を促進する取り組みについて

３－１．民間から福祉施設等への受発注増の取り組み

（１）取り組みの有無

○民間企業から福祉事業所への発注促進に取り組んでいるのは、自治体全体の 32.8%となっており、取り組みを行っていない自治体が 57.0%と半数を占めた。

○自治体別にみると、都道府県が最も積極的に動いており、取り組みは 93.8%にのぼる。一方で中核市や一般市では取り組んでいる割合は 2 割にとどまり、自治体により民間への働きかけの熱心さに大きな差が見られた。

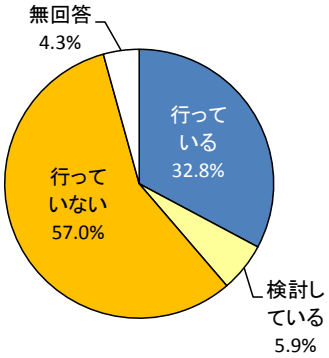

	実数	%
取り組みを行っている	61	32.8
取り組みを検討している	11	5.9
取り組みは行っていない	106	57.0
無回答	8	4.3
合計	186	100.0

	実数					%				
	合計	取り組みを行っている	取り組みを検討している	取り組みは行っていない	無回答	合計	取り組みを行っている	取り組みを検討している	取り組みは行っていない	無回答
合計	186	61	11	106	8	100.0	32.8	5.9	57.0	4.3
都道府県	16	15		1		100.0	93.8	0.0	6.3	0.0
政令指定都市	12	6		5	1	100.0	50.0	0.0	41.7	8.3
特別区	9	5	1	3		100.0	55.6	11.1	33.3	0.0
中核市	18	4		14		100.0	22.2	0.0	77.8	0.0
一般市町	130	30	10	83	7	100.0	23.1	7.7	63.8	5.4
不明	1	1				100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

（２）取り組んでいる内容

○都道府県では国の工賃向上計画を活用し、企業訪問等による販路開拓を行うと共に、福祉事業所に対して経営コンサルタントの派遣や共同受注窓口の設置等を促進している。一般市等では、企業等に対してホームページやカタログによる福祉事業所の製品・作業の紹介や福祉事業所のネットワーク化に取り組んでいる。

団体		民間からの受発注を増やす取り組み
都道府県	140	請負業務等の受注や製品原料の発注を施設が共同で行うための組織（共同受発注センター）の運営を推進している。
	89	福祉施設に対し、売れる商品開発や販路開拓等を目的としたコンサルタント派遣を実施。 授産活動の理解促進を目的としたセミナーを開催。
	82	研修会の実施、コンサルタント等の専門家の派遣、イベントによる共同販売
	162	カタログ、HPによるPR 見本市、商談会の開催
	51	①授産製品等販売促進支援事業費補助　障害者の制作する授産製品の販売促進のため、中心市街地等の会場を借り上げた場合等の費用を一部助成する補助事業②あったかぐんまのハートバザール（障がい者施設等製品共同販売会）県内の障害者施設等が制作した製品等の展示・販売会を開催
	178	工賃向上計画支援事業を委託事業として実施し、受託機関によるコンサルタント派遣や品質向上セミナー、販路開拓などを実施して、一般消費者の購入意欲を高める商品・サービスのブラッシュアップに取り組んでいる。また、共同受注窓口事業受託法人、工賃向上支援事業受託法人及び県との定期会議を開催し、情報共有や共同取り組みの検討を行っている。
	175	各総合支庁(県出先機関)において設置している「障がい者就労活性協議会」等の場を通して、民間からの福祉施設などへ受発注について、商工関係団体への働きかけを行っている。
	90	平成25年6月に企業説明会を開催し、県内の企業に福祉施設等へ発注することを依頼した。
	146	「おこしやすB．A．P」と題する、障害福祉サービス事業所と企業等とのマッチング商談会を毎年開催している。
	54	業界紙への「授産活動紹介記事」の掲載。商工会等の会合において、福祉施設への積極的発注を依頼
	156	製品開発のためのコンテスト事業や発注に貢献した企業への表彰事業、また、共同受注窓口の設置
	11	障害のある人が働くことに関するワンストップ窓口として「障害者働く幸せ創出センター」を設置して、福祉と産業界をつなぐ取り組みを実施。企業への商品提案・共同受注体制の構築・商品の品質向上・店舗運営など
	46	工賃向上計画支援事業の実施。共同受注システムの構築や販路拡大などによる受注拡大の支援。営業活動による販路開拓、複数の事業所において共同で受注等を行うシステムの構築。
	168	共同受注窓口の設置。障がい福祉サービス事業所の利用者が農作業に参加する体制を整備するため、障がい福祉サービス事業所と農作業を調整する職員を配置。
	216	障害福祉事業所から年間100万円超の物品及び役務を調達した企業を認定し、当該企業に対して、県が発注する公共工事並びに物品及び役務の調達の際の手続きにおいて優遇措置を講じている。
政令市	141	受注担当嘱託員が企業に直接訪問し、市立授産所やその他障害者支援施設、地域作業所等への作業発注の斡旋をする企業開拓を行う。
	57	受注を希望する福祉事業所情報をホームページ上に公開しているほか、経済団体等が参画する「京都市障害者就労支援推進会議」において、民間企業における福祉施設からの調達促進を呼びかけている。
	163	障がい福祉施設等と民間企業、官公庁などのニーズをマッチングする「元気ジョブアウトソーシングセンター運営事業」を行っている。
	115	共同受注窓口を設置（H22～）
	21	障がい者施設の取り扱い品目をまとめた施設名鑑を作成し、ホームページ上で公開している。
特別区	30	区内福祉施設を紹介するパンフレットを作成し、商工会議所等の団体を通じて配布した。 区ホームページに福祉施設の自主製品を販売場所とともに掲載。また平成25年10月、区の物品調達方針を掲載し、区内の事業所一覧と対応できる受注作業一覧を添付し、広く周知している。次年度は自主製品カタログ作成を検討している。
	113	民間からの発注需要があれば、施設に情報提供を行っている。
	122	新規受注先開拓のため法人会等に協力を働きかけると共に、既存の作業を年間通じて一定量受注出来るように企業に働きかける。
	215	自主生産品：販売コーナーや販売会の実施。福祉施設の自主生産品で請負可能な作業の冊子を年1回作成し、配布している（例、障害者フェスティバス）
中核市	121	障がい者の就労及び工賃水準の向上を図るため、施設製品の販路拡大及び下請作業の開拓等の活動を支援する「工賃向上支援事業」を社会福祉法人宇都宮市障害者福祉連合会に委託し、その事業において、民間企業への訪問を行っている。
	97	障害者就労施設等で構成される団体に対し、補助金を交付。障害者優先調達推進法の対象施設が取り扱う物品等に関する情報をHPで公開。
	143	民間企業から障害者福祉事業所を紹介して欲しいという依頼があった場合、市内の障害者福祉事業所を紹介したり、企業での説明会を開くなどの取り組みを行っている。
	219	市では障がい者の働く場をつくり自立へ向けたサポートを行うことやリサイクルを進め環境にやさしいまちづくりを行うことを目的として「障がい者による古着・廃食用油の再資源化事業」を実施しており、起業や地域へのPRにつながっているものと考えています。
一般市	76	FMラジオでのPR、庁内スペースを提供し、定期販売会を実施。自立支援協議会にて、情報共有したり、販路拡大を目指したりしている。
	169	福祉施設の製造品等のカタログを作成し、HP、窓口などで閲覧、配布する予定
	116	広報紙　HP等に福祉施設等への発注を促進する記事の掲載
	14	障がい福祉サービス事業所が供給しうる物品等について、市のホームページで周知したり、イベント等の様々な機会を捉えて、チラシを配布したりしている
	41	市内の5つの作業所で構成される障害者就労支援共同センターに対し、就労支援の開拓に係る事業費を交付している。
	118	「障害者施設製品販売ネットワーク協議会」において、販売促進の取り組みを行っている。

団体		民間からの受発注を増やす取り組み
一般市	119	障害福祉施設で提供できる物品等の調査並びに市で希望する物品等の調査を行いそれぞれのマッチングを行うことを検討中。
	61	市障がい者就労貢献企業認定制度を実施し、障がい者の雇用並びに障がい者支援施設等からの一定金額以上発注などの要件を満たしている企業に対し、申請により市障害者就労貢献企業として認定を行うほか、市の物品契約において指名業者としての指名や見積り徴取について優先する優遇措置を設けている。
	78	平成25年4月より施行となった障害者優先調達推進法に基づき、現在、障がい者施設、事業所で受注できる業務の集約準備を進めているところ。
	98	共同受注窓口の設置、企業向けに就労支援事業所の活動内容等を掲載したパンフレットの作成
	56	市内の障害者就労施設の紹介（事業所で取り扱う商品の情報を含む）を市ウェブサイト上で行っている。
	171	市内福祉施設に「現在受注している業務」「今後発注可能な業務」を調査した上で、業務一覧をホームページで公開し、企業等に対し発注を呼びかけると共に企業向けパンフレット(障害者の雇用及び施設への発注を呼びかける)を作成し、合同面接会等の機会に企業に配布する。また、受注窓口を市の相談支援事務所にして、市内施設のネットワーク組織を通じてコーディネートを行っている。
	95	市広報紙に市内の就労系障害福祉サービス事業所等の記事を掲載。理解・啓発イベント（講演会等）において授産品を販売。
	84	障害者施設で扱う商品カタログを用い周知している。
	154	市の広報紙への関連記事の掲載
	44	各種イベントでの市内障がい者支援施設の授産製品の展示・即売のための出店に対し、人的支援を行っています。本市のホームページに市内障がい者支援施設で製造している物品の情報を掲載する予定です。
	47	市の商工会議所、商店街やショッピングセンター等へ事業所への発注及び販売等の協力依頼文書を送付する。事業所への発注について庁内に周知文書で通知を行い、官公需の促進を図る。庁舎を活用した授産製品販売スペースの提供を行う。職員への授産製品の販売斡旋を行う。
	165	市第6次総合計画(平成26年～平成35年）に就労支援施設における工賃向上の目標指標を設定し受発注を増やしていくことを検討している。
	34	市役所障害福祉課や市内公共施設で市内障がい福祉サービス事業所の製品を紹介した「ものづくり授産製品カタログ」を市民向けに配布している。
	52	イベント会場やショッピングセンターの協力を得て、授産製品の紹介及び販売を行っている。
	75	市役所1階市民ロビーにて市内障がい福祉サービス事業所等において製作された授産製品を展示
	20	イベントでの物品販売や市のホームページに掲載はしているが、今後は、写真を掲載するなど、より発注が促進されるような工夫を検討
	24	物品等の購入や委託の実施にあたり、障害者就労施設との随意契約を検討すること
	12	市内及び近隣市の企業が集まるイベントに出展し、障がい者の就労や障害者就労施設等の製品のPRを行っている
	100	協議会議事録、指定ごみ袋の製造、封入など
	147	授産品カタログの作成、授産品販売所を庁内に設置
	104	市内の福祉施設等がネットワークを組み、受託業務の開拓等のための取り組みを行っている事に対して補助金を交付している。
	72	地域の約8割が加盟している「協議会」を活用し、共同受注を促進するとともに持続可能な体制整備について支援している。
	159	自立支援協議会から市の商工会の会報紙に発注を促す記事を掲載してもらった。
	29	地域の企業や商工会議所、商店街へ福祉施設等への発注等の協力依頼文書を発出する。
	50	地域自立支援協議会に専門部会（就労支援部会）を設置し、障がい者の就労支援と併せて工賃アップについて官民一体となって取り組んでいる。
	86	障害者就労支援センターが企業訪問時に、障害者団体への受注検討を依頼している。業務の発注以来依頼に関し、障害者就労支援センターが窓口となり、各障害者団体に業務受注調整を行っている。
	167	福祉施設等には発注できる物品等について確認→全所属が観覧できるようにする。全所属に対して協力を依頼し、発注可能な物品等について確認
	177	民間主催のイベントへの参加調整を行い、来場者や参加者に対する授産製品の販売や参加企業・団体に対して、委託販売先・共同事業先の開拓等販路拡大のPRを行っている。
	36	各施設による営業活動。各種イベントへの積極的参加。
	37	民間と福祉施設を巻き込んだイベントを開催して、その中で福祉施設の扱う物品等を展示し、民間からの受発注を促した。
	214	障害福祉サービス事業所の授産製品等の販売促進のためのカタログ作成
	217	ワーキングネットワーク（12施設が加盟）を組織し、共同受注を行っている。平成24年度実績：10事業所から計272万円の受注
他	91	工賃向上のために作業所連絡会を設置している。

３－２．官公需から福祉施設等への受発注増の取り組み

（１）取り組みの有無

○官公需の福祉事業所への発注促進を行っているのは自治体全体の 51.6%と半数以上を占めた。一方で行っていない自治体も 27.4%見られた。

○自治体別にみると、取り組んでいる割合は、都道府県では 100%、政令指定都市・特別区では 6 割強と高い。中核市・一般市町では取り組んでいる割合は 4 割にとどまっており、取り組んでいない割合も 3 割見られた。

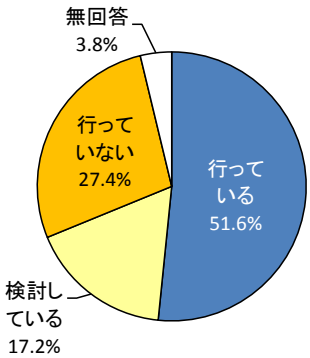

	実数	%
取り組みを行っている	96	51.6
取り組みを検討している	32	17.2
取り組みは行っていない	51	27.4
無回答	7	3.8
合計	186	100.0

	実数					%				
	合計	取り組みを行っている	取り組みを検討している	取り組みは行っていない	無回答	合計	取り組みを行っている	取り組みを検討している	取り組みは行っていない	無回答
合計	186	96	32	51	7	100.0	51.6	17.2	27.4	3.8
都道府県	16	16				100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
政令指定都市	12	8	1	2	1	100.0	66.7	8.3	16.7	8.3
特別区	9	6	2	1		100.0	66.7	22.2	11.1	0.0
中核市	18	8	4	6		100.0	44.4	22.2	33.3	0.0
一般市町	130	57	25	42	6	100.0	43.8	19.2	32.3	4.6
不明	1	1				100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

（２）取り組んでいる内容

○福祉事業所が受注できる製品やサービスの情報をホームページや庁内 LAN、カタログ等を通じて発信すると共に、自治体独自で福祉事業所に対する優先発注の基本方針を定め、推進体制を構築する例や、1 号、3 号随契の促進、発注案件のリストアップ・分割発注、庁舎を活用した販売会・イベントに取り組む例が見られた。

団体		官公需からの受発注を増やす取り組み
都道府県	140	(1)②と同様。平成25年度の県における障害者雇用の拡大を推進している
	89	障害者雇用努力企業、障がい福祉サービス事業所等からの優先調達を行う「ハート購入制度」を実施。
	82	福祉施設で受注できる製品のリストを取りまとめて配置。庁内に発注の促し。
	162	カタログ・HP等によるPR
	51	①障害者施設等活用推進枠事業　県機関が障害者施設等の授産製品購入や除草作業等を発注する場合に、障害福祉担当課がその予算の一部を配布する②障害者施設等共同受注窓口の設立準備　障害者施設等が、共同して受注、品質管理等を行うことにより受注量の増大、販路の拡大等を図る「共同受注窓口」の設立を推進する。
	178	県優先調達方針を策定するとともに、地方自治法施行令第167条の2第1号及び第3号に基づく随意契約要綱を整備し、随意契約等による優先調達を各部局、各所属に依頼。また、県内各市町に対しては、市町担当者会議を開催して県調達方針や県内事業所の商品・サービス内容一覧表を提供するとともに、各市町における調達方針の早期策定を依頼。
	175	「障がい者雇用推進事業主等からの物品調達に関する要綱」による優先調達制度を設け、県に登録した福祉施設から、指名競争入札または随意契約において、優先的な指名や優先的な見積書の徴取を行っている。
	90	一般企業に発注している名刺を、各所属に福祉施設などに切り替えて発注することを依頼した。
	146	「県ナイスハート物品購入制度」により、障害者支援施設等に優先的に発注できる仕組みにしている。
	54	封入作業等の県業務について、福祉施設へのアウトソーシングを推進
	156	受注を希望する事業所情報の一覧を作成し、県HPに公開。また、定期的に庁内へ周知を行う。
	15	県内の障がい福祉サービス事業所で作られている物品や役務の提供内容についてとりまとめ、県内の各市町村に対し情報提供している。市町村職員を集めた会議を通じ、物品購入等の実績を増加させるよう周知している。
	46	障害者施設等からの物品等の調達に関する取扱指針を策定（平成13年6月）府独自の取扱指針を平成13年度に策定し比較見積り書の省略等事務手続きの簡素化を図る。庁内各部局に対する働きかけ。次長会議、府立高校校長協会等での働きかけや全部局への協力依頼を実施。工賃向上計画支援事業の実施。共同受注システムの構築や販路拡大などによる受注拡大の支援。営業活動による販路開拓、複数の事業所において共同で受注等を行うシステムの構築。
	168	全庁で物品及び役務の調達を推進するため、町内に推進組織を設置した。また、県及び市町村担当者が集まり、発注事例などについて情報交換を行うための連絡会を開催した。
	216	県が発注する物品及び役務の指名競争入札の際に障害福祉事業所を加えることを義務化。県が発注する物品及び役務の随意契約の見積り聴取相手を障害福祉事業所に限定可能
政令市	141	庁内LAN等を活用し、庁内PRを行っている。
	57	障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、平成25年9月5日に、「平成25年度京都市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、本市における障害者優先調達の一層の推進を図っている。その一環として、共同受注窓口”3号随契”の対象と認定し、福祉施設からの直接調達に加えて共同受注窓口を通した発注も増加するよう取り組みを進めている。
	151	庁内用のホームページを通じて、積極的に情報発信を行っている。
	137	庁内のWEB掲示板や直接交渉による障害者福祉施設製品のPR。障害者福祉施設製品のPRのためのポータルサイト設置に関する運営参画
	115	障害者優先調達推進方針を策定及び施設で提供可能な物品・役務の情報を広報
	81	障害者就労施設等からの物品等の調達を推進していくため、「障害者優先調達推進会議」を設置し、発注に係る情報を共有するとともに、推進策の検討を行うこととしている。
	166	市・調達方針の選定。調達方針に掲げた目標達成のための1号・3号随契の促進、発注案件の分割化
	21	障害者施設の取扱品目をまとめた施設名鑑を作成し、ホームページ上で公開している。障害者優先調達委員会を設置し、庁内の障害者施設への発注案件を洗い出し、発注を推奨し、場合によって障害保健福祉課が発注を行う課と障がい者施設のマッチングを行っている。発注された案件を「障がい者優先調達だより」に掲載し、庁内へ周知している。
特別区	5	現在、「障害者優先調達推進法に基づく物品等の調達方針」を策定検討している。
	30	区内公園の清掃委託（一部）、区立施設の清掃委託（一部）の実施。庁内に区内福祉施設の情報提供を行う。
	30	庁内webサイトにもホームページ同様の区の調達方針及び事業所一覧を掲載。その他具体的な対応としては、個別に発注元に福祉事業所への発注をお願いしている。現在、共同受注の仕組みを構築中。
	64	優先調達方針の作成。障害者就労施設等における受注可能物品等の情報リストを庁内に周知した。
	113	施設が受注可能な物品・役務の情報も含めて庁内に通知し、発注拡大の協力を依頼している。
	7	障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を定め積極的に推進する。障害者施設の自主製品等の展示会。契約事務担当職員等への調達方針及び契約事務の説明会。
	215	福祉施設で対応可能な作業リストを作成し、配布している（年複数回）上記の利用促進のため、部としての依頼を年1回行っている。

団体		官公需からの受発注を増やす取り組み
中核市	121	従来より、市では障害者施設からの発注を増やす取り組みを行っているが、優先調達法の施行に伴いより具体的に目標値を設定し、取り組んでいくことを検討している。
	121	障がい者支援施設等で製作された物品について、庁舎物品としての調達、各種行事や大会等における記念品としての活用及び障がい者支援施設等が提供可能な役務についても積極的に活用し、優先的に発注することを庁内に依頼、官公受発注促進の呼びかけを行っている。
	65	市役所庁内への周知に力を入れ、発注可能な役務・物品の洗い出し等
	69	主管課長会議、市小中学校校長会において官公需への取り組みの周知を行った。
	97	障害者優先調達推進法の対象施設が取り扱う物品等に関する情報を庁内にて共有。
	48	福祉施設等の物品及び役務について、各課へ紹介または要望等を随時行っている。
	101	全庁掲示板において福祉施設等の受注可能物品・役務について情報提供を行い呼びかけている。
	97	障がい者施設の製品販売訓練事業として「ふれあい広場」を月3回、市役所にて実施し、市民職員に周知を図り、販売促進に結びつけている。また、障がい者施設の取扱い製品や受託可能な作業について、周知を図る。
	85	事業所への発注について、庁内へ周知文書を発出し、官公需の促進を図る。庁内各課へ発注予定を照会し、その予定業務を遂行できる事業所を紹介する。
	153	庁内全課への「障害者優先調達推進法」の周知と発注への協力依頼（説明会の実施、発注状況の年度内途中経過の発表、発注可能物品・役務についての調査実施等）
	142	共同受注窓口機関から情報収集して、担当課（障がい福祉課）が各課へ情報提供する予定。
	143	市内の障害者福祉事業所が作成・製造している品物や提供できる役割について一覧表を作成し、庁内各部署へ配布することで、物品や役割の提供に関する周知を行っている。
一般市	134	障害者優先調達推進法第9条の規定に基づき、基本方針を制定した。
	28	調達方針等の策定
	66	施設外就労支援を行っている。
	109	「障害者優先調達法」に基づき物品等の調達方針を制定して市からの調達の推進を図っている。
	177	市の調達方針を策定・施行し、当該施設からの調達を推進。市と施設等とで互いに情報を共有し、協力体制をとっている。市役所内で、授産製品を販売。
	108	受注可能な事柄について庁舎内各課への周知
	47	平成25年度市における障害者就労施設等からの物品等調達推進方針を策定して、取り組んでいる。
	165	共同受注センターの設置について検討している。
	76	障害者優先調達推進法施行にあたり、調達方針の策定を検討している。
	116	広報紙、HP等に福祉施設への発注を促進する記事の掲載。「障害福祉計画」の見直しに併せ官公需の促進に関する目標設定の検討。2か所にある喫茶スペース（福祉施設等運営）の利用促進PR
	17	近隣地区の障害者関係施設・作業所とで共販会を組織し、カタログによる販売促進を実施している
	36	施設で生産しているもの、提供可能な役務の周知
	26	「市障がい者優先調達方針」を策定し、現在、民間企業等へ発注している業務等を市内B型事業所へ発注していただくよう福祉課が全町各課へ働きかけています。
	103	市の全ての機関に受注可能な物品・役務について照会し障害福祉施設が発注できる製品について必要に応じて紹介している。
	41	就労支援共同センターに対し、就労支援事業として業務を委託している。
	118	庁内における周知など
	50	今年4月に施行された障害者優先調達推進法に基づき、本市においても調達方針の策定準備を行っているところである。
	73	毎年、公園清掃等の業務を所管する部局の所属長に対し、障害者就労施設等への業務委託の発注に対する配慮を促すための依頼文を出している。また、障害者就労施設等に対して行った調査結果を「提供可能物品・役務一覧」としてまとめ、「市内障害者団体が扱う製作品・取扱い品カタログ」とともに全庁内に情報提供を行った。
	154	障害者優先調達推進法に基づく方針の策定と方針で定めた目標達成の推進
	70	障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を策定し、施設等の提供可能な物品及び役務について、市の組織に周知し、発注の協力を依頼する。
	45	市内の障がい者就労施設等を対象に、アンケート調査を実施し、市に提供可能な物品や役務の内容を一覧として集約し、調達促進に努めるよう周知した。
	13	調達方針を策定し、庁内周知を図った
	62	方針の策定を検討中
	52	庁内ホームページにて対象施設の一覧等を掲載する。
	150	障害者優先調達推進方針を定め、全庁的にPRした。今後も障がい者施設や物品等の周知をしていく予定。
	86	随意契約に関する運用指針に障害福祉サービス提供事業者等が物品の購入や役務の提供を可能とする指針を定めている。障害者施設への優先調達方針を現在策定中である。
	106	障害者調達推進法に基づき「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、庁内に呼びかけを行っている。市内の施設で調達できる物品リストの調査を行い庁内にお知らせしている。
	37	印刷の発注を優先的に頼む等、全町的に福祉施設への発注を優先的に行っている。また優先調達推進法に基づく「調達方針の策定」を平成25年12月内に策定予定。
	95	市内の全事業所により共同受注センターを設立し、受注の窓口を一本化。庁内の幹部会議とイントラネットで優先発注を呼び掛け。
	4	優先調達推進法の施行に伴い、市の受発注業務の中で、福祉施設などに発注可能なものについて再検討するよう担当課から依頼。予算編成の関係で財政課からも依頼

団体		官公需からの受発注を増やす取り組み
一般市	149	障がい者就労施設等が提供する物品・役務等のプレゼンテーション
	72	「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定に、積極的な活用を働きかけている。物品・役務情報を庁内で公開している。市ホームページでも情報を公開している。
	39	庁舎で使用する物品や委託可能な役務について、庁内での調査をもとに障がい福祉サービス事業所等へ発注を行っている。
	55	調達法品の周知
	120	市でイベントを開催する際に、必要となる配布物等について市内障害者施設での製品を使うよう庁内で周知を行う。
	32	庁内各課等への周知・依頼をし、発注拡大に努めている。
	144	庁舎内に障害者就労施設等の製作物品を販売するスペースを提供し、職員や来庁する市民にPRする場を設けている。 しない障害者就労施設等の共同受注窓口の設置について、施設側と調整を行っている。
	88	地方自治法施行令第167号の2第1項第3号の規定による随意契約の活用。障がい者雇用促進企業の物品等調達優遇制度
	44	本市の内部情報システムにおいて、市内障がい者支援施設で製造している物品の情報及び提供可能な役務の情報を登録し、庁内の優先調達の推進を図っています。
	102	障害者支援事業所等で受注可能な役務・物品を年に一回調査し、庁内全所属に情報提供している。市役所ロビーに週一回、製品販売コーナーを設置している。
	1	庁内で市内障がい者就労施設の提供内容を周知している
	169	庁内向けに福祉施設の取り組みを紹介し、官公需の発注について依頼をしている。福祉施設の製造品等のカタログを作成し、HP、窓口等で閲覧、配布する予定。
	158	市発注の役務について、シルバー人材センターや障害者支援施設で請け負える役務等の内容を全庁に周知しながら、それぞれの主旨に合致するものを極力発注するように努めている。
	58	本市の調達方針策定中。策定後は、その方針に基づき、各事業所情報について随時発信していくことぐらいである。
	56	障害者優先調達推進法に基づく方針を策定し、優先調達の推進に向け、全庁的に取り組んでいる。この一環として、市内の事業所の提供可能物品等のリストを作成し、庁内に周知している。今後は庁内及び事業所の意見や要望等を取りまとめながら、双方向に情報提供を行っていく予定。
	171	市の障害者計画の重点事業に「市役所からの発注促進」を位置づけ、毎年進捗状況管理を行うと共に、障害者優先調達推進法に定める調達方針を作成中。
	130	福祉施設等において受注可能な物品や役務を調査し、庁内に向けて周知した。
	29	福祉施設等への発注等について庁内へ周知及び協力依頼文書を発出
	49	障害者優先調達推進法施行を機に、障害福祉サービス事業所の連携や共同受注、販売促進のとりまとめができる機関の整備を検討している。
	74	庁内の意識啓発を行っている。
	152	式典や催し物があるときは、発注がないかなど聞き、物品リストなどを作成し、発注をお願いしている。
	27	平成25年12月9日に「障がい者就労施設等からの物品および役務の調達の推進を図るための方針」を作成し、取り組みを行っている。
	2	全庁説明会等による意識の向上
	2	方針を設定し、HPで公開するとともに、具体的な目標金額を定めている
	34	市役所全課に上記の「ものづくり授産製品カタログ」の配布を行った。
	75	市内の障がい福祉サービス事業所にて受注可能な製品、受託可能な業務を市役所各課に照会、または市役所各課からの希望を取りまとめ事業所に照会するなど、障害福祉課が仲介、橋渡し的役割を担う。
	20	庁内各課への情報提供
	83	公園清掃等業務の受託、リサイクル事業の受託
	159	積極的に授産製品を購入するように庁内にアナウンスしている
	138	ブランド商品を含む商品等の販売（紹介を含む）スペースの提供（市役所・本庁及び外局）
	164	お弁当の注文をしている。事業所で栽培した野菜を買っている
	87	物品（トイレットペーパー等）委託（除草業務等）の発注時、障害者団体への発注が可能であるか検討するよう事業担当課へ依頼
	131	障害者優先調達推進法にかかる調達方針を制定し各部署へ周知するとともに調達実績を取りまとめ、公開することで受発注の増加を図る
	3	庁内に周知を行い、発注以来の促進を図っている
	25	市内の事業所の請負内容を示した一覧を庁内全課へ連絡して該当する事例があれば各課で対応してもらう。
	68	平成25年度市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を制定。各部署に周知。
	84	3号随契の適用開始
	22	障がい者就労施設等からの物品調達方針を策定検討中。市の部署すべてに当方針を周知し、障がい者就労施設等からの物品や役務の調達を推進する。
	14	「障害者優先調達推進法」に基づき、調達方針を策定し、調達目標額に向けて調達を推進している
	147	市役所内の軽作業の発注、優先調達推進法の周知
	67	「障害者就労施設等からの物品等調達方針」を策定しました。

団体名		官公需からの受発注を増やす取り組み
一般市	61	「障がい者支援施設情報」のパンフレットを作成し、障がい者支援施設等において提供可能な物品や役務を集約し、市などが業務発注を行う際に活用を促している。
	107	障害者就労施設等が提供しているサービスを調査し、全庁的に情報提供を行っている。各部署がそれらのサービスの調達を行う場合、就労施設との調整を行う。これらの取り組みは障害福祉課が担当する。
	78	平成25年4月より施行となった障害者優先調達推進法に基づき、現在、障がい者施設、事業所で受注できる業務の集約準備を進めているところ。
	100	協議会議事録、指定ごみ袋の製造、封入など
	10	障がい者優先調達推進法の取り組みの中で検討している
	213	障害者優先調達推進法に基づき「障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針」を策定し、本市の各部門への調達の推進を依頼している。
	214	障害福祉サービス事業所の授産製品等の販売促進のためのカタログ作成
	217	庁内への周知。国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく調達方針の策定（予定）
	220	障害者優先調達推進法に基づき実施拡大する。これまでも指定ゴミ袋の購入、資源ごみ選別委託、清掃等の委託を行っている。
他	91	市における障害者就労施設等から物品等の調達方針を定めている。福祉施設を理由とした随意契約を認めている。

３－３．公益性の高い団体等から福祉施設等への受発注増の取り組み

（１）取り組みの有無

○外郭団体や社会福祉法人など公益性の高い団体から福祉事業所への発注の促進を実施しているのは自治体全体の 14.0%にとどまり、取り組んでいない自治体が 73.7%と大半を占めた。

○自治体別にみると、最も取り組んでいる割合が高いのは都道府県の 37.5%。他の自治体では 2 割以下にとどまり、この分野の取り組みはまだあまり進んでいない。

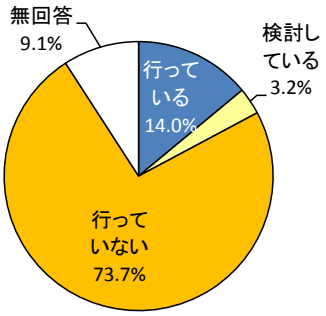

	実数	%
取り組みを行っている	26	14.0
取り組みを検討している	6	3.2
取り組みは行っていない	137	73.7
無回答	17	9.1
合計	186	100.0

	実数					%				
	合計	取り組みを行っている	取り組みを検討している	取り組みは行っていない	無回答	合計	取り組みを行っている	取り組みを検討している	取り組みは行っていない	無回答
合計	186	26	6	137	17	100.0	14.0	3.2	73.7	9.1
都道府県	16	6		9	1	100.0	37.5	0.0	56.3	6.3
政令指定都市	12	2	2	6	2	100.0	16.7	16.7	50.0	16.7
特別区	9			8	1	100.0	0.0	0.0	88.9	11.1
中核市	18	3		13	2	100.0	16.7	0.0	72.2	11.1
一般市町	130	14	4	101	11	100.0	10.8	3.1	77.7	8.5
不明	1	1				100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

（２）取り組んでいる内容

○社会福祉協議会、外郭団体、指定管理者などに福祉事業所の製品・サービスの情報提供を行う､障害者優先調達推進法の周知に努める等の取り組みを実施または検討中という回答が多い。

団体		公益性の高い団体からの受発注を増やす取り組み
都道府県	140	清掃委託における障害者雇用の拡大を推進している
	162	カタログ・HP等によるPR
	175	障害者優先調達法の対象となる障害者就労施設で取り扱っている物品・役務の内容に関する実態調査を実施し、その結果をホームページで公表している。
	46	工賃向上支援事業の実施。共同受注システムの構築や販路拡大などによる受注拡大の支援。営業活動による販路開拓、複数の事業所において共同で受注等を行うシステムの構築。
	216	当該団体等を訪問して福祉施設等の受注する仕事を開拓する事業を実施
政令市	141	本市外教団体などへの啓発等を検討している
	151	福祉施設等が実施する授産活動を支援するための組織として「授産活動支援センター」を設置し、独自ホームページ等で積極的に情報発信するとともに、民間企業への営業活動などの働きかけを行っている。
	115	発注多額企業への随意契約制度の創設
	21	障がい者施設の取扱品目をまとめた施設名鑑を作成し、ホームページ上で公開している。
中核市	69	障がい者施設における自主生産品及び障害者、母子家庭の母親等の手作り作品を販売する福祉の店事業を市社会福祉協議会に業務委託することにより、市社会福祉協議会がイベント等を主催する際、福祉の店を通じて障害者施設、母子家庭の母親の作品等をイベントの粗品として使っていて定期的に一定の受発注が生じている
	23	指定管理者、公共サービス外部化制度導入業務受託者及び市が資本金等を出資している法人に対し、障がい者優先調達推進法の主旨の周知に努める。
一般市	36	施設で生産しているもの、提供可能な役務の周知
	41	市内の5つの作業所で構成される障害者就労支援共同センターに対し、就労支援の開拓に係る事業費を交付している。
	73	市内社会福祉協議会が行う行事等の記念品などに、障害者就労施設等の授産製品を活用してもらうように依頼した。
	72	調達方針の策定を働きかけている。発注について情報を提供している。
	144	調達方針において、市外郭団体等の財政援助団体に対し、障害者就労施設からの物品等の調達にあたり必要となる情報提供に努めること及び調達についての要請を行う旨を規定している。
	56	市内の障害者就労施設の紹介（事業所で取り扱う商品の情報を含む）を市ウェブサイト上で行っている。
	34	社会福祉協議会、地域包括支援センター、介護保険事業所連絡会を通じて市内介護保険事業所に上記の「ものづくり授産製品カタログ」の配布を行った。
	131	外部団体等へ優先調達推進法を周知し協力を呼びかけるとともに、調達実績の報告を受けることで受発注の増加を図る
	25	社会福祉協議会、福祉事業団に指定管理している市の施設の清掃業務を福祉事業所対象の入札で発注している。
	84	3号随契の適用開始
	14	今後、公益性の高い団体等に対しては、受発注を増やすための啓発を行っていきたいと考えている
	78	平成25年4月より施行となった障害者優先調達推進法に基づき、現在、障がい者施設、事業所で受注できる業務の集約準備を進めているところ。
	100	協議会議事録、指定ごみ袋の製造、封入など
	214	市の調達方針を平成25年度内に作成し、平成26年度から方針に沿って取り組む予定である
他	91	法人から依頼を受け、作業所等の紹介を行うことがある。

３－４．その他の取り組み

○その他の福祉施設への受発注を増やすための取り組みとしてあげられたのは、授産品普及のための市民サポーター募集や福祉事業所が共同で統一ブランドを開発する、福祉施設のネットワーク構築などがあげられている。

団体		その他取り組み
都道府県	89	県内施設の工賃向上や岐阜県工賃向上計画の推進について関係機関・団体と意見交換を行う「県工賃向上計画推進委員会」を設置。
	11	一般人（県民）への商品の普及啓発のため「授産品応援サポーター」の募集をしている。
	46	工賃向上計画支援事業の実施。各事業所の「工賃引き上げ計画」策定支援。経営コンサルタント等による訪問指導、個別相談会の開催及び常設相談窓口の開設。「工賃引き上げ計画」に基づく各種支援。経営コンサルタント、技術指導者及び販路コーディネーターの派遣指導。企業等への情報発信機能の強化。ホームページ等による広報活動。
	216	福祉施設等の作業技術の向上を図るための研修事業を実施
政令市	151	福祉施設等の供給能力の向上を目的に、経営指導員等の専門家を個別派遣による実施支援を行っている。
	163	市では障がいのある方が地域の中で自立した生活を送ることができるよう、障がい者就労施設等で制作した製品を常設で販売する「元気ショップ」や「元気ショップいこ～る」の運営に対して補助を行っている。
	21	受発注品目の品質向上や技術向上を目的に、授産製品アドバイス事業を展開し、一般企業等から障害者施設へのアドバイス支援の助成を行っている。
特別区	30	福祉施設のネットワークを構築し、自主製品の販売の促進に取り組んでいる。（区役所ロビーでの販売会の実施等）
中核市	69	事業委託により福祉の店友＆愛、福祉ショップWAを出展し、障がい者施設や障害福祉サービス事業所等の自主生産品の販路の確保、障がい者の働く場の提供を行っている。
	85	県内の障害者就労施設の工賃向上に取り組む、県障害者就労事業振興センターへの運営費補助。
	143	市内の障害者福祉事業所が市役所内で販売会を開催する時には、事前に庁内へ案内を行い、売上の向上を図っている。工賃向上に関する取り組みや合同面接会等のお知らせや情報があった場合には、市内の障害者福祉事業所に対して当センターからも案内を行っている。
一般市	76	庁内での注文のとりまとめや新商品の周知等
	17	建設工事の入札参加資格審査において、障がい者を雇用している業者には審査点を加算している。
	36	市内施設共同の店舗をショッピングセンター内に設置し、売上や利用者の工賃向上、販路拡大を図っている。
	45	障害者就労施設等の市庁舎内での物品の販売や市及び関係団体等が実施するイベント等での販売スペースの確保など、販売機会の確保及び市民等へのPRの推進に努めている。
	150	物品等の庁内販売やギフトセット（帰省の土産等）の注文等を全庁的にPR。職員からの注文は多い。
	37	庁舎の売店における、福祉施設の物品販売を行っている。
	133	自立支援協議会、就労部会をおいて就労支援継続B型事業所への発注を促進するためのリーフレットを作成し、市庁内外へ配信（平成22年）市ホームページ上に受注業務内容を掲載
	32	庁舎正面玄関脇に、障害者施設で制作している製品等を展示している。また市庁舎市民ホールにて「手作り製品展示即売会」を開催している。
	144	市主催イベント等に障害者就労施設等の参加を促し、イベント等での周知に協力している。また、調達方針においても、これらの支援を行う旨、規定している。
	74	本市の特産品（イチジクジャム）をB型事業所に制作を依頼。その他授産品も含めて道の駅で販売。
	152	福祉センター内（玄関）で、授産物の販売を行っている。
	83	スーパーマーケット等における営業活動
	93	市庁舎1F入口付近でパン・クッキー、野菜等の授産製品を販売している。
	138	市とNPO、就労系事務所、ケーブルテレビ会社等、多様な事業体による会議体を結成し、共同で市内就労系事務所の統一ブランドの開発、広報、販路拡大のためのシステム構築を行った。（平成23年～24年度事業、県新しい公共の場づくりのためのモデル事業補助金を活用）
	3	市役所庁舎1階ロビーにおいて、週2回障がい福祉事業所が製造した商品を販売している
	14	障がい者の工賃向上と就労意欲の喚起等を目的の一つとして、障害福祉サービス事業所等で、就労に向けて訓練している障害者に、市の施設内等で、市の業務の一部を行っていただき、それに対する謝礼金を支払う「障がい者ワークシェアリング事業」を実施している
	61	地域の障がい者支援施設等で製造された製品を常設で販売する店舗「ぴゅあめいどまーけっと」の運営に係る補助を行っている。
	71	市役所内において、障がい者就労施設の物品販売スペースを提供している。
	214	総合福祉会館で授産製品の販売を、駅構内観光ステーション内で授産製品の陳列・販売を行っている。障害者への理解、交流促進のため、年に1度「ふれあいフェスティバル」を開催し、授産製品の販売の場を提供している。また、庁舎管理地のスペースについて、行政財産の目的外使用許可にて無償で貸し出し、福祉バザーや授産製品の販売の場として提供している。
	220	ネットショップ「もみじの森本舗」（市内障害者事業所の商品販売のサイト）について、市HPと市内循環バス車中及びバス停で情報を発信している。

４．「障害者優先調達推進法」について

４－１．優先発注の調達方針の有無

○2013 年 4 月に施行された障害者優先調達推進法に基づいて、調達方針を定めている団体は 60.0%を占める。検討している団体は 28.6%、決めていない団体は 10.9%である。

○団体別に見ると、国、都道府県、政令指定都市では 8 割以上が方針をすでに定めており、先行している。

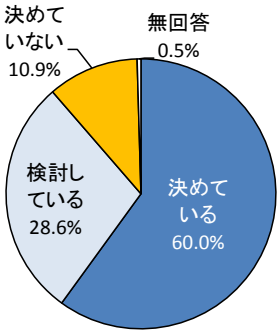

	実数	%
決めている	132	60.0
検討している	63	28.6
決めていない	24	10.9
無回答	1	0.5
	220	100.0

	実数					%				
	合計	決めている	検討している	決めていない	無回答	合計	決めている	検討している	決めていない	無回答
合計	220	132	63	24	1	100.0	60.0	28.6	10.9	0.5
国	5	4		1		100.0	80.0	0.0	20.0	0.0
独立行政法人	28	10	14	4		100.0	35.7	50.0	14.3	0.0
都道府県	16	14	2			100.0	87.5	12.5	0.0	0.0
政令指定都市	12	12				100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
特別区	9	5	4			100.0	55.6	44.4	0.0	0.0
中核市	18	13	5			100.0	72.2	27.8	0.0	0.0
一般市町	130	73	38	19		100.0	56.2	29.2	14.6	0.0
不明	2	1			1	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0

４－２．調達方針の内容について

（１）目標額の設定

①設定方法

○優先発注の調達方針を決めている、あるいは検討している 195 団体の目標額の設定方法については、前年度を上回る額とする「対前年度型増加設定」が 60.5%を占め、過去の平均伸び率を勘案した目標額とする「対前年度推移型増加設定」は 5.1%にとどまる。

○団体別にみると、国、独立行政法人、中核市、一般市では「対前年度型増加設定」が多くなっている。都道府県、政令市、特別区ではその他の割合が高く、とくに目標額を定めずに福祉事業所からの調達努める､種別ごとではなく総額で目標を定めるなどが挙げられている。

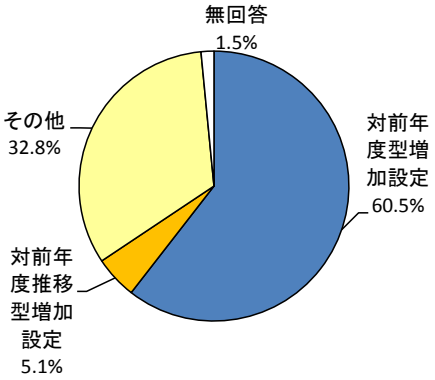

	実数	%
物品及び役務の種別ごとに調達実績額が前年度を上回ることを目標としている（検討している） ⇒対前年度型増加設定	118	60.5
物品及び役務の種別ごとに調達実績額が、例えば直近3年間の平均伸び率を勘案した目標額を設定している（検討している） ⇒対前年度推移型増加設定	10	5.1
その他	64	32.8
無回答	3	1.5
合計	195	100.0

	実数					%				
	合計	対前年度型増加設定	対前年度推移型増加設定	その他	無回答	合計	対前年度型増加設定	対前年度推移型増加設定	その他	無回答
合計	195	118	10	64	3	100.0	60.5	5.1	32.8	1.5
国	4	3		1		100.0	75.0	0.0	25.0	0.0
独立行政法人	24	22		2		100.0	91.7	0.0	8.3	0.0
都道府県	16	4	4	7	1	100.0	25.0	25.0	43.8	6.3
政令指定都市	12	6		6		100.0	50.0	0.0	50.0	0.0
特別区	9	3		6		100.0	33.3	0.0	66.7	0.0
中核市	18	11	2	5		100.0	61.1	11.1	27.8	0.0
一般市町	111	68	4	37	2	100.0	61.3	3.6	33.3	1.8
不明	1	1				100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

団体		その他の内容
国	190	全体の調達実績額が前年度を上回ることを目的としている。
・・・	200	発注可能案件が生じた場合は積極的に活用する。
	195	前年度実績額と同等以上としている。
都道府県	54	目標の考え方について検討中
	156	平成11年度から取り組んでいる「障害者の雇用に努める企業等からの物品等調達に関する要綱」における実績額の2倍
	90	物品および役務の合計調達実績額が前年度を上回ることを目的としている。
	89	当該年度の調達見込み額から算出
	46	種別ごとではなく調達実績総額が前年度実績を上回ることを目標化。
	178	各所属における今年度の発注目標を設定し、その合計値を基に設定。
政令市	81	目標額の設定なし。調達目標として、前年度実績を上回ることとしている。
	57	平成25年度目標額(2億3750万円)を達成することを目標としている。
	163	平成24年の調達実績(約1億3100万円)を踏まえ、前年度を約280万円(約2%)上回る1億3400万円とする。
	166	調達実績件数が前年度を上回ることを目標
特別区	30	予算の適性な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、区は施設等からの物品等の調達の推進に努める。
	53	調達方針の策定が初年度で年度途中であることから調達の推進に努めるとした。
	7	積極的に調達を進める
	122	具体的に目標額は設定していない
	96	具体的内容については現在検討中
	64	「予算の適性な使用、契約における経済性及び競争性に留意しつつ、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める
中核市	65	地方自治法施行例第167条の2第1項第3号を活用
	153	前年度実績を基に目標額を設定している。
	48	初年度なので各課の調達予定額を調査し、目標額を設定した。
	69	各部署の契約予定額(予算)を集計した目標額を決定している。
一般市	152	理念をもうけ、具体的な数値は設定していない
	67	目標額は設定していないが、調達実績のある物品等の調達拡大に努めること、またこれまでに調達実績のない物品等についても調達を検討し、出来る限り幅広い分野からの調達に努めることを目標としている。
	159	目標額は設定していない
	120	目標額は現在設定を考えていない
	104	目標額の設定方法を含め検討中
	76	目標額等については、情報収集の段階
	144	明文化していないが、前年度実績を上回ることを前提に目標額を設置している。
	52	平成25年度については、前年度以上を目標としている。
	110	平成25年度調達実績額が平成24年度実績額を上回ることを目標としている。
	71	平成25年11月に策定したため、年度上半期の調達実績を踏まえ、目標額を設定した。
	134	物品及び役務の合計額(実績額)が前年度を上回ることを目標としている
	26	物品および役務の総額が前年度を上回る目標額を設定している。
	29	物品、役務を分けず、対前年度推移型増加設定
	107	年度当初に調査内容と金額の具体的な数値目標をあげている。
	42	特に当該種別によらず調達実績額が前年度を上回ることを目標としている。
	31	当該年度の予算状況に応じて設定予定
	75	調達実績の総額が前年度実績を上回るよう、各部局に置いて鋭意検討のうえ、着実な推進を図るものとしている。
	84	調達実績額が前年度を上回ることを目標とする予定である
	77	調達実績額が前年度を上回ることを目標としている。
	58	対前年度型増加設定であるが、種別ごとではなく合算して考えている。
	34	設定検討段階
	88	障害者就労施設の提供可能物品等と市の各課等の調達予定物品等をすり合わせて目標額を設定している。
	145	種別ごとではなく前年度実績を上回ることを目標としている
	32	種別ごとではなく、全体で前年度を上回ることを目標としている。
	138	次年度において、各所属における優先調達可能額を基に定めている
	55	今年度は発注予定の予算額
	112	今年度の実績を踏まえ検討する。
	61	検討中
	62	検討中
	74	現在方針案作成中のため修正の可能性がありますが、概ね比較対象年度設定のない増加設定を考えている。
	72	現在は2だが、今後は1の予定
	133	経常的な調達と臨時的な調達を勘案し、毎年度、個別に設定する
	86	過去の受注に関する実績から目標額を検討している。
	59	新たに設置する優先調達推進委員会に置いて設定予定
	103	24年度実績額を目標としている
	220	需用費、委託費等において必ず事業所に声がかかる仕組みを運用

②設定根拠

○目標額の設定に関しての設定根拠は次のとおりとなっている。

団体		設定根拠
国	191	目標額は現在検討中であるが、年間契約をすることができる物品・役務等の品目について検討している。
独立行政法人	209	H25年度は、法律施行の初年度でもあり具体的な目標額の設定は無い。H25年度の調達実績額を上回ることが翌年度の目標額の設定となる。
	211	前年度の実績が無いため、具体的な目標額の設定はない。
	187	物品及び役務の種別ごとに前年度の契約金額・件数を設定根拠とする予定である。
	205	適正かつ効果的、効率的な調達となるよう配意しつつ、物品及び役務の調達実績額が前年度を上回るよう徐々に拡大していく。
	185	主務省等の調達方針を参考にする
	198	平成25年12月に障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を決定し、HPへ掲載している。目標額の設定に関しては、主務省の調達方針に沿って決定されている。
	179	検討中
	188	これまで調達実績がないため、25年度実績を上げるべく取り組んでいる状況
	210	25年度より調達方針を定めたところであり、また、前年度の実績がないため、今年度の具体的な目標額設定は行っておりません。
	184	調達実績等を踏まえ、当センター本部内に設置している「障がい者就労施設等からの調達推進会議」にて調達目標等を決定することとしている。
	207	障害者就労施設等からの物品の調達の推進に関する基本方針(平成25年4月23日閣議決定)による。
	200	当機構は日本郵政公社から継承した郵便貯金、簡易生命保険の債務を確実に履行することを主業務としていること及び民間の賃貸ビルに入居している環境から物品、役務の調達については、その発注可能な範囲が限られている。こうした中にあって、予算の適性な使用並びに競争性及び透明性を確保しながら、発注ができる案件が生じた場合には、障がい者福祉サービス事業所の共同窓口等を通じて、随意契約等を活用しながら、調達を積極的に推進することとしている。
	204	別紙調達方針のとおり
都道府県	140	24年度調達実績の1.1倍
	89	当該年度の県財政・事業等を考慮しつつ、実効性のある調達目標を設定する。
	178	各所属に対して、法趣旨の周知と幅広い優先発注の促進を呼びかけ、目標設定の依頼を行った。その合計値を基に、入札差金等を加味して県全体の目標を設定した。
	90	前年度の合計調達実績額4,417千円以上とし、物品と役務の種別ごとには分けていない。
	15	過去3カ年の実績の平均額に、目標伸び率10%を加算
	11	国基本方針、調達方針と同様
	46	上記のとおり、平成25年度は目標額を設定していない。
	168	(H25年度の調達目標額の考え方) H24の調達実績をベースに、全庁調査により取りまとめたH25調達目標額と、これまでの調達実績からみて取り組みやすい調達業務(印刷業務、除草業務等)を目標額に加えて設定。
	216	工賃向上計画の目標を達成できる額
政令市	57	前年度実績をベースとして、一定のアップ率を乗じるなど諸事情を総合的に勘案しながら次年度目標値を設定する。
	151	各局の障害者就労施設等の供給可能な物品等に関する調達実績を把握し、障害者就労施設等の供給体制及び能力を勘案したうえで、調達目標を設定した。
	163	雑がみ手選別業務や庁舎清掃等の役務契約を除くと平成24年度調達実績額の約10%増に相当
	43	実績がないため、目標額は定めていない。
	137	平成25年度については、調達方針策定初年度であるため、3号随契の実績を基に、庁内各課の調達予定を把握したうえで、目標額を設定した。過去の調達実績を単に上回るだけでなく、各課に積極的な調達を働きかけ、調達が見込まれる金額を試算し、目標額に加えた。「前年度実績がを上回る」という目標設定の仕方は、いずれ達成しなくなることが予想されるため、年度ごとに具体的な目標設定が」必要と考えている。
	115	平成25年度から優先発注の調達方針を策定したため、当面については少しずつでもよいので、調達額を増やしていくことを目標としている。
	21	過去3年間における物品、業務委託の契約件数、金額を元に前年度実績を上回る、現実的な数値目標を設定した。物品契約は前年度比1.5倍、業務委託については、初年度となるため400万円の契約額を設定。合計1500万円とした
特別区	96	具体的内容については現在検討中
	30	25年度の実績を踏まえ、26年度以降数値目標を決定していく予定。
	64	目標を金額で設定していない。
	63	対前年度を上回る調達としている
	113	最低限前年度実績を下回らない
	7	平成26年度以降については前年度等の実績をふまえ、具体的な目標額を設定するか検討していく。
	122	物品等の調達目標。区は予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目標に沿うよう障害者就労支援施設からの物品等の調達の推進に努める。
中核市	121	前年度の各部局の実績を参考とし、そこからの上乗せで①より検討する。
	69	各部署の優先調達に係る予算額を集計した金額
	97	物品、役務という2つの分類ごとに、前年度実績を少しでも上回るよう設定(万円単位の切り上げ)※H26年度の設定については未定
	48	前年度の調達実績を上回ることを目標とする(設定根拠は検討中)
	114	平成25年度については過去の実績を基に、一定の発注が見込めるものを対象とし、前年度実績額を上回ることを目標としている。
	85	事前に庁内に対して官公需の発注見込みの照会を行い、調達予定額を把握し、調達目標額が、前年度を上回ることを目標としている。
	142	共同受注窓口機関から情報収集して、担当課(障がい福祉課)が各課の意見を集約して目標額を設定する予定。
	143	対前年度額の10%増を目標と考えている。
	8	過去3年の調達実績額の平均値を100%以上上回ること
	79	前年度決算(見込み)額以上の予算額獲得を目標としています。

団体		設定根拠
一般市	28	検討中
	40	全課へのアンケート調査により把握した数値等を元に設定
	109	過去の契約実績に基づいて目標額を設定している。
	47	現在の実績は毎年継続の事業であるため、新しい事業に取り組んでいかなければならないが、初年度ということもあり、今年度は前年度を上回ることを目標とした。今後は細かい目標を設定していく予定である。
	165	発注先の事業所で対応可能な額を基本としている
	116	H25においては前年度の+5%
	17	前年度の調達実績を上回ることを目標に設定している。
	36	現段階においては、施設側が提供可能な物品・役務の数量等が限定されていることから、前年度実績を参考として、それを下回らない目標としている。
	12	前年度の調達実績
	26	前年度と比較して毎年増加することを目標としているが、具体的な設定根拠はない。
	19	前年実績額を維持するようにとの考えから設定
	103	予算の範囲内において適正な価格で出来る限り物品及び役務について障害者支援施設からの調達に努めていく。
	41	実績を踏まえ、今後の発注可能品目等を選定している。
	118	去年の実績と予算額を中心に算出
	73	初年度（平成25年度）の目標額については、実績額に近い数値で設定した。来年度以降は、庁内各課へ障害者就労施設等への物品等の発注状況の調査を行い、実績額に近いが、前年度を上回る目標額を設定していく予定。
	154	前年度実績を根拠としている
	70	現状では、発注実績が少なく、庁内の需要と障がい者就労施設等の提供可能な物品、役務を把握しきれていないため、具体的な目標額は設定していない。
	119	前年調達実績に1%以上を設定したいと検討中
	45	平成25年度12月12日に平成25年度障害者優先調達方針を策定した。役務については増額があまり見込めないことから、物品について昨年度実績の30%増しを目安とし、役務と物品の合計額とした。
	33	前年度実績額+新規調達予定額=目標額
	52	市が発注する物品等のうち、障害者就労施設等が供給可能な品目の今後の増加を勘案するなど、随時（毎年度）見直しを図ることを前提としたもの。
	150	前年度の実績額を基礎として、前年度実績額を上回るよう目標額を設定。
	86	過去の受注に関する実績から目標額を検討している。
	106	市内の施設において提供できる物品・役務の量から考えている。
	94	額の設定は行っていない
	37	前年度調達実績
	95	達成の可能性が見込める目標額であること。
	24	前年度を上回る目標額を設定する。過年度の実績と次年度の執行見込みを踏まえた目標額を設定する。
	32	毎年度、庁内各部署に照会をし、障がい者福祉施設等への当該年度の発注実績及び翌年度の発注予定を確認し、目標額を設定する。
	144	平成25年度の目標額の設定にあたっては、平成24年度の実績額及び平成25年度の発注予定額の調査を行い、その結果を勘定して行った。この目標額は、調達の推進のために定めたものであるので、平成26年度以降の目標額の設定に当たっては、前年度の実績を上回るように設定する予定。
	172	本年度から開始のため、特に目標額を定めずに、必要に応じて調達を行っていく方針である。
	42	前年度を上回ることを目標にしたいと考え設定しました。
	88	障害者優先調達推進法第9条第1項及び第2項の規定
	102	前年度実績以外に、目標設定の根拠となる適切な指標が見いだせない。
	9	前年度実績額を掲げ、これを上回ることを目標とすることを検討している
	169	調達実績額が前年度を上回ること
	158	種別ごとにしてはいないが、全体の合計が前年度を上回るようにしている。
	58	これといった実績がなく、その判断には苦慮している。今は、どのような物品や役務で導入可能であるか模索中であるが日用品（トイレットペーパーなど）必ず使用する物品で一定の金額が恒常的に設定できればよいと考えている。
	123	平成24年度まで実績がないため今後検討していく。
	56	予算や契約の経済性等の制約がある中で、具体的な金額目標を掲げることは難しい。このような中で、あくまで1つの目安として前年度の実績を目標としている。
	130	初年度に限り、庁内において平成25年度発注予定のある物品や役務の調査を行い、その結果を基に目標額を制定した。来年度以降は調査実績額が前年度を上回ることを目標とする。
	29	直近の伸び率を前年度の実績に当てはめて設定した。
	49	実績に基づく数値目標
	124	庁内で優先調達法の趣旨を周知する中で前年度を上回る実績を目標とするが、具体的な根拠は設定できていない。
	27	平成24年度の実績額は888,410円であるため、それを上回ることを目標としている。
	59	H24までは実績がないため、H25で少額でも調達を実施し、翌年以降は前年を上回ることを目標とする
	111	平成25年度の実績を勘案して設定を行う
	138	上記の通り。※「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、設置されたシルバー人材センターや地元中小企業等に配慮しながら、取り組んでいる（公平性）
	3	現状、市内事業所で取り組める事業は取り組んでいる。事業所が受注可能とする物品、役務がほとんど見込めないため、対前年度を少しでも上回るところを目標としている
	68	平成24年度の実績から算定
	22	検討中
	14	障がい福祉サービス事業所で提供可能な物品等と、市で調達しうる物品等のすり合わせを行い、各関係所属と協議しながら、推計値を目標額として設定している
	147	来年度は初年度のため、予算額から目標額を設定、来年度以降は前年度を上回る目標額を設定する予定であるが、詳細は未定。
	107	単純に、前年度との比較増を目指すのではなく、年度毎の事業計画を勘案した中で確実な発注ができるよう目指している。
	71	平成25年11月に策定したため、年度上半期の調達実績を踏まえ、目標額を設定した。
	213	本市の各部門における見込み額を積算した者
	214	対前年度型増加設定
他	91	前々年度の実績と事業の廃止や新規発注予定を基に設定

（２）公契約の参加資格

①参加資格の定め

○公契約の参加資格を定めている団体は 28.2%となっており、参加資格を特に定めていないが 56.9%と半数以上を占めた。

○団体別に見ると、国、独立行政法人では半数以上が参加資格を定めているが、自治体では定めている割合は 2 割前後と低く、6 割以上が特に定めていない。

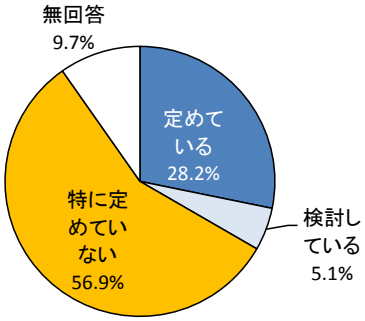

	実数	%
参加資格を定めている	55	28.2
参加資格を検討している	10	5.1
特に定めていない	111	56.9
無回答	19	9.7
合計	195	100.0

	実数					%				
	合計	参加資格を定めている	参加資格を検討している	特に定めていない	無回答	合計	参加資格を定めている	参加資格を検討している	特に定めていない	無回答
合計	195	55	10	111	19	100.0	28.2	5.1	56.9	9.7
国	4	2		2		100.0	50.0	0.0	50.0	0.0
独立行政法人	24	16	1	7		100.0	66.7	4.2	29.2	0.0
都道府県	16	4	2	9	1	100.0	25.0	12.5	56.3	6.3
政令指定都市	12	4		7	1	100.0	33.3	0.0	58.3	8.3
特別区	9	2		6	1	100.0	22.2	0.0	66.7	11.1
中核市	18	4		13	1	100.0	22.2	0.0	72.2	5.6
一般市町	111	22	7	67	15	100.0	19.8	6.3	60.4	13.5
不明	1	1				100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

②参加資格の内容

○参加資格を定めている、あるいは参加資格を検討している 65 団体における参加資格の内容は、国の全省庁統一資格とそれに準ずるケースが多く見られる。

○都道府県以下の自治体では、障害者法定雇用率を参加資格または加点対象とするケースも見受けられる。

団体		参加資格
国	190	事業者の経営状況等を審査し、ランク付けしている。
	196	一般競争（入札）案件については、全省庁統一資格によっています。
	186	全省庁統一資格
独立行政法人	209	国の競争参加資格に準じている。
	211	競争参加資格については、個々の案件により資格要件が違うため、入札公告時に入札説明等に明記している。
	187	全省庁統一資格と同様である
	197	物品の製造、販売及び役務の影響等並びに物品の買受の競争参加に係るものについては、「競争参加者の資格に関する公示」により各省庁の全調達機関において有効な統一資格を得た者を、建設工事の競争参加に係るものについては、文部科学省における「競争参加者の資格に関する公示」により一般競争参加者の資格を得た者を、それぞれ一般競争参加者の資格を有する者としている。
	180	省庁統一資格に準じたもの
	185	調達内容に応じて全省庁統一資格に基づく資格等級または当該資格等級に準じた当機構の資格等級を定めている
	198	当センター競争参加資格または全省庁統一資格の業種・等級に格付けされている者であること。
	179	省庁統一資格に準じたもの
	204	別紙「調達方針」の2の（2）のとおり
	188	当機構は以下の資格を準用している。物品・役務等：全省庁統一資格を有する者、工事・測量・建設コンサルタント：関東（近畿）地方整備局における一般競争参加者の資格を有する者
	210	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずる等調達する案件により定めることとしております。
	184	工事、製造、物件の買い入れその他について契約の種類ごとに、その金額等に応じ、工事、製造または販売等の実績、従業員の数、資本の額、その他経営の規模及び経営状況に関する事項について参加する資格を定めている
	207	全省庁統一競争入札参加資格を有するものであること。
	200	当機構独自の参加資格は定めていないが、総務省競争参加資格（全省庁統一資格）を有していることを条件としている。
	202	1.建設工事　2.設計・コンサルティング業務　3.物品の製造・買い入れ・売払い、役務の提供等
	189	（1）予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。 （2）該当年度の独立行政法人日本原子力研究開発機構または国の競争参加資格（全省庁統一資格）において資格を有すると認められている者であること。競争参加資格審査を受けていない者は、開札の前までにその審査を受け、資格を有することが認められていること。 （3）当機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。 （4）警察当局から、独立行政法人日本原子力研究開発機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配している業者またはこれに準ずるものとして、建設工事及び測量当、物品の製造及び役務の提供当の調達契約からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。 （5）入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取る場合は除く。 ①資本関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または再生手続きが存続中の会社である場合は除く （イ）親会社と子会社の関係にある場合 （ロ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。 ②人的関係　次のいずれかに該当する二者の場合。・ただし、（イ）については、会社の一方が更生会社または再生手続きが存続中の会社である場合は除く。 （イ）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 （ロ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 ③その他入札の適性さが阻害されると認められる場合　その他上記①または②と同視し得る資本関係または人的関係があると認められる場合。
都道府県	51	県建設工事請負業者選定要領において、建設工事入札参加資格者名簿に登録する際の等級格付けの加点要因となっている。 具体的には下記の通りです。（県建設工事請負業者選定要領一部抜粋） 1　法定義務建設業者（「障がい者雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく障害者雇用を義務付けられている業者） 適格審査年の前年の6月1日現在において、常時雇用する障がい者数に応じて、次のいずれかの該当する数値とする。 ただし、常時雇用する障害者数＝（常時雇用する労働者数-除外率相当数）×2.0％（小数点以下切り捨て）の場合は、評点として算出しないものとする。 （1）常時雇用する障害者数＞（常時雇用する労働者数-除外率相当数）×2.0％（小数点以下切り捨て）　10点 （2）常時雇用する障害者数＜（常時雇用する労働者数-除外率相当数）×2.0％（小数点以下切り捨て）　－10点 2　非法定義務建設業者（障害者雇用促進法」に基づく障害者雇用を義務付けられていない業者） 適格審査年の前年の6月1日現在において、常時雇用する障がい者を1名以上雇用している場合、次の数値とする。　10点
	175	建設工事等に関わる競争入札参加資格の際に、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率を達成している県内企業に対して評価上の付加を行う制度を設けている。
	90	検討中（具体的な内容は未定）
	146	物品・役務と工事で事業者登録を行っている。
	54	検討中
	15	物品の製造の請負、買い入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約を一般競争入札または指名競争入札により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格を定めており、資格審査項目の主なものは、生産額または販売額、経営規模、経営比率、営業年数、障がい者雇用状況及びISO認証取得

団体		参加資格
政令市	92	障がい者雇用加算 次の【1】、【2】いずれかに該当する場合、主観的に加算します。 【1】障がい者の雇用義務があり、法定雇用率以上の障がい者を雇用している。 【2】障がい者雇用義務がないが、障がい者を1人以上雇用している。
	43	工事、製造または販売等の実績、従業員の数、資本の額、その他経営規模及び経営の状況
	81	工事の入札に置いて、試行中の総合評価方式の評価項目に、障害者の法定雇用率の達成の有無など雇用状況を設定。
	21	工事契約における事業所において、法定障害者雇用率の基準をクリアしている場合、総合評価及び格付けに反映させている。
特別区	96	競争入札参加資格者(東京電子自治体共同運営電子調達サービスの登録事業者)
	30	契約事務規則の規定による
中核市	97	①地方自治施行令第167条の第4項に該当しない方 ②営業に関し、法令上必要な許可等を受けている方 ③宮崎市税及び国税について滞納が無いこと ④役員が暴力団関係者で無いこと
	114	別添、工事・物件の告示のとおり
	23	障がい者の雇用率が法定雇用率以上である中小企業者のうち、申請して登録を受けた事業者を優先して指名するよう努めることとしている。
	153	一般の競争入札に参加する場合は、契約主管課の有資格者名簿への登録が必要
一般市	31	地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと。国税、県税、市税が未納でないこと。暴力団排除に関する合意書及び措置要綱に基づく排除措置を受けていないこと。
	28	資格審査を希望する営業の種類について、法令の規定により必要とされる許可登録等を受けていること。地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないこと、国税・県税、市税が未納でないこと、「市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
	66	市の入札参加資格者名簿に登載されていること。同種業務の実績など
	129	市競争入札参加資格審査申請要領に準じる。
	76	参加資格の有無についても情報収集をし、検討していく段階
	36	市税等の滞納がないこと
	12	競争入札参加資格審査申請書の提出(具体的な資格はなく、調達可能な物品・サービスを登録)
	26	地方自治法施令第167条の2第1項第3号及び4号にあたる随意契約が適正に執行できるよう、現在、当市契約規則の改正の手続きを行っているところである。
	110	下記のいずれにも該当しない者 ①成年被後見人、被補佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ない者 ②登録申請した区分又は種類等に必要な許可、登録などを失った時 ③入札日において指名停止を受けている者 ④上記の他、正常な入札の執行を妨げる行為を成す恐れのあるもの又は成したもの
	45	競争入札に参加できる者は、資格審査を受け、資格者名簿に登載された者とする。市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規則。市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則。
	52	市物品入札(見積り)参加資格登録をした、市内の障害者就労施設等
	37	入札資格要件
	133	建設工事の場合、障がい者雇用について一定条件を満たすことで点数が加算されるなど
	149	各年度要項参照
	39	競争入札を行うケースはないと思われるが、あった場合は市内の事業所を優先する。
	55	入札参加資格審査規定。物品、建設工事各々
	152	まだ具体的には決まってません。
	27	物品供給および役務提供等の入札参加資格審査申請書類の提出をお願いしている。
	75	許可が必要な業務については、許可証の写しの提出。決算報告書。登記簿謄本。納税証明書など。
	84	「市競争入札参加資格等に関する規定」第3条のとおり
	14	通常の公契約の参加資格に準じている
	71	通常行っている競争入札参加資格登録での申請も可能であるが、別途優先調達に関し、3号随意契約のための要綱も制定予定。
	100	ア　障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づく子会社の事業所(特例子会社) イ　重度障害者多数雇用事業所 重度障害者多数雇用事業所の要件 ①障害者の雇用者数が5人以上 ②障害者の割合が従業員の20%以上 ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
	10	当市の入札参加資格を有する者(他に工事・物品・役務の各内容ごとに適宜資格を定めている)
	217	市内に本社、本店を有する事業者。市の物品入札参加資格者名簿に登録。障害者雇用率2.0%超。障害の在る人を一人以上雇用していること。
他	91	基準日から1年以上の営業実績があること。税の未納がないこと。暴力団(員)との関わりのないこと

（３）調達の推進体制

○調達推進のための体制整備については、「体制は整備していない」が 32.3%を占めた。体制を整備している場合では、「庁内の各関係機関の連絡・調整できる場を創設し進めている」が 21.1%と最も多く、「契約・会計担当が主体的に進めている」12.8%となっている。なお、その他の内容としては、全庁的でなく福祉担当部署が主体的に進めているという回答が多く見られた。

○団体別にみると、国、都道府県、政令指定都市では半数以上が「庁内の各関係機関の連絡・調整できる場を創設し進めている」としており、体制整備が進んでいる。特別区、中核市、一般市では体制を整備していない割合が 3 割以上と高い。

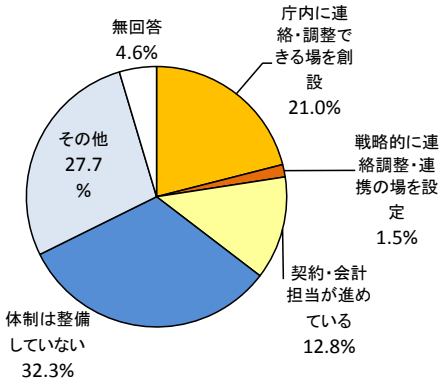

	実数	%
庁内の各関係機関の連絡・調整できる場を創設	41	21.0
大阪府の「行政の福祉化」等戦略的な施策を構築、関係部局との連絡調整・連携の場を設定	3	1.5
契約・会計担当が主体的に進めている	25	12.8
体制は整備していない	63	32.3
その他	54	27.7
無回答	9	4.6
合計	195	100.0

	実数							%						
	合計	庁内に連絡・調整できる場を創設	戦略的に連絡調整・連携の場を設定	契約・会計担当が進めている	体制は整備していない	その他	無回答	合計	庁内に連絡・調整できる場を創設	戦略的に連絡調整・連携の場を設定	契約・会計担当が進めている	体制は整備していない	その他	無回答
合計	195	41	3	25	63	54	9	100.0	21.0	1.5	12.8	32.3	27.7	4.6
国	4	2		2				100.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
独立行政法人	24	5		15	3		1	100.0	20.8	0.0	62.5	12.5	0.0	4.2
都道府県	16	11	1		1	3		100.0	68.8	6.3	0.0	6.3	18.8	0.0
政令指定都市	12	6		1	2	3		100.0	50.0	0.0	8.3	16.7	25.0	0.0
特別区	9	1			3	4	1	100.0	11.1	0.0	0.0	33.3	44.4	11.1
中核市	18	4			8	6		100.0	22.2	0.0	0.0	44.4	33.3	0.0
一般市町	111	12	2	7	46	38	6	100.0	10.8	1.8	6.3	41.4	34.2	5.4
不明	1						1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

団体		その他
都道府県	54	検討中
	89	現在検討中
政令市	115	障害者福祉担当と契約担当を中心に進めている。
	57	障害者就労施設等が提供可能な物品や役務の情報を収集し、庁内各部署に情報提供する体制を取ることで、障害者就労施設等からの調達の推進を図るよう努めている。また、既存の庁内連絡会議を活用し情報発信・共有を行うこととしている。
特別区	7	障がい者福祉課が中心となり、契約担当、その他関係部署、機関等随時連携、調整している
	30	契約担当者、障害者施設担当で連携し進めている
	122	共同受注窓口の整備、庁内各課への協力依頼
	113	既存の庁内連絡会を活用することを検討中
中核市	153	担当窓口は障害福祉課とし、庁内への連絡・調整を行う
	69	随時各部の主管課長が集まる会議で連絡調整をしている。
	8	障がい福祉課が調整担当課として情報提供などをしている
	219	障がい福祉課・契約課が進めている
	65	関係課と会議を設定している。
一般市	123	市内掲示板を活用した情報提供。契約事務マニュアルに随意契約を活用した障害者就労施設等への発注について明記
	77	福祉担当と契約担当が主体的に進めている。
	12	福祉担当が進めている
	44	福祉担当課が必要に応じて関係課との連絡調整を行っている。
	80	福祉課にて、調達を推進する施設等が供給する物品や役務に関する情報を取りまとめ、庁内での情報共有を図ることができる準備をしている
	78	福祉課が主体的に進めている。
	108	場を設けるようなことはやってない
	148	発注できる業務及び事務所を障害福祉担当課が庁内に周知する
	71	発注担当課が個別に障がい福祉担当部署と協議・調整する。
	76	どのような体制が必要か情報収集の段階
	41	庁内の関係者会議を適宜開催している。
	88	庁内の関係課と協議して進めている
	73	庁内各部局の担当者との会議の場を定期的に設けている。
	3	庁内、関係機関へ周知し、担当課で集約している
	68	調達方針を定めた福祉担当部局から、各部署への連絡、周知を進めている。
	104	体制整備を含め検討中
	32	整備はしていないが、予算編成時に庁内各課等へ依頼をしている。
	74	政策、財政、契約、総務、福祉の各部局と連絡、調整している。
	9	上記1を視野に自立支援協議会の意見等を参考に検討を進める
	52	障害福祉課と契約課が連携・協力し、各課発注の随意契約について、障害者福祉施設等からの購入を積極的に行うよう意識の向上を促している。
	107	障害福祉課が担当している
	144	障がい福祉課が主体となって進めている。
	24	障がい担当部局から、調達を推進するための情報発信等を行っている。
	67	障がい担当課において、庁内関係部局との連絡・調整を行っている。
	150	障がい担当課が方針等を作成し、物品・役務など、障がい者施設が出来るものの情報を庁内に提供
	39	障がい担当課が行っているが、必要に応じて関係部局と連携を図っている。
	138	障害者優先調達庁内推進会議（委員長に「副会長」委員に主要部長で構成）を設置
	134	障害者福祉課が方針を定め、各課施設長に理解と協力を求めている。
	70	障害者就労施設等への発注を障がい福祉課職員が仲介、斡旋することを検討中
	213	障害者就労施設からの意見をうかがうための会議の開催
	61	今後検討
	18	検討中である
	158	検討中
	28	契約部門及び福祉部門にて整備を検討中
	170	契約担当、障がい福祉担当が連携して進める予定である
	110	契約障害担当が主体的に進めている
	56	会議体は設けず、必要に応じて情報共有、協議を行う。

５．「総合評価入札方式」について

５－１．総合評価入札方式の活用について

（１）総合評価入札方式の活用

○「物品」「工事」「役務」いずれかに総合評価入札方式を活用している団体は 72.7%にのぼる（100%－「いずれにも活用していない」24.1%－-無回答 3.2%）。

○「物品」で総合評価入札方式を活用している団体は 20 団体で全体の 9.1%、「役務」で活用している団体は 44 団体で 20.0%、「工事」で活用している団体は 145 団体で 65.9%となっている。

○組合せをみると「工事のみに活用」が最も多く 52.3%を占める。他の組合せは 1 割未満と少ない。

○団体でみると、活用割合が高いのは、都道府県、政令指定都市、特別区、中核市で、都道府県、特別区、中核都市では「工事のみ」で活用している割合が半数以上を占め、政令市は「役務」「工事」で活用している割合が 4 割と高い。

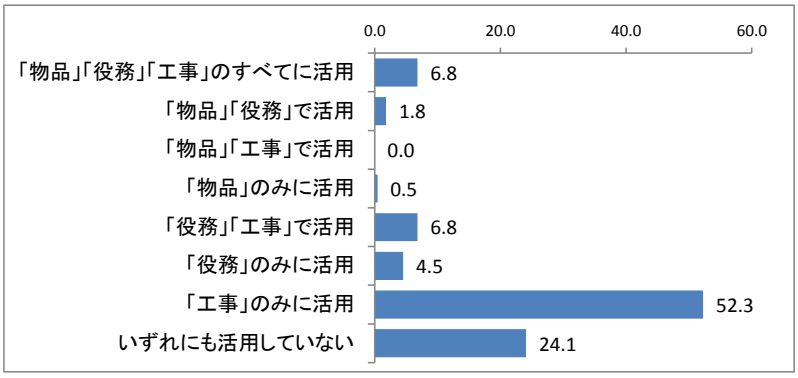

	実数	%
「物品」「役務」「工事」の全てに活用	15	6.8
「物品」「役務」で活用	4	1.8
「物品」「工事」で活用		0.0
「物品」のみに活用	1	0.5
「役務」「工事」で活用	15	6.8
「役務」のみに活用	10	4.5
「工事」のみに活用	115	52.3
いずれにも活用していない	53	24.1
無回答	7	3.2
合計	220	100.0

	実数										%									
	合計	すべてに活用	用「物品」「役務」で活	用「物品」「工事」で活	「物品」のみに活用	用「役務」「工事」で活	「役務」のみに活用	「工事」のみに活用	いずれにも活用していない	無回答	合計	すべてに活用	用「物品」「役務」で活	用「物品」「工事」で活	「物品」のみに活用	用「役務」「工事」で活	「役務」のみに活用	「工事」のみに活用	いずれにも活用していない	無回答
合計	220	15	4		1	15	10	115	53	7	100.0	6.8	1.8	0.0	0.5	6.8	4.5	52.3	24.1	3.2
国	5	2							2	1	100.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	20.0
独立行政法人	28	8	4		1	1	5		9		100.0	28.6	14.3	0.0	3.6	3.6	17.9	0.0	32.1	0.0
都道府県	16	1				4	1	8	2		100.0	6.3	0.0	0.0	0.0	25.0	6.3	50.0	12.5	0.0
政令指定都市	12	2				5		3	1	1	100.0	16.7	0.0	0.0	0.0	41.7	0.0	25.0	8.3	8.3
特別区	9							8	1		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	88.9	11.1	0.0
中核市	18					1		16	1		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	0.0	88.9	5.6	0.0
一般市町	130	2				4	4	80	37	3	100.0	1.5	0.0	0.0	0.0	3.1	3.1	61.5	28.5	2.3
不明	2									2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

（２）契約件数と契約額等

①分野別契約件数と契約額

＜物品＞

○「物品」の調達において総合評価入札方式を活用している団体は 20 団体となっているが、その中で契約件数と契約額の回答があったのは、独立行政法人 5 団体と 1 政令市の 6 団体であった。

○契約件数の最大値は 9 件、最小値は 1 件、中央値は 1 件となっている。

○契約額では最大値 13,965 万円、最小値 240 万円、中央値は 2,730 万円である。

no	契約件数	契約金額	1件当たり契約金額	活用分野
197	9	4,422	491	「物品」「役務」
189	7	7,408	1,058	「物品」「役務」「工事」
193	1	1,038	1,038	「物品」「役務」「工事」
202	1	13,965	13,965	「物品」「役務」「工事」
187	1	240	240	「物品」「役務」
43	1	363	363	「物品」「役務」「工事」

＜役務＞

○「役務」の調達において総合評価入札方式を活用している団体は 44 団体となっているが、その中で契約件数と契約額の回答があったのは、24 団体であった。

○契約件数の最大値は 113 件、最小値は 1 件、中央値は 4 件となっている。

○契約額では最大値 1,704,483 万円、最小値 272 万円、中央値は 11,025 万円である。

no	契約件数	契約金額	1件当たり契約金額	活用分野
186	22	277,019	12,592	「物品」「役務」「工事」
189	113	137,117	1,213	「物品」「役務」「工事」
179	29	17,836	615	「役務」
185	26	1,704,483	65,557	「役務」「工事」
187	8	380,390	47,549	「物品」「役務」
207	4	11,978	2,995	「物品」「役務」「工事」
197	4	10,547	2,637	「物品」「役務」
202	2	38,798	19,399	「物品」「役務」「工事」
199	1	17,640	17,640	「物品」「役務」「工事」
195	1	5,416	5,416	「物品」「役務」
218	5	13,562	2,712	「役務」
46	20	53,743	2,687	「役務」「工事」
175	6	130,845	21,808	「役務」「工事」
216	5	7763	1,553	「役務」
166	26	60,434	2,324	「役務」「工事」
43	2	272	136	「物品」「役務」「工事」
151	2	4,112	2,056	「役務」「工事」
219	3	183,676	61,225	「役務」「工事」
60	2	29,391	14,696	「役務」「工事」
49	1	2,788	2,788	「役務」「工事」
220	4	117104	29,276	「役務」「工事」
93	1	1,938	1,938	「役務」
124	1	11,025	11,025	「役務」
214	2	42,012	21,006	「役務」

②雇用人数（役務のみ）

○役務における障がい者及び就職困難者の雇用（当該現場、企業内現場）人数について回答があったのは、兵庫県及び大阪府の 7 自治体のみであった。

○最も多かったのは、大阪市の当該現場での障がい者 34 人、企業内現場での就職困難者 60 人の雇用となっている。

no	障がい者		就職困難者		活用分野
	当該現場	企業内現場	当該現場	企業内現場	
46	3	0	0	3	「役務」「工事」
216	5				「役務」
166	34	0	0	60	「役務」「工事」
49	1	0	2	0	「役務」「工事」
93	1	1	0	2	「役務」
124	1	4	1	6	「役務」
214	0	11	0	不明	「役務」

（３）「障がい者」「就職困難者」に係る評価項目

①物品

○物品において総合評価入札方式を活用している 20 団体の内、「障がい者」「就職困難者」に係る評価項目を設定しているのは、一般市の 1 件のみで、「設定していない」が 90.0%を占めた。

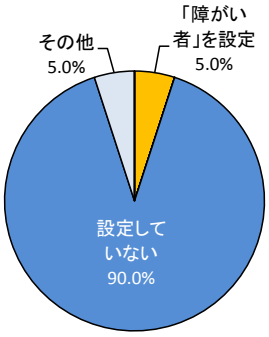

	実数	%
「障がい者」について設定	1	5.0
「障がい者」「就職困難者」について設定		0.0
「就職困難者」については設定していない		0.0
設定していない	18	90.0
その他	1	5.0
無回答		0.0
合計	20	100.0

	実数							%						
	合計	「障がい者」について設定	「障がい者」「就職困難者」について設定	「就職困難者」については設定していない	設定していない	その他	無回答	合計	「障がい者」について設定	「障がい者」「就職困難者」について設定	「就職困難者」については設定していない	設定していない	その他	無回答
合計	20	1			18	1		100.0	5.0	0.0	0.0	90.0	5.0	0.0
国	2				1	1		100.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0
独立行政法人	13				13			100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
都道府県	1				1			100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
政令指定都市	2				2			100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
特別区														
中核市														
一般市町	2	1			1			100.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0
不明														

②役務

○役務において総合評価入札方式を活用している 44 団体について、「障がい者」「就職困難者」に係る評価項目の設定状況をみたところ、「障がい者」「就職困難者」両方について設定している団体は 9 団体 20.5%となっており、「設定していない」が 61.4%を占めた。

○団体別にみると、一般市では、70.0%が「障がい者」「就職困難者」の両方について設定している。一方、国、独立行政法人では全団体が設定していない。

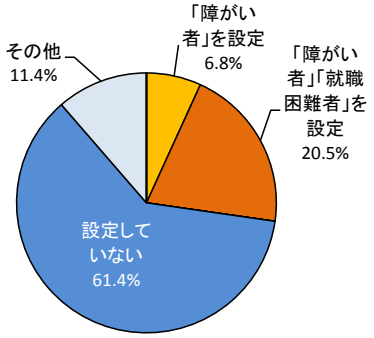

	実数	%
「障がい者」について設定	3	6.8
「障がい者」「就職困難者」について設定	9	20.5
「就職困難者」については設定していない		0.0
設定していない	27	61.4
その他	5	11.4
無回答		0.0
合計	44	100.0

	実数							%						
	合計	「障がい者」について設定	「障がい者」「就職困難者」について設定	「就職困難者」については設定していない	設定していない	その他	無回答	合計	「障がい者」について設定	「障がい者」「就職困難者」について設定	「就職困難者」については設定していない	設定していない	その他	無回答
合計	44	3	9		27	5		100.0	6.8	20.5	0.0	61.4	11.4	0.0
国	2				2			100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
独立行政法人	18				18			100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
都道府県	6	2			2	2		100.0	33.3	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0
政令指定都市	7		2		3	2		100.0	0.0	28.6	0.0	42.9	28.6	0.0
特別区														
中核市	1					1		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
一般市町	10	1	7		2			100.0	10.0	70.0	0.0	20.0	0.0	0.0
不明														

団体		その他
都道府県	175	契約の性質又は目的により個別に設定することとしている。
	46	清掃等業務委託の一部について、「障がい者」「就職困難者」についての評価項目を設定している。
市区町村	126	担当課発注であるため把握できない
	219	担当課発注のため把握していない

③工事

○工事において総合評価入札方式を活用している 145 団体について、「障がい者」「就職困難者」に係る評価項目の設定状況を見たところ、「障がい者」について設定している団体が 43 団体 29.7%で最も多い。「設定していない」は 87 団体 60.0%となっている。

○団体別にみると、政令市、中核市、一般市では 3 割以上が「障がい者」について設定している。一方、独立行政法人では設定している団体は見られなかった。

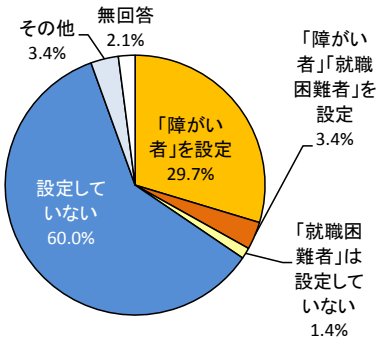

	実数	%
「障がい者」について設定	43	29.7
「障がい者」「就職困難者」について設定	5	3.4
「就職困難者」については設定していない	2	1.4
設定していない	87	60.0
その他	5	3.4
無回答	3	2.1
合計	145	100.0

	実数							%						
	合計	「障がい者」について設定	「障がい者」「就職困難者」について設定	「就職困難者」については設定していない	設定していない	その他	無回答	合計	「障がい者」について設定	「障がい者」「就職困難者」について設定	「就職困難者」については設定していない	設定していない	その他	無回答
合計	145	43	5	2	87	5	3	100.0	29.7	3.4	1.4	60.0	3.4	2.1
国	2				1	1		100.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0
独立行政法人	9				9			100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
都道府県	13	3			9		1	100.0	23.1	0.0	0.0	69.2	0.0	7.7
政令指定都市	10	4			6			100.0	40.0	0.0	0.0	60.0	0.0	0.0
特別区	8	2			6			100.0	25.0	0.0	0.0	75.0	0.0	0.0
中核市	17	6	2		8		1	100.0	35.3	11.8	0.0	47.1	0.0	5.9
一般市町	86	28	3	2	48	4	1	100.0	32.6	3.5	2.3	55.8	4.7	1.2
不明														

団体		その他
一般市	40	「就職困難者」の評価項目を設定している
	212	埼玉県のガイドラインを適用
	10	総合評価での評価項目として設定していないが、入札参加資格の等級別格付けにおいて主観点数として「障害者雇用」に対する加点をしている

（４）障がい者や就職困難者の雇用や働く場の確保に向けた重視事項

①技術的評価

○総合評価入札方式を活用している 160 団体が、障がい者や就職困難者の雇用や働く場の確保に向けた調達を進めるための配慮事項として重視するのは、技術的評価の場合、最も多いのが「業務実績」で 30.6%、次いで「業務体制」23.1%、「品質保証」の 21.9%となっている。

○団体別に見てもほぼ同じ傾向となっている。なお、その他としては、技術者の能力や苦情処理体制の整備などがあげられている。

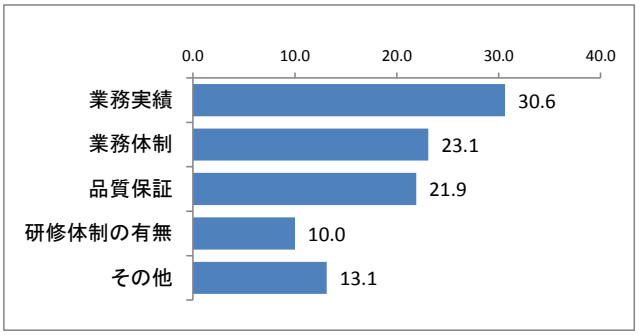

n=160	実数	%
業務実績	49	30.6
研修体制の有無	16	10.0
業務体制	37	23.1
品質保証	35	21.9
その他	21	13.1

団体		その他
…	197	業務の内容によるため、一概に決めていない。
	195	方針を策定中
…	151	ISO9001の取得状況、苦情処理要項の整理状況
一般市	66	技術者の能力
	102	技術者の能力
	59	苦情処理体制の整備状況
	123	地域貢献の有無
	10	配置予定技術者の能力
	70	保有する資格

	実数						%					
	全体	業務実績	研修体制の有無	業務体制	品質保証	その他	全体	業務実績	研修体制の有無	業務体制	品質保証	その他
全体	160	49	16	37	35	21	100.0	30.6	10.0	23.1	21.9	13.1
国	2		0	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
独立行政法人	19	3	1	4	3	7	100.0	15.8	5.3	21.1	15.8	36.8
都道府県	14	3	3	4	3	1	100.0	21.4	21.4	28.6	21.4	7.1
政令指定都市	10	2	2	3	1	3	100.0	20.0	20.0	30.0	10.0	30.0
特別区	8	2	0	1	1	0	100.0	25.0	0.0	12.5	12.5	0.0
中核市	17	6	0	4	5	2	100.0	35.3	0.0	23.5	29.4	11.8
一般市町	90	33	10	21	22	8	100.0	36.7	11.1	23.3	24.4	8.9
不明												

②公共評価

○公共評価では、「福祉的配慮」「災害時の業務体制や貢献実績」が 25.6%と最も多く、「地域事業者の優先」20.0%、「ボランティア等地域貢献実績」19.4%、「環境への配慮」18.1%と福祉、環境、地域貢献と重視する項目は多岐に渡っている。

○団体別に見た上位に上がった項目は次のとおりである。

都道府県：「福祉的配慮」「地域事業者の優先」

政令市：「福祉的配慮」「環境への配慮」

特別区：「福祉的配慮」「災害時の業務体制や貢献実績」「地域事業者の優先」

中核市：「災害時の業務体制や貢献実績」「福祉的配慮」「ボランティア等地域貢献実績」

一般市：「災害時の業務体制や貢献実績」「福祉的配慮」「ボランティア等地域貢献実績」

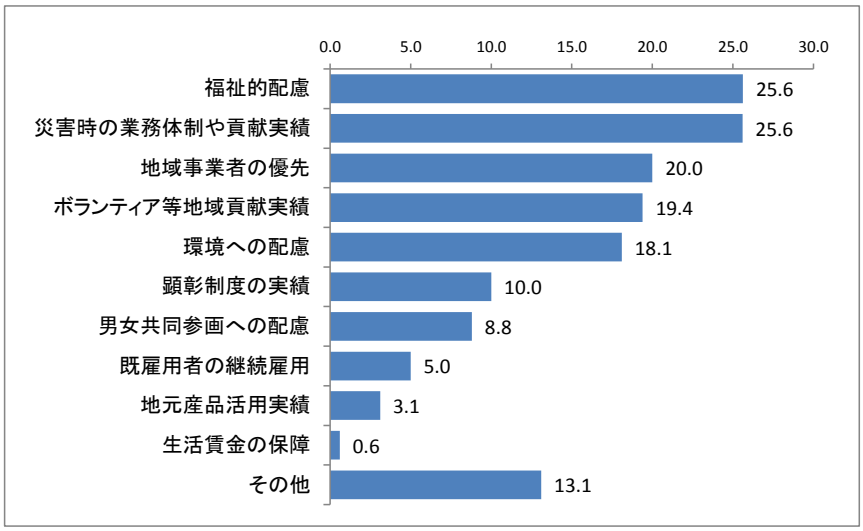

n=160	実数	%
福祉的配慮	41	25.6
既雇用者の継続雇用	8	5.0
生活賃金の保障	1	0.6
男女共同参画への配慮	14	8.8
環境への配慮	29	18.1
災害時の業務体制や貢献実績	41	25.6
地域事業者の優先	32	20.0
顕彰制度の実績	16	10.0
ボランティア等地域貢献実績	31	19.4
地元産品活用実績	5	3.1
その他	21	13.1

	実数											
	全体	福祉的配慮	既雇用者の継続雇用	生活賃金の保障	男女共同参画への配慮	環境への配慮	災害時の業務体制や貢献実績	地域事業者の優先	顕彰制度の実績	ボランティア等地域貢献実績	地元産品活用実績	その他
合計	160	41	8	1	14	29	41	32	16	31	5	21
国	2		0		0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人	19		0		0	1	0	0	0	0	0	7
都道府県	14	3	2		1	2	2	3	2	1	2	2
政令指定都市	10	5	1	1	2	5	2	3	0	0	0	1
特別区	8	2	0		0	1	2	2	0	0	0	0
中核市	17	5	1		2	3	6	4	2	5	1	2
一般市町	90	26	4		9	17	29	20	12	25	2	9
不明												

	%											
	全体	福祉的配慮	既雇用者の継続雇用	生活賃金の保障	男女共同参画への配慮	環境への配慮	災害時の業務体制や貢献実績	地域事業者の優先	顕彰制度の実績	ボランティア等地域貢献実績	地元産品活用実績	その他
合計	100.0	25.6	5.0	0.6	8.8	18.1	25.6	20.0	10.0	19.4	3.1	13.1
国	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
独立行政法人	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	36.8
都道府県	100.0	21.4	14.3	0.0	7.1	14.3	14.3	21.4	14.3	7.1	14.3	14.3
政令指定都市	100.0	50.0	10.0	10.0	20.0	50.0	20.0	30.0	0.0	0.0	0.0	10.0
特別区	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	12.5	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中核市	100.0	29.4	5.9	0.0	11.8	17.6	35.3	23.5	11.8	29.4	5.9	11.8
一般市町	100.0	28.9	4.4	0.0	10.0	18.9	32.2	22.2	13.3	27.8	2.2	10.0
不明												

③福祉的配慮の内容

○公共評価で「福祉的配慮」を重視している 41 団体について、その具体的内容についてみたところ、「障がい者雇用率」95.1%と圧倒的に多く、次いで「就職困難者の新規雇用者数」19.5%「障がい者雇用を実現するための支援体制」17.1%、となっている。

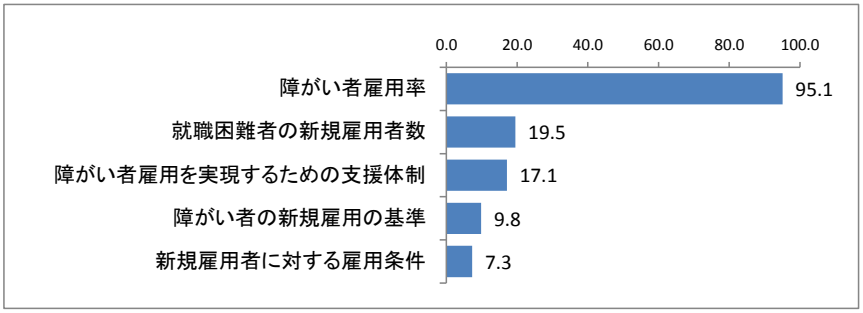

n=41	実数	%
障がい者の新規雇用の基準	4	9.8
障がい者雇用を実現するための支援体制	7	17.1
障がい者雇用率	39	95.1
就職困難者の新規雇用者数	8	19.5
新規雇用者に対する雇用条件	3	7.3

	実数						%					
	全体	障がい者の新規雇用の基準	障がい者雇用を実現するための支援体制	障がい者雇用率	就職困難者の新規雇用者数	新規雇用者に対する雇用条件	全体	障がい者の新規雇用の基準	障がい者雇用を実現するための支援体制	障がい者雇用率	就職困難者の新規雇用者数	新規雇用者に対する雇用条件
合計	41	4	7	39	8	3	100.0	9.8	17.1	95.1	19.5	7.3
国												
独立行政法人												
都道府県	3	1	1	3	1	1	100.0	33.3	33.3	100.0	33.3	33.3
政令指定都市	5	1	2	5	2	1	100.0	20.0	40.0	100.0	40.0	20.0
特別区	2		0	2	0	0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
中核市	5		0	5	0	0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
一般市町	26	2	4	24	5	1	100.0	7.7	15.4	92.3	19.2	3.8
不明												

○障がい者の新規雇用の基準をあげた 4 団体について、当該現場と企業現場における人数を見たところ、3 団体から回答があった。

no	当該現場の人数	企業現場の人数
124	1	基準無
166	1以上（案件により異なる）	0
214	現場就業のみを評価し、人数によって加点が異なる ex.雇用計画人数　1人以上→3点　2人以上→6点	

○また障がい者雇用率をあげた 39 団体について、基準とする障がい者雇用率を見たところ 33 団体から回答があった。2.0%が 17 件と最も多くなっている。

	団体数
1.8%	3
2.0%	17
2.0%以上	3
3.0%	3
その他	7

no	その他
45	法定雇用率に1%を加えた率以上、または法定雇用義務はないが障害者を雇用している。
46	実雇用率1.81%以上で評価
134	雇用率ではなく雇用人数で評価している
49	1.8%～4.2%以上の範囲で5段階評価
121	0.2%
44	0%でないこと
214	障がい者雇用率1.81～4.2%以上の範囲、障がい者雇用者数1人～33人以上の範囲で5段階評価し、いずれか高い方を加点

○就職困難者の新規雇用者数をあげた 7 団体について、その雇用人数をみた。

no	新規雇用人数
124	1人
48	過去1年以内の新卒者または離職者の雇用の有無
49	1人、2人、3人以上の3段階評価
166	1以上（案件により異なる）
214	1人、2人、3人以上の3段階評価

○既雇用者の継続雇用を重視する８団体の具体的雇用人数を見たところ､障がい者の継続雇用の人数を回答したのは４団体であった。

no	障がい者の継続雇用人数
166	1人以上（発注時点で総合評価により雇用されている人数）
36	1人
97	障害者の法的雇用義務があり、障害者の雇用が法的雇用数以上または障害者の法的雇用義務がなく、障害者の雇用が1名以上
214	障がい者雇用率1.81～4.2%以上の範囲、障がい者雇用者数1人～33人以上の範囲で5段階評価し、いずれか高い方を加点

○就職困難者に対する継続雇用の人数については、２団体から回答があった。

no	就職困難者の継続雇用人数
166	1人
214	①就職困難者の雇用実績2人、3人以上の2段階 ②就職困難者の常用雇用労働者1人、2人以上の2段階

○すべての労働者（障がい者、就職困難者を含む）に対する継続雇用の人数については、回答がなかった。

５－２．総合評価入札方式における評価値の算出方法

○総合評価入札方式における評価値の算出方法については、各入札企業の実績等を踏まえた評価点と入札価格に基づく標準点を合算し、入札価格で除した「除算方式」で行っている団体が 43.1%、価格評価点に技術評価点を加え、その価格評価点は予定価格と入札価格の差額から評価点を算出する「加算方式」を採用している団体は 31.3%となっている。

○団体別に見ると、国、独立行政法人、特別区で「加算方式」、都道府県、政令指定都市、中核市、一般市町では「除算方式」が多い傾向が見られる。

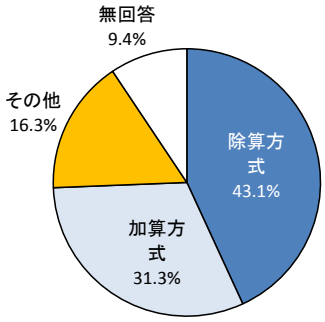

	実数	%
各入札企業の実績等を踏まえだ評価点と入札価格に基づく標準店を合算し、入札価格で除している（除算方式）	69	43.1
価格評価点に技術評価点を加え、その価格評価点は予定価格と入札価格の差額から評価点を算出する。（加算方式）	50	31.3
その他	26	16.3
無回答	15	9.4
合計	160	100.0

	実数					%				
	合計	除算方式	加算方式	その他	無回答	合計	除算方式	加算方式	その他	無回答
合計	160	69	50	26	15	100.0	43.1	31.3	16.3	9.4
国	2		1		1	100.0	0.0	50.0	0.0	50.0
独立行政法人	19	2	13	4		100.0	10.5	68.4	21.1	0.0
都道府県	14	6	1	4	3	100.0	42.9	7.1	28.6	21.4
政令指定都市	10	4	2	3	1	100.0	40.0	20.0	30.0	10.0
特別区	8		6	1	1	100.0	0.0	75.0	12.5	12.5
中核市	17	12		4	1	100.0	70.6	0.0	23.5	5.9
一般市町	90	45	27	10	8	100.0	50.0	30.0	11.1	8.9
不明										

団体		その他
独立法人	198	除算方式、加算方式(種別ごとに採用)
	202	除算方式、加算方式のいずれも採用している
	195	「物品」については除算方式、「役務」については加算方式
	183	両方式とも使用
都道府県	46	価格評価点に技術及び公共性評価点を合算する。価格評価点は低入札価格調査基準価格を当該入札金額で除して得た率を価格評価最高点に乗じて算出する。
	175	具体的に、建設工事については除算方式。業務委託については加算方式。
	216	価格評価+障害者雇用配慮
	54	除算方式と加算方式の併用
政令市	57	除算方式と加算方式の両方を採用している
	151	価格評価点に技術評価を加え、その価格評価点は設定入札価格と入札価格の差額から評価点を算出する。(加算方式)
	166	価格評価点に技術評価点を加え、その価格評価点は、(価格点)×(低入札価格評価調査基準価格/入札価格)で算出する。(低入札価格調査基準価格未満の場合、価格点は満点とする。)
：	215	価格評価点＝90×(1-入札価格/予定価格)の比較価格に技術評価点を加え、算出している。
中核市	97	各入札企業の見積もり等を踏まえ評価点を入札価格で除している(除算方式)
	101	総合評価点＝価格評価点+価格以外の評価点
	136	総合評価＝100×(1-入札価格÷予定価格)＋技術評価点
	176	案件により除算方式と加算方式を使い分けている。
一般市	49	工事は除算方式。委託は加算方式(ただし価格評価点は低入札基準価格と入札価格の差額)
	16	価格評価点に技術評価点を加えて算出する。価格評価点の算出に当たっては「価格評価点＝配点×最低価格/入札価格」の式により算出する。
	86	案件に応じ併用、主として特例簡易型、簡易型は加算方式、標準型・高度技術提案型は除算方式
	105	条例により除算式、加算式を使い分けている。
	135	予定価格に応じて除算方式、加算方式を採用
	138	加算方式
	154	価格点(85点)に価格以外の評価点(15点)を加えて算出する。価格評価点の算出に当たっては「価格点＝配点(85点)×最低価格/入札価格」で算出。価格以外の評価点は企業関係評価項目と技術者関係評価項目について評価基準に基づいて算定。
	161	技術評価点を入札書価格でわり評価点を算出
	174	技術点評価/入札額
	212	県のガイドラインを適用

５－３．労務単価の積算基準について

○総合評価入札の労務単価の積算に、障がい者や就職困難者の支援コストを含んでいる団体は２団体 1.3%にとどまり、８割の団体で含んでいない。その内容を見ると、実質的には大阪府１件のみと推察される（「詳細は非公表」）。

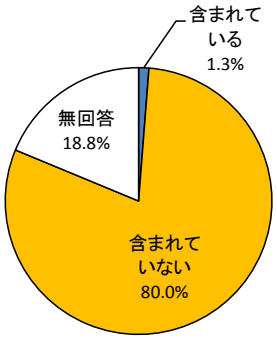

	実数	%
含まれている	2	1.3
含まれていない	128	80.0
無回答	30	18.8
合計	160	100.0

	実数				%			
	合計	含まれている	含まれていない	無回答	合計	含まれている	含まれていない	無回答
合計	160	2	128	30	100.0	1.3	80.0	18.8
国	2		2		100.0	0.0	100.0	0.0
独立行政法人	19		17	2	100.0	0.0	89.5	10.5
都道府県	14	1	10	3	100.0	7.1	71.4	21.4
政令指定都市	10		8	2	100.0	0.0	80.0	20.0
特別区	8		5	3	100.0	0.0	62.5	37.5
中核市	17		15	2	100.0	0.0	88.2	11.8
一般市町	90	1	71	18	100.0	1.1	78.9	20.0
不明								

no	含まれている内容
46	下記例）のとおり。積算の詳細は非公表。
86	総合評価に置いては含まれていない。工事については県の設定した単価表を使用している。積算は担当課にて行うため、担当課にて含めている課については不明である。

６．「公契約条例」について

６－１．公契約条例に対する取り組み状況

○公契約条例の制定状況についてみると、「公契約条例についての取り組みは特に行っていない」が 64.0%を占め、「既に制定している」のは 5 自治体 2.7%にとどまる。「案は策定したが議会で未承認」0.5%、「現在検討している」が 7.5%となっており、公契約条例の制定はまだ端緒についたばかりといえる。

○なお、その他は他自治体の動向を注視しながら研究しているという回答が多く見られた。

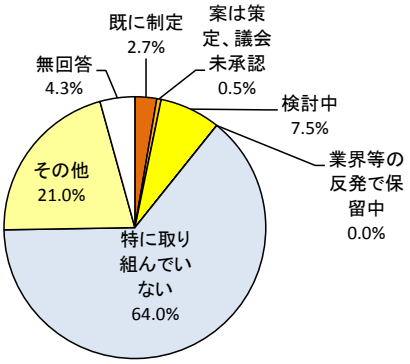

	実数	%
公契約条例は既に制定している	5	2.7
公契約条例案は策定したが、議会等の承認を得られていない状況である	1	0.5
公契約条例について、現在検討している	14	7.5
公契約条例について検討しているが業界や組合の反発があり保留している		0.0
公契約条例についての取り組みは、特に行っていない	119	64.0
その他	39	21.0
無回答	8	4.3
合計	186	100.0

	実数								%							
	合計	既に制定している	案は策定したが、議会等の承認を得られていない	現在検討している	検討しているが業界や組合の反発で保留中	特に取り組んでいない	その他	無回答	合計	既に制定している	案は策定したが、議会等の承認を得られていない	現在検討している	検討しているが業界や組合の反発で保留中	特に取り組んでいない	その他	無回答
合計	186	5	1	14		119	39	8	100.0	2.7	0.5	7.5	0.0	64.0	21.0	4.3
都道府県	16					10	6		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	62.5	37.5	0.0
政令指定都市	12	2		1		4	4	1	100.0	16.7	0.0	8.3	0.0	33.3	33.3	8.3
特別区	9	2				4	3		100.0	22.2	0.0	0.0	0.0	44.4	33.3	0.0
中核市	18			1		8	9		100.0	0.0	0.0	5.6	0.0	44.4	50.0	0.0
一般市町	130	1	1	12		92	17	7	100.0	0.8	0.8	9.2	0.0	70.8	13.1	5.4
不明	1					1			100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0

団体		その他
都道府県	89	公契約のあり方の一つとして、他の自治体の動向を注視している。
	146	国の働きを注視すると共に他府県の検討状況も踏まえて対応について研究していきたいとしている。
	46	検討した結果、国法制化の動向を注視することとしている。
	156	公契約に従事する労働者の賃金などの課題について、学識経験者、事業者団体、労働者団体に広く意見を聴いており、その中で公契約条例の課題についても聞いている段階である
	51	庁内関係部局での情報共有を図っている。
政令市	151	既に公契約条例を制定している自治体を視察するなど、条例制定による効果、課題等を整理するとともに、こう契約条例について研究しています。
	92	他の政令市の動向や取り組みについて調査している。
	163	平成25年度第3回定例市議会において否決された
	166	本来、労働者の賃金水準などの労働条件については労使間で決定されるべきものであり、賃金労働条件の基準やその適用については、基本的には国において制定されるべきと考えている。また、公契約の条例化については、解決すべき課題も多いことから、他都市の状況を見ながら、総合評価一般競争入札の拡大を図るなど、政策課題の解決に向けた入札契約制度を引き続き検討してまいりたい。
特別区	30	公共サービス基本法の趣旨を踏まえ、入札、契約制度の公平、公正な運用を行うとともに、不断の見直しを図る中で対応していく。
	122	調査研究を行っている
中核市	85	国の動向や他自治体の動きを注視し、研究。
	101	研究中
	114	公共調達にかかる基本理念を定めた「市公共調達基本条例」を制定し、平成24年4月1日から施行している。
	97	公契約条例を制定している先進都市での導入効果や課題について研究中である
	153	公契約のあり方について、他の自治体の動向等を注視する中で、既に条例を制定ぢている自治体を参考にしつつ研究・検討をしている。
	79	公契約の在り方について公契約条例を含め検討している。
	143	条例制定の予定はないが、賃金を含む労働環境の確保に努めている。
	121	条例は制定していないが、公契約の方針を制定している。
一般市	67	「市の公契約に関する指針」を策定した
	24	規則で対応している
	58	国、県、近隣市の状況により検討
	76	国、県などの動向に注視しながら、公契約条例について研究している
	154	国や他の地方公共団体の動向を注視している。
	9	研究している
	130	公契約条例について国・県及び他市の動向を含め検討中である。
	14	公契約条例について研究している
	41	公契約条例について検討したが、要綱等によりルール化することにより具体的施策を実施することとしている。
	70	公契約制度調査検討部会を設置し、労働者の適性な労働条件の確保に配慮した今後の公契約の在り方について調査・検討している。
	74	公平性の観点からの課題が多く、現在の所導入には至っていない。
	71	今後、他自治体の動向を踏まえ研究する
	17	事例調査などのみ実施
	144	先進自治体の事例集集等を行っている。
	73	先進地事例等を参考に研究している。

６－２．公契約条例の特性

○公契約条例の制定に取り組んでいる 20 自治体について、公契約条例の特性をどのようなところにおいているかを見た。「公共調達やそれに係る入札・契約制度に関して、履行品質の確保、地域経済の発展、優良企業の育成、環境保全などの公共政策の実現を目指している」（履行品質の実現等公共政策の実現）が最も多く 8 自治体 40.0%、次いで「労働賃金の下限額を定めるなど労働条件の改善及び履行品質の確保等広く公共政策の実現を目指している」（労働条件の改善及び公共政策の実現）が 4 件(20.0%)、「公契約のかかる業務に従事する労働者に対し、民間相場（最低賃金）以上の支払いを義務付ける（労働賃金の下限額）ことにより、労働条件の改善等を目指している」（労働賃金の下限額を決めるなど労働条件の改善）が 3 件(15.0%)となっている。

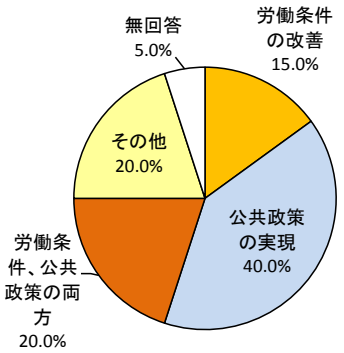

	実数	%
公契約に係る業務に従事する労働者に対し、民間相場（最低賃金）以上の支払いを義務付ける（労働賃金の下限額）ことにより、労働条件の改善等を目指している。	3	15.0
公共調達やそれに係る入札・契約制度に関して、履行品質の確保、地域経済の発展、有料企業の育成、環境保全などの公共政策の実現を目指している。	8	40.0
労働賃金の下限額を定めるなど労働条件の改善ん及び履行品質の確保等広く公共政策の実現を目指している。	4	20.0
その他	4	20.0
無回答	1	5.0
合計	20	100.0

	実数						%					
	合計	労働賃金の下限額を定めるなど労働条件の改善	履行品質の確保等公共政策の実現	労働条件の改善及び公共政策の実現	その他	無回答	合計	労働賃金の下限額を定めるなど労働条件の改善	履行品質の確保等公共政策の実現	労働条件の改善及び公共政策の実現	その他	無回答
合計	20	3	8	4	4	1	100.0	15.0	40.0	20.0	20.0	5.0
都道府県												
政令指定都市	3			2	1		100.0	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0
特別区	2	1	1				100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
中核市	1				1		100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
一般市町	14	2	7	2	2	1	100.0	14.3	50.0	14.3	14.3	7.1
不明												

団体		その他
特別区	57	現在検討中である
特別区	48	検討中
一般市	49	庁内のプロジェクトチームにおいて検討中
一般市	147	情報収集を行っている状況である

６－３．公契約条例と障がい者や就職困難者の雇用との関係

○公契約条例と障がい者や就職困難者の雇用促進との関係については、「既存施策で十分である」と考えているのが 34 自治体 18.3%と最も多い。「公契約条例で制度化した方が行いやすい」としたのは一般市の 10 自治体 5.4%にとどまり、「総合評価入札で十分」7.5%「公契約条例、総合評価入札方式に疑問が残る」3.8%といずれも低く、公契約条例に対する評価が定まっていないことがうかがえる。

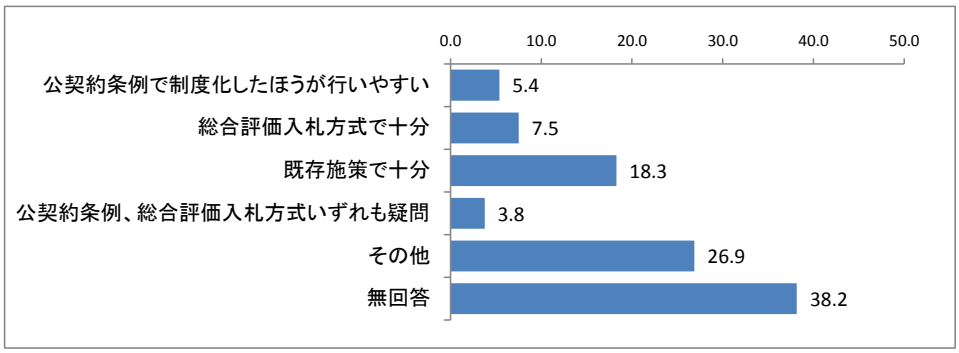

	実数	%
障がい者や就職困難者への雇用は、公契約条例で制度化した方が行いやすい	10	5.4
障がい者や就職困難者への雇用は公契約条例を制定しなくても、総合評価入札方式で十分である。	14	7.5
障がい者や就職困難者への雇用は、上記1，2のような方法を検討しなくても、既存施策で十分である。	34	18.3
障がい者や就職困難者への雇用は、公契約条例や総合評価入札方式のいずれにも疑問が残る。	7	3.8
その他	50	26.9
無回答	71	38.2
合計	186	100.0

	実数							%						
	合計	公契約条例で制度化したほうが行いやすい	総合評価入札方式で十分	既存施策で十分	公契約条例、総合評価入札方式いずれも疑問が残る	その他	無回答	合計	公契約条例で制度化したほうが行いやすい	総合評価入札方式で十分	既存施策で十分	公契約条例、総合評価入札方式いずれも疑問が残る	その他	無回答
合計	186	10	14	34	7	50	71	100.0	5.4	7.5	18.3	3.8	26.9	38.2
都道府県	16		1	1		7	7	100.0	0.0	6.3	6.3	0.0	43.8	43.8
政令指定都市	12		2	1	1	6	2	100.0	0.0	16.7	8.3	8.3	50.0	16.7
特別区	9			4		2	3	100.0	0.0	0.0	44.4	0.0	22.2	33.3
中核市	18		1	2	1	8	6	100.0	0.0	5.6	11.1	5.6	44.4	33.3
一般市町	130	10	10	25	5	27	53	100.0	7.7	7.7	19.2	3.8	20.8	40.8
不明	1			1				100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

no	その他の内容
46	公契約条例につきましては、本来、賃金その他の労働条件は法律のより制定すべきものであるため、本府としては、国の法制化の動向を注視していくこととしています。なお、本府では、行政の福祉化の視点から、清掃等業務委託に係る総合評価一般競争入札において、障がい者等の雇用に関する評価項目を盛り込み、障がい者や就職困難者の雇用を促進しています。
89	公契約と障害者や就職困難者の雇用との関係について研究していない。
146	公契約条例でどのような内容を定義するのかの前提がわかりませんので判断できかねます。
15	公契約条例と障がい者や就職困難者の雇用の関係については、現段階では検討しておらず、判断がつかない
51	公契約条例については、庁内で情報共有を図っているところである。
163	公約条例が議会で否決されており、市としての今後の方向性について定まっていない。
166	公契約条例の制定にあたり法令上の問題がクリアされたとしても、契約管財局での年間契約取扱い件数は年間2000件を超えており、どういった契約を条例の適用対象とするにせよ、市独自に賃金水準を定めることについては、厳しい契約環境にある中小企業に対する影響が大きいことや、実効性を担保するための手段など解決すべき課題は多く、慎重な対応が必要であると考えている。
151	公契約条例について研究段階にあり、条例と雇用の関係も含め、市の考え方を整理しているところです。
79	公契約条例単独ではなく、福祉政策として総合的に検討すべき問題である。
152	一地域で実施するよりも、国が施策的に対策を講じるべき問題と考える
70	価格、品質及び市内業者の育成を考慮する関係上、障がい者や就職困難者への雇用の配慮については、現在課題となっている。
34	既存施策と新たな施策(国の緊急雇用対策等を活用)とで雇用推進を行っていく。
31	国による法整備が予定されるべき
76	研究中であるため明確な回答はできない
81	公契約条例での制度化は条例の目的からなじまない。既存施策のさらなる活用充実が必要である。
144	公契約条例との整合性・公契約条例の実効性に疑問が残る。 現状では総合評価方式の委託業務への適用は考えていない。
145	公契約条例において障がい者等の雇用について規定を設けることは難しいと考える。企業は障害の等級により採用するが、重度障害者であってもその人に適した仕事であれば働ける。障害者就労支援策を充実させ、障害者に適した働く場を広げていくことのほうが大切と考えます。
104	公契約条例について、現時点で制定を考えていないため未検討
77	公契約条例についての取り組みは行っていないため、上記についても特に定めていないため回答できない。
26	公契約条例についての取り組みは特に行っていないことから未検討
138	公契約条例についての取り組みを行っていないため、記入できない
128	障害者の社会進出は重要なことであるため、総合評価の評価項目の1つとして設定している。
97	障害者や就職困難者の雇用について、公契約条例の中で関連付けていなかったので今後研究したい。
126	障害者や就職困難者への雇用について検討に至っていない
74	障害者や就労困難者の雇用支援施策は多様な選択肢の中からより良い方策を選択すべきであると考えており、公契約条例や総合評価入札方式を含む施策の研究に努め、各々の方策の利点、問題点を総合的に勘案した上で、政策を決定すべきであると考えている。
147	情報収集を行っている状況である
133	条例制定によってどのような関係性があるのか検証、評価が必要
85	条例制定により、一市だけで解決できる問題ではないと考えている。
52	総合評価入札方式の活用については、評価次第ではある程度の効果は見込めると思われるが、公契約条例については、規定内容に盛り込むことは容易ではないと考える。なお、総合評価入札方式の物品・役務への活用及び公契約条例の制定については、現時点においては考えていない。
64	団体としての見解は定めていないため回答できません。
49	庁内のプロジェクトチームにおいて検討中
67	当指針には、明記されていないが、他都市の状況を確認しながら、どのような関係にあるのが好ましいのか等、今後検討していきたい。
45	入札参加格付け基準での加算等を含めた現行施策の中で、雇用促進についてさらに検討していきたいと考える。雇用する業者側の姿勢、理解が実効性の確保に不可欠である。
41	法律の趣旨は理解しているところであるが、現実に施策を決定するに当たっては十分な検討を要すると考えている。
136	労働、費用政策については全国的な問題である、基本的に国が法律で整備すべきものだと考えております
57	現在検討中である
71	現在のところ不明
113	現段階未検討
116	検討していない
48	検討中
119	検討中
23	まだ検討していない
162	未検討

○障がい者や就職困難者への雇用は、公契約条例や総合評価入札方式のいずれにも疑問が残ると回答した自治体にその理由を尋ねたところ、公契約条例に実行性を持たせるには国の上位法の制定が必要、総合評価入札方式では競争入札の公平性や競争性を確保する必要があるとの意見が聞かれた。

no	疑問が残る理由
137	公契約に関し、発注元の公的機関が下請けを含めた労働条件に介入し、最低賃金法を上回る賃金の支払いを遵守させるには、国の法令整備によってなされるべきと考えている。また、総合評価入札方式の評価項目の設定にあたっては、競争入札の基本である公平性や競争性の確保、公共調達への有効性等を踏まえながら、個別の案件ごとに対応すべきと考えている。
114	地方における事業者の状況（経営基盤の弱い中小、零細企業が多い等）に鑑みると、現状では公契約条例で全体的に規定することは難しいと考える。また、総合評価方式についても、調達の内容に応じ、部分的な適用とならざるをえない。
10	公契約条例の制定については、実効性のある条例として制定するには前提として上位法の制定が必要であると認識しており、国の動きを注視していきたいと考えている。
12	公契約条例等の対象となる事業件数は限定的であるため、労働政策として検討すべきと考える
44	財源が税金である以上、適正な執行（最小限で最大の効果等）が求められるため、公共調達だけでは限界がある。
60	公契約条例や総合評価方式で間接的に寄与できると考える力、雇用の改善に十分な効果が望めるものではないと考えている。
158	小規模な市町村の場合、「雇用」面だけで捉えるには疑問がある。障害者等が就業の意欲や地域との関わりの向上の中から就労できる環境があり、社会生活への自立に役立っている方がなじむのではと考える。

7．障がい者や就職困難者の優先発注に関しての留意点等について

７－１．　公共調達の賃金の下限設定

○公共調達に関する賃金の下限の定め方について、「最低賃金法に準ずる」が 28.6%と最も多く、他は 1%前後と低い。

○その他では特に定めていないが多く、公共調達に関する賃金への問題意識が低いことが伺える。

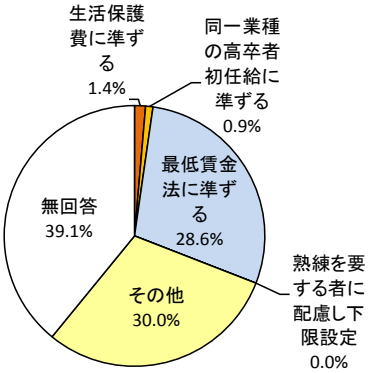

	実数	%
生活保護費に準ずる	3	1.4
同一業種の高卒者初任給に準ずる	2	0.9
最低賃金法に準ずる	63	28.6
ジョブコーチのように熟練を要する者に配慮した下限設定を行っている		0.0
その他	66	30.0
無回答	86	39.1
合計	220	100.0

	実数							%						
	合計	生活保護費に準ずる	同一業種の高卒者初任給に準ずる	最低賃金法に準ずる	熟練を要する者に配慮して下限設定	その他	無回答	合計	生活保護費に準ずる	同一業種の高卒者初任給に準ずる	最低賃金法に準ずる	熟練を要する者に配慮して下限設定	その他	無回答
合計	220	3	2	63		66	86	100.0	1.4	0.9	28.6	0.0	30.0	39.1
国	5					1	4	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	80.0
独立行政法人	28			5		9	14	100.0	0.0	0.0	17.9	0.0	32.1	50.0
都道府県	16		1	4		5	6	100.0	0.0	6.3	25.0	0.0	31.3	37.5
政令指定都市	12	1		5		4	2	100.0	8.3	0.0	41.7	0.0	33.3	16.7
特別区	9			6		2	1	100.0	0.0	0.0	66.7	0.0	22.2	11.1
中核市	18			7		6	5	100.0	0.0	0.0	38.9	0.0	33.3	27.8
一般市町	130	2	1	36		39	52	100.0	1.5	0.8	27.7	0.0	30.0	40.0
不明	2						2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

no	その他の内容
196	実績がないため回答が難しい。
187	月刊積算資料・月刊物価資料
204	定めていない
197	特段定めていない
185	特に定めていない
199	特に定めていない
195	優先発注は現在行っていない
208	定めていない。
175	具体的に、最低賃金法に準ずる取り扱いとしている。
54	公共工事設計労務単価による
140	設定していない
178	特に定めていない(関係)法規を遵守する必要がある。
46	特になし
163	各発注部局の積算状況は把握していないが、最低賃金法に準じた人件費の積算をしていることが多いものと思われる
57	契約において賃金の下限設定は行っていない。
43	定めていない
30	賃金対応の事業なし
113	特に決めていないが最低賃金を参考とする。
97	契約の内容や性質等によって個別に設定している。
128	建設工事においては、公共単価で積算。役務については把握していない。
23	定めていない
79	特に定めがないことから、最低賃金法が適用されると考えられます。
13	課ごとに設定しているので不明
110	公共調達の賃金について定めていない
95	国土交通省が示している労務単価
26	雇用契約において定められるものと考えられる
78	これまでの実績に基づいて実施
174	最低賃金法に準ずる方向で検討している。
39	定めていない
45	定めていない
50	定めていない
105	定めていない
107	定めていない
116	定めていない
120	定めていない
124	定めていない
139	定めていない
158	定めていない
27	事業所が最低賃金を提示している
12	事業所の定める単価による
61	賃金水準や業務内容により個別に設定
52	賃金についての設定はしていない
93	特に決めていない
94	特に決めていない
42	特に定めていない
77	特に定めていない
14	特に定めていないが、最低賃金法は遵守している
80	特に定めなし
86	特に定めはない。
71	特になし
159	特になし
74	発注に際して賃金の下限を定めていないが、契約の相手方において地域別最低賃金を遵守いただいているものと理解している。
111	現在役務の発注は障害者、就職困難者に行っていない。平成25年度において障害者事業所に物品を発注したが、見積書は物品の値段を記入してもらっているため、就労者の賃金の下限は事業者が独自で決定している。
70	未定
133	未定
148	民間企業への発注金額に準じる
104	設けていない

７－２．当事者団体との意見交換・連携について

（１）当事者団体との意見交換や連携の実施状況

○障がい者や就職困難者の雇用や働く場をつくるために、当事者団体との「意見交換や連携を行っている」のは27.3%と「意見交換や連携を行っていない」45.5%を下回っている。

○団体別にみると、都道府県、政令市、特別区では意見交換や連携を行っている割合がやや高い。一方で国や独立行政法人では意見交換や連携がほとんど見られない。

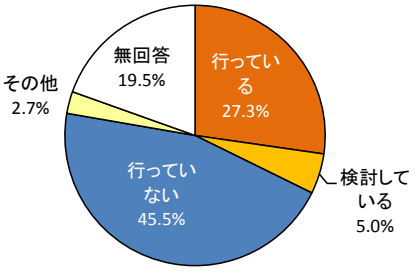

	実数	%
意見交換や連携を行っている	60	27.3
意見交換や連携を検討している	11	5.0
意見交換や連携を行っていない	100	45.5
その他	6	2.7
無回答	43	19.5
合計	220	100.0

	実数						%					
	合計	意見交換や連携を行っている	意見交換や連携を検討している	意見交換や連携を行っていない	その他	無回答	合計	意見交換や連携を行っている	意見交換や連携を検討している	意見交換や連携を行っていない	その他	無回答
合計	220	60	11	100	6	43	100.0	27.3	5.0	45.5	2.7	19.5
国	5			1	1	3	100.0	0.0	0.0	20.0	20.0	60.0
独立行政法人	28	2		20	1	5	100.0	7.1	0.0	71.4	3.6	17.9
都道府県	16	8		3	2	3	100.0	50.0	0.0	18.8	12.5	18.8
政令指定都市	12	4	1	6		1	100.0	33.3	8.3	50.0	0.0	8.3
特別区	9	4		5			100.0	44.4	0.0	55.6	0.0	0.0
中核市	18	2	1	10		5	100.0	11.1	5.6	55.6	0.0	27.8
一般市町	130	39	9	55	2	25	100.0	30.0	6.9	42.3	1.5	19.2
不明	2	1				1	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0

no	その他の内容
196	営業訪問を受けた場合には、団体担当者から説明を受けている。
207	NPO法人と意見交換を行い、今後連携する予定
46	エル・チャレンジが主催するセミナーに参加している。
89	未定
67	調達方針を決定する際に障がい者就労施設等が提供できる物品・役務のリストを提出していただいており、庁内関係部局との間の橋渡し役を担っている。
72	問3(1)②の協議会を活用する等している

（２）意見交換や連携の方法

○障がい者や就職困難者の当事者団体と意見交換や連携を行っている、または検討している71 団体が行っている意見交換や連携の具体的方法をみると、「障がい者団体と意見交換の場を設けている」が 70.4%を占め、他の項目をあげる団体は見られなかった。

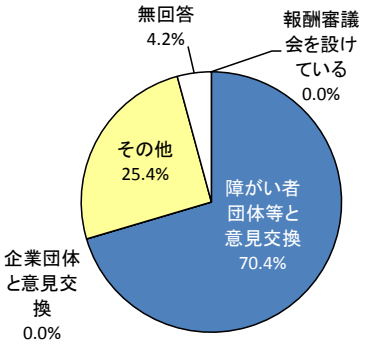

	実数	%
報酬審議会を設けて意見交換等を行っている		0.0
障がい者団体等と意見交換の場を設けている	50	70.4
ビルメンテナンス業界等の企業団体と意見交換の場を設けている		0.0
その他	18	25.4
無回答	3	4.2
合計	71	100.0

	実数						%					
	合計	報酬審議会	障がい者団体等と意見交換の場	企業団体と意見交換の場	その他	無回答	合計	報酬審議会	障がい者団体等と意見交換の場	企業団体と意見交換の場	その他	無回答
合計	71		50		18	3	100.0	0.0	70.4	0.0	25.4	4.2
国												
独立行政法人	2				2		100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
都道府県	8		6		2		100.0	0.0	75.0	0.0	25.0	0.0
政令指定都市	5		3		1	1	100.0	0.0	60.0	0.0	20.0	20.0
特別区	4		2		2		100.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0
中核市	3		2		1		100.0	0.0	66.7	0.0	33.3	0.0
一般市町	48		36		10	2	100.0	0.0	75.0	0.0	20.8	4.2
不明	1		1				100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

no	その他の内容
187	必要の都度、特定非営利活動法人日本セルプセンターと意見交換を行っている。
193	取扱品目や契約方法について意見交換している。
178	共同窓口(NPO法人)との定期的な会議を設けている。
126	シルバー：必要に応じて随時意見交換を行っている。母子：関係団体と年2回程度意見交換を行っている。
30	自立支援協議会就労支援専門部会において、障害者支援事業所と意見交換
53	障害者地域支援協議会に就労支援部会を設置している。
97	優先調達推進法に基づく調達方針の作成にあたって意見交換をおこなっている。
26	障害福祉サービス事業所の施設長と口頭で意見交換している
36	今年度は調達方針を定める際に自立支援協議会事業所部会で実施
39	自立支援協議会の専門部会において、就労支援に関する検討をサービス提供事業所や相談支援事業所、ハローワークと行っている。
60	定期的に労働者団体等と意見交換の場を設けている。
71	障がい者地域自立支援協議会において意見交換を行っている
74	既存の作業所・施設連絡協議会を活用し、その会議の際に意見交換等を行っている。
144	障がい者団体等の会合に出向き、意見交換を行っている。
152	必要時に連絡を取り合っている
25	自立支援協議会の場を利用する。
75	地域自立支援協議会就労部会との連携

７－３．自由記述

no	自由意見
196	そもそも該当する契約案件が少ないのが現状です。活用を検討する場合、ある団体がどのような業務を遂行できるか等具体的な情報が必要となるため、これらの情報が入手しやすい環境が構築されるとよいと思います。
195	一般競争契約の場合、競争参加資格に「障がい者や就職困難者」を雇用していることを条件にすると、一般競争の趣旨からズレルような気がする。現在の一般競争案件を分割発注して少額随契も可能だが、そもそもの国の考え方（一般競争を積極的に）反発するような気がする。随契を活用とする意図が知りたい。
198	調達方針は平成25年12月に決定された。今後は調達方針に基づき、積極的に対応していく。
202	研究所の業務は専門性が高く、障害者や就職困難者の方に対して行わせることができる業務を切り出すことはなかなか困難である。ニーズとシーズがマッチするような政策、情報提供が必要であると思われる。
187	より障害者優先調達推進法の趣旨を徹底するため、契約相手方となることのできる施設・法人に関する情報について、当該施設等の全体像及び取り扱うことのできる品目・役務が明確になるものが必要であると感じている。
209	公共調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、予算決算及び会計令第99条第16号の2の考え方を踏襲して随意契約を締結する。
175	公共調達での障がい者や就職困難者や働く場の確保に向けた課題については、一つの自治体で解決できるものではなく、国が公契約に関する法律の整備や必要性を検討の上、法律により規定されるべきと考えます。
115	本市では、業者ごとに災害時協力体制、障害所雇用、男女共同参画の実施等の状況について加点し、その評価点を入札参加条件とする主観評価項目制度を設けている。この制度は、災害時の協力体制や障害者の雇用状況等を評価項目としているので、企業の社会貢献が適正に評価され、防災対策や福祉の増進といった本市施策に寄与するものである。また、本年8月には本市の障害者就労施策を更に推進するため、障害者就労施設等の受注機会の確保及び、民間企業における雇用・就労機会の拡大を図ることにより障害者の自立促進に資することを目的とした「平成25年度川崎市障害者優先調達推進方針」を策定し実施しているところである。
48	地方公共団体等が率先して、障がい者や就職困難者の雇用や働く場の確保を推進し、民間部分へも取り組みを拡げられるように、福祉施設等へ受注機会の拡大に向けた商品力の向上を支援する体制等の検討が必要である。
158	「雇用」というと何らかの事業者と個人が契約して仕事を行うことと解する。契約できる者は限られてしまうと考えている。取組みとして雇用率が高くなることは望ましいのは当然であるが、特に障がい者の場合は契約できない者への就労を通した社会生活への関わりを増やすことが大事なのではんしでしょうか。
152	関係機関の理解と協力が必要である
70	市の契約規則では入札、見積り合わせを基本としているため、優先調達との兼ね合いが難しい。優先調達にあたり障害者就労施設等で共同受注システムの構築が必要となるが、施設によって提供可能な物品・役務の質・量に差があること、また参加を希望しない施設もあることから、運用に至るまで困難が予想される。
86	障害者団体等で受注できる業務は限られており、公共機関が発注できる業務自体が少ない。
14	地域の実情に応じて、働く場の確保と契約方式の検討をしていく必要があるが、国で出す契約手法等においては、地方の実情に合っていないものが多く、なかなか難しいと感じる
88	物品等の調達において、障がい者就労施設等を契約の相手方とする場合、その選定については、適切な理由・方法とするよう留意が必要である。
111	障害者事業所も、市の入札参加資格業者に登録をし、事業所へ発注が可能な案件については事業所のみを指定し、見積もり合わせや入札を行い、受注機会を増やしていく必要がある。地方公共団体にて、賃金の下限を設定するために、賃金条項を盛り込んだ公契約条例を制定することは有効な手段であると考える。

Ⅳ－ｉ　ヒアリング調査結果の概要

１．調査概要

本調査は大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合（愛称：エル・チャレンジ）が、厚生労働省社会福祉推進事業の補助金を受け、実施するものである。全国における公共調達等における実施状況を把握することによって、障がい者や就職困難者の就労機会の拡大につなげる可能性や、そのために必要な制度、施策等を検討することを目的としている。

そのため、ヒアリング調査においては、アンケート調査（定量的把握）を踏まえ、定性的に地方自治体の現状を把握することを目的として実施した。

●**調査対象**：公共調達において障がい者や就職困難者（以下障がい者等就職困難者と称する）に対する働く場の創出、あるいは就労機会の拡大など積極的な施策等を展開している地方自治体をアンケート調査の回答者から抽出した。
（ただし、一部未回答であるものの、先進的事例として対象としている）

●**調査対象数**：10 地方自治体
都 道 府 県　：静岡県、岐阜県、山形県、鹿児島、北海道
政令指定都市：横浜市、相模原市、京都市、札幌市
一　般　市　：箕面市

●**調査期間**：平成 26 年 2 月 18 日～3 月 17 日

●**調査方法**：関係担当課におけるヒアリング（聞き取り）

●**主要設問項目**

○障がい者等就職困難者における公共調達の「随意契約」について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 1 号、同 2 号、同 3 号の活用状況。

○障がい者の工賃向上を促進する「工賃倍増 5 か年計画」「工賃向上計画」や「障害者優先調達推進法」について

○「総合評価入札方式」や「「公契約条例」について

２．調査結果

１．障がい者や就職困難者における公共調達の「随意契約」の活用について

■把握するうえで、踏まえておかなければならないことの整理

障がい者等就職困難者は2004年の地方自治法施行令の改正により3号随契が付加されて物品の随意契約が、2008年同施行令の改正により役務の提供の契約も随意契約とすることができた。シルバー人材センターや母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体との間には４年間のタイムラグがあり、公共調達における障がい者等就職困難者の就労の場づくりや創出についての現状を把握する上で踏まえておく必要がある。

・地方自治法234条1項は、競争によらない方法として随意契約を定め、同条2項で、政令に定める要件に該当するときに限り、随意契約ができるとしている。随意契約ができる条件は、地方自治法施行令167条の2第1項各号で示されているが、このうち3号は2004年の地方自治法施行令改正により付加されたものである。

・3号随契は、障がい者（身体障害者・知的障害者・精神所外者）に対する職業訓練や授産を行う施設において製作された「物品」を自治体の規則で定める手順により買い入れる場合や、高年齢者又は母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体から自治体の規則で定める手続きにより「役務」の提供を受ける場合に、随意契約を締結できるとしている。

・2008年には地方自治法施行令167条の2第1項3号に規定する対象が拡大され、物品買い入れ契約に限定されていたものを、「役務」の提供の契約も随意契約とすることができることとなった。

(1) 1号随契そして3号随契が多く、2号随契が最も少ない活用となっているが、価格のみでなく障がい者等の就労という社会的価値の実現から、政策的随意契約として2号随契を積極的に活用しているところもみられる。

- 公共調達の随意契約の動向は1号随契と3号随契の活用が多い。なかでも3号随契は平成20年の地方自治法施行令の一部改正により、障がい者福祉事業所等において「役務」の提供も契約の対象とされ、活用は増加傾向を表している。1号随契は「少額であるが、事務的手続きも簡易であり、物品や役務で障がい者等就職困難者に対応できる」ということから、3号随契と共に活用するのが多い。3号随契は工賃倍増５か年計画、それに続く工賃向上計画、さらに障害者優先調達推進法の施行と国の「福祉から雇用」への施策推進を反映し、「3 号随契でネットショップの運営をＮＰＯ法人に委託している」（山形県）、「3 号随契を活用して、共同受注窓口を政策随意契約の対象として認定している」（京都市）など、積極的な活用がみられ

る。

- 他方 2 号随契は「特殊な技術等有していることによる適用であり、障がい者等就職困難者との契約にはなじまないと考えている」（横浜市）、あるいは「少額である」といったことから、最も少ない活用状況にある。だが、「政策的随契」と捉え、積極的に活用しているところもある。2 号随契の「その他の契約でその性質又は目的が競争入札になじまないものをするとき」を適用したものであり、その先駆はエル・チャレンジ（大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合）である。大阪府箕面市でも 2 号随契を政策的随意契約として位置づけ、都市公園花壇管理事業を障がい者等就職困難者の働く場として活用している。そこには「価格のみでなく障がい者等の就労支援という社会的価値の実現」（契約課）と、公共調達を政策目的の実現と捉えている。

(2)3 号随契の「役務」では契約件数、契約金額ともに、障がい者等就職困難者がシルバー人材センターと比べ、圧倒的に少なくなっており、そこには公共調達市場での競合が生まれている。

- アンケート調査でも見られるように 3 号随契では「物品」で障がい者等就職困難者は契約件数が多いものの、契約金額は総じて少額である。だが「役務」でシルバー人材センターが契約件数及び契約金額とも圧倒的に高くなっている。またヒアリング調査でも、「障がい者等就職困難者は受注能力、あるいは突発的な業務に積極的に対応できない」（相模原市）ということがあるものの、同様の傾向があることが明らかになっている。そのため、障がい者等就職困難者の就労を促進する上において、「調達する側としては、難しい状況」（岐阜県）になっている。
- シルバー人材センターは高齢者が組織的に働くことを通じて、追加的収入を得るとともに、健康を保ち、生きがいを持って地域社会に貢献することを基本として、地域社会に密着した臨時的・短期的な仕事を自治体や民間企業、官公庁から委託され、会員が就業するという受託事業を展開している。会員は定年退職等で引退過程にあるか、健康で働く意欲と能力のある 60 歳以上の高齢者であり、いわば、就労を通じての高齢者の生きがいづくりが中心である。ただ、実体的には、臨時的、短期的な就労の範囲をこえるような就労や、実体的に雇用の形態になりつつあるといった状況にあり、それが公共調達市場に反映しているといえる。
- こうしたなかで、静岡県では障がい者等就職困難者の就労の場づくりや創出に取り組んでいる。公共調達市場でシルバー人材センターや中小企業等との競合が背景にあることから、「障がい者への就労を確保するため、建物維持管理の発注にあたり、業務を受託した場合、一部業務を障がい者福祉事業所等に再委託することを仕様書、契約書に明記している」。いわば障がい者等就職困難者とシルバー人材センターとの業務の棲み分けによる“競合から共存”といえる。

- 障がい者等就職困難者の就労への緊急性、社会性に対し、シルバー人材センターは就労を通じての生きがいづくりが中心となっており、障がい者等就職困難者との業務の役割分担や棲み分けなど、公共調達市場での“競合から共存”が求められることが明らかになった。

２．工賃向上計画や障害者優先調達推進法等について

(1) 障がい者の工賃向上を促進する「工賃倍増５か年計画「工賃向上計画」等については

障がい者の工賃向上を促進する取組として、都道府県における国の工賃向上計画支援事業活用した取組、さらに地域の特性に応じた独自の取組がみられる。

＜活　動＞

- 山形県では販路拡大に向けて、事業所に専門家（アドバイザー）を派遣し、市場ニーズにあった魅力的な商品の開発や改善、販路拡大のための取り組みの支援とともに、事業所の製品の広報のＰＲのほか、インターネット(楽天)を活用した複数事業所の製品販売など障がい者福祉事業所の製品の販路拡大を支援している。工賃倍増５か年計画での「商品の販路拡大」「商品の改良や新たな開発」、「商品の生産（製作）方法等の改善」に今後力を入れていく考えを持っているところが多い半面、地域における連携や工賃向上に関する関係者の理解が十分進んでいないかったことがある。アドバイザー派遣は平成 24 年度 2 件だったが、平成 26 年度には 3 倍の 6 件となり、それにともないアレルギー除去商品として「アレルギー対応のお菓子」の商品開発や平成 25 年度事業で商品の販売へと至っている障がい者福祉事業所も出てきている。
- 札幌市では障がい者福祉事業所が提供可能な印刷物の製造請負、清掃等の役務提供サービスについて、企業や官公庁へ営業し、受注調整等を行うセンター機能を有する「元気ジョブアウトソーシングセンター」(以下元気ジョブと称する)により、障がい者の工賃向上を図っている。元気ジョブは印刷・封入・清掃など様々な作業や業務を行っている施設を代表して、民間企業や官公庁への営業や、発注された作業・業務の施設への振り分けとともに、質的レベルの向上などセンター機能の役割を果たし、障がい者の工賃の向上と安定を目指している。また。、北海道全域の施設を取りまとめている「障がい者就労支援センター」と連携し、市外施設とのコーディネートも行っている。また、障がい者就労事業所等に通う障がい者の工賃向上を図るため、障がい者就労事業所等で製作した製品を常設で販売する「元気ショップ」や「元気ショップいこ～る」の運営に対し補助を行っている。こうした障がい者の就労の促進及び自立を図ることを目的として行われる取り組みに対し、市では「障がい者協働事業」として運営経費の補助を行っており、市では「福祉的就労から一般就労、いずれは特例子会社へと発展」の構図を描いている。

- 静岡県では授産品を繰り返し購入するなど、障がいのある人が、「働く」ことをボランティアで応援する『しずおか授産品応援サポーター』を県が募集するなど、県全体で障がい者の「働く」を支援する環境づくりを行っている。応援サポーターとして授産品の良さを身近な人に広めていく活動で、目標 7,000 人で、現在 3,400 人余りがサポーターとして登録している。登録すると「工事」の総合評価入札法式での評価項目の「公共評価」で、サポーター登録が評価点の加算点として評価される。こうした、障がい者の「働く」を支援したり、産業界と障がい者福祉事業所を、あるいは障がい者の仕事づくりに向けた、すべての主体と障がい者福祉事業所を“つなぐ”役割を担っているのが『障害者働く幸せ創出センター』である。障害者優先調達推進法における共同受注窓口の指定を受け、共同受注窓口として共同生産等の障がい者福祉事業者間の連携をコーディネートしている。

＜課　題＞

✔ 現状計画は「工賃倍増５か年計画」に比較し、販路拡大等は拡大しつつあるが、ノウハウの有する人材を雇用することが困難、民間企業との連携や売れる商品づくりが難しいといったことがある。

✔ 優先調達推進法の施行により、事業所の期待度が高まったものの、そこには受け身の姿勢がみられる。また、全庁アンケートではなかなかマッチングしにくいという問題がある。物品が中心だが、県として買えるもののが少ない。

✔ 一般就労ができる障がい者は既に就労しているが、重度の障がい者、あるいは生活支援を必要とする(介護を必要とする)障がい者への対応が求められることになることから、就労と福祉の中間的なところでの支援の強化が必要となっている。

✔ 工賃向上の今後の取り組みについては、国の工賃向上計画の補助金額が縮小傾向にある。財政からは就労支援団体と県における事業展開の必要性は認めているものの、県単費では展開できないことから、工賃向上への取り組みの根本的な見直しを検討せざるを得ない状況にある。

✔ 就労継続支援Ｂ型事業所は障がい者にとって居場所でもあり、“働く”ことだけを求めるのは困難性がある、また福祉的就労から一般就労に移行した場合、事業所の工賃は下がり、工賃向上計画との矛盾をきたすことになる。こうした点をどう評価するかといった課題がある。

(2) 障害者優先調達推進法の取組について

障害者優先調達推進法（平成 25 年 4 月施行）に基づき、調達方針を策定し、障害者就労支援施設等からの物品等の調達を進め、障がい者の自立支援の促進を図っている。本項では障害者就労支援施設等からの調達を図るため、主に入札契約制度の視点からその現状を見ることとする。

＜随意契約との関係から＞

- 共同受注は、これまで 2 号随契ではできなかったが、地方自治法施行令の改正により、3 号随契で行うことができるようになった。そのため、障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、平成 25 年 9 月に策定の「平成 25 年度京都市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」では、その一環として、共同受注窓口を 3 号随契の対象と認定し、福祉施設からの直接調達に加えて共同受注窓口を通した発注も増加するように取り組みを進めている。
- 一方では、共同受注窓口としての役割を担っているにもかかかわらず、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 3 号に規定する「これらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者」の認定基準等について、検討中という自治体の違いがみられる。
- 優先調達推進法に関しては、法の施行にともなって、物品調達優遇制度の対象に「役務」を新たに加えるとともに、少額随契については、制度の登録を行っていない障害者就労施設等が供給できる物品、印刷、役務の選定についても配慮するように要綱で示している。さらに、山形県障がい者雇用優良事業主認定事業(平成 25 年 11 月に新設)で、優良事業主に認定された障がい者雇用推進事業主については、県が随意契約により物品を調達する場合、物品等の選定に配慮するようにしている。「現状では県庁舎の清掃は母子家庭の母及び寡婦の就労支援を行う団体等が受託しているが、今後は役務を追加したので出てくると思う。また、少額随契により、調達件数、金額も増加すると考えている。
- 「物品」は単価が低いが、清掃など「役務」は工賃も高いことから、役務関係への取り組みの充実を図っていく。そのため、3 号随契や一般競争入札において、入札参加資格の名簿に掲載される必要であることから、来年度以降、職員研修の充実を図る考えである。
- 障がい者就労事業所等から物品等の調達を促進するために、調達方針の作成のみでなく、①契約（発注）手続きに優先調達の手順を組みこむ、②随意契約できる金額の範囲内は、障がい者就労事業所 1 者から見積徴取で契約できるようにする、といったことにより、障がい者就労事業所等から優先的・積極的に購入する。またこの方針に基づく庁内周知の担当課は契約検査課、障害者事業所等との調整の担当課は障害福祉課と契約担当と障害関係担当との協力体制で実施している。

＜シルバー人材センターや中小企業振興との関係から＞

- 障がい者等就職困難者への官公需の受注実績額は非常に少なく、さらに発注先は特定されているのが現状である。そのうえ、障がい者の優先調達については、「障害者就労施設等からの調達の推進にあたっては、地元中小企業やシルバー人材センターなどに十分配慮するように努める」と公共調達における中小企業振興及び高齢者の就労支援と障がい者就労支援の双方のかじ取りの難しさを表している。

図. 障害者優先調達推進法と地方自治法施行令との関係

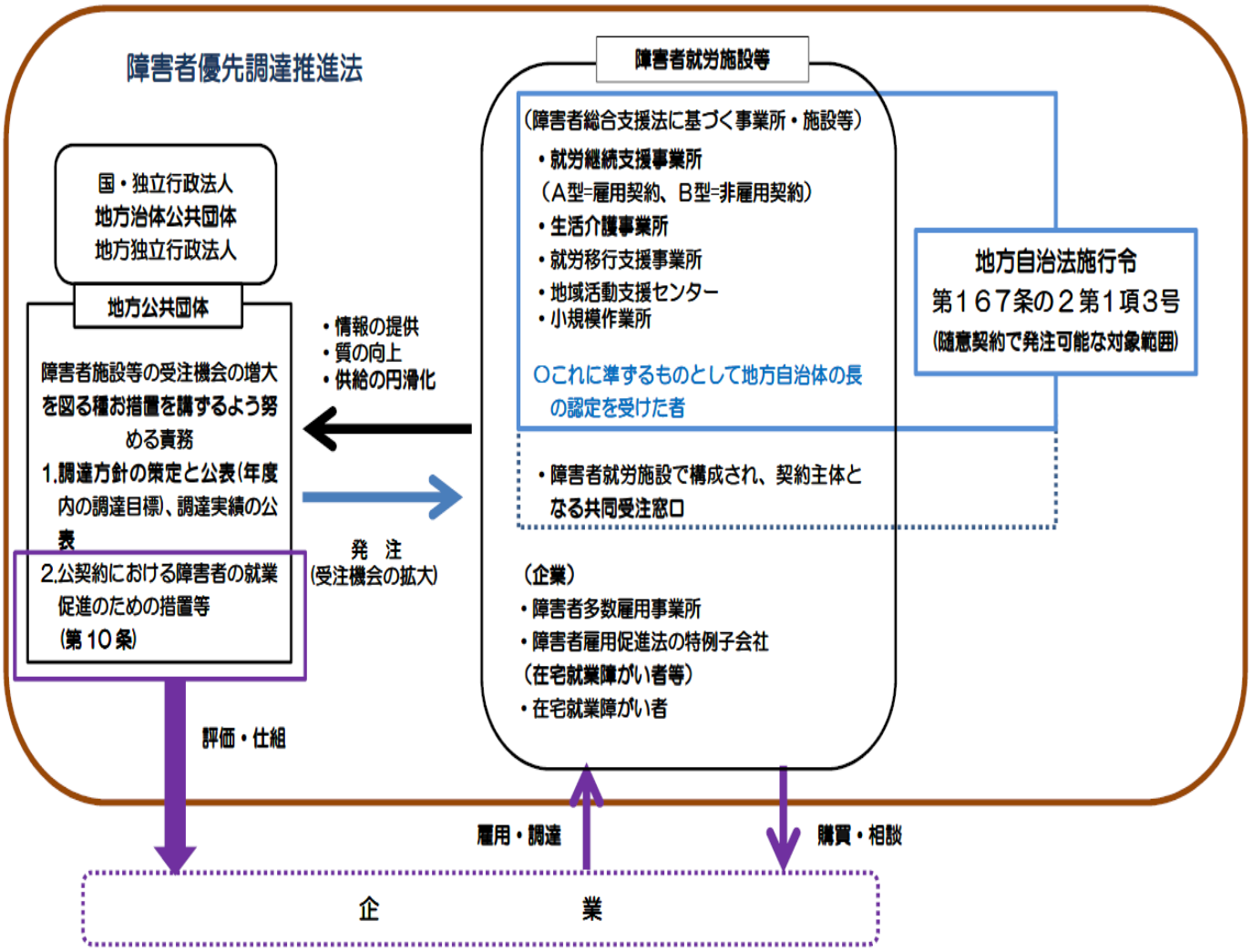

３．総合評価入札方式について

総合評価方式は、価格と価格以外のその他の条件から総合的に判断して落札者を決定することから、価格と価格以外のその他の条件のどちらを重視するか、また価格以外のその他の条件について、どのような評価項目とするかが重要となっている。

障がい者等就職困難者の就労の場づくりや創出のために総合評価入札方式を導入している地方公共団体からみると、「工事」と「役務」のと 2 つに分類できる。前者「工事」の導入は、障がい者等就職困難者なかで保護観察対象者等を雇用する企業に対し評価点の加算点としている。後者「役務」での導入は、障がい者等就職困難者等の就労を場づくり・創出を目的とする政策を実現するため総合評価入札方式を導入しており、従って評価点の加算点も比較的高くなっている。両者の違いは、障がい者等就職困難者の就労を、どのように捉えるか、あるいはどのように考えているか、にある。とりわけ前者では、「刑務所等・保護観察所と公共職業安定所との連携不足」を総務省が勧告するなど、障がい者等就職困難者の就労の場づくり・創出は一歩を踏み出したに過ぎないと考えられる。

「工事」における総合評価入札方式を導入の例として『鹿児島県』、「役務」の導入例として『箕面市』、『北海道』の概要と特徴を示す。

(1) 鹿児島県での例･･･「工事」での総合評価方式導入による障害者等就職困難者の就労の場づくりや創出

- 「工事」での総合評価入札方式において、『障がい者等就職困難者の雇用』を評価項目とし、加算点で評価している。ここでいう就職困難者は、障がい者をはじめ保護観察対象や若年の就職困難者であり、建設工事入札の参加資格そして技術資料提出後の総合評価での段階において障がい者等就職困難者の雇用が加算点として評価している。
- 鹿児島県協力雇用主会または、ＮＰＯ法人鹿児島県就労支援事業者機構への登録が技術評価点の加算点の対象である。一般土木工事(1 億円以上 3 億円未満)での入札参加資格として「保護観察対象者の雇用支援」は、「鹿児島県協力雇用主会またはＮＰＯ法人鹿児島県就労支援事業者機構に登録している者に 2 点を加点。また総合評価方式(特別簡易型)の評価項目では「企業の施工能力」(6.5 点)、「配置予定技術者の能力」(1.5 点)、「地域貢献度」（2.0 点）の総合計 10.0 点となっており、「企業の施工能力」では「障害者雇用、高齢者雇用又は鹿児島県協力雇用主会等に登録」の実績あれば、最高 0.5 点が加算されている。
- 「山形県」においても本県と同様に、「保護観察または更生緊急保護の対象者の雇用」については、地域における社会貢献活動として、『協力雇用主として保護観察所に登録し、直前 2 年間に事業所見学会の受け入れ、職場体験講習の受け入れ、「保護観察」

又は「更生緊急保護」の対象者の雇用（トライアル雇用を含む）いずれかを行った場合』に 2 点を加点している。

表　鹿児島県における総合評価入札方式における就職困難者等の評価項目・基準及び加算点

評価項目及び加算点	評価基準
障害者雇用、高年齢者雇用、または鹿児島県協力雇用主会等に登録 ①前年度まで障害者を雇用している ②前年度まで高年齢者を雇用している **③鹿児島県協力雇用主会に登録している** ○上記のうち、2 つ以上の実績あり（0.5 点） ○上記のうち、いずれかの実績あり (0.3 点) ○実績なし　(0.0 点)	①身体障害者、知的障害者又は精神障害者を平成 24 年度までに雇用し、現在継続して雇用しているか。ただし、法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用していること。 ②60 歳以上の公年齢者を平成 24 年度までに雇用し、現在継続して雇用しているか。 **③入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会またはＮＰＯ法人鹿児島県就労支援事業者機構に登録しているか。**

(2) 箕面市の例･･･「役務」での総合評価方式導入による障がい者等就職困難者の就労野場づくり・創出とコスト削減

- 総合評価入札方式の評価項目には、企業の経営状況や実績、能力とともに、地域に関する項目、雇用に関する項目が設定されており、全体的に地域性を強調されたものになっている。「雇用に関する事項」のうち「障がい者雇用率」とともに「就職困難者の雇用」を評価項目とし、いずれも最高で評価点として 5 点を加算点としている。就職困難者は「ひとり親の親、60 歳以上の高齢者、箕面市地域就労支援センター等からの紹介、箕面市に避難している東日本大震災の被災者など」となっている。
- 総合評価方式の特徴的なことは、「障がい者等就職困難者の雇用」を評価項目に加えたこととともに、「各公共施設の委託業務の一括化したコストダウンを図る」政策目的を実現するために『希望業務選択方式』による総合評価入札を導入したことにある。希望業務選択方式は、全小中学校など市内 51 公共施設の警備や清掃など、126 業務(予算総額 14 億 7000 万円)の委託契約を集約し、一括して総合評価入札を行い、5 年間の長期継続契約を締結するというものである。この結果、中小企業や地域の事業者などが多くの事業所の参加とともに、約 3 億 2 千万円の経費削減効果があったことである。

(3) 北海道の例･･･「委託業務」で、『企業の障がい者就労支援認定』の取得促進と総合評価入札方式をリンクさせて障がい者等就職困難者の就労の場づくり･創出を図っている。

- 北海道障がい者条例に基づく「障がい者就労支援企業認証」の取得を促進するための優遇措置として、委託業務等（庁舎清掃、警備、ボイラー運転等）の入札において、

価格要素だけでなく、企業認証に係る障がい者就労支援の貢献度（認証ポイント）等を加え総合的に評価し、落札者を決定する総合評価方式を導入している。

図. 業務委託等の総合評価入札の仕組み

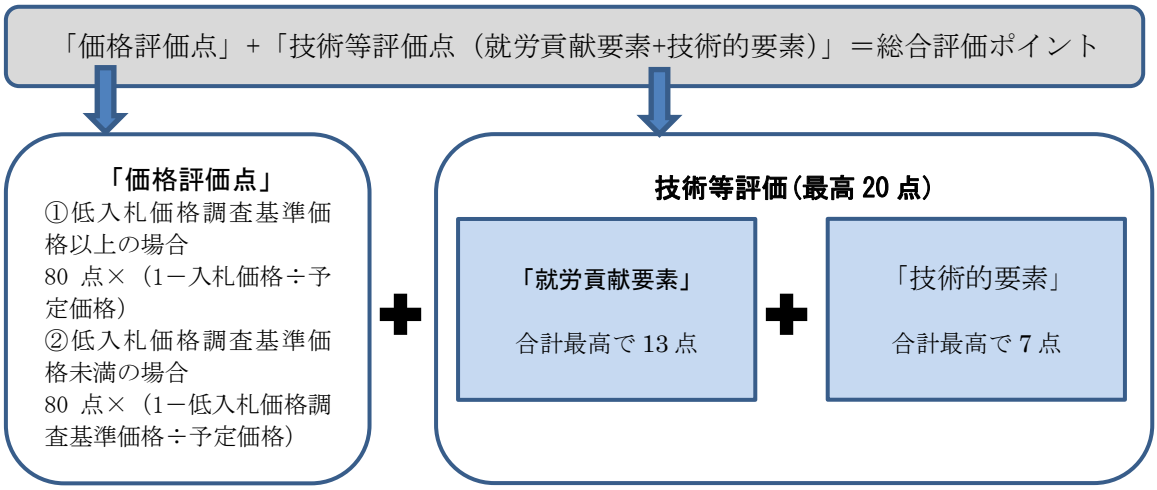

※低入札価格調査制度

低価格調査基準価格未満の場合、契約内容に適合した履行が行えるか調査し、調査の結果、必ずしも落札者としないことができる。

- 「障がい者就労支援企業認証制度」は、北海道障がい者条例に基づき制度化されたものであり、授産製品の優先調達や障がい者の多数雇用など、障がいのある人の就労支援に積極的に取り組む企業等を、一定の基準によりポイント評価（認証ポイント）し、「障がい者就労支援企業」として認証する制度である。同制度は総合評価入札（委託業務等）における加点評価のほか、建設工事に係る入札・建設工事に係る競争入札参加資格審査において、認証取得企業に 3 点が付与されることをはじめ、中小企業総合振興資金の事業革新貸付の融資対象とするなど優遇措置が受けられるなどのメリットを有している。
- 評価項目は『1. 就労貢献要素』と『2. 技術的要素』に分かれ、「就労貢献要素」（13 点）は障がい者雇用率 2.0%以上を必須条件とし、その上で①障害者雇用率、②授産製品等の販路拡大、③授産事業所への優先発注、④障がい者の職場実習、⑤障がい者の職場定着（平均雇用継続期間）、⑥その他。「技術的要素」は①同種契約の履行実績、②自主検査体制の整備状況、③業務処理責任者の資格の有無、④研修体制の整備状況、⑤苦情処理体制の整備状況、⑥権利擁護の姿勢（相談体制、労働者の賃金の水準）、⑦地域貢献度となっている。さらに「⑥権利擁護の姿勢」における労働者の賃金の水準は、現に発効中の北海道最低賃金を超える額を支払うことを誓約していることとなっており、労働報酬の下限を設定している。
- この業務委託等の総合評価入札方式は予定価格が高まるほど技術等評価点が落札を左右する仕組みになっており、障がい者等就職困難者の就労支援をより継続的、安定

的かつ積極的に行っている企業ほど落札者になる可能性が高いことを示している。その結果また落札者はほとんどが認証企業で、落札率も 80%となっている。ただ、本方式は試行的実施であり本格的な実施になることが求められる。

４.「公契約条例」について

千葉県野田市の「野田市公契約条例」の制定以来、自治体における公契約条例の制定や検討が続いている。その背景には「入札契約による競争性・公正性等の確保」「過度な企業間競争による品質低下等の防止」「談合等の排除」「地域経済の活性化」「地元企業の育成」「労働環境の改善」など、様々な状況がある。

条例のスタイルは、大きく分けて「労働条件の改善を主眼とするタイプ」と「広く公共政策の実現を目指すタイプ」がみられる。前者は、公契約に係る業務に従事する労働者に対し、報酬下限額を義務付けることにより、官製ワーキングプアの防止や労働条件の改善等を目指すものであり、野田市や川崎市、そしてヒアリング先の相模原市などがこのタイプである。（ただし、労働報酬下限額の設定に関して、野田市と川崎市の大きな違いは、野田市が「市長が別に定める賃金の最低額以上の賃金を払わなければならない」（野田市公契約条例第6条）と定めていることに対して、川崎市は「作業報酬下限額」のみを定め、支払義務は契約書の契約条項の中で定めていることにある）。後者は公共調達やそれに係る入札契約制度に関して、基本的な理念や考え方、発注者・受注者の責務を明確にし、公共調達によって、履行品質の確保、地域経済の発展、優良企業の育成、環境保全などの様々な公共政策の実現を目指すものであり、ヒアリング先の山形県や高知市などである。

公契約条例に関して、公契約条例を制定し、施行している地方公共団体、公契約条例等の制定を目標にして調査研究している地方公共団体、さらに公契約条例案を策定し、議会に諮ったが否決された地方公共団体における、公契約条例制定の背景、過程、効果等についての概要とともにその特徴を示す。

(1) 山形県･･･労働環境について規定した全国初の「山形県公共調達基本条例」を施行した都道府県

- **条例制定の背景**

山形県では過去に農業土木工事や測量・設計業務において談合事件があり、その対応策として一般競争入札の対象拡大など競争性の確保を図ってきたものの、採算を無視した過度な低入札の増加がみられ、その結果、技術力が高く、経営にも優れた企業が公共工事を適正に受注できなくなるどの弊害が指摘されていた。そのため、公共工事の品質を持続的、安定的に確保していくという問題認識のもと、公共調達の制度構築の在り方を検討する「山形県公共調達改善委員会」が設置され、委員会の提言を基

本に条例案を策定し、平成 20 年 6 月県議会定例会において「山形県公共調達基本条例」が全会一致で可決・成立した経緯がある。

- **条例の特徴**

特徴の第 1 は、公共調達に係る入札及び契約に関する制度の目的を明確にしていることにある。第 1 条は「公共調達により、調達するものの品質及び価格の適正を確保するとともに、公共調達に係る入札契約制度に対する県民の信頼を確保し、県民の福祉の向上及び県民経済の健全な発展に寄与する」と、公共調達の品質、価格の適正を確保することが入札契約制度の本来の目的であるとしている。第 2 は基本理念で、建設工事に限定されているが落札基準の考え方を示していることにある。「入札契約制度は建設業者等の技術のほか、その法令の遵守状況、環境保全に関する対策、建設工事等に従事する者の安全衛生及び福利厚生に対する取組並びに地域における社会貢献活動についても、適切に評価し、当該評価を入札及び契約の過程において適切に反映するように配慮したものでなければならない」（第 3 条 5 項）としている。

- **条例制定の意義**

本条例は賃金に関する規定はない、また建設工事に限定したものであるが、公共調達や入札契約制度に関しての基本理念、落札基準の考え方などを明確に提示している。総合評価入札の導入にあたっては、その手続きを行政内部で策定される要綱や規則で定めているが、「山形県公共調達基本条例」は条例という法形式で議会の議決で制定していることにある。

(2) 相模原市･･･労働報酬下限額を決めた「相模原市公契約条例」を施行した政令指定都市

- **条例制定の背景**

条例の制定の背景には公共工事などの入札が景気低迷を反映し、低価格競争がみられ、労働環境の悪化、とりわけ労働賃金の引き下げなど、労働者へのしわ寄せが懸念され、また最低賃金が生活保護を下回る状況でもあった。こうしたなか、平成 23 年 12 月に市議会定例会で賛成多数により可決・成立、平成 24 年 4 月に施行している。

- **条例の特徴**

「川崎市契約条例」を参考に制定されており、労働報酬下限額の設定にある。

・H24 年度労働報酬下限額（1 時間当たりの労働報酬の下限の額）

工事請負契約：公共工事設計労務単価の 90%

業務委託契約：885 円（生活保護規準を参考）

・対象契約の範囲

工事請負契約：予定価格 3 億円以上

業務委託契約：予定価格 1000 万円以上

（対象業種：庁舎等の警備業務、清掃業務、設備運転監視業務、案内業務）

・対象労働者の範囲

工事請負契約：公共工事設計労務単価に掲げる職種に係る作業に従事するものとして、当該契約に係る作業に従事する者。一人親方も含む

業務委託契約：当該契約に係る作業に従事する者

- **条例制定におけるポイント**

労働報酬下限額決定における主要ポイントは次のようにまとめることができる。

- 最低賃金法との整合性や最低賃金法を上回る条例規定の必要性
- 経営圧迫しない賃金の最低額の設定方法、その前提として予定価格の適正な積算基準の確定
- 条例適用の契約の従事者とそれ以外の労働者との賃金格差による労働者選別の危険性
- 同一労働同一賃金の原則との整合性　など

表. 条例審議と条例施行後の意見の比較

条例審議の主な条例反対論（議会）	施行後の業界の声
✔公契約条例で定められる下限額は国の最低賃金を越えるもの。 ✔公契約においてのみ下限額を引き上げるのは、契約自由の原則とはいえ、疑問である。 ✔公契約条例は行政の肥大化につながる。 ✔賃金に関しては、最低賃金法に任せるべき。	条例の対象となった契約の事業者及び労働者等に対し、平成 25 年 11 月から 12 月に実施した条例の施行状況等に係るアンケート調査結果 「労働者の労働意欲の向上」「事業の質の向上」、「賃金水準の引き上げや地域経済の活性化」について 70%以上の事業者が「成果があった」。または「成果はないが、今後成果がでると考える」と回答
条例施行後の課題（議会）	
・本条例は附則により施行日から 3 年以内（平成 26 年度中）に見直すこととしており、対象となる契約の見直しについては、使用者・労働者のみならず、多方面への影響が大きいことから、慎重な審議が必要となる。	☑現状では公共工事設計労務単価の 90%は厳しい、また業務委託の 885 円は高い。 ☑二重賃金については、労働報酬等審議会に業界団体からも参加していることから、市の労働報酬下限額にあわせる。 ☑二重賃金の差額解消に対してはボーナス等で補てんしている。 ☑労働報酬下限額に対しては、業務委託契約では予定価格 1,000 万円以上のラインを取って欲しいという業界の声がある。なぜなら、同じ市の中で 1000 万円以上と以下といった条例の対象になるかならないかで、同じ業務でありながら賃金格差が生まれるから。 ☑条例施行後は、工事、委託業務とも賃金アップがなされ、労働者の労働意欲が向上。
・条例の実効性を確保するため、労働者に対する制度の周知徹底や労働報酬下限額の遵守状況の確認、条例施行による効果の検証・評価方法の検討が課題となる。	
・同一労働同一賃金が崩れることによる事業者・労働者への影響が懸念される。	
・業務委託契約の労働報酬下限額は、生活保護法に規定する基準額を勘案して定めることから、生活保護基準が引き下げられる状況のなか、そのあり方が課題	

(3) 京都市･･･「公契約基本条例」の制定を目標にして調査研究している政令指定都市

- **条例検討の背景**

平成 24 年３月に策定した「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画において、市内中小企業の受注機会の拡大や適正な労働条件の確保などを総合的にめざす「公契約基本条例」の制定を明記したことにある。

- **条例検討の項目**

実施計画策定時に想定した公契約基本条例は、大きくは『市内中小企業の受注機会の拡大＝地元雇用の創出』と『契約を通じた多様な社会的価値の実現』にある。公共工事・サービスでの市内中小企業の受注機会の拡大、適正な労働条件の確保、地元雇用の創出、本市との契約を通じた「環境にやさしい都市づくり」や「真のワーク・ライフ・バランス」等の社会的価値の実現などを総合的にめざす、公契約に関する基本条例を目標としている。

- **条例制定に向けての検討事項**

条例制定にあたって、「市内中小企業の受注機会の拡大」「適正な労働条件の確保」「契約を通じた多様な社会的価値の実現」「公契約基本条例と並行して行うダンピング対策」の４つの検討事項を提示している。

1. 『市内中小企業の受注機会の拡大』⇒地元雇用の創出
2. 『適正な労働条件の確保』
   - ①適正な労働条件の確保は，労働者だけでなく，発注者や受注者にとっても重要であるため、条例の基本理念や受注者の責務として規定することの検討
   - ②条例の基本理念等に規定した場合は、入札参加資格登録の際に、賃金の支払状況、社会保険の加入状況等を確認するなど、実効性の担保のための方策の検討
   - ③労働者の賃金の最低額の規定に関しての検討
3. 契約を通じた多様な社会的価値の実現』
4. 公契約基本条例と並行して行うダンピング対策

- **賃金の最低に規定等に関しての検討**

（労務単価の積算基準を考える上で、参考となることから）

※適正な労働条件の確保について、必要であると考えた主な事項(抽出)

- 最低賃金法との整合性や最低賃金法を上回る条例規定の必要性
- 条例適用の本市工事や業務は、市内全体に占める割合がわずかであるため、民間を含めた市内の工事や業務の労働者の賃金引上げへの効果
- 労働者の賃金が上昇することにより、経営が圧迫され、雇用削減などにつながる危険性
- 経営圧迫しないような賃金の最低額の設定方法その前提として、予定価格の適正な積算基準の確定
- 条例適用の契約の従事者とそれ以外の労働者との賃金格差による労働者選別の危険性や、同一労働同一賃金の原則との整合性
- 賃金等に係る台帳の整備等による受注者の事務の増加。事務経費のための契約金額の増額
- 賃金の最低額決定に係る詳細な調査・手続きや賃金等に係る台帳の確認等による本市コストの増加。

（4）札幌市･･･「公契約条例」案が議会で否決になった政令指定都市

- **条例案制定の背景**

公共投資が減少により、業者間競争の激化や低価格入札がみられるとともに、公共工事設計に使用する国で定めた労務単価が全国最低水準での下落傾向が続き、また清掃などの業務委託では、低賃金で働く労働者が多い状況となっている。受注者等が労働者に一定額以上の賃金を支払い、労働者の適正な労働環境を確保することを通じて、事業の品質の確保を図るため、（仮称）札幌市公契約条例を制定した。

- **条例案の概要（主な項目）**

・条例の目的と公契約

目　的･･･公契約に係る基本的な事項を定めることにより、従事する労働者の適正な労働環境の確保を図り、それを通じて事業の品質を確保する。

公契約･･･工事に係る請負契約その他の請負契約と清掃、警備等に係る委託契約

・市及び公契約の相手方となる者等の責務

・一定の範囲の公契約に係る事業に従事する労働者に対して、一定金額以上の作業報酬が支払われなければならないこと。

工事請負契約は予定価格5億円以上（プラント工事については2億円以上）の契約、業務委託契約は予定価格1,000 万円以上で、一定の業務（施設清掃、施設警備、設備運転監視）を対象とする。

・対象となる契約及び労働者の範囲

労働基準法第９条に規定する労働者、「一人親方」

・作業報酬を設定する際に考慮する基準

- **公契約条例案に対する業界等の意見と市の再提出案での対応**

公契約条例案の反対意見は、都市環境及び都市や産業環境の特性は異なるものの、「相模原市公契約条例」における審議過程をふまえており、その論点を整理すると以下のようになる。

- 公契約条例制定よりも低入札対策や入札契約制度の改善を優先すべき
- 賃上げによる経営への圧迫
- 事業者の事務負担の増加
- 同一内容の業務を行う、条例対象外の労働者との賃金格差
- 下請や孫請けを含めた条例の実効性の確保に疑問　　など

「元請、下請け、孫請けと重層的な産業構造にあるなかで、公契約に従事する労働者への報酬下限額の設定による労働者の適正な労働環境の確保は、制度設計において難しさがあった」と、議会で賛成多数を得られなかった要因を分析している。

今後の方向については定まっていないものの、「総合評価入札方式」により、労働者の労働環境の確保、地域経済の活性化の実現を図ることを検討している。

表. 公契約に関する業界の反対意見と市の対応

業界の主要な意見	市の再提出案での対応
✔同じ企業で同じ仕事をしている者全員の労働条件の改善を求めている	⇒公契約に関し、企業の健全な経営環境の視点を盛り込み、条例の基本理念を明確化。
✔清掃や警備業務を条例の対象にするのか	⇒地域経済の活性化に寄与するよう公契約の運用に努めることを明らかにするため、「地域経済への配慮」、「適正な価格での受発注」などを行うことを明記。
✔同一労働同一賃金の原則に反し、賃金格差を生む	・目的に『事業者等の健全な経営環境に適切に配慮した上で、公契約に係る作業に従事する者の適正な労働環境を確保し…』を追加 ・基本理念の項を追加し、『公契約の適正な履行の確保及び事業等の質の向上を図る』『事業者等の健全な経営環境及び地域経済の活性化に配慮する』『従事する者の適正な労働環境の確保』を追加 ・第9条で価格以外の評価について追加
✔賃金格差が労使紛争を興す可能性がある	⇒基本理念の内容を実現するため、公契約全般に関する調査・指導を行う ⇒作業報酬下限額については、業務の対象範囲を拡大。
✔従事時間の把握、事務処理量、一人親方の扱い、専任の担当の必要性など事務処理上の問題がある	・業務の対象範囲「１千万円以上の業務の委託」を『１千万円以上』を削除 ⇒条例の制定から一定期間、ペナルティを猶予する。 ⇒条例の制定後、一定期間後（施行日から3年を経過した適当な時期において）に必要な見直しを行う。

平成 25 年第 3 回定例議会で否決

Ⅳ－ⅱ　ヒアリング調査結果（個票）

1．横浜市

Ｎｏ.１　横浜市･･･障がい者就労支援等の方向性の模索	
ヒアリング先	横浜市健康福祉局障害福祉部障害企画課
日　時	2014 年2月１８日(火曜日)15：00～17：00

1．障がい者や就職困難者における公共調達の「随意契約」について

- 地方自治法施行令に定められた「３号随意契約」に基づき、「障害者施設等」「シルバー人材センター」「母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体等」において活用している。また、「２号随意契約」は、特殊な技術等を有していることによる適用であり、就職困難者との契約にはなじまないと考えている。

2．障がい者の工賃向上を促進する「工賃倍増 5 か年計画」「工賃向上計画」及び「障害者優先調達推進法」について

- 法律に基づき、平成 25 年 10 月に市の調達方針を策定しているが、具体的な調達目標額は決めていないのが実情である。また、方針策定に伴い庁内ＰＲ等ができやすい環境が整ったとともに、公共調達が伸びることに期待したい。「民間」からの受発注については、受注担当嘱託員が企業に直接訪問し、市立の授産所やその他の障害者支援施設・作業所等への作業発注のあっせんをする企業開拓を行っている。「官公需」については、庁内ＬＡＮ等の活用により、庁内ＰＲを行い調達の推進を図っており、名刺印刷、発送物の封入・封緘等を発注している。また公益性の高い本市の外郭団体等についての啓発等を検討している。庁内ＰＲに対しては、約 500 施設に対して、どのようなことができるかなどを把握するためのアンケート調査を実施、その結果を庁内に提供している。
- 障害者支援施設等の発注に当たっては、中小企業振興の観点から市内中小企業への発注等、他施策との調和も求められている。

  ※工事、物品及び委託契約の発注にあたっては市内経済の活性化の観点から、従来より市内事業者への優先発注を基本方針としている。
- 共同受注については、これまで市場規模についての把握ができていなかったのが実情であるが、来年度から共同受注機能の検証等を行いたいと考えている。また、先駆的に取り組んでいる他都市の事例等を踏まえて研究したいと考えている。

3．総合評価入札方式について

- 総合評価入札方式については「工事」で活用しているが、評価項目は障がい者、就職困難者とも設定していない。工事については、技術提案、施工計画、施工能力等について評価項目に関する技術資料を求め、予め設定した評価基準に基づき採点し、その加算点

と標準点（100 点）の合計点(技術評価点)を入札価格で除している。

- 「工事」「物品・委託等」への入札参加資格審査申請を行う者のなかで、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定されている障がい者雇用率（2.0%）を超える障がい者雇用を行っており、格付点数への加点の申請する場合に加算を行っている。対象は「工事」では土木・ほ装、造園、建築などの７工種に５点加点、「物品・委託等」では建物管理、公園緑地等管理の 2 種目で 3 点を加点している。

２．相模原市

Ｎｏ.２　相模原市･･･「相模原市公契約条例」の施行	
ヒアリング先	企画財政局財務部契約課、健康福祉局福祉部障害政策課
日　時	2014 年２月１９日(水曜日)１０：００～１２：００

１．障がい者や就職困難者における公共調達の「随意契約」について

□地方自治法施行令の改正により、３号随契で障がい者福祉事業所が役務での公共調達が可能になったが、それに十分対応できていないのが現状である。

- 3 号随契は「シルバー人材」「母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体等」「障がい者福祉事務所」において活用している。ただ、1 号随契、2 号随契でも少額であるが、活用している。平成 20 年度地方自治法施行令の改正により、3 号随契にそれまでのシルバー人材センター、母子家庭の母等の団体等に加えて、障がい者福祉事務所も「役務」で公共調達ができるようになったが、障がい者福祉事業所はシルバー人材センターの下請け的な存在になるなど、受注能力等が十分でないのが実状である。市内には 110～120 の小規模事業所があるが、そのうち随意契約ができるのは、40 事業所程度であり、例えばシルバー人材センターが剪定等の業務を受託し、その一部（剪定後の草の清掃など）の作業を障がい者事業所が行う、あるいは予定業務（事前に企業から業務を受託）があり、突発的な業務の受託に対しては積極的に対応できない状況である。

２．障がい者の工賃向上を促進する「工賃倍増 5 か年計画」「工賃向上計画」及び「障害者優先調達推進法」について

□重度の障がい者に対する就労支援として就労と福祉の中間的なところでの支援の強化を図る。また優先調達では、契約金額より件数の増加を目指している。

- 共同受注について、本年度から障がい者支援センターが共同受注機能を有することになっているが、その窓口は障害政策課が担っている。契約については、障がい者福祉事業所に格差があることから、各事業所が個々に行っており、また授産製品の販売等もおこなっているが、オリジナル化までには至っていないのが実状である。共同受注については県内の政令都市の連絡会があり、そこで情報交換等を行っている。
- 工賃向上計画等から、「人材不足」「障がい者の高齢化」といった課題がみえてきている。障がい者福祉事業所では、例えば障がい者福祉事業所が製作した商品を相手先に納品できる人がいないなど、障がい者をサポートする人材の不足が課題となっている。また、就労については、一般就労ができる障がい者は既に就労しており、その結果重度の障がい者、あるいは生活支援を必要とする（介護を必要とする）障がい者への対応が求められることになる。そのため、就労継続支援Ｂ型事業所への就労と福祉の中間的なところでの支援の強化が必要となっている。
- 優先発注の調達方針は決めているが、その設定方法に関しては、前年度実績を上回るこ

ととし、目標額を設定していない。障がい者の就労への理解を進めることから、金額が目標でなく、件数の増加を目指しているが、官公需の受注実績額は非常に少なく、さらに発注先は特定されているのが現状である。そのうえ、障がい者の優先調達については、シルバー人材センター及び市内中小企業のバランスを考慮することが求められている。

3. 総合評価入札方式について

- 総合評価入札方式については「工事」のみで活用しており、「障がい者」についての評価項目を設定している。工事の入札においては試行中の総合評価方式(相模原市総合評価方式試行ガイドライン) の評価項目に、障がい者の法定雇用率の達成の有無など雇用状況を設定している。
- 現在「役務」についても総合評価入札方式を検討しており、その内容は「工事」と類似したものになると考えている。

※「相模原市総合評価方式試行ガイドライン」

本ガイドラインは、総合評価方式を適用する意義等を示すとともに、総合評価方式の試行を効率的かつ円滑に実施するため、総合評価方式の試行に関する基本的事項を示している。

4. 公契約条例について

□労働報酬下限額など労働者の賃金に係る規定を有する「相模原市公契約条例」を平成 24 年 4 月に施行している。議会では、「公契約の社会的価値を挙げる」「低価格競争による下請け業者や労働者にしわ寄せされている」などの賛成論と、「労働報酬の下限額の設定は国の最賃を超える」などの反対論が交差した。

- **条例制定の経過と背景**

公契約条例については「相模原市公契約条例」を制定、施行している。平成 22 年 5 月庁内に検討部会を設置、平成23年12月に市議会定例会で賛成多数により可決・成立、平成 24 年 4 月に施行している。条例の制定の背景には公共工事などの入札が景気低迷を反映し、低価格競争がみられ、労働環境の悪化、とりわけ労働賃金の引き下げなど、労働者へのしわ寄せが懸念される状況であった。また最低賃金が生活保護を下回る状況でもあった。

- **条例の特徴**

労働者の賃金の対象は、工事では予定価格の 3 億円以上、業務委託では予定価格の 1000 万円以上にあり、労働報酬下限額は工事で公共工事設計労務単価の 90%、業務委託で生活保護基準を参考にしていることにある。また、条例は「川崎市契約条例」を参考にしたものである。

- **条例案提出についての議会の対応**（「相模原市公契約条例について」（平成 26 年 2 月 19

日から）

❶賛成討論

・低価格の受注が続き、下請業者や労働者にしわ寄せされることで、職人が育たない環境となっている。

・低価格競争による安かろう、悪かろうは見過ごせない。公契約の社会的価値を上げる意味で、公契約条例は意義深いものである。

・条例の周知徹底を図り、下限額が守られているか労働者からのヒアリングを行う等もしてほしい。工事の 3 億円、委託の 1000 万円の対象額はいづれ引き下げ、対象を広げるとともに、条例の趣旨があまねく守られるべきと考える。

・公契約条例は労働者の賃金の下支えとなるものである。

・最終的には国の公契約法が望ましい姿であり、国に積極的に働きかけて頂きたい。

・対象額は工事 3 億円、委託 1000 万円、まずはここからであり見直しの規定により検討してほしい。

❷反対討論

・公契約条例で定められる下限額は国の最低賃金を越えるもの。市民の税金を使って公契約においてのみ下限額を引き上げるのは、契約自由の原則とはいえ、疑問である。給料は半分でもよいから働きたいという人もいる。

・必要最小限の経費による小さな行政府が理想の姿だが、公契約条例は行政の肥大化につながる。

・労働者の保護は正しいが、賃金に関しては、最低賃金法に任せるべき

- **公契約条例の概要と対象とする契約等の件数**

・公契約条例の概要は次のように示すことができる。

表. 公契約条例の概要

	工事請負契約	業務委託契約
H24 年度労働報酬下限額(1 時間当たりの労働報酬の下限の額)	公共工事設計労務単価の 90%	８８５円
対象契約の範囲	予定価格３億円以上	予定価格 1000 万円以上 (対象業種：庁舎等の警備業務、清掃業務、設備運転監視業務、案内業務) ※例外あり
対象労働者の範囲	公共工事設計労務単価に掲げる職種に係る作業に従事するものとして、当該契約に係る作業に従事する者 ※一人親方も含む	当該契約に係る作業に従事する者
申し出ができる例	・労働報酬が支払われていない　⇒　発注者である相模原市契約課 ・労働報酬額が基準額を下回る　⇒　受注者である元請業者	

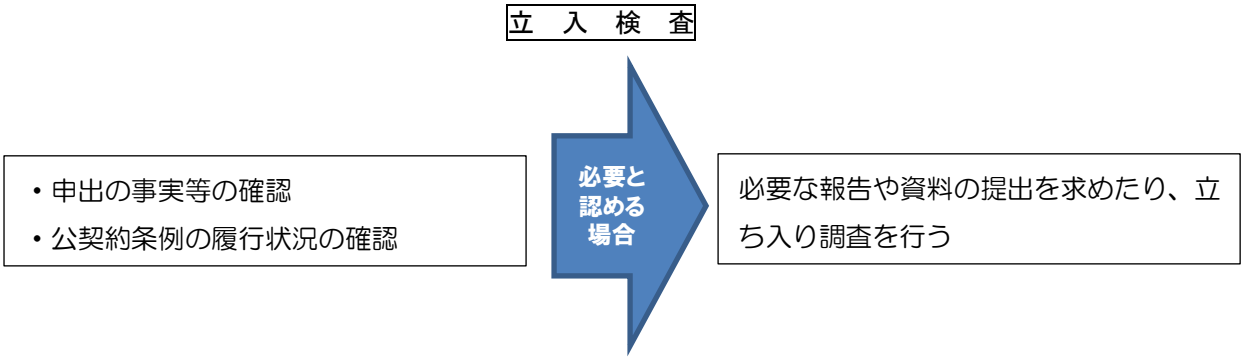

・条例施行による契約件数等は、次のようになっている。

参考・条例の対象となる契約等の件数

契　約　種　別	平成 24 年度	平成 25 年度
工事請負（３億円以上）	９件	３件
業務委託（１千万円以上の内規則で定めるもの）	２５件※1	20 件※2
指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定の締結	２施設	114 施設

注）業務委託年数の基本は 3 年だが、※1 うち 2 件は長期、※2 うち 17 件は長期

□条約制定後、工事、業務委託とも労働報酬下限額は『厳しい』、『高い』といった声もある半面、業務委託では賃金格差がうまれるため、「対象契約の範囲の 1,000 万円以上のラインの撤廃を求める」という声もみられる。

● **条例施行後の状況（市による効果と課題）**

❶効果

条例の対象となった契約の事業者及び労働者等に対し、平成 25 年 11 月から 12 月に実施した条例の施行状況等に係るアンケート調査結果の中で、「労働者の労働意欲の向上」「事業の質の向上」、「賃金水準の引き上げや地域経済の活性化」について 70%以上の事業者が「成果があった」。または「成果はないが、今後成果がでると考える」と回答している。

❷課題

・本条例は附則により施行日から3年以内(平成26年度中)に見直すこととしており、対象となる契約の見直しについては、使用者・労働者のみならず、多方面への影響が大きいことから、慎重な審議が必要となる。

・条例の実効性を確保するため、労働者に対する制度の周知徹底や労働報酬下限額の遵守状況の確認、条例施行による効果の検証・評価方法の検討が課題となる。

・同一労働同一賃金が崩れることによる事業者・労働者への影響が懸念される。

・業務委託契約の労働報酬下限額は、生活保護法に規定する基準額を勘案して定めることから、生活保護基準が引き下げられる状況の中、そのあり方が課題となる。

● **業界の声と市の今後の対応**

＜業界の声＞

✔現状では公共工事設計労務単価の 90%は厳しい、また業務委託の 885 円は高いという声もある。

✔二重賃金については、労働報酬等審議会に業界団体からも参加していることから、市の労働報酬下限額にあわせる。二重賃金の差額解消に対してはボーナス等で補てんしている。

✔労働報酬下限額に対しては、業務委託契約では予定価格 1,000 万円以上のラインを取って欲しい。なぜなら、同じ市の中で 1000 万円以上と以下といった条例の対象になるかならないかで、同じ業務でありながら賃金格差が生まれるからである。

✔条例施行後は、工事、委託業務とも賃金アップがなされ、労働者の労働意欲が向上した。

＜市の対応＞

⇒労働報酬下限額の業務委託契約では予定価格 1,000 万円以上のラインを下げることを検討している。また対象業種（警備業務、清掃業務、設備運転監視業務、案内業務）についても拡大を検討している。

⇒労働報酬下限額は最低賃金法で定める地域別最低賃金を下回ることなく、生活保護法に規定する基準額を勘案して定めている。

３．静岡県

Ｎｏ.３　静岡県･･･福祉と産業界、地域をつなぐ拠点「障害者働く幸せ創出センター」	
ヒアリング先	静岡県健康福祉部障害支援局障害政策課 ＮＰＯ法人オールしずおかベストコミュニティ
日　時	2014 年2月 22 日(金曜日)10：00～12：00

1．障がい者や就職困難者における公共調達の「随意契約」について

□公共調達において民間企業の業務の一部を障がい者に再委託するなど、競合から共存による障がい者の就労の場の確保を図っている。

- 3 号随契は「障がい者福祉事務所」において活用、1 号随契、2 号随契も少額であるが活用している。1 号随契は少額であるが、事務的手続きが簡易であることから、障がい者福祉事業所等に対する「物品」、「役務」の発注で現在も活用している。3 号随契はシルバー人材センターでは活用しておらず、母子家庭の母等の団体等及び障がい者福祉事業所のみで、その件数を増やそうという段階である。3 号随契については、23 年度で 2 件、24 年度も 2 件であったが、25 年度は 17 件と飛躍的増加した。これは庁内推進会議を立ち上げ、アナウンスした結果、発注事例が向上したものと考えている。

  庁内からの発注は、ほとんどが印刷。ＨＰで公開しているが、福祉事業所に充分に浸透していない。年度初めの公表という時期的な問題もあり、根回した結果、手を挙げたというのが実状である。障がい者の就労を支援する政策として、活動拠点とともに、庁内でのアナウンスの充実を図っている。物品は単価が低いが、「役務」は、例えば清掃などは工賃も高いことから、役務関係への取り組みの充実を図っていく考えである。そのため、3 号随契や一般競争入札において、入札参加資格の名簿に掲載されることが必要であることから、来年度以降、職員研修の充実を図る考えである。ただ、「清掃」業務は市町村レベルでは多いものの、県庁では「除草」など、余り多くはないのが実状である。

- 障がい者の就労にあたっては、シルバー人材センターや民間企業などとの競合という課題がある。そのため、建物管理業務を民間企業に直接発注し、その中で簡易な業務について福祉事業所への再委託を義務づけることを仕様書及び契約書に明記した。民間企業が建物管理全般の業務を担い、障がい者は、例えば建物の清掃や除草などの業務を行うなど、業務の役割分担、つまり競合から共存によって障がい者の就労の場を拡大することを意図している。

2．障がい者の工賃向上を促進する「工賃倍増 5 か年計画」「工賃向上計画」及び「障害者優先調達推進法」について

□産業界と障がい者福祉事業所を“つなぐ”役割を担っているのが「障害者働く幸せ創出センター」であり、“働く”を応援するのが「しずおか授産品応援サポーター」である。

- 工賃向上計画のなかで、産業界と障がい者福祉事業所を、あるいは障がい者の仕事づくりに向けた、すべての主体と障がい者福祉事業所を“つなぐ”役割を担っているのが『障害者働く幸せ創出センター』である。平成 22 年 5 月に開所したもので、ＮＰＯ法人オールしずおかベストコミュニティが運営している。「一般社団法人静岡県社会就労センター協議会（セルプ）」、「静岡県作業所連合会・わ」とともに、障害者優先調達推進法における共同受注窓口の指定を受けている。売上高は、平成 23 年度は前年度より 30%増加、平成 24 年度は 5,000 万円、平成 25 年度は 6,000 万円と増加傾向にある。平成 23 年度の前年度よりも増加している要因は、本センターが静岡県授産事業振興センターの事業を継承したことから、もともとのベースがあるためである。平成２５年３月現在の会員数は正会員 159、協力会員 56 となっている。

  ＜事業概要＞

  「授産支援事業」･･･事業活性化支援、共同受注推進など企業や地域とつながるための支援

  「販促連携事業」･･･常設店の運営をはじめ、販路及び受注拡大イベント連携等の支援

  「研修情報事業」･･･人材育成・経営力向上・業務改善のための情報収集、情報の送受信、事業所や企業の活動広報

  「福祉と企業をつなぐ事業」･･･県内２カ所の常設店の運営マネジメントや地域における企業マネジメントや地域における企業と障がい者福祉事業所との連携をコーディネートしている。

  「就労支援事業」･･･県下８福祉圏域に障がい者求人開拓専門員１９名を配置、障がいのある人の働く場の開拓と３名のコーディネーターによりマッチング支援を行う。

- 共同受注窓口として共同生産等の障がい者福祉事業所間の連携をコーディネートしている。県内全域での共同生産の取組や、地域レベルでの共同販売等の事業者間の連携を推進することによって、単独の障がい者福祉事業所では対応の難しい課題に対して共同での対応を図っている。現状は例えば、「物品」でみると企業の発注 ⇒ 障害者働く幸せ創出センター(ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ) ⇒ 福祉事業所（生産）となっている。今後は企業の発注を直接障がい者福祉事業所の受注へと移行させていく方向で検討している。企業と障がい者福祉事業所とのコーディネートに対し、売上高の 10%を、出店に関しては 5%を費用として徴収している。また、県の対応として、商標登録されているイメージキャラクター「ふじぴー」の版権の無料使用を認め、昨年８月から、富士山世界遺産登録記念商品として、「ふじぴー」のぬいぐるみ、ピンバッジ、ストラップ、缶バッジを制作、販売している。県内にはこうした授産製品を販売する拠点として「とも」を東部、中部の２カ所に設置している。「とも」は障がい者が接客サービスを提供することによる就労訓練の場、あるいは商品の魅力の情報発信の場となっている。店舗の運営の主体は、委託事業所としている。
- 障がい者の働くを応援するため『しずおか授産品応援サポーター』が設立されている。授産品を繰り返し購入するなど、障がいのある人が、「働く」ことをボランティアで応援する『しずおか授産品応援サポーター』を県が募集するなど、県全体で障がい者の「働く」を支援する環境づくりを行っている。応援サポーターとして授産品の良さを身近な

人に広めていく活動で、目標 7,000 人で、現在 3,400 人余りがサポーターとして登録している。サポーターの役割は①授産品の購入 ②授産品のＰＲ ③関連行事の支援ボランティアなどで、登録すると「登録証（「ふじっぴー」デザインの缶バッジ)」、「登録カード」が手渡される。

- 工賃向上の今後の取り組みについては、国の工賃向上計画の補助金額が縮小傾向にあるなか、財政からは３就労支援団体と県における事業展開の必要性は認めているものの、県単費では展開できないことから、工賃向上への取り組みの根本的な見直しを検討せざるを得ない状況にある。
- 業務や物品の発注については、法律に基づく調達方針を策定している。平成 25 年度の調達目標は「物品」「役務」とも平成 24 年度実績以上としている。ちなみに平成 24 年度実績は「物品」で 15,805 千円、「役務」では 20,546 千円となっている。

3. 総合評価入札方式について

- 総合評価入札方式については「工事」のみで活用しており、「障がい者」についての評価項目を設定している。公共評価で重視する項目は、「障がい者雇用率(2.0%)」「地域事業者への優先」さらに、静岡県独自の「しずおか授産品応援サポーター」の登録となっている。

４．京都市

Ｎｏ.4　京都市･･･調達方針で共同受注窓口を政策随意契約することできる者として認定。 また、公契約基本条例制定を検討している。	
ヒアリング先	京都市障害保健福祉推進室
日　時	２月25日(火曜日)14：00～16：00

１．障がい者や就職困難者における公共調達の「随意契約」について

- 公共調達における「随意契約」については、「シルバー人材センター」「母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体等」「障がい者福祉事務所」は1号随契、2号随契を活用している。3号随契については、「障がい者福祉事業所」のみの活用になっている。ただ、1号随契、2号随契は少額であり、3号随契は規模的にも大きい。

２．障がい者の工賃向上を促進する「工賃倍増 5 か年計画」「工賃向上計画」及び「障害者優先調達推進法」について

□地方自治法施行令の改正にともなって、共同受注窓口を３号随契の対象として認定し、障がい者福祉事務所からの直接調達に加えて、共同受注窓口を通じた発注の増加を考えている。

- 障害優先調達推進法が施行されたことによって、障がい者への発注はしやすくなった。公共調達についての平成24年度の実績は契約件数193件、契約金額は23,750万円となっている。企業と社会福祉法人によるリサイクル事業（19,000 万円）や、市民新聞の点字化（2,500万円）によるものが含まれており、これらを除くと2,200万円程度になっている。
- 本市の事業所数は就労移行事業所27、就労継続支援Ａ型事業所13、就労継続支援Ｂ型事業所117の計157件となっており、その特徴は小規模が多いことにある。共同受注は、これまで2号随契ではできなかったが、地方自治法施行令の改正により、3号随契で行うことができるようになった。そのため、障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、平成25年9月に策定の「平成25年度京都市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」では、その一環として、共同受注窓口を3号随契の対象と認定し、福祉施設からの直接調達に加えて共同受注窓口を通した発注も増加するように取り組みを進めている。
- 共同受注の窓口は、「特定非営利活動法人ほっとはあとセンター」、「はあと・フレンズ・ストア(京都府高齢・障害者雇用支援協会)」。この2者は政策随意契約をすることができる者として認定している。平成25年度の調達目標は237,500千円、うち「物品」は4,355 千円、「役務」は233,145 千円となっており、役務のうち、資源回収・分別のリサイクル事業、清掃施設管理が189,376千円となっている。
- 共同受注に対して契約は9割以上が個別に事業所と契約している。工賃向上に対しては、「はあと・フレンズ」プロジェクトを京都府と連携して進めている。授産製品の品質向

上とともに、授産製品のアンテナショップである「はあと・フレンズ・ストア」を拠点とした販路の拡大等に取り組んでいる。

- 庁内の調達については、イベント等での記念品、施策周知のための啓発用物品など調達推進につながる「はと・フレンズ・ギフトカード」(金券)の活用を積極的に行っている。また庁内における職員の障がい者の物品等の購入は、各課の職員個人がそれぞれで行っている。
- 市における障がい者等就職困難者への就労支援は、国、府とによる就労支援推進会議を設置し、検討している。障害者就労・生活支援センターは京都市に1か所、京都府下に6か所あり、京都府就労支援の総合センターを有し、展開している。
- 公共調達における障がい者支援と中小企業の振興について、障害者優先調達推進法を踏まえつつも、「障害者就労施設等からの調達の推進にあたっては、地元中小企業、シルバー人材センターなどに十分配慮するように努める」と公共調達における中小企業振興及び高齢者の就労支援と障がい者就労支援の双方のかじ取りの難しさを表している。

3. 総合評価方式、公契約条例について

□市内中小企業の受注機会の拡大、適正な労働条件の確保、地元雇用の創出などをはじめ、環境にやさしい都市づくりや新のワーク・ライフ・バランス等の社会的価値の実現などを総合的にめざす、公契約に関する基本条例の策定を検討中である。

- 京都市の総合評価方式は、「物品」「役務」「工事」のすべに活用している。また配慮事項としては、公共評価で「環境への配慮」「地域事業者の優先」となっており、障がい者の就労等については工賃倍増及び障害者優先調達推進法で進めていると考えられる。
- 公契約条例については、平成24年4月に「公契約基本条例庁内検討会議」を設置し、検討している。

　公契約基本条例の方向性や規定内容等の調査研究や、実施する取り組みについても調査研究や検討を行っている。その背景は、平成24年3月に策定した「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画において、市内中小企業の受注機会の拡大や適正な労働条件の確保などを総合的にめざす「公契約基本条例」の制定を明記したことにある。実施計画策定時に想定した公契約基本条例は、大きくは『市内中小企業の受注機会の拡大＝地元雇用の創出』と『契約を通じた多様な社会的価値の実現』にある。公共工事・サービスでの市内中小企業の受注機会の拡大、適正な労働条件の確保、地元雇用の創出、本市との契約を通じた「環境にやさしい都市づくり」や「新のワーク・ライフ・バランス」等の社会的価値の実現などを総合的にめざす、公契約に関する基本条例を検討している。

● 公契約基本条例の内容イメージ案（「公契約基本条例に関する検討　中間報告（概要版）」から）

公契約基本条例の内容イメージ案
■市内中小企業の受注機会の拡大⇒地元雇用の創出 ・元請契約の拡大・下請契約の拡大・市内産材料の使用の拡大 ■契約を通じた多様な社会的価値の実現 ○環境やさしい都市づくり ○真のワークライフバランス ○男女共同参画の推進 **○適正な労働条件の確保※** **・賃金** **・社会保険　　など** ○伝統産業の活性化 ○障害者福祉の推進 ○子育て支援 ○高齢者福祉の推進 ○教育環境の整備　　など

● **「適正な労働条件の確保」は公契約条例等の策定にあたって論点となるところを示す。**

※適正な労働条件の確保について、必要であると考えた主な事項

①適正な労働条件の確保は、労働者だけでなく発注者や受注者にとって重要であるため、条例の基本理念や受注者の責務として規定することを検討

②条例の基本理念等に規定した場合は、入札参加資格登録の際に、賃金の支払い状況、社会保険の加入状況等を確認するなど、実効性を担保するための方策の検討

③労働者の賃金の最低額の規定に関し、以下の諸課題についての検討

ア　雇用主と労働者との契約に介入することについて、法令や契約自由の原則との整合性

イ　最低賃金法との整合性や最低賃金法を上回る条例規定の必要性

ウ　条例適用の本市工事や業務は、市内全体に占める割合がわずかであるため、民間を含めた市内の工事や業務の労働者の賃金引上げへの効果

エ　労働者の賃金が上昇することにより、経営が圧迫され、雇用削減や手抜き工事につながる危険性

オ　経営圧迫しないような賃金の最低額の設定方法その前提として、予定価格の適正な積算基準の確定

カ　条例適用の契約の従事者とそれ以外の労働者との賃金格差による労働者選別の危険性や、同一労働同一賃金の原則との整合性

キ　実効性の確保のための手法。特に条例の不遵守に対する違約金徴収等の厳しい対処や厳密な書類・立ち入り調査の可能性

ク　賃金等に係る台帳の整備等による受注者の事務の増加。その事務経費のための契約金額の増額

ケ　賃金の最低額決定に係る詳細な調査・手続きや賃金等に係る台帳の確認等による本市コストの増加。そのための専門性を有する外部への委託

5．岐阜県

Ｎｏ.5　岐阜県･･･障がい者福祉事業所への調達は２号随契、３号随契を活用している	
ヒアリング先	岐阜県障害福祉課
日　時	平成 26 年３月６日（木曜日）15：00～17：00

1．障がい者や就職困難者における公共調達の「随意契約」について

- 公共調達の随意契約については、1 号随契はシルバー人材センター、母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体等、障がい者福祉事業所とも活用していない。2 号随契は母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体等、障がい者福祉事業所で活用、3 号随契はこの 2 つの団体に加えてシルバー人材センターとなっている。3 号随契の「役務」では、契約締結件数及び契約金額ともシルバー人材センターが障がい者福祉事務所を圧倒しており、この状況については調達する側としては難しいところである。また「役務」が少ないのは役務の対象となる現場が少なく、大きな現場は指定管理とっているためである。今後セルプ支援センターが共同での清掃事業などを考えている。「物品」は障がい者福祉事業所のみとなっており、その内容は花苗等、タオル、トイレットペーパー、賞状などとなっている。
- ハート購入制度は障がい者の雇用、就業の促進及びその職業の安定並びに福祉的就労に対する支援並びに母子家庭の母及び寡婦の就業の安定を図るため、県が行う物品等の調達において、県内の障害福祉サービス事業所等及び母子福祉団体に優先的発注を行う制度である。対象は福祉的な就労を実施している県内の障害福祉サービス事業所、授産施設及び社会福祉法人社会福祉協議会（岐阜県セルプ支援センター）と、母子家庭の自立に向け就業支援を実施している県内の母子福祉団体となっている。
- 調達対象となる物品、役務は、「物品」では紙製品、記念品・小物・雑貨、車椅子・福祉用具、ゴム印、食品類、生活雑貨、垂れ幕・看板、花苗、縫製品、木製家具、その他となっているが、ゴム印、花苗が多い。「役務」はクリーニング、リネンサプライ、情報処理サービス（ホームページ作成等）、公園・建物の清掃、観葉植物リース、鍼・灸・マッサージ、イベント広告企画、除草、毛筆筆耕、車両運行管理、その他となっているが、クリーニングがほとんどである。「物品」と「役務」を比較した場合、ほとんどが「物品」となっている。

2．障がい者の工賃向上を促進する「工賃倍増 5 か年計画」「工賃向上計画」及び「障害者優先調達推進法」について、

- 障害者自立支援法の施行に伴い、新体系サービス事業所への移行、新規事業所の設立などにより、平成 18 年度と比較し平成 24 年 4 月は、障害福祉サービス事業所が増加とともに、就労継続支援Ｂ型事業所がＡ型事業所へ移行するなど、事業所種別ごとの事業所構成も変化している。「教育委員会では福祉的就労から一般就労への移行を促進してお

り、それに伴い障害者就労援・生活支援センターを中心にしたネットワーク事業を継続し、民間企業を中心に取り込んでいきたい」としている。ただ、就労継続支援Ｂ型、Ａ型事業所の増加にともない、新しい取り組みもみられる一方、障がい者の高齢化傾向も出ている。

- 工賃向上計画の主な取り組みとして、「工賃向上モデル事業」を推進している。モデル事業の実施主体は県で、県が実施可能な施設を選定し委託している。事業の内容は①コンサルティングの導入による目標と改善計画の策定・実行づくり、②モデル事業推進のためのネットワーク会議の運営、③社会就労技術コーチの委嘱、となっている。コンサルティング導入による目標と改善計画の策定・計画づくりは、経営コンサルティングや中小企業診断士の専門家の協力を得て①市場調査による事業転換、②新たな商品開発や業種開発、③販路拡大・支援の工夫、④経費節減などのコンサルティングを導入して目標、改善計画を策定し、経過を実行していくものである。
- 優先調達推進法に基づく、優先調達推進方針は平成 25 年度に制定している。当該年度の予算や事業等を勘案して毎年度見直しをするものの、平成 25 年度の調達目標額は、物品 5,300 千円、役務 700 千円の合計 6,000 千円である。ただ、契約局との話し合いなどを行っているが、積極的な取り組みには十分至っていないのが、現実である。
- 優先調達推進法の施行により、事業所の期待度が高まったものの、そこには受け身の姿勢がみられる。また、全庁アンケートではなかなかマッチングしにくいという問題がある。物品が中心だが、県として買えるものが少ない。そのため、県としてはセルプ協による売り込める商品開発を促進している。

６．山形県

Ｎｏ.６　山形県･･･	・「建設工事」の総合評価競争入札で、障がい者等就職困難者の雇用に対する加点評価を行うなど、働く場づくりに取り組んでいる。 ・労働環境について規定した全国初の「山形県公共調達基本条例」を制定している。
ヒアリング先	健康福祉部障がい福祉課
日　時	平成 26 年３月 10 日（月曜日）10：00～12：00

１．障がい者や就職困難者における公共調達の「随意契約」について

- 3 号随契を活用してネットショップの運営をＮＰＯ法人輝きネットワーク　メディアかがやきに委託をしている。障がい者福祉事業所等が職業訓練の一貫として製品を製作、地元の素材を使った食品、木工品、手芸品などの幅広い製品となっており、楽天でネットショップを開設している。売上高は平成 22 年度 90 万円、平成 23 年度 160 万円、平成 24 年度 180 万円、平成 25 年度 190 万円、平成 26 年度は 2 月現在で 200 万円と、増加傾向で推移している。

２．障がい者の工賃向上を促進する「工賃倍増 5 か年計画」「工賃向上計画」及び「障害者優先調達推進法」について

- 障がい者の就労支援は、一般就労への支援としては、就職を希望し、在職中の障がい者に対し、国(労働局)と共同して、就業及び日常生活・社会生活上の支援を行う「障害者就業・生活支援センター」の設置・運営で対応している。山形市、新庄市、長井市、酒田市の 4 カ所がある。また、総合支庁における「障がい者就労活性化協議会」(事業所、市町村、ハローワーク、商工関係団体、養護学校、障害者就業・生活支援センターなどで構成)を設置し、そこでの意見交換・情報交換や研修会等の実施を通じて、工賃向上や障がい者の就労支援ネットワークを構築し対応している。
- 優先調達推進法に関しては、法の施行にともなって、物品調達優遇制度の対象に「役務」を新たに加えるとともに、少額随契については、当該制度の登録を行っていない障がい者就労施設等が供給できる物品、印刷、役務の選定についても配慮するように要綱で示している。さらに、山形県障がい者雇用優良事業主認定事業(平成 25 年 11 月に新設)で、優良事業主に認定された障がい者雇用推進事業主については、県が随意契約により物品を調達する場合、物品等の選定に配慮するようにしている。「現状では県庁舎の清掃は母子家庭の母及び寡婦の就労支援を行う団体等が受託しているが、今後は役務を追加したので増えてくると思う。また、少額随契により、調達件数、金額も増加すると思う」。

- 優遇する内容は、『指名競争入札』においては、「県が障がい雇用推進事業主又は障がい者就労施設等が希望する物品等を指名競争入札で調達するときは、入札相手方の指名業者に少なくとも 1 人は障がい者雇用推進事業主から指名する」というもので、『随意契約』においては、「山形県障がい者雇用優良事業主及び障害者就労施設等への配慮」として、障がい者雇用優良事業主に認定された事業主及び障がい者就労施設等が供給できる物品等を随意契約で調達する場合は、事業主が供給できる物品等の選定について配慮する、さらに「少額随意契約の場合の障がい者就労施設等への配慮」として、随意契約のうち、見積書の徴収を要しない予定価格が 10 万円未満の契約について、要綱による登録を受けていない障がい者就労施設等についても、その施設等が供給する物品等の選考について配慮するものである。
- 「工賃向上計画」については、88 カ所(平成 24 年 4 月 1 日現在)ある就労継続支援Ｂ型事業所を対象とし、目標工賃は平成 26 年度に月額 13,300 円、時間額 200 円である。工賃倍増 5 か年計画では、「商品の販路拡大」「商品の改良や新たな開発」、「商品の生産（製作）方法等の改善」に今後力を入れていく考えを持っているところが多い半面、地域における連携や工賃向上に関する関係者の理解が十分進んでいないかったことがある。そのため本計画は、販路拡大に向けて、事業所に専門家（アドバイザー）を派遣し、市場ニーズにあった魅力的な商品の開発や改善、販路拡大のための取り組みの支援とともに、事業所の製品の広報のＰＲのほか、インターネットを活用した複数事業所の製品販売や生産活動のレベル向上のための研修会を通じ、事業所の製品の販路拡大を支援している。アドバイザー派遣は平成 24 年度 2 件だったが、平成 26 年度には 3 倍の 6 件となっている。アドバイザーは菓子職人、農業の担い手、デザイン、ＨＰ製作者などであった。これにより例えば、アドバイザー派遣により、アレルギー除去商品として「アレルギー対応のお菓子」を商品開発、平成 25 年度事業で商品の販売へと至っている事業所も出てきている。
- 工賃向上計画での障がい者の就労に対する評価についての課題がある。「就労継続支援Ｂ型事業所は障がい者にとって居場所でもあり、そこに“働く”ことだけを求めるのは困難性がある、また福祉的就労から一般就労に移行した場合、事業所の工賃は下がるといったことがあり、障がい者の就労をどのように評価するかといった課題があると考えている」。

3. 総合評価方式、公契約条例について

□「建設工事」での総合評価入札方式において、障がい者等就職困難者の雇用を加点評価し、公共調達における障がい者等就職困難者の就労の場づくりを行っている。

- 本県では総合評価方式を「役務」「工事」で活用している。「建設工事」に係る競争入札参加資格審査において、建設工事入札参加資格審査基準に基づき、評価項目に「障がい者雇用」「保護観察または更生緊急保護の対象者の雇用」による加点評価をするな

ど障がい者等就職困難者に対する就業促進に努めている。障がい者雇用については、「コンプライアンス評価」の労働者福利厚生への取り組みで、法定雇用率の達成状況に応じて4点が加算される。また「保護観察または更生緊急保護の対象者の雇用」については、地域における社会貢献活動として、『協力雇用主として保護観察所に登録し、直前2年間に事業所見学会の受け入れ、職場体験講習の受け入れ、「保護観察」又は「更生緊急保護」の対象者の雇用（トライアル雇用を含む）いずれかを行った場合』に2点が加点される。

□労働環境について規定した全国初の公契約条例に関する「山形県公共調達基本条例」を施行している。

- 「山形県公共調達基本条例」は公共調達やそれに係る入札・契約制度に関して、基本的な理念や考え方、発注者・受注者の責務を明確にし、公共調達によって、履行品質の確保、地域経済の発展、優良企業の育成、環境保全などの様々な公共政策の実現を目指すものである。
- **条例制定の背景と経緯**

公共調達基本条例制定の背景は、山形県では過去に農業土木工事や測量・設計業務において談合事件があり、その対応策として一般競争入札の対象拡大など競争性の確保を図ってきたものの採算を無視した過度な低入札の増加がみられるようになったことにある。そのため技術力が高く、経営にも優れた企業が公共工事を適正に受注できなくなどの弊害が指摘されていた。

公共工事の品質が持続的、安定的に確保していくという問題認識のもと、公共調達の制度構築の在り方を検討する「山形県公共調達改善委員会」が設置された。委員会からは、入札契約制度改善の基本的な考え方や仕組みづくりなどとともに、条例制定による県が望ましいと考える業者像などの基本理念を明示し、公共調達の全体を監視する第三者委員会の設置などの提言がなされた。そしてその提言をもとに平成20年6月県議会定例会で「山形県公共調達基本条例」が全会一致で可決・成立している。

- **条例の特徴**

公共調達条例の特徴の第1は、「公共調達により、調達するものの品質及び価格の適正を確保するとともに、公共調達に係る入札契約制度に対する県民の信頼を確保し、県民の福祉の向上及び県民経済の健全な発展に寄与する」（第1条）と、公共調達に係る入札及び契約に関する制度の目的を明確にしていること。第2点は基本理念で、建設工事に限定されているが落札基準の考え方を示していること。「入札契約制度は建設業者等の技術のほか、その法令の遵守状況、環境保全に関する対策、建設工事等に従事する者の安全衛生及び福利厚生に対する取組並びに地域における社会貢献活動についても、適切に評価し、当該評価を入札及び契約の過程において適切に反映するように配慮したものでなければならない」（第3条5項）としている。第3点は「公共調達評議委員会」の設置により、入札契約制度が条例の基本理念にのっとり、適切なものになっているか否

かを常時監視するともに、その監視のもとにＰＤＣＡサイクルの考え方に基づき、入札契約制度の検証と評価を繰り返しながら入札契約制度の改善を行っていることである。

7．箕面市

Ｎｏ.７　箕面市･･･業務委託で「希望業務選択方式」による総合評価入札という独自手法を導入。また、障がい者等就職困難者の雇用を加点評価するなど、障がい者等就職困難者への働く場づくりとともに、公共調達のコストダウンを図っている。	
ヒアリング先	総務部契約検査課、健康福祉部障害福祉課
日　時	平成 26 年３月 11 日(火曜日)14：00～16：00

1．障がい者や就職困難者における公共調達の「随意契約」について

□価格のみでなく障がい者等就職困難者の支援という社会的価値の実現からも政策的随意契約として「2 号随契」を活用している。

- 1 号随契は少額随契であり、また 3 号随契は使い勝手が悪いので、2 号随契を政策的随意契約として活用している。具体的には、「役務」について箕面市リサイクルセンターにおける資源ごみ選別作業を、さらに、都市公園花壇管理等事業として、箕面市約 70 カ所の公園花壇、街路樹枡や設置プランターの植え替え、除草及び灌水を、市の出資団体でもある「一般社団法人箕面市障害者事業団」が受託している。「物品」については「あかつき福祉会」がゴミ袋の製造を市から受託している。契約課としては、価格のみでなく障がい者等の支援という社会的価値の実現からも政策的随意契約とし 2 号随契を活用していく。

2．障がい者の工賃向上を促進する「工賃倍増 5 か年計画」「工賃向上計画」及び「障害者優先調達推進法」について

□障がい者の優先調達にあたっては、「調達手順の見直」「見積徴取の配慮」とともに、実施においては「障害者優先調達チェックシート」の作成、「優先調達推進員の配置」と、契約担当と障害関係担当との協力体制で実施している。

- 障害者優先調達推進法に基づき、平成 25 年度優先調達推進方針を策定しているが、市では、障がい者就労事業所等から物品等の調達を促進するために、調達方針の作成のみでなく、①契約（発注）手続きに優先調達の手順を組みこむ、②随意契約できる金額の範囲内は、障がい者就労事業所 1 者から見積徴取で契約できるようにする、といったことにより、障がい者就労事業所等から優先的・積極的に購入する。
- 優先調達推進方針の特徴は、推進方法においては「調達手順の見直」「見積徴取の配慮」、実施においては「障害者優先調達チェックシート」の作成、「優先調達推進員の配置」にあり、またこの方針に基づく庁内周知の担当課は契約検査課、障害者事業所等との調整の担当課は障害福祉課と契約担当と障害関係担当との協力体制で実施しているところにある。その具体的な内容を次に示す。

・「調達手順の見直し」と「障害者優先調達チェックシート」の作成

物品等の調達時に「障害者事業所への発注可否」を確認するため、事務の流れ

を変更する。確認は、新たに作成する「障害者優先調達チェックシート」を使用し、各課長等がそれによって優先調達を確認する。チェックシートは業者選定（見積徴取）の時に作成し、優先調達が確実に履行されていることを確認できるように、支出負担行為に貼付して保管する。

・「見積徴取の配慮」

随意契約であっても見積書は、原則複数者から取る必要があるが、障がい者事業所等と民間事業者、障がい者福祉事業所どうしの見積合戦を避けるため、優先調達に係る見積徴取を規則第 18 条の規定により、1 者見積としている。また、障がい者事業所等における受注規模の拡大を図るため、他の障がい者福祉事業所等への一部外注を認め、複数障がい者福祉事業所等の連携による共同受注を支援するとしている。

・「優先調達推進員」の配置

優先調達推進方針を効率的・効果的に実施するために、各課等に「優先調達推進員」を置き、障がい者事業所等との優先調達について調整する。

3. 総合評価方式、公契約条例について

□全国初となる希望業務選択方式による総合評価入札を導入している。

- コストダウンとともに、中小企業や地域の事業者等多くの事業所が参加できるようにした「希望業務選択方式」による総合評価入札という独自手法を導入している。これまで公共施設の維持管理業務については、それぞれの施設で個別業務ごとに契約を行っていたが、平成 23 年度からの長期契約（5 年）について、試行的にみのおライフプラザ 4 施設の施設管理業務（37 業務）の委託契約を一括化し、入札を行い、その結果、5 年間で総額約 3 億円の経費を節減している。
- こうした実績を踏まえ、「希望業務選択方式」による総合評価入札を行っている。庁舎や全小・中学校など市内 51 公共施設の警備や清掃などの委託業務、126 業務（予算総額 14 億 7,000 万円）の委託契約を集約し、一括して総合評価入札を行うもので、一括入札は平成 24 年 8 月に実施し、10 月に委託契約を締結している。

その対象施設、業務は次のようになっている。

対象施設：庁舎、全小・中学校、保育所、幼稚園や消防施設などの 51 の公共施設

対象業務：警備（業務数・11）、清掃（同 21）、設備管理（同 79）、その他（樹木管理など）（同 15）の合計 126 の業務数

「希望業務選択方式」は 126 の事業を事業者が自由に選択し、入札することができるもので、コストダウンとともに、中小企業や地域の事業者等多くの事業所が参加できるようにしたものである。入札方式は価格評価だけでなく企業の実績や能力、地域との関わりなどを評価する「総合評価入札方式」を導入し、5 年間の長期継続契約を締結す

るものである。

図. 業務選択例

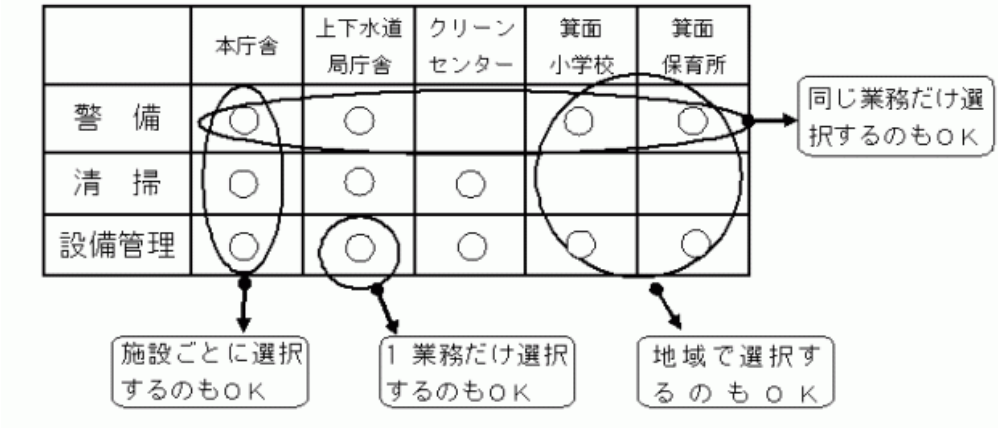

- 入札は、説明会に72事業者が参加し、そのうち26事業者が応札、8月下旬には最初の落札者が決定し、地元事業者が複数参画する共同体が51施設121業務を一括で落札している。また、9月下旬には次の落札者が決定し、3施設3業務を受託している。この結果126業務のうち、124業務の落札が決まり、その結果124業務の過去の5年間の経費（実績）は約14億7千万円だったが、今回約11億5千万円で落札されたため、約3億2千万円、約22%の削減効果額を得ることができたとしている。

図. 124 事業の 5 年間の経費比較

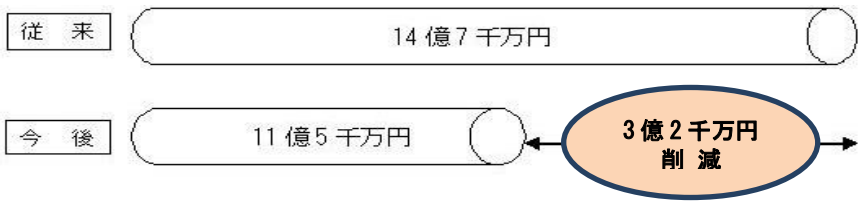

- 総合評価入札方式の評価項目には、企業の経営状況や実績、能力とともに、地域に関する項目、雇用に関する項目が設定されており、全体的に地域性を強調されたものになっている。また「雇用に関する項目」では、障がい者ともに就職困難者の雇用に対する評価項目が設けられている。

表. 提案書に対する評価項目（一部詳細）

評価分類	評価項目	評価基準及び配点		備考	点数
財務体質に関する項目	自己資本比率の状況			※経営の安定度を判断	
	流動比率の状況			※短期的な支払能力を評価	
	経常利益伸び率			※総合的な成長を評価	
	過去3か年の決算状況			※収益力を評価	
	キャッシュフローの状況			※営業キャッシュフローで評価	
実績能力等、業務遂行に関する項目	企業の同種業務の実績			※応札者の同種業務実績を「箕面市公共施設管理業務委託」対象業務一覧の業務区分により評価	
	配置予定従事者の業務実績			※配置予定者の業務実績を「箕面市公共施設管理業務委託」対象業務一覧の業務区分により評価	
	適正な履行確保のための業務体制			※作業計画書と仕様書との適合性をマニュアルや提案書により評価 ※業務の実施体制、業務フローを評価など	
	適正な履行確保のための研修の実施			※技術（技能）向上のための研修の実施状況を評価	
地域に関する項目	企業の所在地	**・市内に本店あり**	**5**	※共同参加での共同提案の場合は代表者の所在地で評価 ※市内の本店、支店、営業所の有無を評価	
		・市内に支店、営業所等あり	3		
		・市内に本店、支店、営業所なし	0		
	市との災害時応援協定等の締結による地域貢献の実績	**・協定締結あり**	**5**	※災害時応援協定等を市と締結している事業者を評価等	
		・協定締結なし	0		
	市内事業者との連携	**・受託後の市内業者との連携（外注）計画**	**5**	※市内事業者との連携状況を評価	
	シルバー人材センターとの連携	・7.5%以上の増	3	※箕面市シルバー人材センターへの発注額を評価 ※応札業務のうち現在シルバー人材センターが受託している業務の予定価格合計からの増加率で評価 ※応札業務に箕面市シルバー人材センターの業務がない場合は、「増なし：0」で評価する	
		・5%以上7.6%未満の増	2		
		・5%未満の増	1		
		・増なし	0		
	市内居住者の雇用	・受託後の市内居住者の雇用計画を評価	3	※市内居住者の雇用（新規・継続）を評価	
雇用に関する項目	**障害者雇用率**	・障害者雇用率5.4%以上	**5**		
		・障害者雇用率3.6%以上5.5%未満	3		
		・障害者雇用率1.8%以上3.6%未満	1		
	就職困難者の雇用	**・就職困難者の雇用の取り組み**	**5**	**※就職困難者の雇用に関する実績や考え方を評価** 就職困難者：ひとり親の親、60歳以上の高齢者、箕面市地域就労支援センター等からの紹介、箕面市内に避難している東日本大震災の被災者　　など	
	育児・介護の休業制度への取り組み	・出産育児・介護に係る休業制度がある	2	※育児・介護休業法関係の評価	
		・出産育児・介護に係る休業制度がない	0		
環境への配慮に関する項目	企業としての環境配慮の取り組み	・企業としての環境への配慮の実績や取り組み	3	※ＩＳＯ1400やエコアクション21の取得状況	
	業務を実施する上での環境配慮の取り組み	・応札業務における環境への配慮の実績や取り組み予定	5	※業務実績における環境への配慮の取り組みに関する実績や取り組み予定を評価	
特別提案	応札業務に係る特別提案	・提案の的確性・独創性・実現性を評価	12	※業務の効率化に関する提案についての評価	
				得点の合計	

8．鹿児島県

Ｎｏ.８　鹿児島県･･･障がい者等就職困難者の雇用を、建設工事に係る、競争入札参加資格及び総合評価入札の評価項目で加点評価している	
ヒアリング先	土木部監理課、障害福祉課
日　時	平成 26 年３月 14 日(金曜日)13：00～15：00
場　所	障害福祉課

1．障がい者や就職困難者における公共調達の「随意契約」について

- 1 号随契は「シルバー人材センター」「母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体等」「障がい者福祉事業所」、2 号随契は「シルバー人材センター」「母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体等」でそれぞれ活用しているが、3 号随契については「ルールを決めることについては事務量等の問題がある」ために、いずれも活用していないのが実状である。「障がい者福祉事業所」では 1 号随契のみを活用し、うち「役務」では主にクリーニング、「物品」は印刷、名刺などが内容となっているが、契約締結件数、契約金額ともシルバー人材センターに比べ極めて少ないのが実状である。

2. 障がい者の工賃向上を促進する「工賃倍増 5 か年計画」「工賃向上計画」及び「障害者優先調達推進法」について

- 平成 24 年 4 月に「工賃向上計画」を推進するための基本的な方針が策定された。就労継続支援Ａ型事業所は雇用契約に基づく最低賃金が適用される、また生活介護事業所及び地域活動支援センターは就労機会の提供を主たる目的としないため、対象事業所は就労継続支援Ｂ型事業所としている。現状計画は「工賃倍増５か年計画」に比較し、販路拡大等は拡大しつつあるが、ノウハウの有する人材を雇用することが困難、民間企業との連携や売れる商品づくりが難しいといったことがあった。こうしたことを踏まえて平成 26 年度からは共同受注の窓口の設置を検討している。「調達推進方針」は、平成 25 年 10 月に施行しているが、厳しい県財政を考えると購入はなかなか難しい状況である。例えば庁内清掃については、予算削減のうえ県外事業者が落札するなど、障がい者福祉事業所にとっては厳しい状況にある。

3. 総合評価方式、公契約条例について

□「工事」での総合評価入札方式において、『障がい者等就職困難者の雇用』を評価項目とし、加算点で評価している。

- 「工事」での総合評価入札方式において、『障がい者等就職困難者の雇用』を評価項目とし、加算点で評価している。ここでいう就職困難者は、障がい者をはじめ保護観察対象や若年の就職困難者であり、建設工事入札の参加資格そして技術資料提出後の総合評価での段階において障がい者等就職困難者の雇用が加算点として評価している。建設工

事入札参加資格の判定基準等のうち総合点数の内容は、次のようになっている。

・県内建設業者⇒総合点数＝経営事項評価点数+技術事項等評価点数（県工事成績）+技術職員+**加点事項**+減点事項）

・県外建設業者⇒総合点数＝経営事項評価点数

このうち障がい者等就職困難者についての加点事項として示されている内容は次のようになっている。

(3) 加点事項

ク　障がい者雇用

・平成 24 年 6 月Ｉ日時点において、①「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率が適用される者は、法定雇用率を達成する人数を超える人数を雇用している場合、②前項の同法律に基づく法定雇用率が適用されない者は、障がい者を 1 人以上供している場合に各 5 点を加点する。

・また、上記の雇用障がい者を 1 年以上継続して雇用している者は 5 点を追加する。（最高 10 点）

ケ　新規学卒者等雇用

・平成 22 年 6 月から平成 24 年 5 月 31 日までに学校教育法に規定する学校若しくは専修学校又は職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設を卒業した者を採用し、平成 24 年 6 月Ｉ日時点において常用雇用労働者として雇用している場合に 1 名当たり 2 点を加点する。（最高 6 点）

コ　保護観察対象者の雇用支援

・平成 24 年 10 月 31 日時点において、鹿児島県協力雇用主会又はＮＰＯ法人鹿児島県就労支援事業者機構に登録している者に 2 点を加点する。

- 総合評価の方法（特別簡易型）の場合は、技術資料を提出した者に対し、標準点（100 点）を与え、さらに予め設定した評価項目について基準に従って評価を行い、０～10 点の範囲で加算点を加えた者を技術評価点とし、技術評価点を応札価格で除した値を評価値としている。障がい者等就職困難者の評価項目及び加算点は次のようになっており、障がい者雇用または鹿児島県協力雇用主会等に登録によって総合計 10.0 点の 1/20 が加算点として評価されるようになっている。

表. 総合評価方式（特別簡易型）における評価項目、加算点及び評価基準

別表　　◇一般土木工事（1億円以上 3億円未満）

	評価項目及び加算点	評価基準	提出様式 ※添付書類別紙のとおり
企業の施工能力 6．5点	過去10年間における国（九州内）又は県の表彰実績 ○表彰実績あり　（ 0.5 点） ○実績なし　（ 0.0 点）	平成15年度から24年度において，単独の元請又は共同企業体の構成員として，国土交通省九州地方整備局発注工事，本県（土木部・農政部・環境林務部）優良工事等表彰実施要領に基づき，優良工事表彰（建築課所管発注工事を除く）を受けた企業であるか。	・[様式1]
	過去5年間における国（九州内）又は県の同種工事の施工実績 ○ 2件以上の実績あり　（ 0.5 点） ○ 1件の実績あり　（ 0.3 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）	平成20年度から24年度までに完成検査を受けた下記①～③のいずれかの工事において，単独の元請又は共同企業体の構成員として，県内における同種工事の施工実績を有するか。 ①県土木部発注工事（建築課所管発注工事除く） ②県商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 ③国土交通省九州地方整備局発注工事	・[様式2]
	過去3年間の土木一式工事の工事成績の平均点 ○ 80点以上　（ 3.0 点） ○ 75点以上80点未満 （工事成績の平均点－75）×2／5＋1 ※小数点以下第2位を切り捨て　（ 2.9～1.0 点） ○ 75点未満　（ 0.0 点）	平成22年度から24年度までに完成検査を受けた下記①及び②の土木一式工事において，単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績平均点は何点か。 ①県土木部発注工事（建築課所管発注工事除く） ②県商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事	
	経営事項審査における経営状況 ○ 900点以上　（ 0.5 点） ○ 800点以上900点未満　（ 0.4 点） ○ 700点以上800点未満　（ 0.3 点） ○ 600点以上700点未満　（ 0.2 点） ○ 500点以上600点未満　（ 0.1 点） ○ 500点未満　（ 0.0 点）	平成23年4月1日から平成24年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし，審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は，直近の経営事項審査）によるY評点（経営状況）は何点か。	
	受注工事量 ○ 0件＝受注工事量　（ 1.0 点） ○ 1件＝受注工事量　（ 0.5 点） ○ 2件＝受注工事量　（ 0.0 点） ○ 3件＝受注工事量　（ −0.5 点） ○ 4件≦受注工事量　（ −1.0 点）	当該年度受注工事量は，平成25年7月1日公告開始分から当該公告案件の開札日前日までに落札候補者又は落札決定された工事件数で，下記①及び②のうち，総合評価方式対象の5千万円～3億円の土木一式工事（海上，PC工事除く）を対象とする。 ①鹿児島県の土木部発注工事（建築課所管発注工事を除く） ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事	
	過去5年間における新規学卒者の雇用 ① 過去5年間における県内の学校の新規学卒者の雇用 ② 過去5年間における県内の営業所に県外の学校の新規学卒者（※県内出身者に限る）の雇用 ※本籍地が県内又は中学卒業まで県内在住の者 ○ ①又は②の実績あり　（ 0.5 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）	① (1)平成20年度から23年度まで，県内学校の新卒者を卒業月の翌月から3か月以内に採用し，現在，継続して雇用。 又は(2)平成24年度に，県内学校を過去3か年度以内に卒業した者を採用し，現在，継続して雇用。 ② (1)平成20年度から23年度まで，県内営業所に県外学校の新卒者をを卒業月の翌月から3か月以内に採用し，現在，継続して雇用。 又は(2)平成24年度に，県内営業所に県外学校を過去3か年度以内に卒業した者を採用し，現在，継続して雇用。 ※新規学卒者とは，雇用時点において満29歳までの者とする。	・[様式3]
	障害者雇用，高年齢者雇用，又は鹿児島県協力雇用主会等に登録 ① 前年度までに障害者を雇用している。 ② 前年度までに高年齢者を雇用している。 ③ 鹿児島県協力雇用主会等に登録している。 ○ 上記項目のうち，2つ以上の実績あり　（ 0.5 点） ○ 上記項目のうち，いずれかの実績あり　（ 0.3 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）	①身体障害者，知的障害者又は精神障害者を平成24年度までに雇用し，現在，継続して雇用しているか。ただし，法定雇用義務がある場合は，法定雇用率以上雇用していること。 ②60歳以上の高年齢者を平成24年度までに雇用し，現在，継続して雇用しているか。 ③入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構（二種会員）に登録しているか。	・①[様式4－1] ・②[様式4－2] ・③[様式4－2]
配置予定技術者の能力 1．5点	過去10年間における国（九州内）又は県の表彰実績 ○ 現在の会社での表彰実績あり　（ 0.5 点） ○ 上記以外での表彰実績あり　（ 0.3 点） ○ 実績なし　（ 0.0 点）	平成15年度から24年度において，単独の元請又は共同企業体の構成員として，国土交通省九州地方整備局発注工事，本県（土木部・農政部・環境林務部）優良工事等表彰実施要領に基づき，優秀技術者表彰（建築課所管発注工事を除く）を受けた技術者であるか。	・[様式5]
	前年度のCPDS（1級土木施工管理技士）単位取得状況 ○ 推奨以上　（ 1.0 点） ○ 推奨未満　（ 0.5 点） ○ なし　（ 0.0 点）	1級土木施工管理技士の資格保有者について，平成24年度に(社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）で取得した単位数がどの程度か。 ・推奨単位数：20ユニット	・[様式5]
地域貢献度 2．0点	営業所の有無 ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内に営業所（従業員10名以上）あり　（ 0.5 点） ○ 上記以外　（ 0.0 点）	左記箇所に営業所を有するか。	・[様式6－1]
	地域への貢献 （振興局・支庁管内又は県内での実績） ①(1) 過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績 又は (2) 過去5年間における道路管理委託業務の受注実績 ②(1) 前年度の道路・水辺・港・砂防サポーターとしての活動実績 又は (2) 消防団員の雇用 ○ 振興局・支庁管内で①及び②の実績あり　（ 1.5 点） ○ 振興局・支庁管内で①又は②の実績あり　（ 1.0 点） ○ 県内で①又は②の実績あり　（ 0.5 点） ○ 上記の実績なし　（ 0.0 点）	①(1) 平成20年度から24年度までの5年間において，年1回以上，延べ5回以上，公共施設への愛護活動等を行った実績があるか。 ①(2) 平成20年度から24年度までに，道路管理委託業務（工期180日以上の管理業務又は雪氷・除灰対策）の実績があるか。 ②(1) 平成24年度に「ふるさとの道」，「みんなの水辺」，「みんなの港」，又は「ふるさと砂防」の各サポート推進事業の活動実績があるか。（当該振興局・支庁管内又は県内での実績は，当該振興局・支庁管内に営業所を有している者の活動に限る） ②(2) 消防団員に所属している社員を現在雇用しているか。 ただし，平成24年度までに消防団員証の交付又は消防団協力事業所の表示証を受けている者に限る。	①[様式6－2] ②[様式6－3]
合　計	10.0 点		

詳細は次ページへ

表　鹿児島県における総合評価入札方式における就職困難者等の評価項目・基準及び加算点

評価項目及び加算点	評価基準
過去５年間における新規学卒者の雇用 ① 過去５年間における県内の学校の新規学卒者の雇用 ② 過去５年間における県内の営業所に県外の学校の新規学卒者（※県内出身者に限る）の雇用 ※本籍地が県内又は中学卒業まで県内在住の者 ○ ①又は②の実績あり（0.5 点） ○ 実績なし（0.0 点）	① (1)平成２０年度から２３年度まで，県内学校の新卒者を卒業月の翌月から３か月以内に採用し，現在，継続して雇用。 又は(2)平成２４年度に，県内学校を過去３か年度以内に卒業した者を採用し，現在，継続して雇用。 ② (1)平成２０年度から２３年度まで，県内営業所に県外学校の新卒者を卒業月の翌月から３か月以内に採用し，現在，継続して雇用。 又は(2)平成２４年度に，県内営業所に県外学校を過去３か年度以内に卒業した者を採用し，現在，継続して雇用。 ※新規学卒者とは，雇用時点において満２９歳までの者とする。
障害者雇用、高年齢者雇用、または鹿児島県協力雇用主会等に登録 ①前年度まで障害者を雇用している ②前年度まで高年齢者を雇用している **③鹿児島県協力雇用主会に登録している** ○上記のうち、2 つ以上の実績あり（0.5 点） ○上記のうち、いずれかの実績あり（0.3 点） ○実績なし　（0.0 点）	①身体障害者、知的障害者又は精神障害者を平成 24 年度までに雇用し、現在継続して雇用しているか。ただし、法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用していること。 ②60 歳以上の高年齢者を平成 24 年度までに雇用し、現在継続して雇用しているか。 **③入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会またはＮＰＯ法人鹿児島県就労支援事業者機構に登録しているか。**

- 障がい者等就職困難者、なかで保護観察者等に対して、鹿児島県協力雇用主会またはＮＰＯ法人鹿児島就労事業者機構（二種会員）への登録が技術評価点の加算点の対象とすることによって、就労支援を図るというものである。これは、保護司をはじめとする地域の構成保護ボランティアと連携し犯罪を犯した者等を積極的に雇用することによって、改善更生を援助している民間の篤志事業家を会員とする「鹿児島県雇用主会」と、犯罪を犯した者等※を雇用に関して協力する意思を有する事業者の増加を図るＮＰＯ法人鹿児島就労支援事業者機構への登録した事業者に加算点の評価を与えることによって、協力雇用主による雇用を促進していくことを狙いとしている。

※保護観察中の成人及び少年の他、刑務所を満期出所した者等が含まれている。

図. 鹿児島県における刑務所出所者等就労支援事業の概要

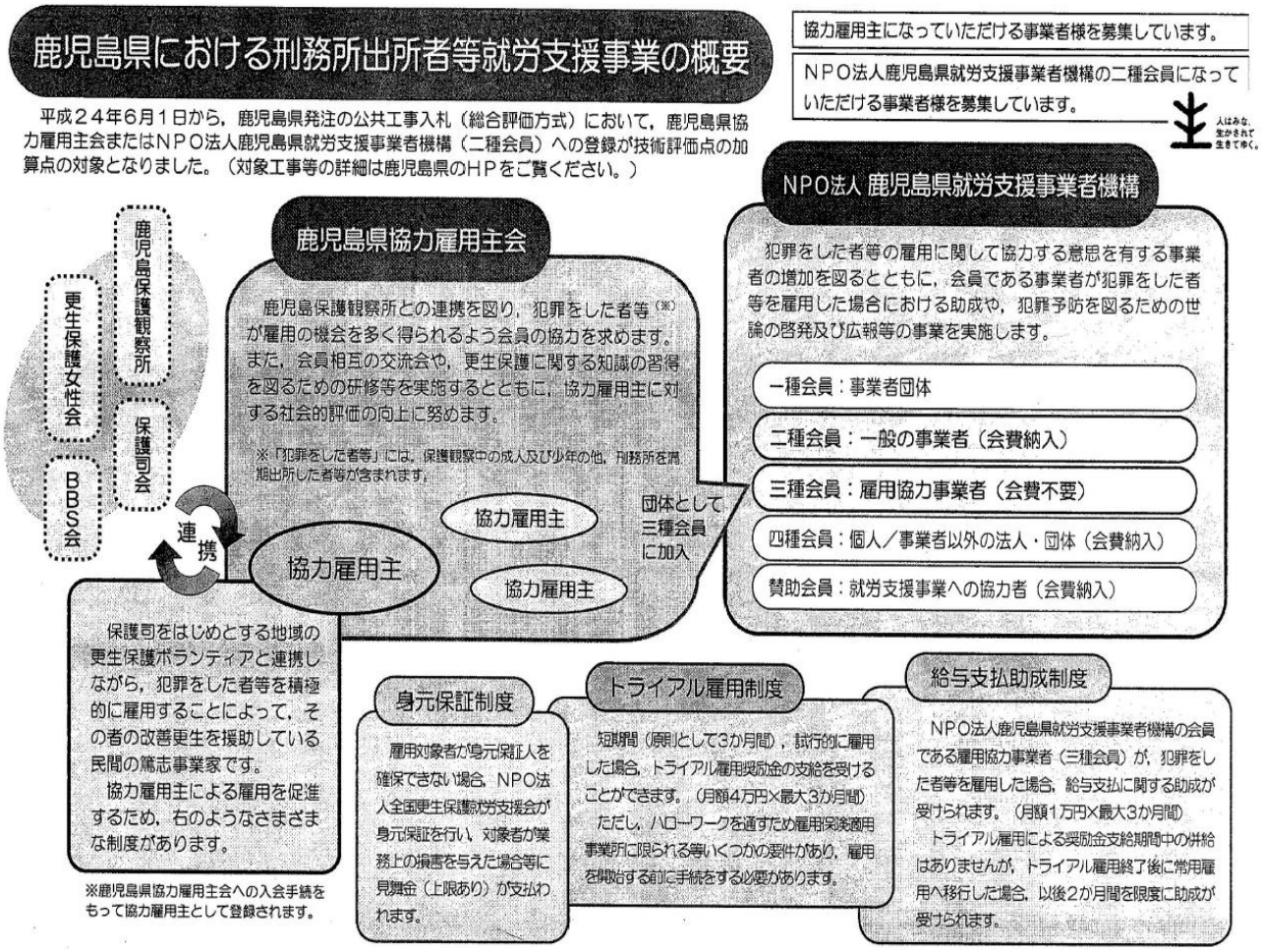

9．札幌市

Ｎｏ.9　札幌市･･･公契約条例案を策定し市議会で継続審議となったものの、再提出後否決となっている。	
ヒアリング先	管財部契約管理課、障がい保健福祉部障がい福祉課
日　時	平成 26 年３月 17 日(月曜日)　13：00～15：00

1．障がい者や就職困難者における公共調達の「随意契約」について

□これまでは２号随契を１号随契に準ずるとして活用してきたが、地方自治法施行令の改正により「3 号随契」の活用が中心となっている。

- 公共調達の随意契約は、2 号随契は活用していないが、「障がい者福祉事業所」「シルバー人材センター」については、1 号随契及び 3 号随契を活用している。ただ、地方自治法施行令の改正により、3 号随契で「物品」に加えて「役務」でも活用できることになったことから 3 号随契となった。それ以前は実質的には 2 号随契を、1 号随契に準ずる随意契約として活用していた。ただ、30 万円以上は各局の契約担当では入札にすることが決まっており、30 万円以下が該当することになる。3 号随契の「役務」で契約金額が 1 億 3 千万円近くあるのは、指定管理によるリサイクル工場の清掃業務が入っているからである。
- シルバー人材センターなど地元中小企業との競合については、「中小企業との棲み分けはできており、また産業振興課でも障がい者団体も広い意味での中小企業である、との捉え方をしている」。またシルバー人材センターは随意契約では 1 億 7 千万円余りの契約金額があるが、その内容は駐輪場管理や学校管理などが中心となっており、障がい者の業務とは異なっている。

2．障がい者の工賃向上を促進する「工賃倍増 5 か年計画」「工賃向上計画」及び「障害者優先調達推進法」について

- 障がい者就労事業所等に通う障がい者の工賃向上を図る取り組みとしては、障がい者就労事業所等で製作した製品を常設で販売する「元気ショップ」や「元気ショップいこ～る」の運営に対し補助を行っている。こうした障がい者の就労の促進及び自立を図ることを目的として行われる取り組みに対し、市では「障がい者協働事業」として運営経費の補助を行っており、「福祉的就労から一般就労、いずれは特例子会社へと発展」の構図を描いている。

□「障がい者協働事業」で福祉的就労から一般就労への促進を図っている。

- 補助要件の一般原則の主な要件は、①事業の従業者について、通常の一般企業等に就労することが困難な障がいのある従業員が 5 割以上かつ 5 人以上であること、②事業の従業者が全員、原則として 1 週間 30 時間以上勤務する雇用契約を結んでいること、③全員が健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の適用対象であること、③事業の管理責任

者を配置すること、などとなっている。賃金は最低賃金法に定める最低賃金の適用除外申請を行うが、最低賃金の 3/4 以上となっている。下回ると障がいのある従業者数には含まないことになっている。また、障がい者従業者以外の従業者は、障がい者ととに働きながら、従業者の介助、相談、技術指導及び作業の支援を行うとともに、その従業者は常勤加算方法で障がい者 5 人に 1 人以上配置しなければならない。

- 補助基準額は、「補助基本額」「家賃加算」「施設整備費補助加算」で構成されており、障がい者従業者が 5 名から 9 名の 1 名ごとに補助額が積み上げられる。ただ、そのなかには障がい者従業者の「給与」、「手当等」は含まれない。現在、プロポーザル方式（提案者が就労継続支援Ａ型事業所の障がい者を対象に募集)によって選定された 15 社がこの事業を活用しており、88 名の障がい者（身体障がい者 12 名、知的障がい者 39 名、精神障がい者 37 名）が従事している。

表. 障がい者協働事業運営費補助基準額

	基準額　（単位：円）	算　定　条　件
補助基本額（年額）	6,820,000	障がい者従業者　５名の場合（短時間０．５×２人）
	7,720,000	障がい者従業者　６名の場合（短時間０．５×２人）
	8,630,000	障がい者従業者　７名の場合（短時間０．５×２人）
	9,540,000	障がい者従業者　８名の場合（短時間０．５×２人）
	10,450,000	障がい者従業者　９名の場合（短時間０．５×２人）
家賃加算	家賃年額×1/2（上限480,000）	当該年度４月１日現在の賃貸契約書記載額による。（平成１８年度は10月１日現在）当該事業を行うことを目的に賃貸した場合に限る。
施設設備費補助加算	1,000,000	事業開始初年度のみ

- 障がい者福祉事業所が提供可能な印刷物の製造請負、清掃等の役務提供サービスについて、企業や官公庁へ営業し、受注調整等を行うセンター機能を有する「元気ジョブアウトソーシングセンター」(以下元気ジョブと称する)により、障がい者の工賃向上を図っている。元気ジョブは印刷・封入・清掃など様々な作業や業務を行っている施設を代表して、民間企業や官公庁への営業や、発注された作業・業務の施設への振り分けとともに、質的レベルの向上などセンター機能の役割を果たし、障がい者の工賃の向上と安定を目指している。また、北海道全域の施設を取りまとめている「障がい者就労支援センター」と連携し、市外施設とのコーディネートも行っている。

図. 元気ジョブアウトソーシングセンターの活動

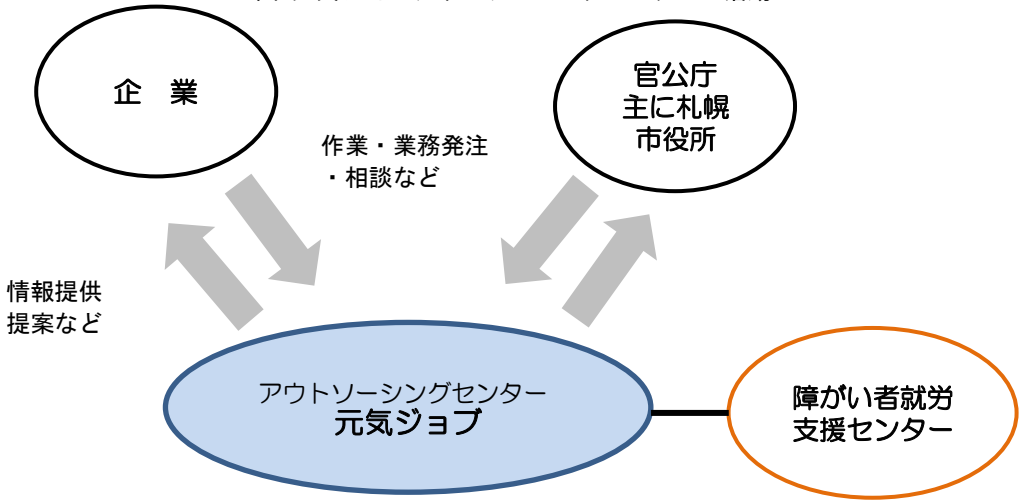

□各局が現行制度において可能な契約方法を踏まえて、調達することを積極的に検討すると調達方針で明確に示している。

- 共同受注窓口機能を有する事業を行う者として、札幌市長が位置づけるもの、元気ジョブ運営事業を受託する者を公共調達の調達方針(札幌市障害者就労施設等からの物品等の調達方針）では、調達の対象としている。調達方針では、「調達の推進における具体的な取組」として、「少額」及び「予定価格が10万円未満」への随意契約による調達とともに、物品や役務については、地方自治法施行令の3号随契(物品の購入については、製作された物品に限る)あるいは札幌市事務取扱要領第48条エ（一定の政策目的を達成させるため､施行令第167 条の2第１項第3号に掲げる障害者支援施設等において製作された物品を購入するとき）及び第91条エ（予定価格100万円以下）に規定する随意契約による調達についても検討するとなっており、「役務」での随意契約拡大への期待が示されている。平成25年度の調達目標は、平成24年度の調達実績(約1億4,700万円)を踏まえ、前年度を約280万円(約2%)上回る1億5,000万円としている。また、障がい福祉課では、庁内の連絡調整や元気ジョブとの連携による情報提供とともに、物品や役務の品質や生産能力の向上、品目の拡大を図るため、研修会の開催や専門家の派遣等に取り組むとしている。

3. 総合評価方式、公契約条例について

□公契約条例案を策定し議会に提出、継続審議となったのち、再提出したものの議会で否決となっている。本市の公契約条例は報酬下限額を義務づけることにより、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な環境確保を目的に、相模原市公契約条例をモデルとした公契約条例である。

- **条例案制定の背景**

  長引く不況や財政状況の悪化によって公共投資が減少し､業者間競争の激化や低価格入札がみられ､札幌市においても公共工事設計に使用する国で定めた労務単価が全国最低水準での下落傾向が続いているほか、清掃などの業務委託では、低賃金で働く労働者が多い状況となっている。そこで、市の発注する事業については、労働者の賃金へのしわ寄せや公共事業・サービスの品質低下が生じることのないよう、労働者の適正な労働環境の確保を図っていくことが求められていた。このようなことから、受注者等が労働者に一定額以上の賃金を支払い、労働者の適正な労働環境を確保することを通じて、事業の品質の確保を図るため、（仮称）札幌市公契約条例を制定した。

- **公契約条例の経緯**

  ・平成 24 年第 1 回定例市議会　公契約条例案を提出、関係業界からの理解が十分ではないなどの理由から継続審議

  ・平成 25 年第 3 回定例市議会　当初条例案を撤回、見直し後の条例案を提出

・平成 25 年 10 月 31 日本会議　否決

● **条例案の概要（主な項目と内容）**

・条例の目的と公契約

目　的･･･公契約に係る基本的な事項を定めることにより、従事する労働者の適正な労働環境の確保を図り、それを通じて事業の品質を確保する。

公契約･･･工事に係る請負契約その他の請負契約と清掃、警備等に係る委託契約

・市及び公契約の相手方となる者等の責務

市　･･･　入札及び契約における透明性、競争性及び公平性に留意し、公契約に係る施策を実施しなければならない。

公契約の相手方･･･市の事業の実施に携わる者としての社会的責任を自覚し、当該事業に従事する労働者の適正な労働環境を確保するとともに、事業の品質を確保するよう努めなければならない。

・一定の範囲の公契約に係る事業に従事する労働者に対して、一定金額以上の作業報酬が支払われなければならないこと。

工事請負契約は予定価格5億円以上（プラント工事については2億円以上）の契約、業務委託契約は予定価格1,000 万円以上で、一定の業務（施設清掃、施設警備、設備運転監視）を対象とする。

・その対象となる契約及び労働者の範囲

労働基準法第９条に規定する労働者、「一人親方」

・作業報酬を設定する際に考慮する基準

工事については積算で用いられる公共工事設計労務単価､業務委託については建築保全業務労務単価を､それぞれ作業報酬下限額を設定する際の基準とし審議会での意見を踏まえて設定する。

□雇用主と労働者との契約介入への法令や契約自由の原則との整合性、条例適用の契約の従事者とそれ以外の労働者との賃金格差についての合意形成ができず、市議会で見直し条例案も否決された。

● **公契約条例案に対する業界等の意見と市の再提出案での対応**

業界の主要な意見

✔同じ企業で同じ仕事をしている者全員の労働条件の改善を求めている
✔清掃や警備業務を条例の対象にするのか
✔同一労働同一賃金の原則に反し、賃金格差を生む
✔賃金格差が労使紛争を興す可能性がある
✔従事時間の把握、事務処理量、一人親方の扱い、専任の担当の必要性など事務処理上の問題がある

市の再提出案での対応

⇒公契約に関し、企業の健全な経営環境の視点を盛り込み、条例の基本理念を明確化。

⇒地域経済の活性化に寄与するよう公契約の運用に努めることを明らかにするため、「地域経済への配慮」、「適正な価格での受発注」などを行うことを明記。

・目的に『事業者等の健全な経営環境に適切に配慮した上で、公契約に係る作業に従事する者の適正な労働環境を確保し･･･』を追加

・基本理念の項を追加し、『公契約の適正な履行の確保及び事業等の質の向上を図る』『事業者等の健全な経営環境及び地域経済の活性化に配慮する』『従事する者の適正な労働環境の確保』を追加

・第9条で価格以外の評価について追加

⇒基本理念の内容を実現するため、公契約全般に関する調査・指導を行うこと。

⇒作業報酬下限額については、業務の対象範囲を拡大。

業務の対象範囲「１千万円以上の業務の委託」を『１千万円以上』を削除

⇒条例の制定から一定期間、ペナルティを猶予すること。

⇒条例の制定後、一定期間後（施行日から３年を経過した適当な時期において）に必要な見直しを行うこと。

平成 25 年第 3 回定例議会で否決

- **今後の方向**

元請、下請け、孫請けと重層的な産業構造にあるなかで、公契約に従事する労働者への報酬下限額の設定による労働者の適正な労働環境の確保は、制度設計においての難しさがあった。今後の方向については定まっていないものの、「総合評価入札方式」により、労働者の労働環境の確保、地域経済の活性化の実現を図ることを検討している。

１０．北海道

Ｎｏ.10　北海道･･･委託業務で企業の「障がい者就労支援認定」の取得促進と総合評価入札方式をリンクさせて障がい者の就労支援を図っている。	
ヒアリング先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課
日　時	平成 26 年３月 17 日（月曜日）15：30～17：30

□北海道障がい者条例に基づく、企業の障がい者就労支援認定の取得促進の優遇措置として、価格要素だけでなく、企業認証に係る障がい者就労支援の貢献度等を加え落札者を決定する総合評価方式を導入している。

● **委託業務等に係る総合評価競争入札制度の仕組みと特徴**

平成 22 年 4 月 1 日に施行した「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」（以下通称：北海道障がい者条例）第 30 条に基づき、障がい者の就労に関して継続的、安定的に行う企業等を「障がい者就労支援企業」として認証し、企業等による障がい者の就労支援の取組と理解の促進を図っている。『委託業務に係る総合評価競争入札制度』は北海道障がい者条例に基づく「障がい者就労支援企業認証」の取得企業への優遇措置として行われるもので、価格要素だけでなく、企業認証に係る障がい者就労支援の貢献度（認証ポイント）等を加え総合的に評価し、落札者を決定する総合評価方式で、試行的に実施するものである。従来の入札は、価格要素のみで落札者を決定するが、総合評価競争入札では、企業認証に係る「就労貢献要素」と「技術的要素」についてポイント評価を行い、価格評価と合わせ、その総合ポイントが最も高い者を落札者としている。

〇発注機関：道庁保健福祉部及びその出先機関、経済部の出先機関
〇対象契約：委託業務契約（庁舎清掃、警備、ボイラー運転等）、工事請負契約（修繕工事を含む）

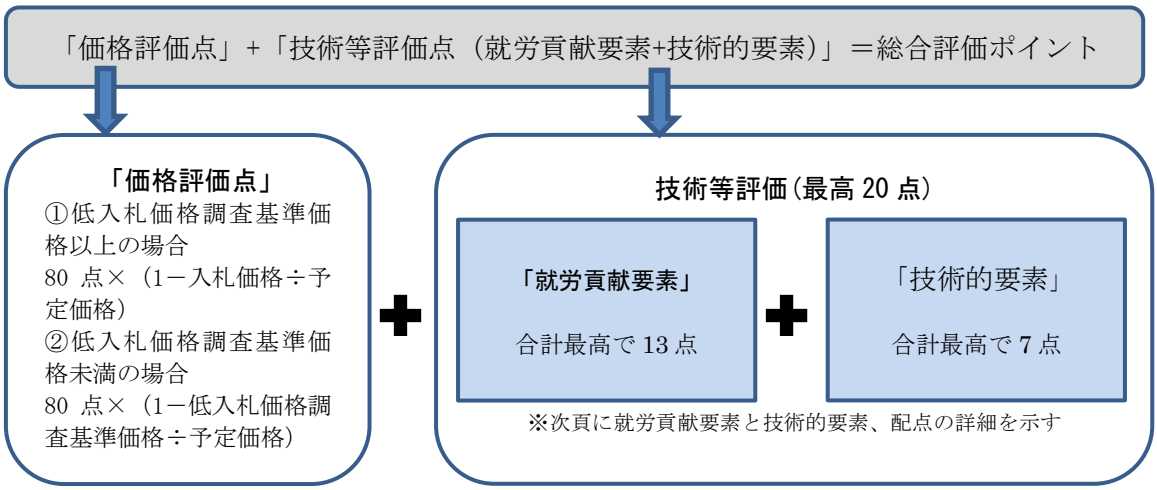

※低入札価格調査制度

低価格調査基準価格未満の場合、契約内容に適合した履行が行えるか調査し、調査の結果、必ずしも落札者としないことができる。

表. 評価表

項　目	基　　準	配点	摘　要
1　就労貢献要素			
必須条件	障がい者雇用率が2.0%以上である	－	※障がい者就労支援企業認証申請見込等の場合 雇用率は、提案書提出時の前月以前１年間の実績による
①障がい者雇用率	2.7%以上～3.6%未満	1	
	3.6%以上～5.4%未満	2	
	5.4%以上～7.2%未満	3	
	7.2%以上	4	
②授産製品等の販路拡大	無償により授産製品等の販売スペース提供	1	※障がい者就労支援企業認証申請見込等の場合 障がい者雇用率が2.0%以上であって原則、提案書提出時の前月以前１年間の実績があること。
③授産事業所への優先発注	50万円以上～100万円未満	1	
	100万円以上～500万円未満	2	
	500万円以上	3	
④障がい者の職場実習	常時受入	1	
⑤障がい者の職場定着（平均雇用継続期間）	１年６ヶ月以上３年未満	1	
	３年以上	2	
⑥その他	障がい者の就労支援に関し、特に寄与すると認められる取組について、北海道障がい者就労支援推進委員会に諮った上で、個別に評価 【例】 ・無償で授産製品等をﾈｯﾄ販売・・１点 ・ジョブコーチの配置・・・・・　１点	１～２	
就労貢献要素　　小計（A）		１３	
2　技術的要素			
①同種契約の履行実績	・申請前２営業年度において、同規模の契約を履行していること	1	
②自主検査体制の整備状況	・業務内容に対する自主検査体制が整備されていること	1	
③業務処理責任者の資格の有無	・本契約に係る業務処理責任者が当該業務に関する資格を有していること	1	
④研修体制の整備状況	・業務内容に関する職員の研修体制が整備されていること	1	
⑤苦情処理体制の整備状況	・業務内容に関する苦情に対する処理体制が整備されていること	1	
⑥権利擁護への姿勢 【相談体制】 【労働者の賃金の水準】	・職員からの相談に関する体制が整備されていること　かつ ・現に発効中の北海道最低賃金を超える額を支払うことを誓約していること	1	
⑦地域貢献度	・営業拠点が道内にあること	1	
技術的要素　　小計（B）		7	
技術等評価点　　合計（A＋B）		２０	

● 取組状況（試行実績）

実績は平成 22 年度 2 件、平成 23 年度 2 件、平成 24 年度 3 件、平成 25 年度 4 件となっており、平成 25 年度現在で延べ 11 件が契約企業となっている。平成 25 年度には予定価格以下での入札が認証取得企業以外の 1 件があるのみで、他は全て認証取得企業である。また業務内容は全て「清掃業務委託」となっている。

● 効果及び課題

＜効果＞

✔予定価格が高まるほど技術等評価点が落札を左右する仕組みになっており、障がい者の就労支援をより継続的、安定的かつ積極的に行っている企業ほど落札者となる可能性がより高いことが表れている。

✔障がい者の一般就労促進という考えで導入したものであり、認定企業の落札が圧倒的に高くなっている。

✔総合評価入札と一般競争入札を比較すると、委託業務に係る総合評価入札制度の導入によって、入札参加件数は減少したものの、落札率が平均 80%程度と向上している。

図. 総合評価方式によるシュミレーション

■予定価格　５００万円（仮定）
■低入札価格調査基準価格　３７０万円（仮定）
◆B社〔認証企業〕は就労貢献要素（認証ポイント）３ポイント取得
◆C社〔認証企業〕は就労貢献要素（認証ポイント）６ポイント取得
◆D社〔認証企業〕は就労貢献要素（認証ポイント）４ポイント取得

	応札金額	低入札価格調査対象	価格評価点 A	技術等評価点 B			総合評価点 A+B	順位	
				就労貢献要素（～13点）a	技術的要素（～7点）b	計（～20点）a+b		価格順位	総合評価
A社	299万円	○	80点×（1－370万円÷500万円）＝21点	0	7	7点	28点	1	④
B社	363万円	○	80点×（1－370万円÷500万円）＝21点	3	7	10点	31点	1	②
C社	373万円		80点×（1－373万円÷500万円）＝20点	6	7	13点	33点	3	①
D社	380万円		80点×（1－380万円÷500万円）＝19点	4	7	11点	30点	4	③
E社	403万円		80点×（1－403万円÷500万円）＝16点	0	7	7点	23点	5	⑤

認証企業（B社、C社、D社）

■A社は、価格評価が最高得点（最低入札価格）であるが、技術等評価が低いため総合評価で1位とはならない。
■C社は価格評価で第３位であるが、技術等評価１３点（就労貢献要素６点）を加点した総合評価で１位となる。
■A社及びB社は、低入札価格調査基準価格未満のため、価格評価点は、２１点同一得点となる。

＜課　題＞

入札の一般原則に反するという懸念や、一部賛同を得られないということもあり、試行的な実施となっている。また、「2,500 万円以上」はＷＴＯが適用され、外国企業の参入障壁となるため、総合評価方式は適用できない、といった課題がある。そのため、今後の方向として障害者優先調達推進法とリンクするなど適正な制度とすることが求められている。

- **障がい者就労支援企業認証制度**

授産製品の優先調達や障がい者の多数雇用など､障がいのある人の就労支援に積極的に取り組む企業等を、一定の基準によりポイント評価(認証ポイント)し、「障がい者就労支援企業」として認証する制度である。

✧ 認証の対象者等

対象者　：道内に事業所を有する企業又は協同組合

要　件　：障がい者雇用率が、法定雇用率以上であって、障がい者の就労支援の取組を継続的に実施している

有効期間：認証取得の日から3年間

✧ 認証取得のメリット

・建設工事に係る平成25・26年度競争入札参加資格審査において、認証取得企業に3点が付与される。

・総合評価競争入札（委託業務等）における加点評価

・認証2ポイントの取得で、中小企業総合振興資金の事業革新新貸付の融資対象となるなど優遇措置が受けられる。

・随意契約や入札における対象事業者選定に配慮する

・道庁ホームページで北海道障がい者就労支援プログラム「アクション」における“企業サポーター”として積極的にＰＲされる。

・認証マークを使用し、名刺・会社パンフレット等の各種印刷・広告物、製品等に掲載できる。

✧ 認証基準

・障害者の多数雇用（雇用率2.7%以上）

・無償により授産製品販売スペース提供

・授産事業所への優先発注(年額50万円以上)

・障がい者の職場実習の受入

・障がい者の職場定着(平均雇用継続期間1年6ヶ月以上)

・その他

障がい者の就労支援に特に寄与する取組として有識者委員会で認められたもの（ジョブコーチの配置、無償での授産製品のネット販売など）

［参考資料］

1．アンケート調査票（都道府県及び人口５万人以上の市町、特別区）

障がい者や就職困難者のはたらく場の確保に向けた入札制度に関するアンケート調査

本調査は大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合(愛称：エル・チャレンジ)が、厚生労働省社会福祉推進事業の補助金を受け、実施するものです。全国における公共調達等における実施状況を把握することによって、障がい者や就職困難者の就労機会の拡大につなげる可能性や、そのために必要な制度、施策等を検討することを目的としています。

ご多忙中とは存じますが、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

[ご回答にあたってのお願い]

- お手数ではございますが、回答のご担当部署が複数にまたがる場合、担当部署でそれぞれの担当部分をご記入いただき、お取りまとめの上、ご返信頂きますようお願い申し上げます。
- ご回答は、あてはまる番号を○印で囲んでください。「１つを選択」「○印は１つ」「すべてに○印」など回答数を指定していますので、その数だけ○印をお付けください。
- 質問によっては、回答を具体的にご記入いただくものもあります。数字をご記入いただく質問では該当がない場合には「ゼロ」とご記入ください。
- 具体的な内容を［　　］にご記入いただく場合、その枠内に収まらないことがありましたら、質問番号を記入の上、別紙に記入、添付してください。
- 調査票にご記入いただきましたら、１２月２０日（金）までに、同封の返信封筒で返信してください。

[問合先]

ご回答にあたり、ご不明な点当がございましたら、下記までご連絡ください。

大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合(愛称：エル・チャレンジ)
政策研究室　　担当：丸尾　飯島
Tel：06-6920-3521　fax：06-6920-3522　　E-mail：seisaku@l-challenge.com

ご回答いただいた内容について、別途、確認させていただく場合がございます。その際にはご協力いただけますよう重ねてよろしくお願い申し上げます。

[情報の取り扱いについて]

- アンケート調査の回答内容については、選択式及び数字での回答は全て統計処理を行い、個別のデータは公表いたしません。自由記述式の回答は、個別の自治体名を特定できない形で公表させていただく場合がございます。また、事業の目的以外に使用することはございません。

調査票における『就職困難者』とは

就職困難者とは働く意欲がありながら、なかなか就職に結びつかない方々のことです。障がい者だけでなく、ホームレス状態の方、母子家庭の母親、保護観察に付された方、社会的事情により就職が著しく阻害されている方、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者の失業者を指しています。

1

障がい者や就職困難者のはたらく場の確保に向けた入札制度に関するアンケート調査

Ⅰ　公共調達の規模及び契約状況の現状について

問1．貴団体の公共調達（物品・役務）の現在の契約状況についてお聞きします。

平成 24 年度の会計年度の公共調達の「物品」「役務」における、「一般競争入札」「指名競争入札」「随意契約」それぞれの総契約締結件数及び総契約金額をご記入ください。また随意契約については、そのうち「シルバー人材センター」、「障がい者福祉事業所」の総契約締結件数、総契約金額をご記入ください。

(1)「物品」について

① 一般競争入札、指名競争入札、随意契約についての総契約締結件数及び総契約金額を下記にご記入ください。

1)一般競争入札　⇒　総契約締結件数＿＿＿＿件　総契約金額＿＿＿＿万円

2)指名競争入札　⇒　総契約締結件数＿＿＿＿件　総契約金額＿＿＿＿万円

3)随意契約　⇒　総契約締結件数＿＿＿＿件　総契約金額＿＿＿＿万円

②「随意契約」のうち下記の項目についての契約締結件数及び契約金額をご記入ください。

1)シルバー人材センター⇒　総契約締結件数＿＿＿＿件　総契約金額＿＿＿＿万円

2)障がい者福祉事業所　⇒　総契約締結件数＿＿＿＿件　総契約金額＿＿＿＿万円

(2) 役務について

① 一般競争入札、指名競争入札、随意契約についての総契約締結件数及び総契約金額を下記にご記入ください。

1)一般競争入札　⇒　総契約締結件数＿＿＿＿件　総契約金額＿＿＿＿万円

2)指名競争入札　⇒　総契約締結件数＿＿＿＿件　総契約金額＿＿＿＿万円

3)随意契約　⇒　総契約締結件数＿＿＿＿件　総契約金額＿＿＿＿万円

②「随意契約」のうち、下記の項目についての総契約締結件数及び総契約金額をご記入ください。

1)シルバー人材センター⇒　総契約締結件数＿＿＿＿件　総契約金額＿＿＿＿万円

2)障がい者福祉事業所　⇒　総契約締結件数＿＿＿＿件　総契約金額＿＿＿＿万円

Ⅱ　公共調達における「随意契約」について

問2．公共調達における「随意契約」についてお聞きします。それぞれの項目に該当する番号を1つ選択し、□ にご記入ください。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項1号（以下1号随契と称します）を活用していますか。

1. 活用している　　2. 活用を検討している　　3. 活用していない

項　目	活用の状況
1) シルバー人材センター	
2) 母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体等	
3) 障がい者福祉事業所	

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項2号（以下2号随契と称します）を活用していますか。

1. 活用している　　2. 活用を検討している　　3. 活用していない

項　目	活用の状況
1) シルバー人材センター	
2) 母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体等	
3) 障がい者福祉事業所	

(3) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項3号（以下3号随契と称します）を活用していますか。

1. 活用している　　2. 活用を検討している　　3. 活用していない

項　目	活用の状況
1) シルバー人材センター	
2) 母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体等	
3) 障がい者福祉事業所	

(4) 問2(３)の3号随契について「１．活用している」と答えた方にお聞きします。「物品」「役務」それぞれの優先的発注の具体的な内容について、それぞれの項目ごとに該当する番号を選択し、各項目の平成 24 年度の会計年度の総契約締結件数と総契約金額を具体的にご記入ください。

①「物品」について優先的発注の具体的な内容について、それぞれの項目ごとに該当する番号を選択し、各項目の平成 24 年度の会計年度の総契約締結件数と総契約金額を具体的にご記入ください。

	該当する番号すべてに○印	総契約締結件数	総契約金額
1)シルバー人材センター	1. 事務用品・書籍 2. 食料品・飲料 3. 小物雑貨 4. その他 具体的に：＿＿＿＿＿＿	＿＿＿＿件	＿＿＿＿万円
2)母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体等	1. 事務用品・書籍 2. 食料品・飲料 3. 小物雑貨 4. その他 具体的に：＿＿＿＿＿＿	＿＿＿＿件	＿＿＿＿万円
3)障がい者福祉事業所	1. 事務用品・書籍 2. 食料品・飲料 3. 小物雑貨 4. その他 具体的に：＿＿＿＿＿＿	＿＿＿＿件	＿＿＿＿万円

（内訳）

1. 事務用品・書籍　⇒　筆記具、事務用品、用紙 、封筒、ゴム印、書籍等
2. 食料品・飲料　⇒　パン、弁当・おにぎり、加工食品、コーヒー・茶、飲料等
3. 小物雑貨　⇒　衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、各種記念品等）
4. その他

②「**役務**」について優先的発注の具体的な内容について、それぞれの項目ごとに該当する番号を選択し、各項目の平成 24 年度の会計年度の総契約締結件数と総契約金額を具体的にご記入ください。

	該当する番号すべてに○印	総契約締結件数	総契約金額
1）シルバー人材センター	1.印刷 2.クリーニング 3.清掃・施設管理 4.情報処理・テープ起し 5.飲食店等の運営 6.その他 具体的に：＿＿＿＿＿＿	＿＿＿件	＿＿＿万円
2)母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体等	1.印刷 2.クリーニング 3.清掃・施設管理 4.情報処理・テープ起し 5.飲食店等の運営 6.その他 具体的に：＿＿＿＿＿＿	＿＿＿件	＿＿＿万円
3)障がい者福祉事業所	1.印刷 2.クリーニング 3.清掃・施設管理 4.情報処理・テープ起し 5.飲食店等の運営 6.その他 具体的に：＿＿＿＿＿＿	＿＿＿件	＿＿＿万円

（内訳）

1.印刷　⇒　ポスター、チラシ、リーフレット、名刺、封筒等の印刷等
2.クリーニング　⇒　クリーニング、リネンサプライ等
3.清掃・施設管理　⇒　清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理等
4.情報処理・テープ起し⇒　ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起し等
5.飲食店等の運営　⇒　売店、レストラン、喫茶店等
6.その他

5

③「物品」「役務」の契約期間についてお聞きします。それぞれの契約年数は単年度ですか、複数年度ですか。それぞれの項目ごとに該当する番号を１つ選択してください。その他については具体的にご記入ください。

③－1　物品について	契約年数(○印は１つ)
1)シルバー人材センター	1. 単年度契約　2. 複数年度 3. その他（具体的に：　　）
2)母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体等	1. 単年度契約　2. 複数年度 3. その他（具体的に：　　）
3)障がい者福祉事業所	1. 単年度契約　2. 複数年度 3. その他（具体的に：　　）

③－2　役務について	契約年数(○印は１つ)
1)シルバー人材センター	1. 単年度契約　2. 複数年度 3. その他（具体的に：　　）
2)母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体等	1. 単年度契約　2. 複数年度 3. その他（具体的に：　　）
3)障がい者福祉事業所	1. 単年度契約　2. 複数年度 3. その他（具体的に：　　）

④2008 年度と 2012 年度の契約を比較し、この５年間で契約件数はどの程度増加しましたか。2008 年度を基準に「増加」、「横ばい」、「減少」に該当する番号を１つ選択し、おおよその割合(増減率)を下記の表にご記入ください。なお「横ばい」は０％とし、「増加」は＋○○％、「減少」は－○○％とご記入ください。

④－1　物品について	契約件数の増加の程度	増減率
1)シルバー人材センター	1. 増加した 2. 横ばい 3. 減少した	＿＿＿＿＿％
2)母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体等	1. 増加した 2. 横ばい 3. 減少した	＿＿＿＿＿％
3)障がい者福祉事業所	1. 増加した 2. 横ばい 3. 減少した	＿＿＿＿＿％

④ー2 役務	契約件数の増加の程度	増減率
1)シルバー人材センター	1. 増加した 2. 横ばい 3. 減少した	＿＿＿＿＿＿％
2)母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体等	1. 増加した 2. 横ばい 3. 減少した	＿＿＿＿＿＿％
3)障がい者福祉事業所	1. 増加した 2. 横ばい 3. 減少した	＿＿＿＿＿＿％

Ⅲ　障がい者の工賃向上を促進する「工賃倍増５か年計画」「工賃向上計画」について

問3. 障がい者の「工賃倍増 5 か年計画」「工賃向上計画」の取り組みについてお聞きします。

(1) 民間からの福祉施設等への受発注を増やすため、取り組みを行っていますか。

①取り組みを行っていますか。(○印は１つ)

1. 取り組みを行っている　　2. 取り組みを検討している　　3. 取り組みは行っていない

②問３（1）の①で「1. 取り組みを行っている」「2. 取り組みを検討している」と答えた方に、お聞きします。その取り組みの具体的内容や検討中の内容を下記にご記入ください。

(2) 官公需からの福祉施設等への受発注を増やすため、取り組みを行っていますか。

①取り組みを行っていますか。(○印は１つ)

1. 取り組みを行っている　　2. 取り組みを検討している　　3. 取り組みは行っていない

②問３（2）の①で「1．取り組みを行っている」「2．取り組みを検討している」と答えた方にお聞きします。その取り組みの具体的内容や検討中の内容を下記にご記入ください。

(3) 公益性の高い団体等からの福祉施設等への受発注を増やすため、取り組みを行っていますか。

①取り組みを行っていますか。(○印は１つ)

1．取り組みを行っている　　2．取り組みを検討している　　3．取り組みは行っていない

②問３(3)の①で「1．取り組みを行っている」「2．取り組みを検討している」と答えた方に、お聞きします。その取り組みの具体的内容や検討中の内容を下記にご記入ください。

(4) 問3の「(1) 民間」「(2) 官公需」「(3) 公益性の高い団体等」からの福祉施設等への受発注を増やすための取り組み以外で、何らかの取り組みを行っている場合は、その具体的内容を下記にご記入ください。

Ⅳ　「障害者優先調達推進法」について

問4. 障害者優先調達推進法に向けた取り組みについて、お聞きします。

(1) 優先発注の調達方針を決めていますか。(○印は一つ)

1. 決めている　　2. 検討している　　3. 決めていない

(2) 問 4 (1) で「1.決めている」「2.検討している」と答えた方についてお聞きします。

①目標額の設定に関して、どのよう設定方法を考えておられますか。(○印は一つ)

1. 物品および役務の種別ごとに調達実績額が前年度を上回ることを目標としている(検討している)。　⇒対前年度型増加設定
2. 物品および役務の種別ごとに調達実績額が、例えば直近 3 年間の平均伸び率を勘案した目標額を設定している(検討している)。　⇒対前年度推移型増加設定
3. その他(具体的に　　)

②目標額の設定に関して、どのような設定根拠を考えておられますか。具体的にご記入ください。

(3) 公契約の競争参加の資格について、お聞きします。

①競争参加の資格を定めていますか。(○印は一つ)

1. 参加資格を定めている
2. 参加資格を検討している
3. 参加資格は特に定めていない

②問 4(3)の①で「1. 参加資格を定めている」「2. 参加資格を検討している」と答えた方にお聞きします。参加資格の具体的な内容を下記にご記入ください。

(4) 調達を推進するため、どのような体制が整備されていますか、また整備を検討されていますか。

（○印は一つ）

1. 庁内の各関係機関の連絡・調整できる場を創設し、進めている。
2. 大阪府が進めている「行政の福祉化」※など戦略的な施策を構築し、関係部局との連絡調整及び連携の場を設定している。
3. 契約・会計担当が主体的に進めている。
4. 体制は整備していない。
5. その他（具体的に　　）

※ 大阪府が進めている「行政の福祉化」とは、府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働などの各分野の連携のもとに、施策の創意工夫や改善を通じて、障がい者や母子家庭の母、高齢者などの雇用、就労機会を創出し、そうした自立を支援する取り組みを全庁的に進めています。

V 「総合評価入札方式」について

※ 総合評価入札方式は、「価格並びに価格以外のその他の条件が、発注者である国や自治体において最も有利な内容の入札を行ったものを、契約の相手方とする方式」（地方自治法施行令 167 条 10 の 2）。大阪府では 1999 年から「行政の福祉化」施策を進めており、その一環として業務委託契約の入札において総合評価入札方式を採用し、福祉関連事項を重点的に評価項目として設定しています。

問5. 総合評価入札方式※の活用についてお聞きます。

(1)「物品」「役務」「工事」のなかで、総合評価入札方式を活用していますか。

1. 「物品」「役務」「工事」の全てに活用している。
2. 「物品」「役務」で活用している。
3. 「物品」「工事」で活用している。
4. 「物品」のみに活用している。
5. 「役務」「工事」で活用している。
6. 「役務」のみに活用している。
7. 「工事」のみに活用している。
8. 「物品」「役務」「工事」のいずれにも活用していない。

(2) 問5 (1) で「物品」や「役務」で活用していると回答した方にお聞きします。平成24年度に契約したものについて、その総契約締結件数、総契約金額及び雇用人数を、具体的にご記入ください。なお、複数年にわたる契約については、平成24年度の1ヶ年分のみをご記入ください。また雇用人数については「役務」のみをご記入ください。

①分野

1)「物品」⇒ 総契約締結件数　　件　　総契約金額　　万円

2)「役務」⇒ 総契約締結件数　　件　　総契約金額　　万円

②雇用人数(役務のみ)
※雇用されていない場合は「0」とご記入ください。

	当該現場	企業内現場
1.障がい者	人	人
2.就職困難者	人	人

(3)「物品」「役務」「工事」で総合評価入札方式を活用している場合、「障がい者」「就職困難者」※に係る評価項目を設定していますか。

①「物品」では、「障がい者」「就職困難者」の評価項目を設定していますか。(○印は１つ)
1.「障がい者」についての評価項目を設定している。
2.「障がい者」「就職困難者」についての評価項目を設定している。
3.「就職困難者」の評価項目は設定していない。
4.「障がい者」「就職困難者」とも評価項目を設定していない。
5.その他（　　）

②「役務」では、「障がい者」「就職困難者」の評価項目を設定していますか。(○印は１つ)
1.「障がい者」についての評価項目を設定している。
2.「障がい者」「就職困難者」についての評価項目を設定している。
3.「就職困難者」の評価項目は設定していない。
4.「障がい者」「就職困難者」とも評価項目を設定していない。
5.その他（　　）

③工事では、「障がい者」「就職困難者」の評価項目を設定していますか。(○印は１つ)
1.「障がい者」についての評価項目を設定している。
2.「障がい者」「就職困難者雇用」についての評価項目を設定している。
3.「就職困難者」の評価項目は設定していない。
4.「障がい者」「就職困難者」とも評価項目を設定していない。
5.その他（　　）

※ 就職困難者とは働く意欲がありながら、なかなか就職に結びつかない方々のことです。障がい者だけでなく、ホームレス状態の方、母子家庭の母親、保護観察に付された方、社会的事情により就職が著しく阻害されている方、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者の失業者を指しています。

(4) 障がい者や就職困難者の雇用や働く場の確保に向けた調達を進めるための配慮事項として何を重視しましたか。「①技術的評価」「②公共評価」について該当する番号全てに○印をお付けください。なお、「②公共評価」の「1.福祉的配慮」、「2. 既雇用者の継続雇用(発注規模などの条件を考慮せず)」については、該当する記号に○印を付けるとともに、該当する数字や割合を具体的にご記入ください。また、雇用人数を記入するにあたっては、平成 24 年度における全ての雇用人数の合計をご記入ください。

①技術的評価で、重視する事項はどれですか。（○印はいくつでも）

1. 業務実績　　2. 研修体制の有無
3. 業務体制　　4. 品質保証（品質ＩＳＯや自主検査体制）
5. その他（具体的に　　）

②公共評価で、重視する事項はどれですか。ただし、「1．福祉配慮」を選択した場合は、その具体的な内容について該当する記号に○印をつけてください。（○印はいくつでも）

1. 福祉的配慮
   [ａ．障がい者の新規雇用の基準　　ｂ．障がい者雇用を実現するための支援体制
   ｃ．障がい者雇用率　　ｄ．就職困難者の新規雇用者数
   ｅ．新規雇用者に対する雇用条件]
2. 既雇用者の継続雇用（発注規模などの条件を考慮せず）
3. 生活賃金の保障　　4. 男女共同参画への配慮
5. 環境への配慮　　6. 災害時の業務体制や貢献実績
7. 地域事業者の優先　　8. 顕彰制度の実績
9. ボランティア等地域貢献実績　　10. 地元産品活用実績
11. その他（具体的に　　）

③問５（4）②公共評価で重視する事項で、「1．福祉的配慮」「2．既雇用者の継続雇用」を選択した方にお聞きします。それぞれ選択した番号について、具体的な人数や割合を下記にご記入ください。

1)「1.福祉的配慮」の具体的内容の人数及び割合について

1. 障がい者の新規雇用の基準
   1-1. 当該現場の人数 ＿＿＿人　　1-2. 企業現場の人数＿＿＿人
2. 障がい者雇用率 ＿＿＿%
3. 就職困難者の新規雇用者の人数 ＿＿＿人

2) 既雇用者に対する継続雇用（発注規模などの条件を考慮せず）について

1. 障がい者の継続雇用の人数 ＿＿＿人
2. 就職困難者に対する継続雇用の人数 ＿＿＿人
3. 全ての労働者(障がい者、就職困難者を含む)に対する継続雇用の人数＿＿＿人

問6. 総合評価入札方式における評価値の算出方法についてお聞きします。どのような算出方法をされていますか。（○印は一つ）

1. 各入札企業の実績等を踏まえた評価点と入札価格に基づく標準点を合算し、入札価格で除している。（除算方式）
2. 価格評価点に技術評価点を加え、その価格評価点は予定価格と入札価格の差額から評価点を算出する。（加算方式）
3. その他（具体的に　　）

問7. 労務単価の積算基準において、障がい者や就職困難者の就業を支援する者のための費用※が積算費用に含まれていますか。「1.含まれている」と選択した方はその内容を具体的にご記入ください。

1. 含まれている　　2. 含まれていない

↓

「1.含まれている」の内容を具体的にご記入ください

※例）大阪府は、「行政の福祉化」の位置づけの下に、知的障がい者の雇用を前提とした清掃業務の総合評価一般競争入札の積算において、「福祉推進費」を加算しています。福祉推進費は、知的障がい者の就業を容易にするため、就業への支援体制が確保できるように、その支援に要する費用を施設清掃業務の積算において、支援員の人件費相当を一定の割合で加算しています。

Ⅵ　「公契約条例」について

問8. 公契約条例についてお聞きします。

(1) 公契約条例に対して、どのような取り組みを行っていますか。（○印は1つ）

1. 公契約条例は既に制定している。
2. 公契約条例案は策定したが、議会等の承認を得られていない状況である。
3. 公契約条例について、現在検討している。
4. 公契約条例について検討しているが業界や組合の反発があり保留している。
5. 公契約条例についての取り組みは、特に行っていない。
6. その他（　　）

(2) 問８(1)で「1. 公契約条例は既に制定している」「2. 公契約条例案は策定したが、議会等の承認を得られていない状況である」「3. 公契約条例について現在検討している」「4. 公契約条例について検討しているが業界や組合の反発があり保留している」と答えた方にお聞きします。公契約条例の特性をどのようなところにおいていますか。(○印は1つ)

1. 公契約に係る業務に従事する労働者に対し、民間相場(最低賃金)以上の支払いを義務づける(労働賃金の下限額)ことにより、労働条件の改善等を目指している。
2. 公共調達やそれに係る入札・契約制度に関して、履行品質の確保、地域経済の発展、優良企業の育成、環境保全などの公共政策の実現を目指している。
3. 労働賃金の下限額を定めるなど労働条件の改善及び履行品質の確保等広く公共政策の実現を目指している。
4. その他（具体的に　　）

(3) 公契約条例と障がい者や就職困難者の雇用との関係についてどのように考えておられますか。 なお「4. 公契約条例、総合評価入札方式のいずれにも疑問点がある」を選択した方は、その理由をご記入ください。

①公契約と障がい者、就職困難者の雇用との関係について、どのように考えていますか。

(○印は１つ)

1. 障がい者や就職困難者への雇用は、公契約条例で制度化したほうが行いやすい。
2. 障がい者や就職困難者への雇用は公契約条例を制定しなくても、総合評価入札方式で十分である。
3. 障がい者や就職困難者への雇用は、上記 1.2 のような方法を検討しなくても、既存施策で十分である。
4. 障がい者や就職困難者への雇用は、公契約条例や総合評価入札方式のいずれにも疑問が残る。
5. その他（具体的に　　）

②「疑問が残る」理由を具体的にご記入ください。

Ⅶ　障がい者や就職困難者の優先発注に関しての留意点等について

問9. 公共調達の賃金について、賃金の下限設定をどのように定めていますか。（○印は１つ）

1. 生活保護費に準ずる　　2. 同一職種(類似)の高校卒業者の初任給に準ずる
3. 最低賃金法に準ずる
4. 障がい者をサポートするジョブコーチのように熟練を要する者に配慮した下限設定を行っている。
5. その他（具体的に　　）

問 10. 当事者団体※との意見交換や連携についてお聞きします。

(1) 当事者団体との意見交換や連携について、どのようなことを行っていますか。（○印は一つ）

1. 意見交換や連携を行っている。
2. 意見交換や連携を検討している。
3. 意見交換や連携を行っていない。
4. その他（具体的に　　）

※当事者団体とは障がい者や就職困難者の雇用促進を支援する福祉法人、ＮＰＯ法人等を示します。

(2) 問 10(1)で「1. 意見交換や連携を行っている」「2. 意見交換や連携を検討している」と答えた方にお聞きします。当事者団体と、どのような意見交換や連携を行っていますか。（○印は一つ）

1. 報酬審議会を設けて意見交換等を行っている。
2. 障がい者団体等と意見交換の場を設けている。
3. ビルメンテナンス業界等の企業者団体と意見交換の場を設けている。
4. その他（具体的に　　）

問 11.公共調達での障がい者や就職困難者の雇用や働く場の確保に向けた契約方式や公契約条例等で感じられることをご自由にご記入ください。

問 12. 貴団体について、ご記入ください。

都道府県名		市町村名	
担当部局名		ＴＥＬ	
ご記入者及び担当者名			
電 子 メ ー ル			
地方公共団体コード			

※お願い

貴団体において、障がい者、就職困難者に係る働く場の確保に関する入札制度への取り組みやそれらに関する資料等がございましたら、返信封筒に同封もしくはメールでの送信をお願い致します。

〒540-0006
大阪市中央区法円坂１丁目１番 35 号　大阪市教育会館５階
大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合(愛称：エル・チャレンジ)
政策研究室　　担当：丸尾　飯島
Tel：06-6920-3521　fax：06-6920-3522　　E-mail：seisaku@l-challenge.com

ご協力ありがとうございました。

・ご記入の調査票は１２月２０日（金）までに同封の返信封筒に挿入のうえ、お送りください。

・また、調査票は大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合（愛称：エル・チャレンジ）のホームページに立ち上げています。

２．アンケート調査票（国各省庁及び独立行政法人）

障がい者や就職困難者のはたらく場の確保に向けた入札制度に関するアンケート調査

本調査は大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合(愛称：エル・チャレンジ)が、厚生労働省社会福祉推進事業の補助金を受け、実施するものです。全国における公共調達等における実施状況を把握することによって、障がい者や就職困難者の就労機会の拡大につなげる可能性や、そのために必要な制度、施策等を検討することを目的としています。

ご多忙中とは存じますが、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

[ご回答にあたってのお願い]

- お手数ではございますが、回答のご担当部署が複数にまたがる場合、担当部署でそれぞれの担当部分をご記入いただき、お取りまとめの上、ご返信頂きますようお願い申し上げます。
- ご回答は、あてはまる番号を○印で囲んでください。「１つを選択」「○印は１つ」「すべてに○印」など回答数を指定していますので、その数だけ○印をお付けください。
- 質問によっては、回答を具体的にご記入いただくものもあります。数字をご記入いただく質問では該当がない場合には「ゼロ」とご記入ください。
- 具体的な内容を［　　］にご記入いただく場合、その枠内に収まらないことがありましたら、質問番号を記入の上、別紙に記入、添付してください。
- 調査票にご記入いただきましたら、平成２６年１月１０日（金）までに、同封の返信封筒で返信してください。

[問合先]

ご回答にあたり、ご不明な点当がございましたら、下記までご連絡ください。

大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合(愛称：エル・チャレンジ)
政策研究室　　担当：丸尾　飯島
Tel：06-6920-3521　fax：06-6920-3522　　E-mail：seisaku@l-challenge.com

ご回答いただいた内容について、別途、確認させていただく場合がございます。その際にはご協力いただけますよう重ねてよろしくお願い申し上げます。

[情報の取り扱いについて]

- アンケート調査の回答内容については、選択式及び数字での回答は全て統計処理を行い、個別のデータは公表いたしません。自由記述式の回答は、個別の自治体名を特定できない形で公表させていただく場合がございます。また、事業の目的以外に使用することはございません。

調査票における『就職困難者』とは

就職困難者とは働く意欲がありながら、なかなか就職に結びつかない方々のことです。障がい者だけでなく、ホームレス状態の方、母子家庭の母親、保護観察に付された方、社会的事情により就職が著しく阻害されている方、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者の失業者を指しています。

1

障がい者や就職困難者のはたらく場の確保に向けた
入札制度に関するアンケート調査

Ⅰ　公共調達の規模及び契約状況の現状について

問1．貴団体の公共調達（物品・役務）の現在の契約状況についてお聞きします。

平成 24 年度の会計年度の公共調達の「物品」「役務」における、「一般競争入札」「指名競争入札」「随意契約」それぞれの総契約締結件数及び総契約金額をご記入ください。また随意契約については、そのうち「シルバー人材センター」、「障がい者福祉事業所」の総契約締結件数、総契約金額をご記入ください。

(1)「物品」について

① 一般競争入札、指名競争入札、随意契約についての総契約締結件数及び総契約金額を下記にご記入ください。

1)一般競争入札　⇒　総契約締結件数＿＿＿＿件　総契約金額＿＿＿＿万円

2)指名競争入札　⇒　総契約締結件数＿＿＿＿件　総契約金額＿＿＿＿万円

3)随意契約　⇒　総契約締結件数＿＿＿＿件　総契約金額＿＿＿＿万円

②「随意契約」のうち下記の項目についての契約締結件数及び契約金額をご記入ください。

1)シルバー人材センター⇒　総契約締結件数＿＿＿＿件　総契約金額＿＿＿＿万円

2)障がい者福祉事業所　⇒　総契約締結件数＿＿＿＿件　総契約金額＿＿＿＿万円

(2) 役務について

① 一般競争入札、指名競争入札、随意契約についての総契約締結件数及び総契約金額を下記にご記入ください。

1)一般競争入札　⇒　総契約締結件数＿＿＿＿件　総契約金額＿＿＿＿万円

2)指名競争入札　⇒　総契約締結件数＿＿＿＿件　総契約金額＿＿＿＿万円

3)随意契約　⇒　総契約締結件数＿＿＿＿件　総契約金額＿＿＿＿万円

②「随意契約」のうち、下記の項目についての総契約締結件数及び総契約金額をご記入ください。

1)シルバー人材センター⇒　総契約締結件数　　件　総契約金額　　万円

2)障がい者福祉事業所　⇒　総契約締結件数　　件　総契約金額　　万円

II　公共調達における「随意契約」について

問2. 公共調達における「随意契約」についてお聞きします。それぞれの項目に該当する番号を1つ選択し、□ にご記入ください。

(1) 会計法第29条の3の第5項の「契約に係る予定価格が少額である場合」を活用していますか。

1. 活用している　　2. 活用を検討している　　3. 活用していない

項　目	活用の状況
1) シルバー人材センター	
2) 母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体等	
3) 障がい者福祉事業所	

(2) 会計法第29条の3の第4項を活用していますか。

1. 活用している　　2. 活用を検討している　　3. 活用していない

項　目	活用の状況
1) シルバー人材センター	
2) 母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体等	
3) 障がい者福祉事業所	

(3) 会計法第29条の3の第5項の「その他の政令で定める場合」を活用していますか。

1. 活用している　　2. 活用を検討している　　3. 活用していない

項　目	活用の状況
1) シルバー人材センター	
2) 母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体等	
3) 障がい者福祉事業所	

(4) 問2 (3) の会計法第 29 条の3第5項のその他政令で定める場合について、「1. 活用している」と答えた方にお聞きします。「物品」「役務」それぞれの優先的発注の具体的な内容について、それぞれの項目ごとに該当する番号を選択し、各項目の平成 24 年度の会計年度の総契約締結件数と総契約金額を具体的にご記入ください。

① **「物品」**について優先的発注の具体的な内容について、それぞれの項目ごとに該当する番号を選択し、各項目の平成 24 年度の会計年度の総契約締結件数と総契約金額を具体的にご記入ください。

	該当する番号すべてに○印	総契約締結件数	総契約金額
1)シルバー人材センター	1. 事務用品・書籍 2. 食料品・飲料 3. 小物雑貨 4. その他 具体的に：＿＿＿＿	＿＿＿件	＿＿＿万円
2)母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体等	1. 事務用品・書籍 2. 食料品・飲料 3. 小物雑貨 4. その他 具体的に：＿＿＿＿	＿＿＿件	＿＿＿万円
3)障がい者福祉事業所	1. 事務用品・書籍 2. 食料品・飲料 3. 小物雑貨 4. その他 具体的に：＿＿＿＿	＿＿＿件	＿＿＿万円

（内訳）

1. 事務用品・書籍　⇒　筆記具、事務用品、用紙 、封筒、ゴム印、書籍等
2. 食料品・飲料　⇒　パン、弁当・おにぎり、加工食品、コーヒー・茶、飲料等
3. 小物雑貨　⇒　衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、各種記念品等）
4. その他

②「役務」について優先的発注の具体的な内容について、それぞれの項目ごとに該当する番号を選択し、各項目の平成 24 年度の会計年度の総契約締結件数と総契約金額を具体的にご記入ください。

	該当する番号すべてに○印	総契約締結件数	総契約金額
1）シルバー人材センター	1. 印刷 2. クリーニング 3. 清掃・施設管理 4. 情報処理・テープ起し 5. 飲食店等の運営 6. その他 具体的に：＿＿＿＿＿＿	＿＿＿件	＿＿＿万円
2）母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体等	1. 印刷 2. クリーニング 3. 清掃・施設管理 4. 情報処理・テープ起し 5. 飲食店等の運営 6. その他 具体的に：＿＿＿＿＿＿	＿＿＿件	＿＿＿万円
3）障がい者福祉事業所	1. 印刷 2. クリーニング 3. 清掃・施設管理 4. 情報処理・テープ起し 5. 飲食店等の運営 6. その他 具体的に：＿＿＿＿＿＿	＿＿＿件	＿＿＿万円

（内訳）

1. 印刷 ⇒ ポスター、チラシ、リーフレット、名刺、封筒等の印刷等
2. クリーニング ⇒ クリーニング、リネンサプライ等
3. 清掃・施設管理 ⇒ 清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理等
4. 情報処理・テープ起し⇒ ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起し等
5. 飲食店等の運営 ⇒ 売店、レストラン、喫茶店等
6. その他

5

③「物品」「役務」の契約期間についてお聞きします。それぞれの契約年数は単年度ですか、複数年度ですか。それぞれの項目ごとに該当する番号を１つ選択してください。その他については具体的にご記入ください。

③ー1　物品について	契約年数(○印は１つ)
1)シルバー人材センター	1. 単年度契約　2. 複数年度 3. その他（具体的に：　　）
2)母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体等	1. 単年度契約　2. 複数年度 3. その他（具体的に：　　）
3)障がい者福祉事業所	1. 単年度契約　2. 複数年度 3. その他（具体的に：　　）

③ー2　役務について	契約年数(○印は１つ)
1)シルバー人材センター	1. 単年度契約　2. 複数年度 3. その他（具体的に：　　）
2)母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体等	1. 単年度契約　2. 複数年度 3. その他（具体的に：　　）
3)障がい者福祉事業所	1. 単年度契約　2. 複数年度 3. その他（具体的に：　　）

④2008 年度と 2012 年度の契約を比較し、この５年間で契約件数はどの程度増加しましたか。2008 年度を基準に「増加」、「横ばい」、「減少」に該当する番号を１つ選択し、おおよその割合(増減率)を下記の表にご記入ください。なお「横ばい」は０%とし、「増加」は＋○○%、「減少」は－○○%とご記入ください。

④ー1　物品について	契約件数の増加の程度	増減率
1)シルバー人材センター	1. 増加した 2. 横ばい 3. 減少した	＿＿＿＿＿＿％
2)母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体等	1. 増加した 2. 横ばい 3. 減少した	＿＿＿＿＿＿％
3)障がい者福祉事業所	1. 増加した 2. 横ばい 3. 減少した	＿＿＿＿＿＿％

④ー2 役務	契約件数の増加の程度	増減率
1)シルバー人材センター	1. 増加した 2. 横ばい 3. 減少した	＿＿＿＿＿＿％
2)母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体等	1. 増加した 2. 横ばい 3. 減少した	＿＿＿＿＿＿％
3)障がい者福祉事業所	1. 増加した 2. 横ばい 3. 減少した	＿＿＿＿＿＿％

Ⅲ 「障害者優先調達推進法」について

問3. 障害者優先調達推進法に向けた取り組みについて、お聞きします。

(1) 優先発注の調達方針を決めていますか。(○印は一つ)

1. 決めている　　2. 検討している　　3. 決めていない

(2) 問3 (1) で「1.決めている」「2.検討している」と答えた方についてお聞きします。

①目標額の設定に関して、どのよう設定方法を考えておられますか。(○印は一つ)

1. 物品および役務の種別ごとに調達実績額が前年度を上回ることを目標としている（検討している)。 ⇒対前年度型増加設定
2. 物品および役務の種別ごとに調達実績額が、例えば直近３年間の平均伸び率を勘案した目標額を設定している（検討している)。 ⇒対前年度推移型増加設定
3. その他（具体的に　　）

②目標額の設定に関して、どのような設定根拠を考えておられますか。具体的にご記入ください。

7

(3) 公契約の競争参加の資格について、お聞きします。

①競争参加の資格を定めていますか。（○印は一つ）

1. 参加資格を定めている
2. 参加資格を検討している
3. 参加資格は特に定めていない

②問３(3)の①で「1．参加資格を定めている」「2．参加資格を検討している」と答えた方にお聞きします。参加資格の具体的な内容を下記にご記入ください。

(4) 調達を推進するため、どのような体制が整備されていますか、また整備を検討されていますか。

（○印は一つ）

1. 庁内の各関係機関の連絡・調整できる場を創設し、進めている。
2. 大阪府が進めている「行政の福祉化」※など戦略的な施策を構築し、関係部局との連絡調整及び連携の場を設定している。
3. 契約・会計担当が主体的に進めている。
4. 体制は整備していない。
5. その他（具体的に　　）

※ 大阪府が進めている「行政の福祉化」とは、府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働などの各分野の連携のもとに、施策の創意工夫や改善を通じて、障がい者や母子家庭の母、高齢者などの雇用、就労機会を創出し、そうした自立を支援する取り組みを全庁的に進めています。

Ⅳ　「総合評価入札方式」※について

※ **総合評価入札方式は**

国：1961 年の会計法改正により、「･･･価格及びその他の条件が国にとつて最も有利なもの（同項ただし書きにあっては、次に有利なもの）をもつて申込みをした者を契約の相手方とすることができる」（会計法第 29 条の６第 2 項）と規定。それを受け、「･･･各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより、価格その他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる」（予算決算及び会計令 91 条 2 項）と規定しています。

：「公共工事の品質確保の促進に関する法律」で、公共工事の品質確保のため主要な取り組みとして採用が促進されています。

地方自治体：「価格並びに価格以外のその他の条件が、発注者である国や自治体において最も有利な内容の入札を行ったものを、契約の相手方とする方式」（地方自治法施行令 167 条 10 の 2）。大阪府では 1999 年から「行政の福祉化」施策を進めており、その一環として業務委託契約の入札において総合評価入札方式を採用し、福祉関連事項を重点的に評価項目として設定しています。

問4. 総合評価入札方式の活用についてお聞きます。

(1)「物品」「役務」「工事」のなかで、総合評価入札方式を活用していますか。

1.「物品」「役務」「工事」の全てに活用している。
2.「物品」「役務」で活用している。
3.「物品」「工事」で活用している。
4.「物品」のみに活用している。
5.「役務」「工事」で活用している。
6.「役務」のみに活用している。
7.「工事」のみに活用している。
8.「物品」「役務」「工事」のいずれにも活用していない。

(2) 問4 (1) で「物品」や「役務」で活用していると回答した方にお聞きします。平成24年度に契約したものについて、その総契約締結件数、総契約金額及び雇用人数を、具体的にご記入ください。なお、複数年にわたる契約については、平成24年度の1ヶ年分のみをご記入ください。また雇用人数については「役務」のみをご記入ください。

①分野

1)「物品」⇒ 総契約締結件数＿＿＿＿件　総契約金額＿＿＿＿万円
2)「役務」⇒ 総契約締結件数＿＿＿＿件　総契約金額＿＿＿＿万円

②雇用人数(役務のみ)

※雇用されていない場合は「0」とご記入ください。

	当該現場	企業内現場
1.障がい者	人	人
2.就職困難者	人	人

(3)「物品」「役務」「工事」で総合評価入札方式を活用している場合、「障がい者」「就職困難者」※に係る評価項目を設定していますか。

①「物品」では、「障がい者」「就職困難者」の評価項目を設定していますか。(○印は１つ)

1.「障がい者」についてのみ評価項目を設定している。
2.「障がい者」「就職困難者」についての評価項目を設定している。
3.「就職困難者」についてのみ評価項目は設定している。
4.「障がい者」「就職困難者」とも評価項目を設定していない。
5. その他（　　）

②「役務」では、「障がい者」「就職困難者」の評価項目を設定していますか。(○印は１つ)

1.「障がい者」についてのみ評価項目を設定している。
2.「障がい者」「就職困難者」についての評価項目を設定している。
3.「就職困難者」についてのみ評価項目は設定している。
4.「障がい者」「就職困難者」とも評価項目を設定していない。
5. その他（　　）

③工事では、「障がい者」「就職困難者」の評価項目を設定していますか。(○印は１つ)

1.「障がい者」についてのみ評価項目を設定している。
2.「障がい者」「就職困難者雇用」についての評価項目を設定している。
3.「就職困難者」についてのみ評価項目は設定している。
4.「障がい者」「就職困難者」とも評価項目を設定していない。
5. その他（　　）

※ 就職困難者とは働く意欲がありながら、なかなか就職に結びつかない方々のことです。障がい者だけでなく、ホームレス状態の方、母子家庭の母親、保護観察に付された方、社会的事情により就職が著しく阻害されている方、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者の失業者を指しています。

(4) 障がい者や就職困難者の雇用や働く場の確保に向けた調達を進めるための配慮事項として何を重視しましたか。「①技術的評価」「②公共評価」について該当する番号全てに○印をお付けください。なお、「②公共評価」の「1.福祉的配慮」、「2. 既雇用者の継続雇用(発注規模などの条件を考慮せず)」については、該当する記号に○印を付けるとともに、該当する数字や割合を具体的にご記入ください。また、雇用人数を記入するにあたっては、平成 24 年度における全ての雇用人数の合計をご記入ください。

①技術的評価で、重視する事項はどれですか。（○印はいくつでも）

1. 業務実績　　2. 研修体制の有無
3. 業務体制　　4. 品質保証（品質ＩＳＯや自主検査体制）
5. その他（具体的に　　）

②公共評価で、重視する事項はどれですか。ただし、「1. 福祉配慮」を選択した場合は、その具体的な内容について該当する記号に○印をつけてください。（○印はいくつでも）

1. 福祉的配慮
   - ａ．障がい者の新規雇用の基準　　ｂ．障がい者雇用を実現するための支援体制
   - ｃ．障がい者雇用率　　ｄ．就職困難者の新規雇用者数
   - ｅ．新規雇用者に対する雇用条件
2. 既雇用者の継続雇用（発注規模などの条件を考慮せず）
3. 生活賃金の保障　　4. 男女共同参画への配慮
5. 環境への配慮　　6. 災害時の業務体制や貢献実績
7. 地域事業者の優先　　8. 顕彰制度の実績
9. ボランティア等地域貢献実績　　10. 地元産品活用実績
11. その他（具体的に　　）

③問４（4）②公共評価で重視する事項で、「１．福祉的配慮」「２．既雇用者の継続雇用」を選択した方にお聞きします。それぞれ選択した番号について、具体的な人数や割合を下記にご記入ください。

1)「1.福祉的配慮」の具体的内容の人数及び割合について

1. 障がい者の新規雇用の基準

1-1. 当該現場の人数 ＿＿＿＿人　　1-2. 企業現場の人数＿＿＿＿人

2. 障がい者雇用率 ＿＿＿＿%

3. 就職困難者の新規雇用者の人数 ＿＿＿＿人

2) 既雇用者に対する継続雇用（発注規模などの条件を考慮せず）について

1. 障がい者の継続雇用の人数 ＿＿＿＿人

2. 就職困難者に対する継続雇用の人数 ＿＿＿＿人

3. 全ての労働者(障がい者、就職困難者を含む)に対する継続雇用の人数＿＿＿＿人

問5. 総合評価入札方式における評価値の算出方法についてお聞きします。どのような算出方法をされていますか。(○印は一つ)

1. 各入札企業の実績等を踏まえた評価点と入札価格に基づく標準点を合算し、入札価格で除している。(除算方式)
2. 価格評価点に技術評価点を加え、その価格評価点は予定価格と入札価格の差額から評価点を算出する。(加算方式)
3. その他（具体的に　　）

問6. 労務単価の積算基準において、障がい者や就職困難者の就業を支援する者のための費用※が積算費用に含まれていますか。「1.含まれている」と選択した方はその内容を具体的にご記入ください。

1. 含まれている　　2. 含まれていない

↓

「1.含まれている」の内容を具体的にご記入ください

※例）大阪府は、「行政の福祉化」の位置づけの下に、知的障がい者の雇用を前提とした清掃業務の総合評価一般競争入札の積算において、「福祉推進費」を加算しています。福祉推進費は、知的障がい者の就業を容易にするため、就業への支援体制が確保できるように、その支援に要する費用を施設清掃業務の積算において、支援員の人件費相当を一定の割合で加算しています。

Ⅴ　障がい者や就職困難者の優先発注に関しての留意点等について

問7. 公共調達の賃金について、賃金の下限設定をどのように定めていますか。（○印は１つ）

1. 生活保護費に準ずる　　2. 同一職種(類似)の高校卒業者の初任給に準ずる
3. 最低賃金法に準ずる
4. 障がい者をサポートするジョブコーチのように熟練を要する者に配慮した下限設定を行っている。
5. その他（具体的に　　）

問8. 当事者団体※との意見交換や連携についてお聞きします。

(1) 当事者団体との意見交換や連携について、どのようなことを行っていますか。（○印は一つ）

1. 意見交換や連携を行っている。
2. 意見交換や連携を検討している。
3. 意見交換や連携を行っていない。
4. その他（具体的に　　）

※当事者団体とは障がい者や就職困難者の雇用促進を支援する福祉法人、ＮＰＯ法人等を示します。

(2) 問8 (1) で「1. 意見交換や連携を行っている」「2. 意見交換や連携を検討している」と答えた方にお聞きします。当事者団体と、どのような意見交換や連携を行っていますか。（○印は一つ）

1. 報酬審議会を設けて意見交換等を行っている。
2. 障がい者団体等と意見交換の場を設けている。
3. ビルメンテナンス業界等の企業者団体と意見交換の場を設けている。
4. その他（具体的に　　）

問9. 公共調達での障がい者や就職困難者の雇用や働く場の確保に向けた契約方式等で感じられることをご自由にご記入ください。

12

問 10. 貴団体について、ご記入ください。

各府省庁名			
独立行政法人名			
担 当 部 局 名		TEL	
ご記入者及び担当者名			
電 子 メ ー ル			

※お願い

貴団体において、障がい者、就職困難者に係る働く場の確保に関する入札制度への取り組みやそれらに関する資料等がございましたら、返信封筒に同封もしくはメールでの送信をお願い致します。

〒540-0006
大阪市中央区法円坂１丁目１番 35 号　大阪市教育会館５階
大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合(愛称：エル・チャレンジ)
政策研究室　　担当：丸尾　飯島
Tel：06-6920-3521　fax：06-6920-3522　　E-mail：seisaku@l-challenge.com

ご協力ありがとうございました。

・ご記入の調査票は平成 26 年１月１０日（金）までに同封の返信封筒に挿入のうえ、お送りください。

・また、調査票は大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合（愛称：エル・チャレンジ）のホームページに立ち上げています。

障がい者をはじめとする就職困難者のはたらく場を
確保できる入札制度の調査・研究報告書

２０１４年３月３１日

発行 大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合

代表理事 冨田 一幸

〒540-0006 大阪市中央区法円坂 1-1-35

大阪市教育会館 5 階

TEL(06)6920-3521／FAX(06)6920-3522

http://www.l-challenge.com/

厚生労働省　平成２５年度セーフティネット支援対策等事業（社会福祉推進事業）

障がい者をはじめとする就職困難者のはたらく場を確保できる入札制度の調査・研究報告書

大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合
（愛称：エル・チャレンジ）